令 和 元 年第二回定 例 会 会 録

西之表市議会

令和元年第二回西之表市議会定例会会議録目次

中野 周君質疑 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	長吉税務課長(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	長野広美さん質疑・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	長吉税務課長説明(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	報告第三号 専決処分の承認を求めることについて(西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)・・・・	長吉税務課長説明(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	報告第二号 専決処分の承認を求めることについて(西之表市都市計画税条例の一部を改正する条例) ・・・・・	橋口美幸さん質疑・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	長吉税務課長(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	長野広美さん質疑・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	長吉税務課長説明(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	報告第一号 専決処分の承認を求めることについて(西之表市税条例等の一部を改正する条例) ・・・・・・・	一、議案審議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	八板市長 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一、市長の所信表明並びに提案理由説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一、提出議案の一括上程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一、会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一、会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一、開 議 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一、開 会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第一号 六月十七日(月)
$\frac{}{\circlearrowleft}$	一 九	一 九	一 九	八	一七	一 七	一六	一六	五.	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	七	七	七	七	七	五.	五.	

再	休	大瀬	和田	古田	橋口	中野	岩下	議案	再	休	奥村	長野	奥村	報告	長吉	長野	長吉	報告	議案	再	休	橋口
開	憩	大瀬総務課長	和田香穂里さん質疑	古田建設課長	橋口美幸さん質疑	中野農林水産課長	岩下経済観光課長	議案審議	開	憩	奥村財産監理課長	長野広美さん質疑	奥村財産監理課長説明	報告第五号	長吉税務課長	長野広美さん質疑	長吉税務課長説明	報告第四号	議案審議	開	憩	橋口美幸さん質疑
		長	さん	長	ん質	産課!	光課!	•			理課1	ん質	理課!	専	長	ん質	長説:	専	٠		٠	ん質
:			質疑		疑	長	長				長	疑	長鉛	専決処分の承認を求めることについ		疑	明	専決処分の承認を求めることについ	•	•		疑
٠		•	灰	•				•	•	•			明	分	•			分	•	•	•	
•		•		•	•	•	•			•	•	•		の	•	•	•	の	•	•	•	
														部認				部認				
•	•	•	•	•	•	٠	٠	٠	٠	•	٠	•	•	を	٠	٠	٠	を	٠	٠	•	•
•							•				•			求め	•			求め				
•		٠	٠			•	•	•	•		•	•		る	•	•	•	る	٠	•	•	
•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	<u></u>	•	•	•	<u></u>	•	•	•	
														とに				とに				
•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	•	•	•	2	•	•	•	
•						•	•	•		•	•	•	•	いて	•	•	•	いて	•	•		
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	平	•	•	•	西立	•	•	•	•
								·	·		·			放				と 表				
•	٠	٠	٠	٠	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	(平成三十年度西之表市	•	•	•	(西之表市介護保険条例の	٠	•	٠	•
•						•	•	•	•	•	•			年度	•	•	•	介護		•		
														及 西				误保				
•	•	•	•	•	•	٠	٠	٠	٠	•	٠	•	•	之	٠	٠	٠	険	٠	٠	•	•
														表由				条例				
•		•	•			•	•			•	•	•	•		•	•	•	\mathcal{O}	•	•	•	
•		:	:	:	:	•	•	•	•	•	•	:	•	般会計補正	•	•	•	_	•	•	:	
														云計				部を改正				
•	٠	٠	٠	٠	٠	٠	•	٠	•	•	•	٠	•	補	•	•	٠	改	٠	٠	٠	٠
•						•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	-	•	•		
•		٠	٠			•	•	•	•		•	•		予算	•	•	•	うる	٠	•	•	
•		:	:			•	•	•	•	•	•		•	_	•	•	•	9る条例	•	•		
														(第七号)				1911				
•	٠	٠	٠	٠	٠	٠	•	٠	•	•	•	٠	•	号	•	•	٠		٠	٠	٠	٠
•						•	•	•	•	•	•			\Box	•	•	•			•		
•		٠	٠			٠	•	•	•		•	•			•	•	٠	•	٠	٠	٠	
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•		٠	٠	•	•	•	•	•	•		•	٠	•	•	•	•	•	•	٠	٠	٠	
:						•	:				:	:		:	:	:	•	:	•	•		
٠	٠	٠	٠	٠	٠	٠	•	٠	٠	٠	•	٠	٠	•	•	•	٠	•	٠	٠	٠	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
<u>-</u>	<u>-</u>	_	_	<u> </u>	<u>-</u>	<u> </u>		三七	<u>_</u>		<u> </u>	<u> </u>	_	<u>-</u>	$\stackrel{-}{-}$	$\stackrel{-}{-}$	\equiv	<u>-</u>	<u> </u>	\equiv	_	$\vec{-}$
九	九	八	八	八	七	七	七	七	七	七	六	六	三	三	_	\equiv	\equiv	_	_	_		

長野点	長野健	報告第九号	橋口羊	下川宣	長野点	下川宣	報告第八号	川畑市	報告第七号	長野健	長野皮	長野健	報告第六号	下川垣	議案審議	再	休	議案審議	再	休	生田直	議案審議
長野広美さん質疑	長野健康保険課長説明	九号	口美幸さん質疑	下川高齢者支援課長	長野広美さん質疑	卜川高齢者支援課長説明	光八号	川畑市民生活課長説明	光七号	長野健康保険課長	長野広美さん質疑	長野健康保険課長説明	光六号	ト川福祉事務所長	番議	開	憩	番議	開	憩	生田直弘君質疑	番議
ん質疑	険課長	専決	ん質疑	支援課	ん質疑	支援課	専決	活課長	専決	険課長	ん質疑	険課長	専決	務所長							質疑	
<i>//</i> /C	説明	処分	<i>/</i> //C	長	<i>/</i> //C	長説	処分	説明	処分		<i>//C</i>	説明	処分			:			:			
		の承認				明	の承認		の承認				の承認			•	•				•	•
		影を求					総を求		配を求				総を求									
		める		•			小める		める				小める								•	
		ととに			:		こと		ことに				専決処分の承認を求めることに								•	
•		うい	•	•	•	•	につい	•	専決処分の承認を求めることについて		•		につい	•		•	•	•				•
		て ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・					て						て									
		成三		•			平成		平成三				平成				•				•	
		専決処分の承認を求めることについて(平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第六号))					専決処分の承認を求めることについて(平成三十年度西之表市介護保険特別	•	(平成三十年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算 (第二号))				(平成三十年度西之表市国民健康保険			•	•					•
					:		- 度西	:	度西立				- 度西								•	
		表市翁			:		之表式		之 表 市				之表								•	
•		俊期高	•	•	•	•	巾介灌	•	交通		•		巾国民	•		•	•	•				•
		齢者		:			保険		災害世				健康									
		医療促							済事				at t									
		除除特					会計補正予算 (第六号)]		業特				特別会計補正予算									•
		別会					正予		別会計				云計補									
•		計補正		•			算 (i)		補正				正子									
		予算		•			第六日		予算					•								
		(第 六					万)		(第 第				(第六号)									
		/号)							号)				3)									
				•										•		•	•				•	•
		•		•	•								•								•	•
三八	三八	三七	三六	三六	三六	五	蓋	=======================================	=======================================	=======================================	<u>=</u> <u>-</u>	=	三一	$\frac{\Xi}{\bigcirc}$	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九

中野農林	議案第六号	下川福祉	議案第五号	大瀬総務	議案第四号	大瀬選管	議案第三号	一、議案審議	一、再開	一、休憩	八板市長説明	議案第二号	大瀬総務課長	和田香穂	八板市長説明	議案第一号	一、鹿児島県	奥村財産	報告第一一号	奥村財産	報告第一	1 1 1 1 1 1 1
中野農林水産課長説明(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	昴六号 西之表市森林環境譲与税基金条例の制定について ・・・・・・・・・・・・・・・・	下川福祉事務所長説明	東五号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について ・・・・・・	大瀬総務課長説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	昴四号 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について	大瀬選管書記長説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第三号 西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について ⋅ ⋅ ⋅ ⋅ ⋅ ⋅ ⋅ ・	沓議 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	甲長説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	昻二号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて ・・・・・・・・・・・	総務課長 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	和田香穂里さん質疑・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	甲長説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	弗一号 西之表市公平委員会委員の選任について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	奥村財産監理課長報告	昴一一号 平成三十年度西之表市水道事業会計予算繰越計算書の報告について ・・・・・・・	奥村財産監理課長報告	界一○号 平成三十年度西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について ·······	手里像 房仔 附記手
五. 三	五三	五一	五一	四九	四九	四九	四八	四八	四八	四八	四六	四六	四四四	四四四	四四四	四四四	四二	四一	四一	三九	三九	

: 六	一、一、是一、
六	程 六 執
六 六 〇	
五五五八八八	上妻水道課長説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
五五七七	号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会支援課長説明
五五五六六六	議案第九号(令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第一号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
五五五五五	理課長説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

ь.		一、		1/	т	坛		一、一		т·	1/	щ	+	ж	<i>H</i> -		一、		<u></u>	111	1/	Н
内学校教育課長	一般質問	再	休	八板市長	中野農林水産課長	橋口好文君	一般質問	再	休	下川福祉事務所長	八板市長	岩下経済観光課長	大平教育長	内学校教育課長	生田直弘君	一般質問	再	休	下川福祉事務所長	川畑市民生活課長	八板市長	中野農林水産課長
教育課	問	開	憩	長	林水産	文君	問	開	憩	祉事務	長	済観光	育長	教育課	弘君	問	開	憩	祉事務	民生活	長	林水産
長					課長					所長		課長		長					所長	課 長		課長
	•			•		•	•	•	•					•				•			•	
•	•			•		٠	•	•	•	٠				•				•			•	•
	٠	•	•	٠	•	•	٠	•	٠	٠	•		•	٠	•	•		٠	•		•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•		•	•
										•												
						•		•	•	٠												•
		:	:					•								:						
																						•
						•	•			•											•	
	٠	•	•	٠	•	•	٠	•	٠	٠	•		•	٠	•	•		٠	•		•	•
																						•
	٠	•	•	٠	•	•	٠	•	٠	٠	•		•	٠	•	•		٠	•		•	•
																						•
		:	:	:		:		:		:	:				:	:			:		•	
	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•		•		•		•		•			•	•
· 								•	•	•	•			•				•				•
\bigcirc	九九	九 九	九九	九 四	九三	九二	九二	九二	九二	八三	八二	七八	七八	七五	七五	七五	七五	七五	七一	七〇	七〇	六七

	_	笙										_	_							_	
	開	第 三 号	、 散	, H	士	山	Л	岩	杰	疶	_	、 再	、 休	寓.	Л	山	河		、 再	休	岩
般質問	נוען		HA	日程報告	田油	-野典	八板市長	下級	企画	辺済	一般質問	1.1	VI.	村財	八板市長	-野典	本去	一般質問	1 1	VI	下級
問	議	六月十九日	会	告	古田建設課長	中野農林水産課長	長	岩下経済観光課長	森企画課長	渡辺道大君	問	開	憩	奥村財産監理課長	長	中野農林水産課長	河本幸男君	問	開	憩	岩下経済観光課長
		九			長	小産 #		光光	尺	口				理理		小産 #	∕ □				光
•						課 長		課 長	•					課 長		課 長	•				課 長
•		水	•		•												•				
•	•		•	•	•	•	٠	•	•	٠	•		٠	•	•	•	•	•	•	•	•
•				•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•
•				•	•	•			•					•	•	•	•	•	•		
				·	•									•				•			
•				•	•			•	•					•			•	•			
•	•		•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•
									•					•				•			
•	•		٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•					•	•			•					•	•	•	•	•	•		
•	:		•			•	•	•	•	•			•	•	•	•		•	•		
				•	•				•					•			•	•			
•					•				•					•			•	•			
•	•		•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•
•									•					•				•			
•	•		٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•					•	•			•					•	•	•	•	•	•		
٠			•	•	•	•		•	•					•	•	•	٠	•	•		
•			•		•				•					•			•	•			
•				•	•	•	٠	٠	•	٠	•		٠	•	•	•		•	•		•
•				•	•	•			•					•	•	•	•	•	•		
				•	•				•					•			•	•			
•			•		•				•					•			•	•			
•				•	•	٠	٠	٠	•	٠	•		٠	•	•	•		•	•		•
•																					
•	•		•	•	•	•	٠	•	•	٠	•		٠	•	•	•	•	•	•	•	•
•					•				•					•			•	•			
			•																		
•			•	•	•	•		•	•	•			•	•	•	•	•	•	•		
·	· —		· —	·	·	·	·	·	·	·	·	· —	·	·	·	·	·	·	·	·	·
二九	<u></u>			<u></u>		<u>.</u>			_		一 五	_		Ò	Ò	Ö	Ö	Ö	Ö	〇 五.	\bigcirc
九	九		=	三	_	九	八	六	<u>f</u> ī.	£.	<u>Б</u> .	<u>Б</u> .	£.	九	七	六	六	六	六	五.	_

岩下経済観光課長	川畑市民生活課長	長野広美さん	一般質問	再	休	森企画課長	川畑市民生活課長	一般質問	再	休	長野健康保険課長	八板市長	岩下経済観光課長	和田香穂里さん	一般質問	再	休	下川垣	古田建設課長	八板市長	大瀬総務課長	橋口美幸さん
程 済 観	民生	が美さ	問	開	憩	四課 長	民生	問問	開	憩	康保	長	経済観	育穂 里	問	開	憩	下川福祉事務所長	き設課	長	務課	芙幸さ
光課	活課	ん	٠		•		活課		•	•	険課!		光課!	さん	•			務所	長		長	λ
攴	攴			•	•	•	攴	•	•	•	攴	•	攴					攴				
		•	٠	٠	٠	٠		٠	٠	•		٠		٠	٠	•	٠		•	•	٠	•
•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•							
•						•				•												
•						•				•												
						•				•				•								
•										•												
										•												
										•												
•										•												
•										•				•								•
					•	•			•	•												
•		:				•				•	•		:	•	•	:				:		:
•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•							
•		:				•				•	•		:	•	•	:				:		:
						•				•				٠								
:					:				:	:												
•		٠	٠	•	•	•	٠	•	•	•	٠	•		٠	٠	٠	٠			٠	٠	
•						•				•												
•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				•		•
•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				•		•
•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				•		•
•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•		•
· —	<u>.</u>	· —	· —	· —	· —	<u>.</u>	· —	· —	· —	<u>.</u>	· —	· —	· —	· —	· —	· —	<u>.</u>	· —	· —	· —	<u>.</u>	· —
七一	六七	六六	六六	六六	六六	六四	五 九	五. 八	五八	五八	五三	五二	四七	四六	四六	四六	四六	四 五		<u>三</u> 五.	\equiv	二九

		_	_	第	_	_										_	_	_			
河	議	議	開	第 四 号	、 散	、 日	八	中	岩	森	中	吉	Ш	内	田		、 再	休	吉	中	八
本総	案第	議案審議	12.14		121	日程報告	八板市長	野 副	下経	企画	里社	H 教	畑市	学校	添辰	一般質問		• •	H 教	野農	八板市長
河本総務文教委員長報告	議案第三号	議	議	七月二日(火)	会	告	長	中野副市長	岩下経済観光課長	森企画課長	中里社会教育課長	吉田教委総務課長	川畑市民生活課長	内学校教育課長	田添辰郎君	問	開	憩	吉田教委総務課長	中野農林水産課長	長
教委				日					光課	• •	育課	務課	活課	課長	•				務課	産課	
員長	西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の			灭					長		長	長	長						長	長	
報	市	•				•								•							
告	報酬	•				•			•					•					•		
	及								•												
	費								•										•		
	用弁																				
٠	償	٠	•		•	٠	•	٠	•	•	٠	•	•	٠	٠	٠	٠	٠	•		•
	等に																				
	関す						•		•										•		
	うる	•				•	•							٠	٠	٠	٠		•		
	条例	•				•			•										•		
	0																				
	部	•				•	•	•	•					•	•	•	•	•	•		•
	部を改正する条例の制定に								•						:	:					
•	正	•			•	•	•	•	•		•	•		٠	•	•	•	•	•		•
	する	•				•		•	•					•			•		•		•
	条例								•								•				
	の (b)	•				•	•							٠	٠	٠	٠		•		•
	制定																				
	12	•				•	•	•	•					•							•
•	<i>V</i>)	•				•		•	•		•			•	•	•	•	•	•		•
	て																				
		•				•	•		•										•		
									•						:	:					
٠	٠	٠	٠		٠	٠	•	٠	•	٠	٠	٠	٠	٠	٠	٠	٠	٠	•	٠	٠
		•				•		•	•					•			•		•		•
			:				•		•												
		•				•			•					•					•		•
																					•
							٠														
						$\stackrel{\cdot}{=}$	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
<u></u>	二〇九	二〇九	二〇九		四四		九八	九八	九三	九一	八 九	八七	八六	八 五	八四	八四	八四	八四	八二	七六	七六
\circ	, u	, u	, u		Н	ш	/ (/ •			, u	_	′ '		Н	Н	П	П	_	, '	· •

一号 令和元年度西之表市水道事業会計補正予算(第一号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	議案第一一
小倉予算特別委員長報告	小倉予算特
号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第一号) ・・・・・・・・・・・・・・・	議案第一〇号
小倉予算特別委員長報告	小倉予算特
令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第一号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	議案第九号
小倉予算特別委員長報告	小倉予算特
令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	議案第八号
川和博君賛成討論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	下川和博尹
反対討論	渡辺道大君反対討論
小倉予算特別委員長報告	小倉予算特
令和元年度西之表市一般会計補正予算(第一号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	議案第七号
周君賛成討論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	中野 周尹
橋口美幸さん反対討論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	橋口美幸さ
生田産業厚生委員長報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	生田産業厚
西之表市森林環境譲与税基金条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	議案第六号
生田産業厚生委員長報告	生田産業厚
災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	議案第五号
賛成討論 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	田添辰郎君賛成討論
川和博君賛成討論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	下川和博君
田香穂里さん反対討論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	和田香穂甲
反対討論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	渡辺道大君反対討論
河本総務文教委員長報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	河本総務文
消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について・・・・・・・・	議案第四号

_		_		_	_	_			_								_	_	_	
閉	永田	議	八	市	閉合	議	河	議会	議会	鮫)江.		陳	河		請	議会	再	休	小会
会	永田議長	議長閉会挨拶	板市長	市長挨拶	閉会中の	議員派遣	河本総務文教委員長説明	議案第一二号	議案追加上程	鮫島市憲君継続審査に対する賛成討論	田添辰郎君継続審査に対する反対討論		陳情第一	河本総務文教委員長報告		請願第一三号	議案審議	開	憩	小倉予算特別委員長報告
$\boldsymbol{\Xi}$	尺	五挨拶	K	19	継続	追の件	文数	二号	上程	君継	君継		四 号	文数		三号	时艾	711]	727	特別
		1)			継続審査		委員		•	続審	続審	期	_	委員	l.				:	委員
					н.		長当	職員	議案審議	査	査	開催	馬毛	長恕	係る	職品				長叔
							明	定業	議	対す	対す	期開催を求	島。	告	き言	定業				告
			•	•	•			数 の 7		りるな	9 3	水める」	のか		兄書(致 改		•		
					•		:	改善		質成	区 対	5	米軍	•	採択	善と				
							:	及 び		討論	討論	陳情書	空母		の要	義務			:	
								義終				書	艦載		請に	教育				
								教育					機離		に係る意見書採択の要請につい	費国				
							•	費団		•	•		馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練		て	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の				
								庫					訓練			担担				
			•	•	•			担担					_	•		刑 度		•		
			•	•				制度:					F C L	•		分		•		
			•					教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出					L P					•		
								に係								復元、				
								る意					及び自衛隊施設設							
								見書					衛隊			複式学級解消				
								の担					施設			級解				
								出												
			•	•	•		•	つつい		•	•	•	世に眼	•		とはか				
			•		•			て				•	関する	•		かる。				
			•	•			•			•	•		る防			をはかるための、		•		
													衛省			•				
													によ			$\frac{}{}$				
													る住			$\frac{-}{\bigcirc}$				
													民鋭			年度				
													明合			政 庭				
													置に関する防衛省による住民説明会の早			二〇二〇年度政府予算				
· .	· -	· -	· -	· -	· -	· -	· -	· -	· -	· -	· -	· -	半	· -	· -	异	· -	· .	· .	· .
		=======================================					三八	三八	三八	二二七	· 二二六	二六		三五五	三五五		三五	三五五	三五五	1 11 111
_	_	_	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	八	八	八	七	六	六		Д.	Д.		Д.	Д.	Д.	=

令和元年第二回西之表市議会定例会

一、会期日程

二十五	二十四	11+11	+	11+1	-	+	+	六・十	月
 五	应	-111	-1	<u> </u>	一	九	十八	七七	日
火	月	日	土	金	木	水	火	月	曜
委	委	休	休	委	休	本	本	本	種
員	員			員		会	会	会	
会	会	会	会	会	会	議	議	議	別
付託案件審査 予	付託案件審査 総			付託案件審査 産		一般質問	一般質問	合議会議員の選挙、議案審議理由説明、議案審議(質疑・4開会、会議録署名議員の指名、	内
予算特別委員会	総務文教委員会			産業厚生委員会				議案審議(質疑・委員会付託)、請願・陳情の委員会付託(質疑・委員会付託省略・討論・表決)、鹿児島県後期高齢者医療広域連員の指名、会期の決定、提出議案の一括上程、市長の所信表明並びに提案	容

							_
=	七 •	11+	二十九	二十八	二十七	二十六	
火	月	日	土	金	木	水	
本 会	休	休	休	委員	委員	委員	
議	会	会	会	会	会	会	
閉会				各特別委員会・議会運営委員会	付託案件審査 各常任委員会	付託案件審査 予算特別委員会	

報告第	番号
号	
専決処分	事
の承認を	件
求めるこ	名
専決処分の承認を求めることについて「	
(西之表市税条例等の一部を改正する条	
即	審議
	議方

十七	六月	告	報	平成三十年度西之表市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	平成三十年度西	一 一 号	報告第
Ł	六月 十	告	報	之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	平成三十年度西之表	一〇号	報告第
				正予算(第六号))	保険特別会計補		
七	六月 十	決	即	認を求めることについて(平成三十年度西之表市後期高齢者医療	専決処分の承認	九号	報告第
				(第六号))	計補正予算(第·		
	六月 十七	決	即	を求めることについて(平成三十年度西之表市介護保険特別会	専決処分の承認を求	八号	報告第
				予算(第二号))	業特別会計補正		
七	六月十	決	即	を求めることについて(平成三十年度西之表市交通災害共済事	専決処分の承認	七号	報告第
				(第六号))	別会計補正予算		
	六月 十七	決	即	を求めることについて(平成三十年度西之表市国民健康保険特	専決処分の承認	六号	報告第
					算(第七号))		
Ł	六月十	決	即	を求めることについて(平成三十年度西之表市一般会計補正予	専決処分の承認	五号	報告第
					る条例)		
	六月 十七	決	即	承認を求めることについて(西之表市介護保険条例の一部を改正す	専決処分の承認	四 号	報告第
					改正する条例)		
	六月 十七	決	即	を求めることについて(西之表市国民健康保険税条例の一部を	専決処分の承認	三号	報告第
					する条例)		
	六月 十七	決	即	承認を求めることについて(西之表市都市計画税条例の一部を改正	専決処分の承認	二号	報告第
					例)		
	六月 十七	決	即	を求めることについて(西之表市税条例等の一部を改正する条	専決処分の承認	一号	報告第
	結	方法	審議	名	事件	.,	番号

議案第	番号	一、付議	議案第	議案第	議案第	議案第	議案第	議案第	議案第		議案第		議案第	議案第	議案第
一二号	·	事件	一 一 号	一〇号	九号	八号	七号	六号	五号		四号		三号	二号	一 号
教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出につい	事件名	(追加分)	令和元年度西之表市水道事業会計補正予算(第一号)	令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第一号)	令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第一号)	令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)	令和元年度西之表市一般会計補正予算(第一号)	西之表市森林環境譲与税基金条例の制定について	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	定について	消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理等に関する条例の制	T	西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	西之表市公平委員会委員の選任について
即決	審議方法		委員会付託	委員会付託	委員会付託	委員会付託	委員会付託	委員会付託	委員会付託		委員会付託		委員会付託	即決	即決
七月	結		七 月	七月	七月	七月	七月	七月	七月		七月		七月	六月	六月
万 二	ηΉ										л 		л 	九十七	十七七
日	果		日	日	日	日	日	日	日		日		日	日	日
原案可決			原案可決	原案可決	原案可決	原案可決	原案可決	原案可決	原案可決		原案可決		原案可決	同意	司意

て

請願書・ 陳情書 (新規分)

		請願第 一三号	番号
年度政府	一復元、	教	事
州予算に極	複式学級.	足数改善と	件
・度政府予算に係る意見書採択の要請について		職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の	名
熊毛地区支部西之表地区協議会	鹿児島県教職員組合	西之表市安納九七六番地	提出者
		七月	結
		<u> </u>	ш

日採 果

択

四 号 「馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練 及び自衛隊施設設置に関する防衛省による住 F C L 議長 西之表市住吉三三〇五—三 榎 園 智香子

陳情第

種子島漁業協同組合

民説明会の早期開催を求める」陳情書 組合長 浦添 孫三郎 他五名

七月 日継続審査

(16)

本会議第一号(六月十七日

本会議第一号 (六月十七日) (月)

◎出席議員 (十六名)

一番 下 小 Ш 倉 初 和 博

君

永 竹 田 下 秀 章 樹 君 君 君

四番 三番

木

原

幸

道 広 好 直 辰 弘 大 美 文 郎 さん 君 君 君

税

務

課長

健康保険課長

一三番 一二番

橋

一番 ○番

生 田 中 鮫 河 和 Ш

九番

市 幸

憲

周

君 君 君

八番 七番 六番 五番

男

香穂里

さん

則 兀

君 君

六番

橋

口 辺 野 口 田 添 野 島 本 田

美

幸

さん

農林水産課長 経済観光課長 高齢者支援課長

> 岩 下 長 長 松 奥

下 Ш 野 吉

栄

賢

五番 四番

渡 長

◎欠席議員 (○名)

◎地方自治法第百二十一条による出席者

副 市 長

板

君

育 市 長 長

> 中 八

大 平 野

和 哲 俊

会 計 会計管理者兼 課長

毛

文

子 男 男 輔

さん 君 君

大 瀬 浩一

君

郎

選管書記長 総務課長兼

企

画

課 長

森 真 樹

Ш

利 昭

昭 君 君

明 裕 和 君

財産監理課長

市民生活課長

地域支援課長

村 畑 君

君

元

輝

昭 望 さん

◎議会事務局職員出席者

書 次 局

中 古 松

善 成

哉

君

市下

悟

君

小

亰

啓

太 恵

島

さん

記 長 長

社会教育課長 学校教育課長 学校給食センター所長 教委総務課長兼

吉 河 遠 下 上 古 田 内 田川

監査事務局長 農委事務局長 福祉事務所長

妻 田 孝 時 法

水 建

道 設

男

史 秋 君 君

中 内

里

千 健

> 久 男 己 君 君 君 君 君 君

△開

○議長(永田 章 君) おはようございます。

定刻、 定足数に達しましたので、これより令和元年第二回西之表

市議会定例会を開会いたします。

初めに、四月の異動で五名の新課長さんが本会議場に出席をして

おりますので、御紹介をしたいと思います。

建設課長、古田一男君。

○建設課長(古田一男君) よろしくお願いいたします。

○議長 (永田 章 君) 市民生活課長、 川畑利昭君

○市民生活課長(川畑利昭君) よろしくお願いします。

○議長(永田 章 君) 高齢者支援課長、下川昭代さん。

○高齢者支援課長(下川昭代さん) よろしくお願いします。

○議長(永田 章 君) 農林水産課長、中野賢二君

○農林水産課長(中野賢二君) よろしくお願いします。

○議長(永田 章 君) 教育委員会社会教育課長、中里千秋君。

○社会教育課長(中里千秋君) おはようございます。よろしくお

○議長(永田 章 君) 以上でございます。よろしくお願いをいた

します。

△開 議

○議長(永田 章 君) これより本日の会議を開きます。

ただいままでの出席議員は十六名であります。

本日の日程は、 配付しております議事日程第一号のとおりであり

ます。

議事日程 (第一号)

日程第 会議録署名議員の指名

日程第 会期の決定

日程第 三 提出議案の一括上程

日程第 兀 市長の所信表明並びに提案理由説明

日程第 五. 報告第 一号 専決処分の承認を求めることについて

(西之表市税条例等の一部を改正する条例

日程第 六 報告第 二号 専決処分の承認を求めることについて

(西之表市都市計画税条例の一部を改正する条例)

日程第 七 報告第 三号 専決処分の承認を求めることについて

(西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

報告第 (西之表市介護保険条例の 四号 専決処分の承認を求めることについて 部を改正する条例

日程第

八

九 報告第 五号 専決処分の承認を求めることについて

(平成三十年度西之表市

一般会計補正予算(第七号))

日

程第

		二九 議案第 三号 西之表市報酬及び費用弁償等に関する	日程第一九
る住民説明会の早期開催を求める」陳情書		を求めることについて	
(FCLP)及び自衛隊施設設置に関する防衛省によ		一八 議案第 二号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見	日程第一
陳情第一四号「馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練	日程第二九	て	
請願・陳情の委員会付託	日程第二八	二七 議案第 一号 西之表市公平委員会委員の選任につい	日程第一
予算(第一号)		一六 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	日程第一
議案第一一号 令和元年度西之表市水道事業会計補正	日程第二七	算繰越計算書の報告について	
険特別会計補正予算(第一号)		一五 報告第一一号 平成三十年度西之表市水道事業会計予	日程第一
議案第一〇号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保	日程第二六	許費繰越計算書の報告について	
補正予算 (第一号)		√一四 報告第一○号 平成三十年度西之表市一般会計繰越明	日程第一
議案第 九号 令和元年度西之表市介護保険特別会計	日程第二五	補正予算 (第六号))	
会計補正予算 (第一号)		(平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計	
議案第 八号 令和元年度西之表市国民健康保険特別	日程第二四	一三 報告第 九号 専決処分の承認を求めることについて	日程第一三
(第一号)		(第六号))	
議案第 七号 令和元年度西之表市一般会計補正予算	日程第二三	(平成三十年度西之表市介護保険特別会計補正予算	
定について		二二 報告第 八号 専決処分の承認を求めることについて	日程第一
議案第 六号 西之表市森林環境譲与税基金条例の制	日程第二二	正予算 (第二号))	
部を改正する条例の制定について		(平成三十年度西之表市交通災害共済事業特別会計補	
議案第 五号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一	日程第二一	一一 報告第 七号 専決処分の承認を求めることについて	日程第一
伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について		算 (第六号))	
議案第 四号 消費税及び地方消費税の税率引上げに	日程第二〇	(平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計補正予	
条例の一部を改正する条例の制定について		一○ 報告第 六号 専決処分の承認を求めることについて	日程第一〇

△会議録署名議員の指名

○議長(永田 章君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指

名をいたします。

一三番議員橋口好文君、一四番議員長野広美さんを指名いたします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第八十八条の規定により、

△会期の決定

○議長(永田 章君) 次は、日程第二、会期の決定を議題といた

します。

お諮りいたします。

の会期は本日から七月二日までの十六日間とし、配付してある日程去る六月十四日開催の議会運営委員会の決定のとおり、今定例会

これに御異議ありませんか。

表のとおりとしたいと思います。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- よって、会期は本日から七月二日までの十六日間とし、配○**議長(永田 - 章君)** - 御異議なしと認めます。

ある日程表のとおり決定いたしました。 よって、会期は本日から七月二日までの十六日間とし、配付して

△提出議案の一括上程

○議長(永田 章君) 次は、日程第三、提出議案の一括上程であ

リレーの実施市町村として西之表市が決定したことが六月一日に発

ります。

でを一括して上程いたします。報告第一号から議案第一一号ま報告第一号から報告第一一号及び議案第一号から議案第一一号ま

△市長の所信表明並びに提案理由説明

○議長(永田 章君) 次は、日程第四、市長に所信表明並びに提

案理由の説明を求めます。

[市長 八板俊輔君登壇]

○市長(八板俊輔君) おはようございます。

したところ、議員各位には御出席くださいまして、まことにありが本日、ここに令和元年第二回西之表市議会定例会を招集いたしま

なければならない季節でもあります。

六月に入り梅雨の季節となりました。豪雨災害など災害に注意し

とうございます。

うれしい出来事もありました。二〇二〇年東京オリンピック聖火の部隊も派遣し、対応に当たったところであります。 の部隊も派遣し、対応に当たったところであります。 の部隊も派遣し、対応に当たったところであります。二十日には屋の部隊も派遣し、対応に当たったところであります。二十日には屋の部隊も派遣し、対応に当たったところであります。二十日には屋の部隊も派遣し、対応に当たったところであります。二十日には屋の部隊も派遣し、対応に当たったところであります。

きたいと考えております。 技大会を契機に、交流や基盤整備など種子島の活性化につなげていります。東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、競ました。私も出席し、関係者との信頼構築に努めてきたところであまり、六月十一日には、総理官邸でホストタウンとしても登録されて表されました。既にポルトガルのホストタウンとしても登録されて

いと思います。
まず、市主催事業や地域行事、市民の皆様の活動について触れたまず、市主催事業の取組みについて御報告したいと思います。事業の状況、各種施策の取組みについて御報告したいと思います。それでは、議案説明に先立ちまして、本年四月以降の各種行事や

、式典に参列されました。「。今回は、岩切薩摩川内市長をはじめ、甑島関係者十三名が来島四月十四日には、柳原地区移住百三十三周年記念祭が行われまし

を願っております。 を願っております。 島者を温かく迎え入れる姿勢が後世に受け継がれ、今後も移住をめ 島者を温かく迎え入れる姿勢が後世に受け継がれ、今後も移住をめ いきずなを確認したところであります。島民の人情や、外からの来 いきずなを確認したところであります。島民の人情や、外からの来 りている野木平地域の方と交流する機会もあり、種子島と甑島の強

艇十艇のうち八艇が無事制限時間内にゴールしました。日は、風が強くうねりを伴うコンディションとなりましたが、参加四月二十七日に種子島カップヨットレースが開催されました。当

め交流を深めることができました。歓迎する催しのほか、さまざまな屋台の出店もあり、一般市民も含また、当日の夜は種子島ヨットまつりが開催され、ヨットマンを

歩くという、にぎわいの原点を感じたところであります。 る「手作りかるた」などたくさんの催しが開かれました。 \mathcal{O} 国にして、路面を画用紙に見立てた「まちなからくがきストリート」 われました。 元の家族連れでにぎわいました。会場では、 ほか、子供たちが参加する「さんりんしゃ競争」、 五月五日には商店街で市商工会青年部主催の 当日は、大型客船の寄港とも重なり、 国道の一部を歩行者天 「子供まつり」 女性消防団によ 観光客のほか 町を人が が 行

親睦と融和を図り、楽しい汗を流しました。チーム八百五十名が参加し、若者から壮年、婦人、高齢者が相互のソフトボール、グランドゴルフ、ミニバレーボールの競技に八十九の計二日の第十七回生涯スポーツ大会は、市内四つの会場で、

たのではないかと考えております。
民の方々との交流も図られ、姉妹都市としてのきずながより深まっ交流事業が実施されました。一部では民泊体験も実施され、直接市交流事業が実施されました。一部では民泊体験も実施され、直接市工月十四日から十六日にかけまして、学童疎開を縁として、伊佐工

会が本市で行われ、四回でおよそ九百人もの入場がありました。こイフ・オン・ザ・ロングボード・セカンド・ウェーブ」の先行上映五月二十五日と二十六日の二日間、種子島を舞台にした映画「ラ

つなげてまいりたいと考えております。 いています。五月三十一日からは全国公開され、六月八日には鹿児 島市の鹿児島ミッテー〇で舞台挨拶があり、私も地元の代表として、 島市の鹿児島ミッテー〇で舞台挨拶があり、私も地元の代表として、 は、この映画を通じて島外からの誘客を図るとともに、観光振興に は、この映画を通じて島外からの誘客を図るとともに、観光振興に の映画は人間再生をテーマにしており、若い主人公が、種子島での の映画は人間再生をテーマにしており、若い主人公が、種子島での

続きまして、各種施策等の状況について報告をいたします。

まず、産業の分野、農林水産業の状況についてであります。

加によって、全体としては一億一千九百万円の増となりました。十九年度と比較しますと、子牛価格の好調とバレイショ生産量の増りますが、粗生産額が六十二億四千九百万円となっております。二農業分野の平成三十年度農業生産実績については、概算値ではあ

なりました。
ておりますが、この上昇によって対前年度比五千五百万円の増収と十四トンで甘蔗糖度の上昇、一一・〇八%から一二・六九%となっ十四トンで甘蔗糖度の上昇、一一・〇八%から一二・六九%となった、千百万円で、平均反収五トン百キロ、生産量は二万九千百七主要品目の生産概要については、基幹作物であるさとうきびが五

いて単価の低い加工用が増え、単価の高い青果用が減ったためであで、一億一千万円の減収となりました。理由として、栽培面積にお種子島のブランド品目候補である安納いもは十一億三千四百万円

りました。
七千三百万円で、子牛出荷頭数の増加によって三千万円の増収とな対前年度比一億二千八百万円の増収となりました。畜産は二十五億ります。バレイショは三億二千五百万円で、生産量の増加によって

ます。 さの協力による狩猟捕獲活動を支援し、効果的な被害防止対策に努ます。守りの対策である侵入被害防止さくの設置とあわせて、猟友ます。守りの対策である侵入被害防止さくの設置とあわせて、猟友の協力による狩猟捕獲活動を支援し、効果的な被害防止対策に努めているところです。今後もさらに関係機関との連携を深めていき、するの協力による狩猟捕獲活動を支援し、効果的な被害防止対策に対策についるところです。一次に、原民を深めているところです。一次では、対策をでは、対策をでは、対策をできる。

で六万一千五百八立米の実績となりました。林産品の島外出荷量が木材チップで四千七百六十八BDトン、製材向上を図りながら、島外需要拡大に向けた輸送費の支援をした結果、林業については、各関係機関と連携して施業の集約化と生産性の

す。の減少及び高齢化、燃油価格の高騰など厳しい状況が続いておりまの減少及び高齢化、燃油価格の高騰など厳しい状況が続いておりま、水産業の状況ですが、資源状況の悪化や魚価の低迷、漁業就業者

ります。としましては、水揚げ総額においておよそ二千八百万円減少してお子、失礼しました、およそ三億四千万円、平成二十九年度との比較種子島漁協における本市の平成三十年度の水揚げ総額はおよそ三種子島漁協に

主な漁業種を御説明しますと、種子島漁協全体の水揚げとはなりますが、平成二十九年度不漁でありましたキビナゴ刺し網漁業につれ、およそ二千二百万円増の三千八百七十万円の水揚げ、キジルでは、およそ二千二百万円増の三千八百七十万円の水揚げ、モジル十万円の減で、一千四百六十万円の水揚においては、およそ三千二百二十万円増の九千四百七十万円の水揚げとなっている一方、イカー本釣漁においては六百六十万円の水揚げ、ナガラメ漁につきましては、四百九十万円の減で、一千四百六十万円の水揚を額となっております。

つなげてまいりたいと考えております。
市民の皆さんとともにおもてなしを充実させ、定期的な寄港へと鳥Ⅱ」や「ぱしふぃっくびいなす」の寄港が予定されています。型客船が入港し、およそ八百人の観光客が訪れました。今後も、「飛型客船の受入れについては、今年度、既に四月と五月の二回大

産品や観光情報、ふるさと納税の推進も図ろうと思います。草の「まるごとにっぽん」にてアンテナブースを設置しており、特また、販路開拓・情報発信等の取組みとして、四月より、東京浅

いきます。中心市街地の活性化を目指すための港町再生に引き続き取り組んで中心市街地の活性化を目指すための港町再生に引き続き取り組んで次長期振興計画に基づき、歴史と国際色豊かな港町の再生を図り、まちづくりについては、平成三十年度からスタートしました第六

ほか、中核施設建設や国道五十八号線の一般通行社会実験に向けた昨年度策定された港町再生基本構想に基づき、実施計画の策定の

域と連携し、広く議論を深めてまいります。検討など、港町としての魅力を生かしながら、さまざまな団体・

地

採用、 資する施設となるよう議論を進めたいと考えております。 を占めており、 縄 直しも進められています。日本の中心である東京から南西諸島、 まちづくりに関しましては、重要港湾、 東南アジアを結ぶ結節点として、西之表港は非常に重要な位置 埠頭、 泊地の整備など、種子島、 大型クルーズ船の対応等も念頭に、 屋久島周辺地域の 西之表港の港湾計 耐震強化岸壁の 活性化に 画の 沖 見

今後の予定について述べたいと思います。

皆さんの奮闘を期待したいと思います。 世の大会・大学のでは、旧権域中学校武道館で柔道、種子島高校で弓道と空手道、 世のグラウンドで総合開会式の後サッカーが行われ、美浜グラウンドで総合開会式の後サッカーが行われ、美浜グラウンドでといる場として開催されます。七日にはあっぽ~らんど多本市をメーン会場として開催されます。七日にはあっぽ~らんど多本では、日本は、十四日の両日、第六十回県民体育大会熊毛地区大会が

ます。

○回記念ということもあり、ポルトガル関係者の招聘や島内外の火側記念ということもあり、ポルトガル関係者の招聘や島内外の火の目に大田田には、種子島鉄砲まつりが開催されます。今回は五八月二十五日には、種子島鉄砲まつりが開催されます。今回は五

今年二月に二○二○東京オリンピック・パラリンピックにおける

ガルからサーフィンの元世界チャンピオンを初め、 ポ ほ か元オリンピアンとの交流も予定されています。 ルトガルのホストタウンに登録されたことから、 八月にはポ 関 孫者の来島の ル 1

馬毛島についても触れておきたいと思います。

深めてまいります。また、地権者との会談の中で、 防衛省からの接触がないことを確認しております。 を進めているところです。馬毛島の利活用等についてさらに検討を 月二十二日に、昨年度より十名多い合計二十名での実施に向け準備 ついて協力依頼をしてまいりました。 去る四月十六日に馬毛島の地権者とお会いし、体験学習の実施に 承諾を得まして、 社長交代以降 本年度は七

に向け推進する姿勢であることを確認したところです。 面会してまいりました。 あわせて、 同日には防衛省を訪問し、 防衛省としては、これまでどおり施設設置 地方協力局長及び同次長と

三十年度西之表市一般会計補正予算など補正予算の専決処分報告五 予算など予算議案五件の合計二十二件であります。 条例の制定など条例議案が四件、 ど繰越関係の報告二件、 改正する条例などの条例の一部を改正する専決処分報告四件、 本定例会に提案いたしました議案は、 それでは、本日提案いたしました議案について御説明いたします。 平成三十年度西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告な 西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の一 西之表市公平委員会の選任など人事議案が 令和元年度西之表市 西之表市税条例等の一部を 部を改正する 一般会計補正 平 成

主な議案について御説明いたします。

もの、 例を一 するものです。 給等に関する法律の一部改正に伴い条例の一部を改正しようとする 金として積み立て、 同意及び意見を求めるもの、 ついて法令の改正に伴い条例を改正しようとするもの、 議案第一号及び第二号は、 十月に予定されています消費税率等の税率の改正に伴い関係条 一括で整理しようとするもの、 議案第六号は森林環境譲与税の創設に伴い、 適正に管理し運用するため条例を制定しようと それぞれ人事議案で法令により議会の 議案第三号は、 議案第五号は、 選挙関連の執行経費に 当該譲与税を基 災害弔慰金の支 議案第四号

び 特別会計等の補正予算であります。 議案第七号から議案第一一号は、令和元年度西之表市一般会計 及

伴う人件費を計上しております。 子島のさかな魅力発見事業を主なものとして水産振興費に八百七十 社会福祉総務費に二千八百五十二万三千円、 として実施されるプレミアム付商品券発行事業を主なものとして、 により、道路新設改良費に一億一千六百十万二千円、 万円をそれぞれ追加、そのほか各費目に四月一日付け人事異動に 般会計補正予算の主なものは、社会資本整備総合交付金の決定 新規事業となります種 国の補助事業

追加し、 千円とするものであります。 この結果、 歳入歳出予算の総額をそれぞれ百五億三千四百五十八万四 歳入歳出予算の総額に 一億八千八百五十八 万四千円を

いたします。お願い申し上げ、私の市政に関する所信表明及び提案理由の説明とお願い申し上げ、私の市政に関する所信表明及び提案理由の説明と以上の議案につきまして、議員各位に御審議をいただきますよう

ありがとうございました。

○議長(永田 章君) 市長の所信表明並びに提案理由の説明は終

ここで、議長より申し上げます。

は、どうぞ御自由に外していただきたいと思います。 議場内がですね、非常に蒸し暑うございます。上着を取りたい方

△議案審議

○議長(永田 章君) それでは、これより議案審議を行います。

市税条例等の一部を改正する条例)△報告第一号 専決処分の承認を求めることについて(西之表

の承認を求めることについて(西之表市税条例等の一部を改正する○議長(永田 章君) 初めに、日程第五、報告第一号、専決処分

議案説明を求めます。

条例)

を議題といたします。

[税務課長 長吉輝久君]

○税務課長(長吉輝久君) 御説明いたします。

議案書の三ページをお開きください。

求めるものでございます。たので、同条第三項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を条第一項の規定により平成三十一年三月三十一日専決処分としまし西之表市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第百七十九

い所要の改正を行ったものです。 や納税制度の見直し、住宅ローン控除の拡充などについて、地方税と納税制度の見直し、住宅ローン控除の拡充などについて、地方税と納税制度の見直し、住宅ローン控除の拡充などについて、地方税がにあわせ、車体課税の大幅な見直しや個人住民税に関してふるさがにあります。

うよろしくお願いいたします。専決処分としてきたところでありますので、御理解いただきますよがあり、これまで各市町村の判断で改正できる部分がない限り毎年があり、これまで各市町村の判断で改正できる部分がない限り毎年地方税に関しては、国が定める地方税法に明確に規定され、上位

成三十一年六月一日以降、返礼品の割合が三割以下でかつ地場産品まず、第三十四条の七はふるさと納税制度の見直しについて、平和四十七年西之表市条例第六号)の一部を改正するものであります。ページをお開きください。第一条による改正は、西之表市税条例(昭それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表の一

っつだ」。 とした地方団体への寄附のみが対象となることに伴い規定を定める

額の範囲内で個人住民税額から控除することを定めるものです。所得税額から控除しきれない額については現行制度と同じ控除限度取得等について、控除期間が現行十年間から十三年間まで延長され、次に、附則第七条の三の二は、消費税率一〇%が適用される住宅

控除について法の改正にあわせて規定の整備を行うものです。 二ページをお開きください。次に附則第七条の四は、寄附金税額

を定めるものです。 税の寄附金税額控除について対象を特例控除対象給付金とすること「三ページにかけまして、附則第九条及び第九条の二は個人の市民

にあわせて規定の整備を行うものです。固定資産税が軽減される、いわゆるわがまち特例に関して法の改正五ページにかけまして、附則第十条の二は課税標準の特例により

正にあわせて規定の整備を行うものです。置の適用を受けるものがすべき申告についての規定のほか、法の改八に定める高規格堤防の整備に伴う建替え家屋に係る税額の軽減措五ページをお開きください。附則第十条の三は法附則第十五条の

申告等について定めるものです。本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき七ページをお開きください。附則第十条の四は、平成二十八年熊

八ページをお開きください。一一ページにかけまして、附則第十

二十九年度分の軽課の規定を削除するものです。
が、まずは、重課の規定を平成三十一年度に限ったものとし、平成日施行、平成三十三年四月一日施行の三段階で改正を行うものです化特例について、平成三十一年四月一日施行、平成三十一年十月一六条は軽自動車税の税率の特例について定めていますが、グリーン

一一ページをお開きください。

ものです。
次に、附則第十六条の二は法の改正にあわせて規定の整備を行う

受けようとする者がすべき申告等について、法の改正にあわせて規附則第二十二条は東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を

一三ページをお開きください。

定の整備を行うものです。

第二条による改正は西之表市税条例(昭和四十七年条例第六号)

の一部を改正するものであります。

るものです。 人住民税について市民税申告書の記載事項の簡素化について規定す税条例第三十六条の二は、七項において、平成三十二年度分の個

養者に対し非課税とすることを定めるものです。あり事実婚でない者で、前年所得が百三十五万円以下の単身児童扶養親族等申告書について、子供の貧困に対応するため給与所得者で、次に第三十六条の三の二は、個人の市民税に係る給与所得者の扶

次に第三十六条の三の三は、個人の市民税に係る公的年金等受給

課税とすることを定めるものです。ない者で、前年所得が百三十五万円以下の単身児童扶養者に対し非者の扶養親族等申告書について、公的年金等受給者であり事実婚で

ものです。不申告に関する過料について法の改正にあわせて規定の整備を行う不申告に関する過料について法の改正にあわせて規定の整備を行う一四ページをお開きください。第三十六条の四は、市民税に係る

ことになります。

○%引上げ時、自動車税は環境性能割と種別割で構成されるが創設されます。現行の軽自動車税は種別割と名称が変更になりまが創設されます。現行の軽自動車税は種別割と名称が変更になりまー五ページをお開きください。平成三十一年十月から消費税率一

臨時的に非課税とすることを定めるものです。
準プラス一○%達成した車両の軽自動車税の環境性能割について、した平成三十年排ガス規制五○%低減車で、平成三十二年度燃費基平成三十一年十月一日から平成三十二年九月三十日までの間に取得平成三十二年八月三十日までの間に取得

賦課することを定めるものです。けたメーカーに対し不足分の環境性能割額に百分の十を重ねた額を性能など虚偽の認定を受けた車両に対しては、その車両を認定を受附則第十五条の二の二は軽自動車税の環境性能割に関して、燃費

の環境性能割に関し、消費税率引上げ時に伴う対応として、平成三一六ページをお開きください。附則第十五条の六は、軽自動車税

合、環境性能割の税率を一%分軽減することを定めるものです。十一年十月一日から平成三十二年九月三十日までの間に取得した場

とを定めるものです。

課及び平成三十二年度分及び平成三十三年度分の軽課を適用するこ割の税率の特例に関して初度登録から十年を経過した車両課する重削の税率の特例に関して初度登録から十年を経過した車両課する重

るものです。
し不足分の種別割額に百分の十を加算した額を賦課することを定め認定受けた車両に対しては、その車両の認定を受けたメーカーに対認定受けた車両に対しては、その車両の認定を受けたメーカーに対って、燃費性能など虚偽の上、ページから一八ページにかけまして、附則第十六条の二は軽

一九ページをお開きください。

第三条による改正は西之表市税条例(昭和四十七年条例第六号)

一部を改正するものであります。

ものです。
三十五万円以下の単身児童扶養者を対象として加えることを定める三十五万円以下の単身児童扶養者を対象として加えることを定める税条例第二十四条は個人の市民税の非課税の範囲に合計所得が百

車等に限ることを定めるものです。の軽自動車税の種別割については、軽減課税の対象車両を電気自動の税率の特例については、平成三十四年度分及び平成三十五年度分附則第十六条平成三十三年四月一日施行分は軽自動車税の種別割

二〇ページをお開きください。附則第十六条の二は軽自動車税の

いて、法の改正にあわせて規定の整備を行うものです。種別割の環境徴収の特例について、種別割額の賦課徴収の特例につ

改正するものであります。部を改正する条例、平成二十八年西之表市税条例第十六号の一部を二一ページをお開きください。第四条による改正は市税条例の一

を行うものです。 関する軽自動車税の重課について、法の改正にあわせて規定の整備軽自動車税の種別割に関して、初度登録から十四年経過した車両に県の税条例と整合性をとるための規定の整備を行うものです。また、県の税条例と整合性をとるための規定の整備を行うものです。また、附則第十五条の六は、軽自動車税の環境性能割を当分の間、県が

- 。 条第一項から十二項は法の改正にあわせて規定の整備を行うもので税条例第十四号)の一部を改正するものであります。条例第四十八による改正は市税条例の一部を改正する条例(平成三十年西之表市二二ページをお開きください。二三ページにかけまして、第五条二二ページをお開きください。二三ページにかけまして、第五条

二四ページをお開きください。附則第一条及び第二条は法の改正とが困難であると認める場合の救済措置について規定するものです。線の故障・災害その他の理由により電子情報処理組織を使用するこ提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回項から十七項は、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による「三ページをお開きください。二四ページにかけまして、第十三二二ページをお開きください。二四ページにかけまして、第十三

にあわせて規定の整備を行うものです。

二号は平成三十一年十月一日、第三号は平成三十二年一月一日、ら施行するものです。ただし、第一号は平成三十一年六月一日、最後に附則として、第一条に施行期日を平成三十一年四月一日次に、議案書に戻りまして、一二ページをお開きください。

か

以上で説明を終わります。第六条から第八条に軽自動車税に関する経過措置を定めております。民税に関する経過措置を、第五条に固定資産税に関する経過措置を、民税に関する経過措置を、第五条に固定資産税に関する経過措置を、

施行するものです。

四号は平成三十三年一月一日、

第五号は平成三十三年四月一月から

第 第

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。ありませんか

一四番 長野広美さん]

よりわかりやすいかと思います。表を示されてるんですが、表の読み方も少し教えていただければ、るというふうに受けとめていいのか。あとそれから、金額がここにたいんですね。金額の変更ではなく、加算の計算の仕方が変更され

も改正するということであります。 ですね、国や改正された部分におきまして、それに応じて市の条例<○**税務課長(長吉輝久君)** まず、この市税条例の改正については

長野議員

で今回改正がされているような状況であります。とでですね、今までの部分と、同じよう、同じような部分でですね、をですね、重課というのはですね、新車登録から十三年を経過すとでですね、軽自動車へのグリーン化特例ということでですね、をこで重課と軽課ということでですね、軽自動車税についてはですね、今回税額が変わるんでなるれと、軽自動車税についてはですね、今回税額が変わるんでな

ります。 いう表がありますね。この読み方をちょっと説明いただければ助かとしてですね、これはそれぞれ金額が、左側の金額と右側の金額とすが、今回示された改正案の中に表が示されてありまして、読み方○一四番(長野広美さん) そういうふうに私は受けとめてるんで

○一四番(長野広美さん) ページは全てのページに書いてある、○議長(永田 章君) 長野議員、何かページか何かあります。

全てというか、同じ掲載なのでどこでも結構です。

○議長(永田 章君) ちょっと待って。大丈夫ですか。じゃあ、れに応じてちょっと違ってきているような状況でございます。○税務課長(長吉輝久君) 関連する部分があるもんですから、そ

とめでよろしいんですか。 ○一四番(長野広美さん) えっとですね、正誤表の中の八ページ、

○議長(永田 章君) ほかに質疑はありませんか。○税務課長(長吉輝久君) そうですね、はい。

[一六番 橋口美幸さん]

税収があるのかどうかということをお聞かせください。○一六番(橋口美幸さん) 全体として、市民の負担がどうなって

関係で期間を延ばすということになります。
○税務課長(長吉輝久君) 消費税率引上げにあわせてですね、車
○税務課長(長吉輝久君) 消費税率引上げにあわせてですね、車

それとあと、子供の貧困世帯、何ていうんですか、貧困に対応す

児童扶養者、簡単に言いますと未婚のひとり親ですね、これについ ということになっておりましたけど、これプラス、いわゆるの単身 百三十五万円以下ということで、今までは障害者、未成年者、寡婦 ても対象として加えるような状況ということであります。 るためですね、個人の市民税の非課税の範囲がですね、合計所得が

長するとかですね、メリット・デメリットということがあるという 状況でございます。 税の範囲が増えるとかですね、住宅控除、 んですか、こういった形でですね、対象を加えることによって非課 そういった形で、市民に負担をかける部分と、控除が、何ていう 消費税の部分で期間を延

以上です。

○議長(永田 章君) ほかに質疑はありませんか。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、 御異議あ

りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (永田 章 君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章 君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 (永 田 章 君) 起立多数であります。

よって、本案は承認することに決しました。

△報告第二号 専決処分の承認を求めることについて(西之表 市都市計画税条例の一部を改正する条例

する条例)を議題といたします。 承認を求めることについて(西之表市都市計画税条例の一部を改正 ○議長(永田 章 君) 次は、日程第六、 報告第二号、専決処分の

議案説明を求めます。

[税務課長 長吉輝久君]

○税務課長(長吉輝久君) 御説明いたします。

議案書の一七ページをお開きください。

報告第二号、本案は専決処分の承認を求めることについてであり

ます。

としましたので、 七十九条第一項の規定により、平成三十一年三月三十一日専決処分 西之表市都市計画税条例の一 同条第三項の規定によりこれを議会に報告し、そ 部を改正する条例を地方自治法第百

の承認を求めるものであります。

要の改正を加えたものであります。いる法律の条項に移動があったことから、本市都市計画税条例に所の一部を改正する法律が施行されたことを受けて、本市が引用しての一の条例改正は、平成三十一年度税制改正に伴い、地方税法等

新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表の二五ページを

お開きください。

様、法の改正にあわせて規定の整備を行うものです。資産税が軽減される、いわゆるわがまち特例に関して市税条例と同附則第二項から第五項及び第十四項は課税標準の特例により固定

附則として、第一条に施行期日を平成三十一年四月一日とし、第四項中においても法の改正にあわせて規定の整備を行うものです。した公共施設等であり、第四項は特定事業所内保育事業であり、第中、第二項は認定誘導事業者が整備特定都市再生緊急整備地域であり、第三項は認定誘導事業者が整備を行がまち特例に関して、第二項は都市再生特別措置法に規定する

以上でございます。

一条及び第三項、三条に経過措置を定めております。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議あ

りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(永田 章君) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第三号 専決処分の承認を求めることについて(西之表

市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

承認を求めることについて(西之表市国民健康保険税条例の一部を○議長(永田 章君) 次は、日程第七、報告第三号、専決処分の

改正する条例)を議題といたします。

議案説明を求めます。

[税務課長 長吉輝久君]

○税務課長(長吉輝久君) 御説明いたします。

議案書の二〇ページをお開きください。

報告第三号、本案は専決処分の承認を求めることについてであり

その承認を求めるものであります。

分としましたので、同条第三項の規定によりこれを議会に報告し、第百七十九条第一項の規定により平成三十一年三月三十一日専決処西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法

保険税条例に所要の改正を行ったものであります。上げ及び五割軽減、二割軽減の基準額を見直すため、本市国民健康の一部を改正する法律が施行されたことを受けて、課税限度額の引く回の条例改正は、平成三十一年度税制改正に伴い、地方税法等

開きください。 新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表の二六ページを

ものです。 税の基礎課税額に係る課税限度額五十八万円を六十一万円に改める 第二条第二項は平成三十一年度税制改正において、国民健康保険

象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者の数に乗するもので、軽減の対象となる所得の基準について、五割軽減の対済動向等を踏まえ、五割軽減、二割軽減基準の軽減判定所得を改正次に、第二十三条は国民健康保険税の減額を定めていますが、経

充が図られることになります。ものでございます。このことにより低所得者に対する軽減措置の拡は、被保険者の数に乗ずべき金額を五十万円を五十一万円に改めるまして、二割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においてずべき金額を、二十七万五千円を二十八万円に、二七ページにかけ

二条に適用区分を定めております。 附則として、第一条の施行期日を平成三十一年四月一日とし、第

以上でございます。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。ありませんか

[一四番 長野広美さん]

○一四番(長野広美さん) えっと、まずですね、この今回の改正の一四番(長野広美さん) えっと、まずですね、委員会でもそのなですと、地方税の改正を伴うものという説明が少しあったかと思います。その内容を少し詳しく教えていただいて、なぜこれが専決処ます。その内容を少し詳しく教えていただいて、なぜこれが専決処方でを審査する必要があるかと思うんですが、その点について御説明内容を審査する必要があるかと思うんですが、その点について御説明内容を審査する必要があるかと思うんですが、その点について御説明内容を審査する必要があるかと思うんですが、その点について御説明をお願いいたします。

○税務課長(長吉輝久君) 御説明いたします。

まず、影響についてお知らせいたします。

軽減世帯数でいきますとですね、世帯数で十四世帯、被保険者数

限度額につきましては、世帯数で十二世帯、被保険者数で二十八人で二十六人が増加します。金額で約六十七万七千円増になります。

減少になります

ればと思っております。
正をしなきゃいけないということになりますので、御了承いただけ税法が改正になりますので、国民健康保険税条例についても当然改に施行されたことに伴い改正を行うものでありまして、当然、地方がですね、平成三十一年三月二十九日に公布され、同年の四月一日、先ほど説明したとおりですね、地方税法等の一部を改正する法律

○一四番(長野広美さん)えっとですね、そこの内容が、すいまの一四番(長野広美さん)えっとですね、そこの内容が、すいまいんです。

○税務課長(長吉輝久君) 当然国の改正になるんですけど、消費○税務課長(長吉輝久君) 当然国の改正になるんですけど、消費

以上です。

○一四番(長野広美さん) 最後の質疑といたしますが、これは地口四番(長野広美さん) 最後の質疑といたしますが、当然、国民体としての協議の場というのが大事だと思うんですが、当然、国民体康保険税は全国一律でありませんし、二万円、今回上限枠を決定体としての協議の場というのが大事だと思うんですが、当然、国民体康保険の運営に係る地方自治のでは、

は、各市町村がいわゆる改正を行うということになります。○れてきますので。それと、これ以外についての税率改正について○税務課長(長吉輝久君) ほかの税率と同じような形で国から示

○議長(永田 章君) よろしいですか。

[一〇番 中野 周君]

○一〇番(中野 周君) 先ほど質疑応答の中でちょっと気になっこ一〇番(中野 周君) 先ほど質疑応答の中でちょっと気にない。

な状況でございます。 ○**税務課長(長吉輝久君)** 限度額対象者についてはですね、昨年

議長(永田 章君) よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[一六番 橋口美幸さん]

○一六番(橋口美幸さん) 先ほどの提案理由の説明の中で、低所の一六番(橋口美幸さん) 先ほどの提案理由の説明の中で、低所得者に対する配慮を、一○%増税することで低所得者に配慮をしたというような説明があったんですけれども、これは低所得者の世帯というような説明があったんですけれども、これは低所得者の世帯というような説明があったんですけれども、これは低所得者に配慮をしたの一六番(橋口美幸さん) たほどの提案理由の説明の中で、低所

○税務課長(長吉輝久君) 一般的な消費税とはちょっと別な部分の税務課長(長吉輝久君) 一般的な消費税とはちょっと別な部分の機務課長(長吉輝久君) 一般的な消費税とはちょっと別な部分の

以上です。

○議長(永田 章君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結いたします。

議ありませんか。 本案については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 御異議なしと認めます。

これより討論に入ります。反対討論はありませんか。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(永田 章君) 起立多数であります。

ここで休憩といたします。おおむね十一時十分ごろより再開いたよって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

します。

午前十時五十七分休憩

午前十一時十分開議

○議長(永田 章君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△報告第四号 専決処分の承認を求めることについて(西之表

市介護保険条例の一部を改正する条例)

承認を求めることについて(西之表市介護保険条例の一部を改正す○議長(永田 章君) 次は、日程第八、報告第四号、専決処分の

る条例)を議題といたします。

議案説明を求めます。

[税務課長 長吉輝久君]

○税務課長(長吉輝久君) 御説明いたします。議案書の二三ペー

ジをお開きください。

報告第四号、本案は専決処分の承認を求めることについてであり

承認を求めるものであります。しましたので、同条第三項の規定によりこれを議会に報告し、その七十九条第一項の規定により平成三十一年三月三十一日専決処分と一西之表市介護保険条例の一部を改正する条例を、地方自治法第百

険条例に所要の改正を行ったものであります。を第一段階から第三段階までの対象を拡大するために、本市介護保の軽減割合を増加するとともに、第一段階のみであった軽減対象者の回の条例改正は、低所得者の保険料の軽減強化として第一段階

お開きください。 新旧対照表の二八ページを新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表の二八ページを

らりです。 第二条は保険料率を定めていますが、第二条に次の三項を加える

第三号までを次に定める額とするものです。平成三十一年度及び平成三十二年度における保険料は、第一号から所得の少ない第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る

第二条第二項中の第一号に該当する者は三万七千八百円を二万八

千七百円を五万四千八百円に改めるものです。

二条に経過措置を定めています。 附則として、第一条に施行期日を平成三十一年四月一日とし、第

以上でございます。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。ありませんか。

[一四番 長野広美さん]

○一四番(長野広美さん) すみません。今、改正前と改正後の正すか。

った形でしております。 してきておりましたが、今回見やすいような形をとりましてこうい○**税務課長(長吉輝久君)** 以前まではですね、附則のほうで対応

以上です。

○議長(永田 章君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議あ

りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(永田 章君) 起立多数であります。

たものでございます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

↑年度西之表市一般会計補正予算(第七号))△報告第五号 専決処分の承認を求めることについて(平成三

承認を求めることについて(平成三十年度西之表市一般会計補正予○議長(永田 章君) 次は、日程第九、報告第五号、専決処分の

昇 (第七号)) を議題といたします。

議案説明を求めます。

[財産監理課長 奥村裕昭君]

号))でございます。 ○財産監理課長(奥村裕昭君) 報告第五号、専決処分の承認を求

議案書の二四ページをお開きください

承認を求めるものでございます。一日専決処分したもので、同条第三項の規定により議会に報告し、方自治法第百七十九号第一項の規定により、平成三十一年三月三十平成三十年度西之表市一般会計補正予算(第七号)について、地

算の総額を歳入歳出それぞれ百二億五千七百七十六万八千円と定めら歳入歳出それぞれ七千五百九十六万二千円を減額し、歳入歳出予条文をごらんください。今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額か別添の専決処分書をごらんください。めくっていただきまして、

につきましては、一部を除きまして増額補正となっています。一三ページの十款交通安全対策特別交付金までの国からの交付税等最下段になります。二款地方譲与税からめくっていただきまして、

決定が三月上旬であったことによるものでございます。は一千八百七万八千円の増額となっています。主な要因は、交付税一二ページをお開きください。そのうち、六款地方消費税交付金

増額となったことによるものでございます。 増額となったことにより四百九十四万二千円、特別交付税では交交付税では三ページに減額調整されていたものが復活いたしましてな要因といたしましては、一節地方交付税、説明欄に記載のとおり、交付税については、三千五十二万四千円の増額となっています。主続いて一三ページの最上段をごらんください。大半を占める地方

ます。 こちらは交付決定が三月下旬であったことによるものでござい の一番上、教育保育給付費を二千百九十六万四千円増額しておりま して一六ページをごらんください。二節児童福祉費負担金、説明欄 十二万一千円増額となっています。主な要因はめくっていただきま 国庫支出金、一項国庫負担金、一目民生費国庫負担金は一千八百九 国本ページをお開きください。最下段のほうになります。十三款

ものでございます。 備総合交付金の補正予算配分の内示が三月下旬となったことによるます。こちらは一節道路建設費補助金、説明欄に記載の社会資本整金、六目土木費国庫補助金は一千二百七十万一千円を減額しており一七ページをごらんください。十三款国庫支出金、一項国庫負担

> 一川ページをお開きください。十四款県支出金、二項県補助金、 一月総務費県補助金は三千四百二万九千円を減額しています。内訳 といたしましては、六節総務費補助金、説明欄の特定有人国境離島 といたしましては、六節総務費補助金、説明欄の特定有人国境離島 でざいます。こちらは三月末の実績によるもので、歳出予算と連動 してございます。

によるものでございます。

二九ページをごらんください。十四款県支出金、二項県補助金、二年の減額で、補助金確定が三月下旬であったことでおります。主な要因は、一節農業委員会費補助金、説明欄の農地でおります。主な要因は、一節農業委員会費補助金、説明欄の農地でおります。主な要因は、一節農業委員会費補助金、説明欄の農地でおります。主な要因は、一節農業委員会費補助金、説明欄の農地でおります。

業の事業費が確定したことによるものでございます。額は、西之表市ふるさと応援寄附金の基金を充当しておりました事入金、一項基金繰入金、一目基金繰入金一千百三十五万四千円の減二一ページをお開きください。下段のほうになります。十七款繰二一ページをお開きください。下段のほうになります。十七款繰

するもので、各節の説明欄に記載の各事業費の確定に伴うものでご合計で三千百四十万円を減額、発行総額を七億二千十五万二千円と「四ページをお開きください。二十款市債は、二五ページまでの

ざいます。

明させていただきます。万円以上のもの、また特に説明が必要と思われるものを中心に御説がいて歳出について御説明いたします。目の補正がおおむね一千

月末実績で五人となったことによるものでございます。期休暇職員の代替要員、代替職員を九人想定しておりましたが、三目人事管理費は一千五万円減額となっております。主な要因は各長二七ページをお開きください。二款総務費、一項総務管理費、二

三月末に確定したことによるものでございます。千円の減額で、ふるさと納税における返礼品三月発送分の委託料が要因といたしましては、次の三一ページ、十三節委託料六百八万九十三目地域振興費は一千三百五万八千円を減額しております。主な三〇ページをお開きください。二款総務費、一項総務管理費、二

実績確定によるものでございます。 実績確定によるものでございます。 主な要因は二十節扶助費の二千五百十八万三千円の減額で、 一三九ページをお開きください。 三九ページをお開きください。 三九ページをお開きください。 三九ページをお開きください。 三款民生費、 二項児童福祉費、 三郎民工行の減額で、 三な要因は二十節扶助費の二千五百十八万三千円の減額で、 三は 一手の減額で、 三は 一手の減額をしています。 主な要 としています。 とな要 は二十節扶助費の二千五百十八万三千円の減額をしています。 によるものでございます。 によるものでございます。 によるものでございます。 で、 の遇改善によるものでございます。

いたしましては、二十節扶助費のうち当初計画に比べ対象者が減じ二目扶助費は二千九百四十七万円を減額しております。主な要因と次に、最下段をごらんください。三款民生費、三項生活保護費、

たことによるものでございます。

れたことによるものでございます。休農地の面積及び農地集積面積の年度末実績により報酬額が確定さな要因は一節報酬、説明欄の委員報酬一千十四万五千円減額で、遊一目農業委員会費は一千百二十二万二千円を減額しております。主四三ページをお開きください。六款農林水産業費、一項農業費、四三ページをお開きください。六款農林水産業費、一項農業費、

下旬まで事業が進捗したことによるものでございます。「「旬まで事業が進捗したことによるものでございます。それぞれ三月な要因は、十九節負担金補助及び交付金説明欄のさとうきび作地力を要因は、十九節負担金補助及び交付金説明欄のさとうきび作地力の四四ページをごらんください。六款農林水産業費、一項農業費、四四ページをごらんください。六款農林水産業費、一項農業費、

なっております。主な要因は十九節負担金補助及び交付金、説明欄四目農業経営合理化対策事業費は一千二百六十二万三千円の減額と四五ページをお開きください。六款農林水産業費、一項農業費、

旬であったことによるものでございます。の機構集積協力金一千百三万八千円の減額で、補助金確定が三月中

四九ページをお開きください。七款商工費、一項商工費、五目産 四九ページをお開きください。七款商工費、一項商工費、五目産 の元ページをお開きください。七款商工費、一項商工費、五目産

五〇ページ最下段をごらんください。

工事請負費四百三十四万一千円の減額でございます。 工事請負費四百三十四万一千円の減額でございます。 工事請負費四百三十四万一千円の減額でございます。 工事請負費四百三十四万一千円の減額でございます。 工事請負費四百三十四万一千円の減額でございます。 工事請負費四百三十四万一千円の減額でございます。 工事請負費四百三十四万一千円の減額でございます。 工事請負費四百三十四万一千円の減額でございます。

以上、経常的なものを除き目の補正額が一千万円以上のものを中

体的には事業の執行残の調整となってございます。心に説明をいたしました。平成三十年度の最終専決予算ですので総

以上で説明を終わります。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。ありませんか

[一四番 長野広美さん]

○一四番(長野広美さん) 委員会付託はございませんので、若干○一四番(長野広美さん) 委員会付託はございませんので、若干

うな事業がこの減額に至ったのか教えてください。額が少し多いので、内容を御説明いただければと思います。どのよジのふるさと応援基金の基金の繰入金、つまり活用なんですが、金それからあと、先ほど御説明いただきましたけれども、二一ペー

この内容についてまずは御説明をお願いします。市の公社の育苗ハウス事業が減額されております。これについても、あとそれから、歳入部分に出てきているんですが、二四ページに

○財産監理課長(奥村裕昭君) お答えいたします。

前年比で申し上げますと、交付額では七千六百六十万円、率にいたまず一三ページの関連で地方交付税についてでございますが、対

おおようなとしないにおびございます。万円程度、収入のほうが減るというような形になっております。の要因につきましてですけども、生活保護者の減少により四千六百しますと一・七八%の減額というような感じになっております。こ

おおむねそんなところでございます。

待ちください。 ○**議長(永田 章君)** ちょっと休憩します。しばらくそのままお

午前十一時二十九分休憩

○議長(永田 章君) それでは再開いたします。 午前十一時三十三分開議

議案審議を続行いたします。

[経済観光課長 岩下栄一君]

○経済観光課長(岩下栄一君) ふるさと納税に関する基金の繰入 ○経済観光課長(岩下栄一君) ふるさと納税に関する事業とい をの減少ということですけれども、具体的には充てている事業とい をですけれども、幾つか項目のほうを説明させていただきますと、 とですけれども、幾つか項目のほうを説明させていただきますと、 を流の推進に関する事業、それから次世代を育成するための子育て 交流の推進に関する事業、それから次世代を育成するための子育て 支援に関する事業、高齢者の生きがいづくり及び医療福祉に関する 事業、また、学校教育の充実や人材育成に関する事業に対する基金の繰入

以上でございます。これに関する事業費の実績に伴う減ということになっております。

ざいませんでした。おわび申し上げます。
今の質問の前に議会のほうを中断させてしまいまして申しわけご

[農林水産課長 中野賢二君

○農林水産課長(中野賢二君) 西之表市公社育苗ハウスの改修の分で、事業の執行残がこの金額であで、これは工事の設計の変更がありまして、市の農業振興公社の管で、これは工事の設計の変更がありまして、市の農業振興公社の分きましてですけれども、これは伊関の育苗の鉄骨ハウスの補修の分きましてですけれども、これは伊関の育苗の鉄骨ハウス事業につります。

) o) - .

以上です。

○議長(永田 章君) ほかに質疑はありませんか。

[一六番 橋口美幸さん]

○一六番(橋口美幸さん) 二点お願いします。

しください。 したけれども、主にどの事業が大きかったのかっていうことをお示け推進交付金のところなんですけど、三事業が原因だということで持推進交付金のところなんですけど、三事業が原因だということで、 とほど、歳入の部分の一八ページ、特定有人国境離島地域社会維

い。
地交渉が難航したということでしたけれども、場所を教えてくださ地交渉が難航したということでしたけれども、場所を教えてくだされと、歳出の部分の五〇ページですけど、道路新設改良費で用

以上です。

○経済観光課長(岩下栄一君) 一番目の質問でございますけれど ○経済観光課長(岩下栄一君) 一番目の質問でございますけれど の経済観光課長(岩下栄一君) 一番目の質問でございますけれど の経済観光課長(岩下栄一君) 一番目の質問でございますけれど の経済観光課長(岩下栄一君) 一番目の質問でございますけれど の経済観光課長(岩下栄一君) 一番目の質問でございますけれど

という経緯がございます。な人材不足というところで雇用が見込めないため事業を取り下げた新たに部署を設けて雇用する予定でございましたけれども、慢性的両の購入及びコンテナの購入というところで、これにつきましては、

額となっております。
二つ目の事業所につきましては、十一月の追加の事業の採択とないというところで、ほかの事業所も当たっておりましたけれども、まして、当初予定していた請負の事業者のほうがなかなか対応できまして、当初予定していた請負の事業者のほうがなかなか対応できるところの報告を受けて、二件の取下げがあったことにより今回減るところの報告を受けて、二件の取下げがあったことにより今回減るところの報告を受けて、二件の取下げがあったことにより今回減るというところで、二つ目の事業がにつきましては、十一月の追加の事業の採択とない。

以上でございます。

[建設課長 古田一男君]

○建設課長(古田一男君) 八款土木費、二項道路橋梁費、四目道の建設課長(古田一男君) 八款土木費、二項道路橋梁費、四目道

○議長(永田 章君) ほかに質疑はありませんか。

[七番 和田香穂里さん]

○七番(和田香穂里さん)○七本(和田香穂里さん)○七本(和田香穂里がたん)○七本(和田香穂里がたん)○七本(和田香穂里がたん)○七本(和田香穂里がたん)○七本(和田香穂里がたん)○七本(和田香穂里がたん)○七本(和田香穂里がたん)○七本(和田香穂里がたん)○七本(和田香穂里がたん)○七本(和田香穂里がたん)○七本(和田香穂里がたん)○七本(和田香穂里がたん)○七本(和田香穂里がたん)○七本(和田香穂田がたん)○七本(和田香穂田がたん)○七本(和田香穂田がたん)○七本(和田香穂田がたん)○七本(和田香穂田がたん)○七本(和田香穂田がたん)○七本(和田香穂田がたん)○七本(和田香穂田がたん)○七本(和田香穂田がたん)○七本(和田香穂田がたん)○七本(和田香穂田がたん)○七本(和田香穂田がたん)○日本(和田香穂田がたん)○日本(和田香穂田がたん)○日本(和田香穂田がたん)○日本(和田香穂田がたん)○日本(和田香穂田がたん)○日本(和田香穂田がたん)○日本(和田香穂田がたん)○日本(和田香穂

[総務課長 大瀬浩一郎君]

○総務課長(大瀬浩一郎君) 人事管理費のほうの賃金のところの○総務課長(大瀬浩一郎君) 人事管理費のほうの賃金のところの

以上です。

○議長(永田 章君) Wi‐Fi関係は。

十四万一千円の減額でございます。○財産監理課長(奥村裕昭君) 繰返しの答弁となってまことに申しわけございませんが、避難所Wi‐Fi整備事業においては、国しわけございませんが、避難所Wi‐Fi整備事業においては、国

すみません、一旦これで答弁します。

○議長(永田 章君) ちょっと休憩とります。確認のため休憩を

とります。

午前十一時四十一分休憩

午前十一時四十四分開議

○議長(永田 章君) それでは再開いたします。

議案審議を続行いたします。

とに申しわけございませんでした。御迷惑をおかけいたしました。〇総務課長(大瀬浩一郎君) 冒頭たびたび議会をとめましてまこ

総事業費は一千六百三十五万九千円でございます。

以上です。

○議長(永田 章君) よろしいですか。次。

[一二番 生田直弘君]

欄の中のですね、構成されているものの内容の金額の内訳を教えての委託料、マイナス十七万五千円ございますけれども、そこの説明○一二番(生田直弘君) お尋ねします。二七ページの総務管理費

も数字をあわせていただけますでしょうか。ざいます、こちらの項の施設管理等管理業務ですね、こちらのほういただきたいということが一点と、同じく委託料で三一ページにご

○議長(永田 章君) ちょっとしばらく休憩します。

午前十一時四十六分休憩

午前十一時五十五分開議

○議長(永田 章君) それでは再開をいたします。

ここでしばらく休憩をいたします。おおむね十三時ごろより再開

をいたします。

午前十一時五十五分休憩

午後一時開議

○議長(永田 章君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

について、答弁を求めます。 先ほどの生田直弘君の一般会計補正予算(第七号)に対する質疑

疑に関しまして御回答申し上げます。

○財産監理課長(奥村裕昭君)

それでは、

先ほどの生田議員の質

ヴィラ・ド・ビスポ市市民訪問旅行委託業務については十五万円、て、庁舎清掃一万九千円、特定建築物管理業務六千円、ポルトガル、二七ページ、十三節、委託料でございますが、内訳といたしまし

合計で十七万五千円ということになっております。

住宅管理について八万二千円、参加事業者記念品発送業務について は五百八十三万八千円という内訳になってございました 引き続きまして、三一ページお開きいただきまして、同じく十三 委託料でございます。施設等管理業務について十六万九千円、

まことに申しわけなかったと思っております。議会の運営に支障を 該当の予算の課が複数にまたがっておりましたので即答できずに まことに申しわけございませんでした。

議長(永田 章君) ほかに質疑はありませんか。

お願いいたします。 の減額の修正が予測数とどう違ったのか、そこについてだけ説明を 大体児童数というのは年間通して予測数があるわけで、これは今回 同じようにひとり親世帯福祉費の扶養手当の四百八十万円強の減額 すね、三八ページの扶助費の児童手当の五百万円強の減額、そして については実績だというふうには理解しておりますが、児童数ので ○一四番(長野広美さん) えっと、二つだけお願いいたします。 ページ三八ページになりますが、基本この三月末のこの補正予算

のと、この年度末のこの補正でですね、一年を通して補正されたも 強の補正ですけれども、説明では処遇改善ということが説明されま もう一点だけ、三九ページのこれは教育保育給付費四千九百万円 取り組まれたものの結果、 この事業、 今回具体的なところをちょっと説明いただきたい 執行されるものなのか、 これまで執

> て、 行された分も加味して今回のこの予算で賄うのか。 御説明をお願いします。 この扱いについ

[福祉事務所長 下川法男君

○福祉事務所長(下川法男君) お答えをいたします。

払いもありますので、それも勘案して最終的な決算として出されて ほうから支出している対象者の児童の分ということになります。転 いる数字ということになります。 入・転出等も含めましてですけども、事業者の方々のほうからの支 まず、児童手当等になりますけども、こちらのほうは一般会計

いうことになります。 のことで三月末の専決で最終的な数字等を合わさせていただいたと 算額のトータルが年度末に出てくることになるんですけれども、 算を年度末につけることになります。その結果で年間を通しての については年間を通じていろいろな処遇を改善したことに対する加 る処遇の改善等を行ったときに加算がつくものですけれども、これ ども、こちらについては各事業所のほうが雇用している方々に対す あと、失礼しました。教育保育給付費の増額の件でございますけ 加

○議長(永田 章 君) ほかに質疑はありませんか

詳 農水産物輸送コスト支援事業千四百三十三万七千円の減額について、 ○一六番(橋口美幸さん) しい説明をお願いします。 四四ページの歳出になりますけれども、

○農林水産課長 (中野賢二君) お答えします。

トン、豆類が二百四十九トン、お茶が四百三十三トンでございます。 青果用甘しょが五千五百四十四トン、バレイショが二千三百八十九)**一六番(橋口美幸さん)** その減額された要因は何だと分析して 農水産物輸送コスト支援事業についてですが、中身については、

いるのかをお知らせください。

害等の影響を受け、出荷量減となったため、結果減額となったとい ○農林水産課長(中野賢二君) 減額の要因としましては、 気象災

議長(永田 章君) ほかに質疑はありませんか うところです。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、 御異議あ

りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。 御異議なしと認めます。

これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 永田 章 君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (永田 章 君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 (永田 章 君) 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第六号 専決処分の承認を求めることについて(平成三 十年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算

(第六号))

特別会計補正予算 (第六号)) を議題といたします。 の承認を求めることについて(平成三十年度西之表市国民健康保険 ○議長(永田 章 君) 次は、日程第一〇、 報告第六号、 専決処分

議案説明を求めます。

[健康保険課長 長野 望君]

○健康保険課長(長野 望君) 御説明いたします。

議案書、二五ページをお開きください。

りこれを議会に報告し、承認を求めるものでございます。 三月三十一日に専決処分したことについて、同条第三項の規定によ 六号)を地方自治法第百七十九条第一項の規定により平成三十一年 本案は、平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ七千四百三十六万円を

別冊の専決処分書、条文をごらんください

それでは、

六万三千円としたものです。 減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億六百八十

補正の主なものにつきまして歳出から御説明いたします。

八ページをお開きください。

13~ ジェデュル・デェン。の減額は、人件費、物件費等の実績確定による補正でございます。一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費二百十三万九千円

九ページをごらんください。

ます。
○ページ、同款、二項高額療養諸費五百二十一万八千円の減額は、○ページ、同款、二項高額療養諸費五百二十一万八千円の減額は、二款保険給付費、一項療養諸費一億八十六万九千円の減額及び一

減額は、出産数の実績に基づく減額補正でございます。 一同款、四項出産育児諸費、一目出産育児一時金五百八万二千円の

一ページをごらんください。

は、保健事業の実績に基づく減額補正でございます。の減額及び同款、二項特定健康診査事業費六百三十万二千円の減額一二ページにかけての五款、一項保険事業費四百三十二万二千円

次に、歳入について御説明いたします。

六ページをお開きください。

出の保険給付費の減額に伴う普通交付金の減額がその主なものでご十八万四千円の減額は、交付決定通知に基づき補正するもので、歳四款県支出金、一項県支出金、一目保険給付費等交付金五千百七

ざいます。

出の減額補正に伴い減額するものでございます。 六款繰入金、一項他会計繰入金六百三十三万二千円の減額は、歳

算見込みによる延滞金の補正でございます。

八款諸収入、一項延滞金及び過料二百六十一万六千円の追加は決らの繰入れの必要がなかったため皆減とするものでございます。
同款、二項基金繰入金一千九百二十二万四千円の減額は、基金か

以上で説明を終わります。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。ありませんか

[一四番 長野広美さん]

○一四番(長野広美さん) 今御説明いただきましたが、一番大きなところが、医療費が予想よりも大幅に減額し一億円を上回る、この変更なのか。内容についてですね、もう少し詳細にどのように見の変更なのか。内容についてですね、もう少し詳細にどのように見ているのか。その部分と、あとそれからあわせて一○ページの出産一時金の減額というのも具体的に数字的なものを教えていただければと思います。

○健康保険課長(長野 望君) お答えします。

医療費のかかる額というのは当然年度によって異なるわけでございの過去のやつから推計をいたしております。それについて、実際のまず、その医療費の額の推計なんですが、当初予算時に三カ年分

せていただいているところでございます。 きかったりということがございますので、最終の専決での対応とさ のは予想はできるんでございますが、医療費のことですので突然大 三月補正時点までにある程度増えるのか増えないのかという

ておりました。実績については十四名ということで減額となったと ころでございます。 それと、出産の件ですが、当初予算では二十六名分として推計し

以上でございます。

議長(永田 章君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 永田 章 君) 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案についても委員会付託を省略したいと思いますが、 御異議あ

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

りませんか。

○議長(永田

章 君)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 永田 章 君) 賛成討論はありませんか

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 (永田 章 君) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第七号 専決処分の承認を求めることについて 十年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正 (平成三

予算 (第二号))

の承認を求めることについて(平成三十年度西之表市交通災害共済 ○議長(永田 章 君) 次は、日程第一一、報告第七号、 専決処分

事業特別会計補正予算(第二号))を議題といたします。

議案説明を求めます。

[市民生活課長 川畑利昭君

○市民生活課長(川畑利昭君) 御説明いたします。

議案書、二六ページをお開きください

規定により議会に報告し、 り平成三十一年三月三十一日に専決処分したもので、 算 本案は、平成三十年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予 (第二号) について、地方自治法第百七十九条第一項の規定によ 承認を求めるものです。 同条第三項の

さい。 別冊の交通災害共済事業特別会計専決処分書、条文をごらんくだ お願いします。

万五千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二百五今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ五

十八万五千円とするものです。

補正の主なものについて歳出から御説明いたします。

六ページをお開きください。

九十八万四千円減額しております。 一款、一項、一目事業費を百三万三千円減額し、百五十万四千円 一款、一項、一目事業費を百三万三千円減額し、百五十万四千円

通災害共済基金の残高は三千三百二十一万円になります。を基金に積んでおります。これにより、平成三十年度末における交を基金に積んでおります。これにより、平成三十年度末における交一般財源に組み替え、執行残から九十八万六千円を増額し、百万円が四千円の減額となったため、歳出財源内訳のうち、特定財源から二款、一項、一目基金積立金については、歳入における財産収入

運用がなかったため全額を減額しております。 三款、一項、一目、二十三節繰替運用利子については、基金繰替

額しております。 四款、一項、一目予備費については、歳出実績に合わせ四千円減

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

一款、一項、一目共済会費収入五万一千円の減額は、加入実績に

より減額をしております。

二款、一項、一目、一節基金利子は基金繰替運用分四千円を減欠

しています。

以上で説明を終わります。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。ありませんか

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案についても委員会付託を省略したいと思いますが、御異議あ

りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(永田 章君) 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

↑年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第△報告第八号 専決処分の承認を求めることについて(平成三

六号))

会計補正予算(第六号))を議題といたします。の承認を求めることについて(平成三十年度西之表市介護保険特別の議長(永田 章君) 次は、日程第一二、報告第八号、専決処分

議案説明を求めます。

[高齢者支援課長 下川昭代さん]

○高齢者支援課長(下川昭代さん) 御説明いたします。

議案書、二七ページをお開きください。

りこれを議会に報告し、承認を求めるものでございます。十一年三月三十一日に専決処分したもので、同条第三項の規定によ号)について、地方自治法第百七十九条第一項の規定により平成三本案は、平成三十年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第六

別冊の専決処分書、条文をごらんください。

ぞれ九百九十万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞ今回の第六号補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それ

れ二十二億二千四十六万八千円とするものでございます。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

一〇ページをお開きください。

九千円、一・七六%の増となっております。
がくものでございます。前年度と比較いたしますと二千九百四十万の減額は、要介護者に係る介護サービス給付費等の決算見込みに基二款保険給付費、一項介護サービス等諸費三千三百四十万五千円

一一ページをごらんください。

一六・五%の減となっております。のでございます。前年度と比較いたしますと二百五十三万五千円、要支援者に係る介護予防サービス給付費等の決算見込みに基づくも同款、二項介護予防サービス等諸費二百四十万九千円の減額は、

及び交付金等の減額が主なものとなります。
ては、一目のサービス事業費の十三節委託料及び十九節負担金補助千円の減額は、決算見込みによるものでございます。中身としまし援事業費、一項介護予防生活支援サービス事業費の九百六十六万二援事業費、一二ページの下段から一三ページにかけて、三款地域支

節扶助費二百四万一千円の減額が主なものとなります。込みによるもので、主なものとしましては、二目任意事業費の二十支援事業任意事業費の九百十万七千円の減額につきましても決算見続いて、一四ページから一六ページにかけての同款、三項包括的

三十年度末残高が五千六百五十七万四千円になる見込みでございま 基金積立金につきましては、最終的に三百四十六万八千円を積立て、

次に、歳入について御説明いたします。

六ページをお開きください

款介護保険料、一項介護保険料三百四十八万二千円の追加は、

決算見込みによるものでございます

給付費等の事業の確定による交付決定通知に基づくものでございま 続いて、三款国庫支出金から五款県支出金につきましては、 保険

七ページをお開きください。

七款繰入金、 一項一般会計繰入金二百六十四万九千円の減額は

職員給与費等の決算見込みによるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長 (永田 章 君) 質疑に入ります。 ありませんか

[一四番 長野広美さん]

○一四番(長野広美さん) 一つだけ教えてください

とのここの関係性は、これは増減が両方ほぼほぼ同じ金額なんです 解していますが、三款の国庫支出金の介護給付負担金と調整交付金 六ページの歳入の部分については、 関係性があっての調整なのでしょうか 基本実績に基づいたものと理

○高齢者支援課長(下川昭代さん) 介護給付費負担金及び調整交

> ございます。それぞれ介護給付費等の国の支出分とあと調整交付金 につきましては、後期高齢者の人口の比率とか被保険者数の割合に 付金につきましても、介護給付等の保険給付の実績に基づくもので ということでございます。 よって上乗せ分がございますので、 その分で分けて計上をしている

[一六番 橋口美幸さん]

ださい。 すけど、その増ということがどういうことなのを具体的に教えてく この三千三百四十万五千円が昨年に比べて増という説明だったんで ○一六番(橋口美幸さん) んですけど、具体的にこの任意事業費の減について教えてください それから、すみません、一〇ページになりますけど、要支援費の 一四ページの地域支援事業費のことな

さい。 が三十四万四千円の減になっています。この減の原因を教えてくだ それから一六ページ、地域ケア会議なんですけど、この推進事業

以上です。

者等を介護している家族の方に手当をする紙おむつであるとか介護 りますように、家族介護継続支援事業、こちらのほうは在宅で高齢 いうことで申し上げました。中身につきましては、 りますけれども、主な減額として、扶助費の二百四万一千円の減と ○高齢者支援課長(下川昭代さん) 五ページにかけての地域支援事業費の二目任意事業費の中身にな すみません、 一四ページから 付記説明欄にあ

手当の部分になりますけれども、こちらのほうが減額になっており

とになっております。
たけれども、申請のほうがありませんでしたので、全部減というこたけれども、申請のほうがありませんでしたので、全部減というこその分の手数料とか後見人に係る報酬等の予算を計上しておりまし利用をする際に、裁判所のほうに審判請求をするんですけれども、利用をする際に、裁判所のほうに審判請求をするんですけれども、

うが減になっているというふうに認識してございます。と介護予防サービス等諸費の部分であるかと思います。こちらについては、先ほどの説明では減になっているんですけれども、こちらについては予防給付の部分が地域支援事業のですけれども、こちらについては予防合すされども、予算的には見込みより若干利用の実績が減ったということでございます。こちらにつきの総合事業のほうに移行をしているということでございます。には見込みより若干利用の実績が減ったということでございます。には見込みよりますけれども、費目でいきますが減になっているというふうに認識してございます。こちらにつと介護予防サービス等諸費の部分であるかと思います。

づいて減としているところでございます。
「「おいて減としているところでございます。」
「おいて減としているところでございますけれども、実績に基議であったりするものなんですけれども、それについての謝金は出間でのケア会議であったり、地域での個別事例を協議をするケア会国があと、地域ケア会議の推進事業につきましては、こちらのほうはあと、地域ケア会議の推進事業につきましては、こちらのほうは

以上です。

○議長(永田 章君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議あ

りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(永田 章君) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

↑年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補△報告第九号 専決処分の承認を求めることについて(平成三

正予算 (第六号))

療保険特別会計補正予算(第六号))を議題といたします。の承認を求めることについて(平成三十年度西之表市後期高齢者医の議長(永田 章君) 次は、日程第一三、報告第九号、専決処分

議案説明を求めます。

[健康保険課長 長野 望君]

○健康保険課長(長野 望君) 御説明いたします。

議案書、二八ページをお開きください。

規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものです。三十一年三月三十一日に専決処分したことについて、同条第三項の予算(第六号)を地方自治法第百七十九条第一項の規定により平成本案は、平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正

別冊の専決処分書、条文をごらんください。

円としたものです。
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千三百二十六万し、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ九十七万六千円を減額

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

七ページをお開きください。

のです。 費四十六万二千円の減額は、実績に基づきそれぞれ減額補正するも一款総務費、一項総務管理費六十四万二千円の減額及び二項徴収

八ページをお開きください。

は、長寿健診の実績見込みによる十三節委託料二十四万七千円の減に、長寿健診の実績見込みによる十三節委託料二十四万七千円の減額三款保健事業費、一項健康保持増進事業費二十六万三千円の減額

四款諸支出金、二項、一目繰出金十六万八千円の追加は、広域連額がその主なものでございます。

合からの特別調整交付金決定に伴い一般会計に繰出しするものでご

ざいます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

円の追加は、決算見込みによるものでございます。七万一千円の減額及び同項、二目普通徴収保険料三百三十八万六千一款、一項後期高齢者医療保険料、一目特別徴収保険料二百二十

四款繰入金、一項一般会計繰入金二百六十三万三千円の減額は、

決算見込みによる事務費繰入れの減額によるものでございます。

六ページをお開きください。

及び特別調整交付金等の交付決定に基づく補正でございます。 六款諸収入、四項雑入五十五万五千円の追加は、健康診査補助金

以上で説明を終わります。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。ありませんか

[一四番 長野広美さん]

うことと、毎年これはこういう補助の対象になっているのか、内容この健康診査補助金と特別調整交付金はどこからのものなのかとい○一四番(長野広美さん) 今最後に御説明いただきました雑入の

について御説明お願いします。

○健康保険課長(長野 望君) 御説明いたします。

ってくるものでございまして、毎年入ってくるものでございます。健康診査の補助金につきましては、広域連合のほうからお金が入

以上でございます。

○一四番(長野広美さん) すみません、特別調整交付金のほうも

説明お願いします。

○健康保険課長(長野 望君) お答えします。

特別調整交付金についても広域連合からの歳入でございまして

毎年度計上しているものでございます。

以上でございます。

○議長(永田 章君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案についても委員会付託を省略したいと思いますが、御異議あ

りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(永田 章君) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第一〇号 平成三十年度西之表市一般会計繰越明許費繰

○議長(永田 章君) 次は、日程第一四、報告第一○号、平成三越計算書の報告について

十年度西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議

題といたします。

報告を求めます。

[財産監理課長 奥村裕昭君]

○**財産監理課長(奥村裕昭君)**報告第一○号、平成三十年度西之

表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

議案書、二九ページをお開きください。

本案は、平成三十年度西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の

報告についてでございます。

地方自治法第二百十三条に規定する翌年度に繰り越して使用する

別紙のとおり議会に報告をするものでございます。繰越明許費について、同法施行令第百四十六条第二項の規定により、

三〇ページをお開きください。

いたします。 平成三十年度西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書で御説明を

補正予算により繰越明許費として補正された事業でございます。 今回の繰越明許は五件、九事業でございます。三月議会において

を繰り越すものでございます。 五万三千円、そのうち翌年度繰越額の合計二億七百九十一万八千円 金額は各事業ごとの各事業費を示しており、総額で三億二百六十

ます。 七号)の中で減額調整や年度内に執行した部分によるものでございお分につきましては、先ほどの専決処分、平成三十年度補正予算(第なお、翌年度繰越額において、三月補正時より減額となっている

- こうでは、繰越しを行う事業ごとに主な要因について御説明して

のでございます。
に再度入札を行い、可能な限り早期着工を実施するため繰り越すも十月、三月に合計四回の入札を行ったものの不成立となり、本年度円は、事業主体である県地域振興公社が平成三十年の八月、九月、

次に、表中の二番目、社会資本整備総合交付金事業の橋梁補修二

り越すものでございます。 工法検討に不測の日数を要したため、年度内の完成が困難となり繰千百八十七万円は、橋梁の補修工事における詳細設計で補修工事の

ます。

、期間が短く年度内の完成が困難なため、繰り越すものでございが、期間が短く年度内の完成が困難なため、繰り越すものでござい策として第二次補正による予算配分として三月に予算化されました策として第二次補正による予算配分として三月に予算化されました表港線一千百十万円は、国の防災・減災国土強靭化のための緊急対表に、表中の五番目、社会資本総合整備交付金事業の鴨女町西之

ものでございます。
に不測の日数を要したため、年度内の完成が困難となり、繰り越す納における突確改良を行う予定でございましたが、地権者との交渉納における突確改良を行う予定でございましたが、地権者との交渉

次に、表中の七番目、港湾改修事業三千一万一千円はコアボーリ

から、年度内の完成が困難となり、繰り越すものでございます。ング調査の資材運搬における台船の用船に不測の日数を要したこと

一次に、表中八番目、中学校空調整備事業一千五百五十九万七千円次に、表中八番目、中学校空調整備事業一千五百五十九万七千円次に、表中八番目、中学校空調整備事業一千五百五十九万七千円次に、表中八番目、中学校空調整備事業一千五百五十九万七千円次に、表中八番目、中学校空調整備事業一千五百五十九万七千円次に、表中八番目、中学校空調整備事業一千五百五十九万七千円次に、表中八番目、中学校空調整備事業一千五百五十九万七千円次に、表中八番目、中学校空調整備事業一千五百五十九万七千円次に、表中八番目、中学校空調整備事業一千五百五十九万七千円次に、表中八番目、中学校空調整備事業一千五百五十九万七千円次に、表中八番目、中学校空調整備事業一千五百五十九万七千円次に、表中八番目、中学校空調整備事業一千五百五十九万七千円次に、表中八番目、中学校空調整備事業一千五百五十九万七千円

計。 たことから、年度内の完成が困難となり、繰り越すものでございまましたが、全国的な資材不足により納品、施工に不測の日数を要し台風被害による体育館屋上防水の修繕を行おうとするものでござい最後に、表中九番目、体育施設管理事業四百六十三万四千円は、

以上で報告を終わります。

○議長(永田 章君) 報告は終わりました。

より報告されるものであります。報告第一○号は、地方自治法施行令第百四十六条第二項の規定に

質疑を省略いたします。

△報告第一一号 平成三十年度西之表市水道事業会計予算繰越

)議長(永田 章君) 次は、日程第一五、報告第一一号、平成三

といたします。 十年度西之表市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題

報告を求めます。

[財産監理課長 奥村裕昭君]

○財産監理課長(奥村裕昭君) 令和元年度報告第一一号、平成三

書の報告について。 報告第一一号、平成三十年度西之表市水道事業会計予算繰越計算

容を議会に報告をするものでございます。使用すると決定した経費について、同条第三項の規定によりその内地方公営企業法第二十六条第一項に規定する翌年度に繰り越して

三二ページをお開きください。

でございます。それでは、内容について事業ごとに説明をいたしま今回の繰越は、一款資本的支出、一項建設改良費の一件、二事業

三二ページをお開きください。

れたため繰り越すものでございます。
送水管布設替工事二百九万五千二百円は、道路工事の工期が延長さ今回の繰越は、一段目です。市道安城平松線道路改良事業に伴う

六万六千二百円は、設備更新に使用される製品が特別製作品であっ二段目になります。 阿曽浄水場急速濾過設備配水ポンプ更新四百

.:..。 たことから納期に不測の時間を要したため、繰り越すものでござい

説明は以上でございます。

○議長(永田 章君) 報告は終わりました。

報告第一一号は、地方公営企業法第二十六条第三項の規定により

報告されるものであります。

質疑を省略いたします。

△鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長(永田 章君) 次は、日程第一六、鹿児島県後期高齢者医

療広域連合議会議員の選挙を行います。

び議員のうちから市長区分六人、市議会議員区分六人、町村長区分鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及

四人、町村議会議員区分四人から構成されています。

づき選挙の告示を行い、候補者の届け出を締め切ったところ、市議なることから、広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基現在の広域連合議会議員が令和元年七月一日をもって任期満了と

会議員から選出すべき人数を超える七人の候補者がありましたので

る得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議、この選挙は、同条第四項の規定により全ての市議会の選挙におけ広域連合規約第八条第二項の規定により選挙を行います。

規則第三十二条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、

当選人の報

告及び当選人の告知は行いません。

そこで、お諮りいたします。

らず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたい選挙結果の報告については、会議規則第三十二条の規定にかかわ

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

と思いますが、御異議ありませんか。

○議長(永田 章君) 御異議なしと認めます。

規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告するしたがって、選挙結果の報告については、会議規則第三十二条の

ことに決しました。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長(永田 章君) ただいままでの出席議員数は十六名であり

ます。

投票用紙の配付漏れはございませんか。それでは、投票用紙を配付いたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

○議長(永田 章君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、 順番に投票をお

願いいたします。

[議会事務局長氏名点呼・各員投票]

番 下 Ш 和 博 議

員

番 小 倉 初 男 議 員

番 竹 下 秀 樹 議 員

番 番

永 田 章 議 員

兀 三

木 原 幸 孝 則 兀 議 議 員 員

番 番 和 Ш 田 村 香穂里 議 員

番 河 本 幸 男 議 員

番 鮫 島 市 憲 議 員

九 八 七 六 五.

○番 中 野 周 議 員

二番 番 生 田 添 直 辰 弘 郎 議 員

田

議

員

三三番 四番 長 橋 野 口 広 好 美 文 議 議 員 員

五番 渡 辺 道 大 議 員

六番 橋 口 美 幸 議 員

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長

(永田

章 君)

投票漏れはありませんか。

○議長 (永田 章 君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いた

します。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長(永田 章 君) これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に下川和博君

小倉初男君を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

[開票・点検]

○議長(永田 章 君)

投票総数十六票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。 選挙の結果を報告いたします。

そのうち

有効投票十六票

無効投票ゼロ票

山口たけし君一票

有効投票中

室屋正和君ゼロ票

野畑 緒方重則君ゼロ票 直君ゼロ票

篠原巢則君ゼロ票。

福永德郎君十票。

豊留榮子さん五票

以上のとおりであります。

の選挙終了後に決定することになります。会議員選挙選挙長に報告するものとし、当選人は県下十九市市議会会議員選挙選挙結果は議長から鹿児島県後期高齢者医療広域連合議

△議案第一号 西之表市公平委員会委員の選任について

○議長(永田 章君) 次は、日程第一七、議案第一号、西之表市

議案説明を求めます。

[市長 八板俊輔君]

○市長(八板俊輔君) 議案説明をいたします。

議案書三二ページをお開きください。

議案第一号、西之表市公平委員会委員の選任についてであります。

地方公務員法第九条の第二項の規定により、議会の同意を得て選

任しようとするものであります。

ただきたいと思います。十四年八月十日生まれ。履歴に関しましては三四ページをごらんい十四年八月十日生まれ。履歴に関しましては三四ページをごらんい住所、西之表市西之表一〇一四八番地。氏名、河野博康。昭和二

以上で説明を終わります。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。ありませんか

[七番 和田香穂里さん]

○七番(和田香穂里さん) お尋ねいたします。

いと思います。
出されてる議案書のほうには記載はございませんので報告を求めた関して、どのように確認をしているのか。それについては、こちら党に属する者となることとなってはならないとあります。この点にの二第四項に、委員の選任については、そのうちの二人が同一の政の工等の項に、委員の選任に当たっては、その地方公務員法第九条

[総務課長 大瀬浩一郎君]

○総務課長(大瀬浩一郎君) お答えをいたします。

いうことを確認をいただいてございます。の部署のほうで確認をいただいておりまして、そのダブりはないとうな条文がございます。その件に関しましては、人事のほうの担当人事委員会又は公平委員会の委員の選任につきまして、規定のよ

以上です。

○議長(永田 章君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ありま

せんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (永田 章君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (永田 章 君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

再度お諮りいたします。

により採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。 本案は議会会議規則第七十三条第一項の規定により、無記名投票

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章 君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は無記名投票により採決することに決しました。

これより投票を行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長 永田 章 君) ただいまの表決権を有する出席議員は十五

名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (永田 章君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

○議長 (永田 章 君) 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票用紙に、 同意される方は賛成、

意されない方は反対と記載の上、順次、

投票をお願いいたします。

同

賛否が明らかでない投票は会議規則第七十三条第二項の規定により なお、 重ねて申し上げます。投票中、 賛否を表明しない投票及び

否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、

順番に投票をお

願いいたします。

「議会事務局長氏名点呼・各員投票」

番 下 Ш 和 博 議

番 小 倉 初 男 議

員

番 竹 下 秀 樹 議

番 木 原 幸 几 議 員

員

番 Ш 村 孝 則 議 員

六 五. 三

番 和 田 香穂里 議 員

鮫 泂 島 本 幸 市 憲 男 議 議 員 員

野 周 議 員

一〇番

中

九 八 七

番 番

添 辰 郎 議 員

番

田

田 直 弘 議 員

二番

生

員

三番 橋 П 好 文 議 員

四番 長 野 広 美 議 員

五番 渡 辺 道 大 議 員

六番 橋 П 美 幸 議 員

○議長 へ 永 田 [「なし」と呼ぶ者あり] 章 君) 投票漏れはありませんか。

(永田 章 君)

す。

○議長 投票漏れなしと認め、 投票を終了いたしま

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖

○議長 (永田 章 君) これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に下川和博君

小倉初男君を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

[開票・点検]

○議長(永田 章 君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数十五票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票十五票

無効投票ゼロ票

有効投票中

賛成十五票

反対ゼロ票

であります。

よって、議案第一号、西之表市公平委員会委員の選任については

これに同意することに決しました。

△議案第二号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める

ことについて

委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたし ○議長(永田 章 君) 次は、日程第一八、 議案第二号、 人権擁護

ます。

議案説明を求めます。

一市長 八板俊輔君]

○市長(八板俊輔君) 議案説明をいたします。

議案書、三六ページをお開きください

に推薦いたしたく、人権擁護委員法第六条第三項の規定により議会 権擁護委員に欠員が生じたため、後任として木原節子氏を法務大臣 本案は、人権擁護委員候補者の推薦に関するものであります。人

の意見を求めるものであります。

九年六月二十三日生まれであります。 住所は、西之表市現和七二五二番地。 履歴に関しましては、三七ペ 氏名は木原節子。 昭和二十

-ジをごらんください。 以上、よろしくお願いいたします。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ありま

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

せんか。

○議長(永田 章君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

再度お諮りいたします。

り採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。本案は会議規則第七十三条第一項の規定により、無記名投票によ

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

よって、本案は無記名投票により採決することに決しました。○議長(永田 章君) 御異議なしと認めます。

これより投票を行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長(永田 章君) ただいまの表決権を有する出席議員は十五

名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

○議長(永田 章君) 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票用紙に、同意される方は賛成、同

- よる、重ユニョンニデミー。安冥コ、資子と表月しないを取なが意されない方は反対と記載の上、順次、投票をお願いいたします。

賛否が明らかでない投票は会議規則第七十三条第二項の規定によりなお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び

願いいたします。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、

順番に投票をお

否とみなします。

[議会事務局長氏名点呼・各員投票]

一番小倉初男議員番下川和博議員

三 番 竹 下 秀 樹 議 員

五. 番 木 原 幸 兀 議 員

六 番 Ш 村 孝 則 議 員

番 和 田 香穂里 議 員

番 河 本 幸 男 議

番

鮫 島 市 憲 議

> 員 員

九 八 七

中 野 周 議 員

一〇番 田 添 辰 郎 議

二番 番 生 田 直 弘 議 員 員

三番 四番 長 橋 野 口 広 好 美 文 議 議 員 員

五番 渡 辺 道 大 議 員

六番 橋 口 美 幸 議 員

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長

(永田

章 君)

投票漏れはありませんか。

○議長 (永田 章 君) 投票漏れなしと認め、

投票を終了いたしま

す。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖

○議長 (永田 章 君) これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に下川和博君

小倉初男君を指名いたします。

よって、 両名の立ち会いをお願いいたします。

[開票・点検]

○議長(永田 章 君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数十五票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票十五票

無効投票ゼロ票

であります。

有効投票中

賛成十五票

反対ゼロ票

よって、議案第二号、 であります。 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求

めることについては、これに同意することに決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後二時八分休憩

午後二時二十五分開議

○議長 (永田 章 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△議案第三号 西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の一

部を改正する条例の制定について

いてを議題といたします。 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ<

○議長(永田 章君) 次は、日程第一九、議案第三号、西之表市

議案説明を求めます。

[選管書記長 大瀬浩一郎君]

○選管書記長(大瀬浩一郎君) 御説明いたします。

議案書の三八ページをお開きください。

改正する条例の制定についてであります。 議案第三号、西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を

い、条例の一部を改正しようとするものであります。国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴

関する条例の一部、別表等選挙長など八つの職につきまして、法令三八ページにございますように、西之表市報酬及び費用弁償等に

ちなみに、想定されております七月の参議院議員選挙から適用さ

の基準どおりに改正をしようとするものであります。

以上でございます。

れることになるものと思います。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結いたします。

本案は総務文教委員会に付託いたします。

| 条例の整理等に関する条例の制定について|| △議案第四号 || 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係

制定についてを議題といたします。 び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理等に関する条例のび・議長(永田 章君) 次は、日程第二〇、議案第四号、消費税及

議案説明を求めます。

[総務課長 大瀬浩一郎君]

○総務課長(大瀬浩一郎君) 議案書四○ページをお開きください。

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例

の整理等に関する条例の制定についてであります。

議案第四号、

消費税等に関する法令が改正されまして、今年十月一日から税率とされてございます。 とされてございます。 とされてございます。

会までに改正の予定、九月以降改正予定が二市、ほかは改正の必要県内の十九市について問い合せをしてみましたが、十三市が六月議また、県内の多くの自治体で条例改正が予定されているようで、

がないとの回答などがありましたけれども、 改正しないという回答

の市はございませんでした。

そういった状況も踏まえまして、本市といたしましても、 市民周

知期間等も考慮の上、六月議会で該当する使用料等の条例改正を提

案するものであります。

改正する条例について御説明をいたします。

議案書四○ページをお開きください

第 条は、 普通河川等管理条例の一部改正で、 流水占用料の改正

であります。

一ページをお開きください

一条は、西之表市都市公園の設置及び管理に関する条例の 部

改正で、各施設の使用料の改正であります。

四三ページをお開きください。

第三条は、 西之表市漁港管理条例の一部改正で、 漁港使用料等の

改正。

第四条は、 西之表市道路占用料徴収条例の一 部改正で、 道路占用

料の改正。

第五条は、 西之表市民会館の設置及び管理に関する条例の一 部 改

正で、 施設使用料の改正であります。

四四ページをごらんください。

第六条は、 西之表市行政財産の使用料徴収条例の一部改正で、

政財産の使用料の改正

第七条は、 西之表市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改

正で、一般廃棄物関連手数料の改正

第八条は、 西之表市営キャンプ場の設置及び管理に関する条例の

部改正で、 器具、用具等の使用料の改正

第九条は、 西之表市地方卸売市場条例の一 部改正で、 消費税影響

額の改正であります。

四五ページをお開きください。

第十条は、西之表市老人福祉センターの設置及び管理に関する条

例の一部改正で、使用料の改正。

第十一条は、種子島開発総合センターの設置及び管理に関する条

例の一部改正で、

使用料の改正であります。

四六ページをごらんください。

第十二条は、西之表市営球場の設置及び管理に関する条例の一

改正で、使用料の改正

第十三条は、 西之表市民体育館の設置及び管理に関する条例の

部改正で、使用料の改正であります。

四八ページをお開きください。

第十四条は、西之表市フラワーセンターの設置及び管理に関する

条例の一部改正で、使用料の改正

第十五条は、 あっぽ〜らんどの設置及び管理に関する条例の一 部

改正で、各施設の使用料の改正であります。

行

五一ページをお開きください。

部

額の改正。 第十六条は、西之表市給水条例の一部改正で、料金の消費税影響

する条例の一部改正で、施設使用料の改正であります。第十七条は、西之表市保健センターすこやかの設置及び管理に関

五二ページをごらんください。

第十八条は、西之表市安納地区活性化センターの設置及び管理に

関する条例の一部改正で、使用料の改正。

であります。 第十九条は、西之表市港湾管理条例の一部改正で、使用料の改正

五四ページをお開きください。

第二十条は、種子島特産品開発センターきらりの設置及び管理に

関する条例の一部改正で、施設使用料の改正であります。

五五ページをお開きください。

第二十一条は、西之表市指定文化財種子島家住宅の設置及び管理

に関する条例の一部改正で、使用料の改正。

第二十二条は、西之表市汚泥再生処理センターの設置及び管理に

関する条例の一部改正で、使用料の改正。

に関する条例の一部改正で、使用料の改正であります。第二十三条は、中割地区地域活性化交流拠点施設の設置及び管理

なお、附則といたしまして、この条例は令和元年十月一日に施行

するものであります。

参考までに、予算書で年間の影響額を推計してみました。その結

影響が出るものと試算をいたしてございます。約七百六十万円、年間で全体でございますけれども、それぐらいのれておりまして、その中で一番大きなものが水道料金でございます。果、大体年間で全体で約八百六十万円ほどの影響が出るものと思わ

以上でございます。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終了いたします。

本案は総務文教委員会に付託いたします。

△議案第五号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正

金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議○議長(永田 章君) 次は、日程第二一、議案第五号、災害弔慰

議案説明を求めます。

題といたします。

[福祉事務所長 下川法男君]

明をいたします。 金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説の福祉事務所長(下川法男君)(それでは、議案第五号、災害弔慰

議案書の五七ページ、また参考に新旧対照表は七二ページをごら

んください。

福祉及び生活の安定に資することを目的として制定されたものでご見舞金の支給、並びに災害援護資金の貸付けを行うことで、市民のる法律及び同法の施行令の規定に準拠し、災害弔慰金及び災害障害災害弔慰金の支給等に関する条例は、災害弔慰金の支給等に関す

ざいます

扱いに改正があったため、条例を改正するものでございます。給等に関する法律が一部改正されたことに伴い、災害援護資金の取関係法律の整理に関する法律の施行によりまして、災害弔慰金の支地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための

きく三点について改正が行われております。改革に関する提案や東日本大震災時等の特例等を踏まえまして、大改革に関する提案や東日本大震災時等の特例等を踏まえまして、大主な改正の内容ですけれども、災害援護資金について、地方分権

なったことの三点でございます。うかについては、市町村の判断で条例で定めることができるようにに加えて月賦償還が可能になったこと。三点目が保証人を付すかどとができるようになったこと。二点目が償還方法で、年賦、半年賦とができるようになったこと。二点目が償還方法で、年賦、半年賦一点目が貸付利率について、利率を年三%以内で条例で定めるこ

それでは、具体的に条例に基づいて御説明をいたします。

慰金の支給等に関する法律施行令として語句の整理を行っておりま第一条は目的を規定しております。同条中、同法施行令を災害弔

第十四条は利率を規定しております。同条について、利率に加

て保証人について規定をし、三項から成る条文に全部改正を行って

おります。

第一項では、災害援護資金の貸付けを受けようとする方は保証人

を立てることができる旨を規定をしております。

第二項では、利率について保証人を立てる場合は無利子とし、保

ることが規定をされております。

ること及びその保証債務は違約金を包含することが規定をされてお第三項では、保証人が貸付けを受けた方と連帯して債務を負担す

次に、第十五条ですけども、償還等について規定がされておりまります。

動に伴う整理を行っております。証人の規定が削除されたことに伴い、語句の整理及び参照条項の移定する改正を行っております。第三項では、法律及び施行令から保第一項中、償還方法について、年賦、半年賦に加え月賦償還を規

以上で説明を終わります。

え

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結いたします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第六号 西之表市森林環境譲与税基金条例の制定につい

7

森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。| 〇議長(永田 章君) 次は、日程第二二、議案第六号、西之表市

議案説明を求めます。

[農林水産課長 中野賢二君]

○農林水産課長(中野賢二君) 西之表市森林環境譲与税基金条例

の制定について、御説明いたします。

議案書の五九ページをごらんください。

れる必要があります。基金として積み立て、適正に管理し運用するこれによって譲与税が市町村に譲与され、これを基金として受け入一日に施行されたことによって、森林環境譲与税が創設されました。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成三十一年四月

以上で説明を終わります。

ために条例を制定しようとするものであります。

意長(永田 章君) 質疑に入ります。

[七番 和田香穂里さん]

○七番(和田香穂里さん)○七番(和田香穂里さん)この条例案条文の第一条なんですが、

○農林水産課長(中野賢二君) 環境譲与税の使途につきましてでの農林水産課長(中野賢二君) 環境譲与税の使途につきましてで

○農林水産課長(中野賢二君) そうです。

○議長(永田 章君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結いたします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第七号 令和元年度西之表市一般会計補正予算(第一号)

度西之表市一般会計補正予算(第一号)を議題といたします。 ○議長(永田 章君) 次は、日程第二三、議案第七号、令和元年

議案説明を求めます。

[財産監理課長 奥村裕昭君

一般会計補正予算(第一号)について御説明いたします。○財産監理課長(奥村裕昭君) 議案第七号、令和元年度西之表市

別冊、予算書の条文をごらんください。

五十八万四千円とするものであります。千八百五十八万四千円を追加し、歳入歳出それぞれ百五億三千四百第一条は、歳入歳出予算の総額について歳入歳出それぞれ一億八

五ページをお開きください。地方債補正であります。

組み替えにより限度額を二百五十万円増額し千百万円といたしまし次に、緊急防災・減災事業は、県単急傾斜地崩壊対策事業の財源

た。

のや特徴的なものについて御説明してまいります。それでは、今回の歳入歳出予算の歳出について、金額の大きいも限度額を千二百四十万円増額し三千八百六十万円といたしました。

ますので御了承ください。 人事異動が主な要因でございますので、説明を省略させていただきなお、冒頭お願いを申し上げますが、人件費等の予算については

せていただきます。 それでは、目の金額の大きいもの、特徴的なものについて説明さ

一二ページをお開きください。

のでございます。 ・ でございます。 ・ でございます。 ・ こちらは二十五節積立金で、今予 が下二千円を追加しております。こちらは二十五節積立金で、今予 ・ のでございます。 ・ こちらは二十五節積立金で、今予 ・ のでございます。

一四ページをお開きください。

どが主な要因となってございます。十三節委託料、十九節負担金補助及び交付金を計上していることなて実施されるプレミアム付商品券発行事業に対し、十一節需用費、百五十二万三千円を追加しています。こちらは、国の補助事業とし三款民生費、一項社会福祉費、一目社会福祉総務費では、二千八

一五ページをお開きください。

一八ページをお開きください。
に伴い、千八百五十万を追加したことなどが主な要因でございます。明欄に記載のとおり、低所得者の第一号保険料軽減強化の完全実施九十五万八千円を追加しています。こちらは、二十八節繰出金、説三款民生費、一項社会福祉費、六目介護保険事業費では、千九百

ます。

実施しようとするものとなっております。 実施しようとするものとなっております。 大歌農林水産業費、三項水産業費、二目水産振興費では、八百七 大歌農林水産業費、三項水産業費、二目水産振興費では、八百七 大歌農林水産業費、三項水産業費、二目水産振興費では、八百七

九ページをお開きください。

ます。

「三款土木費、二項道路橋梁費、三目道路新設改良費では、一億一三款土木費、二項道路橋梁費、三目道路新設改良費では、一億一三款土木費、二項道路橋梁費、三目道路新設改良費では、一億一

続きまして、歳入について御説明いたします。

八ページをお開きください。

二款地方譲与税、三項森林環境譲与税、一目森林環境譲与税は四

御説明しましたが、令和元年より交付される新しい譲与税でござい百九十九万円を新規で追加しております。こちらは歳出のほうでも

分を計上していることなどが主な要因でございます。

人付商品券発行事業の実施に伴い、事務費及び商品券のプレミアム
成出で説明しましたとおり、国の補助事業として実施するプレミア
民生費国庫補助金は三千二百三万七千円を追加しています。先ほど

九ページをお開きください。

ございます。明したとおり、社会資本整備総合交付金の決定が主な要因となって明したとおり、社会資本整備総合交付金の決定が主な要因となって金に五千八百五十二万一千円を追加しています。こちらも歳出で説次に、十三款国庫支出金、二項国庫補助金、六目土木費国庫補助

活性化交付金の一千万円の追加が主な要因でございます。業の事業実施に要する三節水産業補助金、説明欄の過疎地域等自立株水産業費国庫補助金に一千十一万八千円を追加しています。こちその下になります。十三款国庫支出金、二項国庫補助金、七目農

が、ジャンのでででである。 節地籍調査事業費補助金の交付決定によるものでございます。 務費県補助金は、一千四百四万円の追加をしています。こちらは一 その二つ下になります。十四款県支出金、二項県補助金、一目総

一〇ページをお開きください

頭の第二表地方債補正で御説明した内容のとおりでございますけど 二十款市債、 一項市債について記載してございますが、 説明の冒

三目辺地債に四千六百五十万円の追加

めくっていただきまして一一ページ。

五目土木費に九百九十万円を追加したことなどが主な要因で、そ

れぞれ付記説明欄に記載しております事業への充当を予定してござ

以上で説明を終わります。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。 ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 永田 章 君) 以上で質疑を終結いたします。

本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第八号 令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正

予 算 (第 一号)

○議長(永田 章 君) 次は、 日程第一 四、 議案第八号、 令和元年

度西之表市国民健康保険特別会計補正予算 します。 (第一号) を議題といた

議案説明を求めます。

[健康保険課長 長野 望君

○健康保険課長(長野 望君) 御説明いたします。

本案は、 令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算 (第

号)です。

予算書の条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ六十八万四千円を減額 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億一千四百三十

万六千円とするものです。

補正につきまして、歳出から御説明いたします。

予算書、六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費六十八万四千円の

減額は、 人事異動に伴う人件費の補正です。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

六款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金六十八万四

以上で説明を終わります。

千円の減額、

歳出の人件費補正に伴い繰入金を減額するものです。

○議長(永田 章 君) 質疑に入ります。 ありませんか

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (永 田 章 君) 以上で質疑を終結いたします。

本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第九号 令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算

(第一号)

○議長 (永田 章君) 次は、 日程第二五、 議案第九号、 令和元年

す。 度西之表市介護保険特別会計補正予算(第一号)を議題といたしま

議案説明を求めます。

[高齢者支援課長 下川昭代さん]

○高齢者支援課長(下川昭代さん)

御説明いたします。

本案は、議案第九号、令和元年度西之表市介護保険特別会計補正

予算(第一号)であります。

予算書、条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十一億九千二百六十三万歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六十三万二千円を追加し、

補正の主なものにつきまして歳出から御説明いたします。

一千円とするものであります。

予算書、六ページをお開きください。

の追加は、職員の人事異動に伴う人件費及び制度改正に伴うシステー款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費百七十一万六千円

ム改修に係る負担金の増額となります。

六ページの下段をごらんください。

域包括支援センター運営事業費の百十七万二千円の減額は、職員の三款地域支援事業費、三項包括的支援事業・任意事業費、一目地

人事異動に伴うものでございます。

改定に対応するためのシステム改修に係る委託料の補正となります。同じく、同項、二目任意事業費の八万八千円の追加は、介護報酬

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

ございます。 低所得者の第一号被保険者保険料の軽減強化完全実施による補正で 一千八百十三万一千円の減額につきましては、消費税率改正に伴う 一款介護保険料、一項介護保険料、一目第一号被保険者保険料の

います。予算補正の伴い地域支援事業交付金等の再算定を行ったものでござ予算補正の伴い地域支援事業交付金等の再算定を行ったものでござ続いて、三款国庫支出金及び五款県支出金につきましては、歳出

国からの補填分を含めた繰入額となります。 下得者の第一号被保険者保険料軽減強化の完全実施による補正で、の再算定を行うとともに、四目低所得者保険料軽減繰入金の一千八の再算定を行うとともに、四目低所得者保険料軽減繰入金の一千八点が出て、七款繰入金、一項一般会計繰入金といきましては、歳出

以上で説明を終わります。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結いたします。

本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第一○号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別

会計補正予算(第一号)

題といたします。 年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第一号)を議の議長(永田 章君) 次は、日程第二六、議案第一〇号、令和元

議案説明を求めます。

[健康保険課長 長野 望君]

○健康保険課長(長野 望君) 御説明いたします。

算(第一号)です。本案は、令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予

予算書、条文をごらんください。

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千三百五万五千歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ九十四万五千円を減額

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

円とするものです。

予算書、六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費九十四万五千円の

次に、歳入について御説明いたします。

減額は、

人事異動に伴う人件費の補正です。

五ページをお開きください。

千円の減額は、歳出の人件費補正に伴い繰入金を減額するものです。三款繰入金、一項一般会計繰入金、一目事務費繰入金九十四万五

以上で説明を終わります。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結いたします。

本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第一一号 令和元年度西之表市水道事業会計補正予算

(第一号)

年度西之表市水道事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。○議長(永田 章君) 次は、日程第二七、議案第一一号、令和元

議案説明を求めます。

[水道課長 上妻敏男君]

○水道課長(上妻敏男君) 議案第一一号、令和元年度西之表市水

予算書、一ページをお開きください。

万二千円に改めるものです。出の第一款事業費を百五十一万四千円減額して四億八千二百六十五益を百四十九万六千円増額して四億八千七百二十九万五千円に、支第二条は、収益的収入及び支出の補正です。収入の第一款事業収

び支出の執行計画書です。 内容につきましては一三ページをお開きください。収益的収入及

万円の増は、新しく給水開始となった地域における給水装置設置の収入の一款事業収益、一項営業収益、三目その他の営業収益八十

申請に係る設計審査及び完成検査の手数料を計上しております。

二項営業外収益、二目他会計補助金は一般会計からの補助金で一

万七千円の減となっております。

い、補助金の戻入れを六十一万三千円増額しています。三目長期前受金戻入では、昨年度取得した固定資産額の確定に伴

理済みの水道料金を受け入れたものであります。三項特別利益、一目過年度損益修正益十万円の増は、不能欠損処

四ページをお開きください。

借り入れた企業債利息の確定によるものです。 二項営業外費用、一目支払い利息三十九万二千円の減は、昨年度

二ページをお開きください。

足する額二億四千二百十九万九千円は、過年度分損益勘定留保資金とするもので、不足額につきましては、本文二行目末尾からの「不資本的支出を九百八十九万三千円増額して三億六百三十八万三千円百四十七万九千円増額して六千四百十八万四千円に、支出の第一款第三条は、資本的収入及び支出です。収入の第一款資本的収入の第三条は、資本的収入の第三条は、資本的収入の第三条は、資本的収入の第三条は、資本的収入の第三条は、資本的収入の第三条は、資本的収入の第三条は、資本的収入の第三条は、資本的収入の第三条は、資本的収入の第三条は、資本的収入の第三条は、資本的収入の第三条は、資本の収入の第三条は、

収支調整額一千二百八十九万八千円で補塡するものとする」に改め二億二千九百三十万一千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的

ます。

び支出の執行計画書です。
内容につきましては一五ページをお開きください。資本的収入及

るものです。一千円の減は、統合簡易水道に要する経費で、企業債額の確定によー千円の減は、統合簡易水道に要する経費で、企業債額の確定によ収入の一款資本的収入、一項出資金、一目一般会計出資金十四万

補償費です。 施設等整備事業の県道西之表南種子線石堂校区の配水管移設に伴う 二項負担金、一目工事負担金百六十二万円の増は、特定交通安全

計上しております。水管布設替えと大川田川橋梁補修工事に伴う配水管布設替工事費を水管布設替えと大川田川橋梁補修工事に伴う配水管布設替工事費を十九万三千円の増は、県道西之表南種子線石堂校区の整備に伴う配支出の一款資本的支出、一項建設改良費、一目建設改良費九百八

二ページにお戻りください。

円に改めるものです。で、職員給与費を百八十一万四千円増額して七千二百五十四万九千で、職員給与費を百八十一万四千円増額して七千二百五十四万九千第四条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費

以上で説明を終わります。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結いたします。

本案は予算特別委員会に付託いたします。

△請願・陳情の委員会付託

○議長(永田 章君) 次は、日程第二八、請願・陳情の委員会付

託を行います。

配付してあります文書表のとおりであります。今定例会において本日までに受理した請願・陳情書は、お手元に

員会に付託いたします。 陳情第一四号を除く案件は、付託委員会欄のとおり、総務文教委

△陳情第一四号 「馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練(F

CLP)及び自衛隊施設設置に関する防衛省

す。

日程は市政に対する一般質問です。

による住民説明会の早期開催を求める」陳情

書

○議長(永田 章君) 次は、日程第二九、陳情第一四号、「馬毛島図議長(永田 章君) 次は、日程第二九、陳情第一四号、「馬毛島といたします。

お諮りいたします。

及び自衛隊施設設置に関する防衛省による住民説明会の早期開催を陳情第一四号、「馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練(FCLP)

とにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。 求める」陳情書は、馬毛島対策特別委員会に付託の上、審査するこ

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 御異議なしと認めます。

査することに決しました。 期開催を求める」陳情書は、馬毛島対策特別委員会に付託の上、審CLP)及び自衛隊施設設置に関する防衛省による住民説明会の早よって、陳情第一四号、「馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練(F

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長(永田 章君) あす十八日、午前十時から本会議を開きま

△散会

○議長(永田 章君) 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後三時一分散会

本会議第二号(六月十八日

本会議第二号(六月十八日)(火)

◎出席議員 (十六名)

番 永 竹 小 下 Ш 田 下 倉 秀 初 和 章 樹 博

原

幸

香穂里

さん

則 兀

君 君 君

男

君 君 君

◎欠席議員(○名)

◎地方自治法第百二十一条による出席者

副 長

市

育 長 長

野

哲

男 輔

君 君

板

俊

毛 大 中 平 和 男

君

選管書記長 総務課長兼

大 瀬 浩

会 計

課長

会計管理者兼

長 森

郎

君

子 さん

健康保険課長

下 長 長 松

> 野 吉

高齢者支援課長

農林水産課長 経済観光課長

六番

橋

口

美 道 広 好

幸 大 美 文

さん

五番 四番

渡 長 橋 生 田 中 鮫 河 和 Ш 木

野 口 田 添 野 島 本 田

さん

君

一番 ○番

郎

財産監理課長

奥 Ш

村 畑

裕

昭

利

真

樹 昭

君

元

明

輝

君 君 君 市民生活課長

企

画

課

地域支援課長

務

課長

直 辰

弘

君 君 君 君 君

九番 八番 七番 六番 五番

市 幸

憲

周

Ш 栄 昭 さん

◎議会事務局職員出席者

書 次 局

記 長 長

中 古 松

善 成

市下

小

亰

啓

島

水 建 社会教育課長 学校教育課長 学校給食センター所長 教委総務課長兼 監査事務局長 農委事務局長 福祉事務所長 道 設 課 課 長 長

中

君

里

君

吉 河 内 遠 下 上 古 田 内 田川 妻

田

君 君

千 健 孝 時 法 史 久 男 男 秋

君 君

君

君

哉 太 恵 悟 さん 君 君

△開

○議長(永田 章君) おはようございます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第二号のとおりで定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

議事日程(第二号)

あります。

日程第 一 一般質問

二番 小倉 初男 議員

一二番 生田 直弘 議員

一三番 橋口 好文 議員

八番 河本 幸男 議員

一五番 渡辺 道大 議員

ます。

△一般質問

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。
○議長(永田 章君) それでは、日程第一、一般質問を行います。

きましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につ

協力をあらかじめお願いを申し上げておきます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、小倉初男君の発言を許可いたします。

[二番 小倉初男君登壇]

○二番(小倉初男君) おはようございます。小倉初男でございま

す。

先日、市民会館で先行上映された「ライフ・オン・ザ・ロングボード」の映画を私も見に行きました。先日、市長が所信表明の中で目が日本中で世界中で上映され、一人でも多くの人たちがこの種子画が日本中で世界中で上映され、一人でも多くの人たちがこの種子島を知り、訪れてくれることを願っております。自分自身も人と人との触れ合う機会を大切にしながら、今後の人生をこの地で生きていこうと自分に言い聞かせたひとときでもありました。 それでは、通告書に従い質問いたします。よろしくお願いいたしそれでは、通告書に従い質問いたします。よか映画でした。スクリーンに映し出された海の青さ、自然の大生をこの地で生きていこうと自分に言い聞かせたひとときでもありました。 それでは、通告書に従い質問いたします。よろしくお願いいたした。スクリーンに映し出された海の青さ、自然の大生をこの地で生きていこうと自分に言い聞かせたひとときでもありました。

した。路肩が何メートルもひびが入り、低くなっている場所も見受また、同僚議員からも、でこぼこ道路の改修として取り上げられま以前からこの件については何度か一般質問で取り上げたこともあり、以前なら、時道の補修・改修工事が必要な道路がどのくらいあるのか。まず最初に、市道・農道の維持管理についてお伺いいたします。

以下については質問者席より行います。

[建設課長 古田一男君]

○建設課長(古田一男君) それでは、お答えいたします。

まとめて答弁させていただきます。市道・農道の維持管理は建設課で行っておりますので、建設課で

おります。 定実績で、市道・農道合わせて補修箇所は二百四十三カ所になって 度実績で、市道・農道合わせて補修箇所は二百四十三カ所になって 起きないよう速やかに補修等の対応を行っております。平成三十年 の補修の要望や情報提供があった場合には、現地を確認し、事故が の都度補修をしてきております。また、市道・農道とも、市民から

ていきたいと思っております。百三十五カ所あり、優先順位を考慮し、計画的に改修工事を実施しすなわち維持工事等ですけども、必要な箇所が市道・農道合わせてまた、改修工事でありますけども、現在集計しておる改修工事、

以上です。

回しても、市全体から見ても、大分傷んだ箇所が多いのではないかは百三十五という御答弁でございましたけども、本当に市の全体見〇二番(小倉初男君) 市道・農道がまだ改修・補修が必要な箇所

なと思います。引き続きよろしくお願いをします。

次に入ります。

近年における補修・改修工事を行ったのは何カ所あるのか、御答

弁をお願いいたします。

○建設課長(古田一男君) お答えいたします。

すが、毎年二百カ所以上の補修箇所が発生しております。二十九年度二百三十二カ所、平成三十年度二百四十三カ所でありま市道・農道の補修実績は、平成二十八年度二百七十九カ所、平成

所を行っております。八年度二十二カ所、平成三十年度十一カ八年度二十二カ所、平成二十九年度十六カ所、平成三十年度十一カまた、改修工事・維持工事等は、市道・農道合わせて、平成二十

以上で説明を終わります。

○二番(小倉初男君)○二番(小倉初男君)○二番(小倉初男君)○二番(小倉初男君)○二番(小倉初男君)○二番(小倉初男君)○二百四十から二百七十。そのような中で、全体はりおいる○二百四十から二百七十。そのような中で、全体はの二十分

ウに入ります。

○建設課長(古田一男君) お答えいたします。路等の今後は計画をどのように進めていくのか、お示しください。 陳情・請願で採択されたものの、まだ着工されていない場所、道

りたいと思います。助事業の活用などを検討しながら、事業化に向けて取り組んでまい件あります。その中で未着手の場所は五カ所ございます。今後、補まず、建設課分ですけども、市道整備に係る陳情・請願は二十三まず、

ります。
これについては、今後、県営中山間事業で実施する予定になっておこれについては、今後、県営中山間事業で実施する予定になってお農道整備に関する陳情・請願ですけども、今現在一件あります。

以上です。

道をどうしても進めてほしい。これが希望であります。けでも進めてほしい。遊休農地の解消にも、まず、四メーター幅のも取り残されていくような気がいたします。農道整備のみの事業だしますけれども、基盤整備事業に取り組んでいない校区はどうしても取り組むことができるのかということですけれども、お伺いいた中山間事業を活用して、農道の整備やミニ団地造成の事業は今後

輸送園芸を取り入れることが可能な場所も多いはずです。農家の「ミニ団地の造成につきましても、新規の作物、またハウス栽培、

に向けて、ミニ団地造成もぜひ進めてほしいと要望いたします。く、年金だけでは食っていけない現状があります。農業所得の向上方々も高齢化し、周りを見ても六十五歳から七十五歳の年齢層が多

たします。も取り組むことができるのか、取り組めるのか、御答弁をお願いいも取り組むことができるのか、取り組めるのか、御答弁をお願いい中山間事業を活用して、農道の整備やミニ団地造成の事業は今後

[農林水産課長 中野賢二君]

○農林水産課長(中野賢二君) お答えします。

おります。農道整備が十五路線、圃場整備が六団地計画されており整備についてですが、今後の取組みとして、令和六年まで計画して県営中山間地域総合整備事業西之表創生地区での農道整備・圃場

ます。

○二番(小倉初男君)
 ○二番(小倉初男者)
 ○二番(小倉の本)
 ○二番(小倉の本)
 ○二番(小倉の本)
 ○二番(小倉の本)
 ○二番(小倉の本)
 ○二番(小倉の本)
 ○二番(小倉の本)
 ○二本(小倉の本)
 ○二本(小倉の本)

強く要望いたします。 家の所得向上に向けても、ミニ団地もやはり取り組んでほしいなと

でおります。ぜひともこの事業を進めてほしいなと思います。してもらいました。車も走りやすく、また農家の方々もとても喜ん私の住む野木平地域では、二カ所のミニ団地と一本の農道を整備

次の質問に入ります。オに入ります。

てお伺いいたします。市道脇払いが三班作業体制になってからの作業の進み具合につい

ます。
て作業の効率アップになっているのか、現在の状況をお願いいたしり等の作業であります。三班体制になり、作業は二班体制と比較しり等の作業であります。三班体制になり、作業は二班体制と比較し

○建設課長(古田一男君) お答えいたします。

以上です。

○二番(小倉初男君) 六名を、臨時職員の六名の採用ということ

ことでございますか。一名だけということですか。すけども、引き続き、そこにこの一名を本年度募集していくというで募集をかけたところが五名しか入ってないというお話でございま

○二番(小倉初男君) とりあえず六名で三班体制がとれますので、もう一名、今五名で行っておりますので、もう一名、今五名で行っておりますので、一名増加して六名ので、もう一名、今五名で行っておりますので、一名増加して六名ので、もう一名、今五名で行っておりますので、一名増加して六名ので、もう一名、今五名で行っております。な作業を年内の前半でしたほうがよいのではないかなと考えるところです。ぜひともこの問題もまた今後検討をお願いいたします。本者設課長(古田一男君) とりあえず六名で三班体制がとれますの建設課長(古田一男君) とりあえず六名で三班体制がとれますの建設課長(古田一男君) とりあえず六名で三班体制がとれますので、一名増加して六名ので、もう一名、今五名で行っておりますので、一名増加して六名ので、もう一名、今五名で行っておりますので、一名増加して六名ので、もう一名、大がかります。

の説明をお願いいたします。

お答えいたします。

るんじゃないかなということも考えられますけども、そこらあたりあれば、またリース等でバケット車の借入れとか、リース等ができ操作ができるというか、免許を持った方がいるのか。そういう方が

○建設課長(古田一男君)

て細やかな対応ができるものと考えております。上げ料等を組んでおりますので、今後、その地域からの要望に対し職員がいらっしゃいます。それで、今予算的にも高所作業車の借り現在雇用してる五名の中に、バケット車の操作資格を持っている

以上です。

○二番(小倉初男君) やはり集落の市道・農道の脇払い等についのか、御検討をお願いいたしたいと思います。
 ○二番(小倉初男君) やはり集落の市道・農道の脇払い等についが、おサービスカー等の高い車が枝をこさぎながら走る状態というのが、むサービスカー等の高い車が枝をこさぎながら走る状態というのが、むサービスカー等の高い車が枝をこさぎながら走る状態というのが、かか、御検討をお願いいたしたいと思います。

/ 3.1。 次の質問に入りますけども、河川の維持管理についてお伺いいた

御答弁をお願いいたします。
御答弁をお願いいたします。
との、との、との、というの、というので、できれば、業者委託しているとのかというのが、できれば、業者委託していると思うんですけども、に交代でやっているのか。国上校区の桜園川は、ヨシが川全体に広がに交代でやっているのか。国上校区の桜園川は、ヨシが川全体に広がに交代でやっているのか。国上校区の桜園川は、ヨシが川全体に広がにでいるのが。できれば、業者委託していると思うんですけども、

ていいですかね、この質問であれば。 ○議長(永田 章君) これ小倉議員、アとイともう一緒に答弁し

○議長(永田 章君) じゃあ、課長、アと一緒、答弁お願いしま○二番(小倉初男君) いいです。はい。お願いします。

す。

○建設課長(古田一男君) お答えいたします。

いきたいと思っております。 上げ等を利用しながら、 なかなか作業が進まない状況になっておりますので、 長的に数十メーター程度しか進んでいかない状況になっております。 っておりますけれども、 までとって土砂と一緒に撤去することになりますので、 交互に業者にお願いして作業しておりますけれども、 またそのほか、年に数回維持作業班を入れまして、 桜園川、 また湊川のヨシの撤去作業については、 今度はその人海戦術での取り出しになって、 地域の要望等にもお答えできるようにして 重機等の借り 刈り取り等行 結構根のほう 余りその延 一年置きに

○二番(小倉初男君) 委託業者については何業者ぐらい。

ます。
等でやっておりますので、今行っているのは二社程度になっており等でやっておりますので、今行っているのは二社程度になっており

○二番(小倉初男君) ありがとうございます。

下まで作業が終わるころには、また最初の取り除いた部分が元に戻うわけです。予算の都合上、距離が延ばずというか、河川の上からすけれども、根元まで取り除いてくれるのは非常にありがたいと思えて作業の中を考えると、余り距離が延びないという話でございまありました、ヨシの根元まで取り除いていると。そういうことを考ありました、ヨシの根元まで取り除いていると。そういうことを考ありました。

えたら、今ほどの荒れ方はしないのではないかと考えます。を草払い機等で払いながら、重機で持ち出す作業だけでもしてもらうしても延ばしてもらいたい。ヨシに限っては上部だけ、上部だけり荒れてしまうというのが現在の状況であります。やはり距離をど

○議長(永田 章君) これは小倉議員、河川の管理維持費ですようない。しかし、必ず起きます。市道・農道・河川などの維持管理費の増額についての考え方をお聞かせください。市費の思い切った増額は組めないのか、市長にお願いいたします。市産の維持管理は大変重要な課題であります。災害はいつ起こるかわかが、大変な被害を受けました。国上校区に限らず、の床上浸水もあり、大変な被害を受けました。国上校区に限らず、の床上浸水もあり、大変な被害を受けました。国上校区に限らず、の床上浸水もあり、大変な被害を受けました。国上校区に限らず、の床上浸水もあり、大変な被害を受けました。国上校区に限らず、の床上浸水もあり、大変な被害を受けました。

○二番 (小倉初男君) そうです。

ね。

○議長(永田 章君) 河川に関する。

一番(小倉初男君) はい。

[市長 八板俊輔君]

○市長(八板俊輔君) お答えをいたします。

予算の点につきましては、可能な限り確保してニーズに応えてい機関と協力しながら、維持管理に努めていきたいと考えております。続して、住民の皆さんの情報等もいただきながら、また県など関係常に重要であると考えております。市といたしましても、今後も継河川の管理については、災害時の増水等の危険があることから非

きたいと考えております。

注いで支援をしていただきたいと思うところです。
る河川については、住民の不安を取り除く意味でも、ぜひとも力をいますけれども、ぜひともお願いしたいと。特に集落内を通っていの二番(小倉初男君) 限られた財源による予算配分、大変かと思

次の質問に入ります。

市で管理している中央墓地公園の現在の利用状況と今後の需要見件名の二に入ります。墓地のあり方について。

[市民生活課長 川畑利昭君]

込みについてお伺いいたします。

○市民生活課長(川畑利昭君) 市が管理している中央墓園墓地の 明在の利用状況と今後の需要見込みについてお答えします。中央墓園墓地については、現在五百二十四区画あり、そのうち使中央墓園墓地については、現在五百二十四区画あり、そのうち使

需要が供給を上回る見込みは低いと考えられてます。五十一名の応募があり、九名が辞退となっていることから、今後もで、需要につきましては、過去三年間で七十一区画の募集に対し

○二番(小倉初男君)○二番(小倉初男君)○二番(小倉初男君)この中央墓地公園内に、現在の広さの中で、

○市民生活課長(川畑利昭君) 現在のところですね、先ほども答の市民生活課長(川畑利昭君) 現在のところですね、先ほども答の市民生活課長(川畑利昭君) 現在のところ考えておりません。

なっているのか、お聞かせください。 二番目の現在、無縁仏の納骨堂の埋葬数と近年の発生状況はどう

[福祉事務所長 下川法男君]

〇福祉事務所長(下川法男君) 中央墓園墓地にある無縁墓地への

埋葬の状況について御説明をいたします。

ざいませんでした。

平成二十八年度三件、平成二十九年度及び平成三十年度は該当がご間では、平成二十六年度二件、平成二十七度は該当がございません。
ですが、本年のお預かりは今のところございません。直近の五年 埋葬の件数は三十七件となっております。近年の埋葬状況につい

以上です。

○**二番(小倉初男君)** ただいま説明中では、三十七件、三十七柱

かせください。

「お納骨されておるというお話でございますけども、今後どのくらいが納骨されておるというお話で、アースはあるのかということをお聞て合葬するとか、そのような状態で保管されている。保管場所が手狭になっの納骨ができる、この納骨堂のスペースはあるのかということです。が納骨されておるというお話でございますけども、今後どのくらいが納骨されておるというお話でございますけども、今後どのくらいが納骨されておるというお話でございますけども、今後どのくらいが納骨されておるというお話でございますけども、今後どのくらいが納骨されておるというお話でございますけども、今後どのくらいが納骨されておるというない。

○福祉事務所長(下川法男君) 今後の対応についてでございます。
 ○福祉事務所長(下川法男君) 今後の対応についてでございます。

以上です。

○福祉事務所長(下川法男君) お答えいたします。ういう取り決めがあるのかないのかということを聞かせてください。たり取り決めというか、十年、二十年後にはもう合葬してとか、そこらあもあろうかと思うんですけども、年数で埋葬し直すとか、そこらあることでは、のが、年数的に古い遺骨

要綱に基づいて保管をさせていただいておりますけども、無縁墓

りとかということを予定はしてない状況でございます。祉事務所としましても、市としてましても、今のところ合葬をした地の管理要綱の中には特にそのような規定がございません。で、福

〇二番(小倉初男君) わかりました。

三番目に移ります。

墓地公園内に合葬墓の整備を進める計画はないのか、お伺いいた

ます。 というのは、無縁仏じゃなくて、私の知ってる人で、夫の葬儀は というのは、無縁仏じゃなくて、私の知ってる人で、夫の葬儀は というのは、無縁仏じゃなくて、私の知ってる人で、夫の葬儀は というのは、無縁仏じゃなくて、私の知ってる人で、夫の葬儀は

ほうでも、また納骨堂も考えたりも、そういうお話も聞くんですけ管料というか、そういうのも納めながらしているようです。お寺の骨を預けている方も相当数あるようです。しかしながら、一月の保や孫がいないと不安に思っている方もおられます。市内のお寺に遺ました。また、何代も前からの遺骨を誰が見ていくのかと。先々子さらにつけ加えますと、私の地域でも墓じまいをする人も出てき

- Min Rich でいってひこうです。れども、敷地とかそういう面がとても難しいということで、お寺のれども、敷地とかそういう面がとても難しいということで、お寺の

室に保管している状況のようです。

す。お願いします。行く行くは合葬墓としての施設はできないのか、お伺いをいたしま強いかと思うところであります。遺骨を預かってくれる共同納骨堂、安心して遺骨を預かってくれる公営の施設があればどんなにか心

○市民生活課長(川畑利昭君) 合葬墓について、本市内では一般

述べたとおりだと思っております。 後不足が見込まれる場合には、市営墓地の区画増設を検討いたしま 地、 ゆる困難であると考えられております。で、 もあり、 地内にある共同納骨堂形式が一般的でありますが、 していただいております。で、 譲を開始しており、これまで一区画一使用権として供給し、管理を 中央墓園墓地は、 大野崎墓地があり、現在二十三区画のあきがあります。 無縁墓地形式の計画については、 いわゆる管理者がいなくなった場合の対応・ 昭和四十九年四月一日から永代使用権として分 合葬墓に関しては、 先ほど福祉所長がですね 市営墓地は中央墓園墓 政教分離の原則 本市では地域墓 対策が、い わ

そういうものも進められております。つくり方についてはいろいろ彦根市、また滋賀県の野洲市でも、合葬式の樹木葬墓の開設とか、対策をとっておられます。納骨堂をつくっておられます。滋賀県の二番(小倉初男君) 県内でも、鹿屋市とか指宿市でも無縁遺骨

の行政側の御答弁を、考え方をお願いいたします。 た形での施設でもよいと私は個人的には思うんですけども、そういた形での施設でもよいと私は個人的には思うんですけども、そういの方法があると思いますけども、現在の無縁仏の納骨堂とくっつけの方法があると思いますけども、現在の無縁仏の納骨堂とくっつけ

ありますから、 今までその中央墓園墓地等の、まだ大野崎墓地にしても空き区画が ゆる無縁墓地っていうこの計画については、 仏教における、 たいなというふうに考えております。 かけてですね、そっちのほうを進めてから、 ○市民生活課長(川畑利昭君) まずそこのほうで、 いわゆる永代供養権っていうところも含めた、 無縁仏っていいますか、 いわゆる増設並びにその募集を 先ほども述べたとおり、 先に、 いわゆる検討し 1 わ V ゆる わ

○二番(小倉初男君) 私も先ほども申しましたけれども、やはりの二番(小倉初男君) 私も先ほども申しましたけれども、やはりの二番(小倉初男君) 私も先ほども申しましたけれども、やけるという区画された、整備されたところの中に納骨堂を個人的につき納骨できる納骨堂という形で、無縁仏の納骨堂と同じような考えも納骨できる納骨堂という形で、無縁仏の納骨堂と個人的につるんじゃないかなと私はそう思うところです。

市の行政の支援を望みたいと思います。 現在のさまざまな社会事情によって必要とされる墓所の形態だと、現在のさまざまな社会事情によって必要とされる墓所の形態だと、現在のさまざまな社会事情によって必要とされる墓所の形態だと、現在のさまざまな社会事情によって必要とされる墓所の形態だと、

一つ目の質問です。 それでは、件名の三、あっぽ~らんどの施設整備について。 一つ目の質問です。。 それでは、件名の三、あっぽ~らんどの 一つ目の質問です。 それでは、件名の三、あっぽ~らんどの 一つ目の質問です。 それでは、 一つ目の質問です。

お伺いをいたします。お願いします。では重宝されていたようですけれども、いつごろ補修ができるのかプが張られたままになっています。日よけの少ないあっぽ~らんどが長広場にあるじゃぶじゃぶ池の休憩所が老朽化し、長期間ロー

○建設課長(古田一男君) お答えいたします。

現在、あっぽ~らんど遊具広場内のじゃぶじゃぶ池前にある休憩ります。

うところです。 ○**二番(小倉初男君)** ぜひとも夏休み前には完成してほしいと思

二つ目の質問です。

いうことです。
いうことです。
いうことです。見かねた保護者が管理人にお願を耳にしました。そのときだけでも数人の子どもがけがをしたとのを耳にしました。そのときだけでも数人の子どもがけがをしたとのを耳にしました。そのときだけでも数人の子どもがけがをしたとのによいました。

か。いをしたいと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうの点も塗装やマットを敷くなどの安全面に配慮した対策をぜひお願大人気のじゃぶじゃぶ池なので、水遊びシーズンに入る前に、こ

○建設課長(古田一男君) お答えいたします。

いと思っております。

が安全に遊べるよう、じゃぶじゃぶ池に適したマットの材質等の検をしないよう対応していくことにしております。また、子どもたちをは、そのマットを敷く面積をさらに広くして、子どもたちがけが度は、そのマットを敷く面積をさらに広くして、子どもたちがけがにないようがでしていくことにしております。今年よう、昨年度、一部のマットを敷いて対応してきております。今年にやぶじゃぶ池のウオータースライダー着水地点でけがをしない

○二番(小倉初男君) ひとつよろしくお願いいたします。

思いますので、よろしくお願いいたします。
る人間形成の中でとても大事な時期だと思います。あっぽ~らんどの中、種子島の印象を子どもたちの小さいうちに、この中で遊んだの中でとても大事な時期だと思います。あっぽ~らんど

ることを願っております。設です。今後ともこの施設を有意義に活用できるようになってくれあっぽ〜らんどは、名前のとおり、みんなが遊べるすばらしい施

す。 セージの中の一文を紹介して、私の一般質問を終わりたいと思いまを一ジの中の一文を紹介して、私の一般質問を終わりたいと思いま、平成十一年度、今から二十年前のあっぽ~らんど整備事業のメッ

交流の輪を広げていっていただくことを心から願っています。さあ、いも国籍も異なるあらゆる人たちがたくさん出会えること、そして、メッセージ。この緑豊かな自然の中で、年齢も職業も性別も住ま

みんなであっぽ~よ。

以上で私の一般質問を終わります。

た。 ○議長(永田 章 君) 以上で小倉初男君の質問は終了いたしまし

再開いたします。 しばらく休憩いたします。 おおむね十時五十分ごろより

午前十時三十八分休憩

午前十時五十分開

○議長 (永田 章 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

般質問を続行いたします。

次は、 生田直弘君の発言を許可いたします。

[一二番 生田直弘君登壇

○一二番(生田直弘君) おはようございます。 生田直弘です。 ょ

ろしくお願いいたします。

それでは、通告に従って質問を始めさせていただきます。

であります。 一つ目は、情報通信技術を使った遠隔地教育と人材育成について

かさは受け継いでいきながらも、 人づくりをしていく上で重要な政策であると考えています。ついて 本件については、人情の温かさなど、この地域に住む人の心の豊 平成二十九年第三回、平成三十年第二回、 時代の変化に対応し、この地域の 第三回定例会におい

> きたいと思います。 弁を受けて、以下、通告書の順番に従って具体的な説明を求めてい 情報通信技術を活用した遠隔地教育や人材育成に係る一般質問と答 て指摘・要望しているインターネット等を使ったICTと呼ばれる

効果が得られるような方向で考えていきたいとの旨の内容であった 境の整備等、できるだけ経済的負担を少なくしながら、より大きな 等によって、児童生徒や教職員のICT活用能力の向上とICT環 かと整理しています。 ネットでつないだ授業研究や鹿児島大学との連携を通じた教員研修 これまでの答弁では、市内の小学校と島外の小学校とをインター

まず一つ目、目標に対する現在の進捗について説明を求めます。

以下は質問席からお尋ねします。

[学校教育課長 内 健史君]

○学校教育課長(内

健史君)

お答えします。

これまでの取組みとしましては、インターネットによるテレビ会議 同研修等を実施することとしております。 を借用し、全ての小学校でテレビ会議システムを利用した授業や合 きるようにしているところです。特に今年度は鹿児島大学から機器 教員研修を実施しております。さらに、 システムを利用した島内及び島外の学校をつないだ遠隔合同授業や コンの更新に合わせてタブレット型端末を導入し、 情報通信技術、ICTを活用した遠隔地教育や人材教育について、 昨年度、 七校の学習用パソ 授業でも活用で

以上です。

○一二番(生田直弘君) 説明よくわかりました。ありがとうござ

二つ目の二の課題と成果についてお聞かせいただけますか。

○学校教育課長(内 健史君) 課題と成果でございます。

まず、成果から述べます。

す。

の教員の声が寄せられており、我々としても効果を実感しておりまることができる、いつでもテレビ会議を使えるようにしてほしい等童の声や、時間をかけて移動せずに児童の学びや研修の機会を広げ業をするのは楽しい、もっといろいろな交流をしてみたいという児業をするの取組みに対しては、いつもは一緒に学べない人たちと授

- 。 ○一二番(生田直弘君) 説明わかりました。ありがとうございま

つきましては、先日、熊本県の先進地に視察した際にですね、やはう少し欲しいというような御答弁でございますけれども、こちらに今の御答弁のICT能力のですね、向上に向けての研修機会をも

定だきたいと思います。
運用が本格化していく際にはですね、この部分のこともぜひ検討いるという話があったことをこの場で共有したいと思います。実際のるという話があったことをこの場で共有したいと思います。実際のましては、情報支援員をですね、配置して、うまく軌道に乗せていりですね、導入してからしばらくは、ICTを使うことになれていりですね、導入してからしばらくは、ICTを使うことになれていりですね、導入してからしばらくは、ICTを使うことになれていりですね、導入してからしばらくは、ICTを使うことになれていりですね、導入してからしばらくは、ICTを使うことになれていりですね、

つるなな所収して、 ままず、 えき見こうなど こは、まてごっった点についてはいかがですか。 こういった支援員のところの配置についてですけれども、こうい

考えております。 ○学校教育課長(内 健史君) 支援員につきましては、県下でも の学校教育課長(内 健史君) 支援員につきましては、県下でも

○一二番(生田直弘君) ありがとうございます。御答弁ありがと

あります。引き続き、無限に秘められた子どもたちの可能性を十分やけ、先日、当市に教員研修の講師として来られました鹿児島大いく補完的な位置付けが大切であると考えており、この点につきまが同じ場所を共有し学習すること、そして、授業全体の質を上げてによる授業に全てを置きかえていくのではなく、実際に子どもたちを大学に変にすね、こうしたインターネットを通じた交流やICT私自身はですね、こうしたインターネットを通じた交流やICT

に引き出すような推進を図られますようお願い申し上げます。

それでは、三番目の質問に移ります。

お聞かせください。 進捗や課題、そして成果に対する評価はどのようなものなのか、

○学校教育課長(内 健史君) 先ほども述べましたとおり、まだ

○一二番(生田直弘君) ありがとうございます。

リーディングの習得が子どもたちにはこれから求められ、先生方も については、四技能あるリスニング、スピーキング、ライティング、 ですが、聞く、話すという音が学習要素として大切になる教科など 自身のスキルに関係なく知識や技能を教えていかなくてはなりませ 育を受けたときとは全く異なる状況になっておりまして、英語教育 英語が正式教科になるとのことです。私たち、また先生方が義務教 している外国語活動を三、四年生がすることになり、 方で、国の方針では、来年、二〇二〇年から、 こうした変化へ学校現場も対応していかなくてはならないわけ 教科として小学校に外国語がカリキュラムに入ってきている以 そのままネーティブの音声を出せるICTの利用は学習効果 働き方改革で現場の生産性の向上が求められております。 現在五、 六年生は 六年生が

でございます。
山本准教授と意見交換をさせていただき、見解を同じくしたところが高く、また、現場の先生の負担が軽減されるという点についても、

るのか、具体的な説明をお願いいたします。すが、(四)評価を踏まえた今後の取組方針と対応はどのようにすろな負担軽減や課題解決のアイデアが発生してくるものかと考えまどんなものでも技術は使うことでその有効性が評価され、いろい

境の整備を進めてまいります。 進するとともに、タブレット型端末の導入を進めるなど、ICT環用した機器を市単独で整備して、ICTによる遠隔授業をさらに推用した機器を市単独で整備して、ICTによる遠隔授業をさらに推

でまいりたいと考えております。
聘しての研修会をさらに拡充するなど、その資質向上にも取り組ん必要となることから、現在も実施している鹿児島大学から講師を招また、機器の整備と並行して、教職員のICT活用能力の向上も

以上です。

できれば、子育て世代の移住・定住にもつながっていく政策である対応し、本土と全く遜色のない学習環境を西之表市でつくることがさもの、変えないほうがよいものと環境の変化に適応していくべ西之表市の人づくり政策であります。時代が変わっても残していくべーニ番(生田直弘君) 本件は、先ほど申し上げましたとおり、○一二番(生田直弘君) 本件は、先ほど申し上げましたとおり、

と信じております。

が、当局の見解、お願いできますか。 島や遠隔地であることが西之表市においては何のハンディにもなら のきましては、この情報通信技術をうまく使いこなすことで、離

[教育長 大平和男君]

○一二番(生田直弘君) ありがとうございます。ぜひよろしくお

企業や研究機関等の誘致についてですが、平成二十九年第二回それでは、二番目のテーマの質問に移りたいと思います。

います。 以下、通告書内の順番に従って具体的な説明を求めていきたいと思次長期振興計画を受けて、雇用の確保や地域産業振興の観点から、次長期振興計画を受けて、雇用の確保や地域産業振興の観点から、第三回、平成三十年第一回、第三回定例会における地域産業振興に

種、新たに期待される雇用数を含めてお聞かせください。 一つ目、目標に対する現在の進捗について、誘致できた件数と業

[経済観光課長 岩下栄一君]

して、お答えをいたします。
○経済観光課長(岩下栄一君) 目標に対する現在の進捗につきま

本市の企業誘致につきましては、現在二名の地元雇用が継続されており、今後中ルタント業及び電気業となっております。具体的には、東京都内サルタント業及び電気業となっております。具体的には、東京都内で新たに新電力販売事業に進出することに伴い、本社の業務全般をで新たに新電力販売事業に進出することに伴い、本社の業務全般をで新たに新電力販売事業に進出することに伴い、本社の業務全般をで新たに新電力販売事業に進出することに伴い、本社の業務全般をで新たに新電力販売事業に進出することに伴い、本社の業務全般をで新たに新電力販売事業のほか、学術的な研究活動に関連した研究機関などの意味がある。

ございます。これは本社及び海外支社の後方支援業務を行うバックと人材紹介の事業を展開する企業が本市に事業所を設置する予定でさらに、新たな動きといたしまして、今年度、海外販路開拓支援

も随時拡大していく計画であると伺っております。

てるとこでございます。オフィスとなっております。あわせて立地協定に向けた協議も行っ

を生かして可能性を模索してまいりたいと考えております。体的な誘致には至っておりません。引き続きあらゆるネットワークのつながりから各方面に打診を行っておりますが、現在のところ具一方、研究機関等の誘致につきましては、これまで大学連携など

以上です。

〇一二番(生田直弘君) ありがとうございます。

Winの いくような状況でございますので、ぜひとも推進よろしくお願いしつながり始めて、一件でもつながって、またさらに二件つながっていろんな可能性と地域の持っているインフラ等がですね、うまく

でおり、 例会でいただいておりますが、 つ目、 集と、二つ目、IT・ICTを活用した企業立地の協議が複数進ん 第一回の定例会では、宇宙関連産業の誘致について、次の三つの ○経済観光課長 産業の誘致活動を進めるというような答弁を平成三十年第一回の定 討チームにおいて提案された県と連携した国への要請活動や情報収 致活動が答弁の中で示されました。一つ目、 追加、ちょっと流れでお聞きしたいんですけれども、平成三十年 かかわりある企業や大学連携のつながりを生かして宇宙関連 関連企業を巻き込んだ集積化を切り口に打診していく、三 (岩下栄一君) このあたりの進捗はいかがですか。 県と連携いたしました宇宙産業の 庁内若手職員による検 誘

今動いてるところでございます。望の中に盛り込まれておりますので、そういったところで連携して、その国への要望の中で、種子島であったり、内之浦であったり、その国への要望の中で、種子島であったり、内之浦であったり、その国への要望の中で、種子島であったり、内之浦であったり、その国への要望の中で、種子島であったり、内之浦であったり、その国への要望の中で、種子島であったり、内之浦であったり、その国への要望の中で、種子島であったり、内之浦で書館ので、そういったところでございますが、

で、そういった方とまた今後接触を図りまして、 超小型衛星の第一人者である東大の教授の方もいらっしゃいますの 中での検討を進めてまいりたいというふうに思っております。 方々のちょっと接点も今ございますので、具体的には、そういった な、 たのを持っていきたいというふうに思っております。 シンポジウムを本市で開催させていただいております。 つながっているのと、今後は衛星が持つデータを活用した企業の ンチャー企業とか、そういったところとのまたつながり、 また、大学連携につきましては、今年三月に宇宙をテーマにした また、ITとかICT化につきましては、 宇宙関連とは直接関係ございませんが、そういった企業誘致に 先ほど申し上げたよう 例えば、 その関係で そういっ 宇宙のベ

以上でございます。

す。〇一二番(生田直弘君) 進捗わかりました。ありがとうございま

としましても提案してきておりますので、市当局としてもですね、宇宙関連産業の有効性につきましては、これまでの定例会で当方

たいと思います。 たいわけですが、ここで一つ好事例をですね、共有させていただき検討していただいていることかと思いますので、引き続きお願いし

平成三十一年三月二十六日に小型ロケット発射場誘致が決定されていたも地元産業の振興につながっていくと強く考えますのより地理的にも優位にある西之表市がですね、免ほど課長が答弁されましたとおり、東大の先生とかが得意にされている部分だと思うれましたとおり、東大の先生とかが得意にされている部分だと思うれましたとおり、東大の先生とかが得意にされている部分だと思うまった。この小型ロケットの分野につきましては、先ほど課長が答弁されですけれども、今後ますます拡大していく業界ですので、串本町においても地元産業の振興につながっていくと強く考えますので、ぜひとも推進のほうしっかりとお願いいたします。

それでは、(二)の課題と成果についてお聞かせください。

をいたします。
○経済観光課長(岩下栄一君)
課題と成果につきまして、お答え

たいという意向もある中で、これに見合う物件が少ないという状況企業側としましては、なるべく初期投資を抑えながら事業を展開し中で、働き手の確保が難しいということが挙げられます。二つ目はす。一つ目は、雇用面での人材不足という点です。人口が減少する企業誘致の課題といたしましては、主に三つあると考えておりま

り、支援できるかどうかという点でございます。になりますが、そうした機会やタイミングにうまく行政側がかかわう環境でもメリットがあると判断した場合に進出が決定されることがございます。三つ目はマッチングです。企業側にとって離島とい

以上です。

以上です。

以上です。

以上です。

以上です。

のはか、雇用機会拡充事業等の補助金も後押しとなり、少いるとこでございますけれども、一昨年度からは、企業立地によるいるとこでございますけれども、一昨年度からは、企業立地によるとででででいますが、豊かな自然や風土など環境のいい中に光ファー方、成果といたしましては、先ほど申しましたように、本市が

〇一二番(生田直弘君) わかりました。ありがとうございます。 「開かれていることがあればお聞かせいただけますか。 聞かれていることがあればお聞かせいただけますか。 「関かれていることがあればお聞かせいただけますか。 「関かれていることがあればお聞かせいただけますか。 「関かれていることがあればお聞かせいただけますか。

○経済観光課長(岩下栄一君) 企業側としましては、一つは、先

いるとこでございます。 えられるというところがメリットであるというような意見も聞いてった種子島の場合は、都市部に比べまして人的な部分のコストが抑かなり上がってきておりまして、そういった意味では、まだこういでは、都会のほうですと、今例えば、賃金とかそういったところがるというところがあるかと思います。また一方では、人材という面

以上です。

○一二番(生田直弘君) ありがとうございます。説明よくわかり

r。

果を分析しながら、照準を合わせていかれますようお願いいたしまる業種、企業だけではないと思います。実際に行動して得られた結ますので、今課題も挙げられましたけども、それはこの今来られてますのにようとする企業等のニーズは似ている側面があるかと思い

たりの成果はいかがですか。での先行的実証を打診してるとの答弁を受けておりますが、そのあプラチナ社会実現関連事業で連携してる京都大学を通じて、種子島バス、無人農機、防災シミュレーション等のプロジェクトを想定し、バスですね、これまでの定例会の中で、GPSを活用した無人

○経済観光課長(岩下栄一君) お答えいたします。

る部分の農産物のブランド化の部分について、いろいろと連携をさ京都大学につきましては、今農業面でスーパー安納いもと言われ

の部分を農業面とあわせて検討いただいてるとこでございます。た意味での、いろんな意味での栽培から品質にかかわる分の最適化ませんけれども、情報解析というとこでAIを活用した、そういっせていただいてるとこです。その中では、今GPSの部分はござい

以上です。

○一二番(生田直弘君) ありがとうございます。

今連携してる京都大学の加納先生ですかね。加納先生につきましては、情報分析のところが非常にお得意だということで、こういっては、情報分析のところが非常にお得意だということで、こういっまそのあたりのですね、連携を図られまして、農業推進のほうにも形でのその進め方が非常に専門性が高いということで、こういったがは、情報分析のところが非常にお得意だということで、こういっては、情報分析のところが非常にお得意だということで、こういっては、情報分析のところが非常にお得意だということで、こういっては、次の質問に対する答弁を求めたいと思います。

○**経済観光課長(岩下栄一君)** 進捗、課題、成果に対する評価に(三)進捗、課題、成果に対する評価についてお聞かせください。

ついてお答えをいたします。

一定の成果は出てきてるものと考えております。進捗といたしましては、先ほど説明させていただきましたとおり、

金要件のほうを、市内事業所だけでなく、市内に事業所を設置しよしまして、今年度から市の単独事業である企業活動支援事業の補助舎などの確保といった課題もあり、そういった課題への対策といたまた、島外から進出を検討する企業の中には、事業所や従業員宿

ります。 うとする島外の企業も対象とするなど、見直しを行ったところであ

進してまいりたいと考えております。いた企業の方からいただいた意見も参考にしながら、企業誘致を推境の整備が図られてきていると考えております。今後、立地いただいまだ十分とは言えませんが、徐々に企業誘致の受け皿となる環

以上です。

と(三)のほうで質問を深めていきたいと思います。こまで御回答いただいたかと思うんですけれども、引き続きちょっ〇一二番(生田直弘君) 状況わかりました。一部、三の対応のと

お答えいただけますか。 評価を踏まえた今後の取組方針と対応について、(三)の部分、

針と対応についてお答えをいたします。 ○**経済観光課長(岩下栄一君)** 評価を踏まえた今後の取組みと方

おります。

本市の企業誘致につきましては、高速インターネット通信網を活本的の企業誘致につきましては、高速インターネがある場所にのでは、対象としている業種に対して、まずはめてまいります。今年度は、対象としている業種に対して、まずはめてまいります。今年度は、対象としている業種に対して、まずはめてまいります。今年度は、対象としている業種に対して、まずはかでまかの企業誘致につきましては、高速インターネット通信網を活本的の企業誘致につきましては、高速インターネット通信網を活

の企業誘致等については、情報を共有しながら調査を実施してまいまた、県の東京事務所に出向してる職員もおりますので、首都圏

りたいと考えております。

ます。
ら、地域の活性化策と連携し、取り組んでまいりたいと考えておりら、地域の活性化策と連携し、取り組んでまいりたいと考えておりては、空き家や中学校跡地等を活用した受け皿づくりも検討しながさらに、課題となっております事業所や従業員の宿舎につきまし

以上でございます。

○一二番(生田直弘君) ありがとうございます。

というような内容の答弁もされていたかと思います。の話が当時既にあり、事業の組み方等、早急に詰めて提案していくる企業から具体的な当該制度を通じた寄附ならば寄附してもよいとした新たな歳入獲得の事業推進を提案しましたところ、市長は、あー・収三十年第三回の定例会では、企業版ふるさと納税制度を活用

見解あればお聞かせいただけますか。
ただきたいと考えますが、今後の取組方針について、もし市長の御ます。ぜひあらゆる角度から企業誘致や研究機関誘致につなげていた企業が、寄附を通じて当市との関係性が生まれてくるものであり

[市長 八板俊輔君]

○市長(八板俊輔君) お答えいたします。

ピック関連のホストタウン関連の事業でその企業版ふるさと納税でのことだったかと思いますが、今年度予算におきましては、オリン以前のその答弁につきましては、企業版ふるさと納税に関連して

寄附をいただいた分については、充当していきたいと思います。

いをしていきたいと考えております。出郷者の方々とか、そういった企業経営者にまたPRをして、お願きたらと思って、今後も島外に出張というか、参りましたときに、が増えてまいりましたら、そういうことも研究して広げることがでが増えてまいりましたら、そういうことも研究して広げることがで

○一二番(生田直弘君) 答弁ありがとうございます。

業は好循環になっていくと思います。活気が出て、島の外からも中からも人の心が明るくなって、地域産収も住む人もやってくる人も増えてくると、西之表市の地域経済に収思われる地域において、企業や研究機関等が誘致され、雇用も税と思われる地域において、企業や研究機関等が誘致され、雇用も税ー見離島であることなどを理由にですね、ハンディが多く難しい

して、次の三番目のテーマの質問に移りたいと思います。どんどん強力に推進していっていただきたいということを要望しまは人の心に灯をともしていける事業であると位置付けていただき、ついては、経済的なプラスは当然ですが、ぜひともこの誘致活動

に伴う運営上の課題や給食費のあり方についてであります。本日最後の質問のテーマになりますが、幼児教育・保育の無償化

行政当局における事務や管理、個人情報等の管理含むものは複雑にす。係る状況下、当該制度変更により、保護者、委託事業者等、市育・保育の無償化に関連する制度が変更されることとなっておりま子ども・子育て支援法の改正により、二〇一九年十月から幼児教

とから、以下、通告書内の順番に従って具体的な説明を求めます。一部分離される給食費等の取扱いによっては新たな負担が生じるこなってくるかと予想されます。加えて、実質的に当該無償化枠から

育を提供している状況にあります。 は行わず、市行政当局から一括して委託料を受領し、保育や幼児教業務が行われております。また、委託事業者の保育園は、個別徴収が課されられる市当局職員によって、世帯の収入状況の把握や徴収食費等が含まれており、加えて地方公務員法第三十四条の守秘義務(一)現行の制度の運営では、保護者が支払う保険料の中には給

そこで、お尋ねします。

[福祉事務所長 下川法男君]

後の利用料の算定について御説明をいたします。 (福祉事務所長(下川法男君) 幼児教育・保育の無償化制度実施

方向であるというふうに認識をしております。 ちっておりますけども、近日の報道等から予定どおり実施がされる財源として消費税増税分が充てられるため、その動向にも注目が集可決・成立し、本年十月から実施されることが決定をいたしました。可決・成立し、本年十月から実施されることが決定をいたしました。

当該事務の取扱いについては、今後、県から市町村担当者への説

させていただきたいというふうに思っております。理した上で、わかっていること、または想定される範囲でお答えを明会が予定されているため、現在国から発信されている情報等を整

たちに対する支援に部分であるというふうに思われます。今回の幼児教育・保育の無償化は、大きく整理して四つの柱がご今回の幼児教育・保育の無償化は、大きく整理して四つの柱がご今回の幼児教育・保育の無償化は、大きく整理して四つの柱がご

住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されることでござい認定こども園を利用するゼロ歳から二歳までの子どもたちのうち、たちの利用料が無償化されるということです。二つ目が、保育所、保育所、認定こども園を利用する三歳から五歳までの全ての子どもこの支援ですけども、二つに整理がされます。一つ目が、幼稚園、

等を用いて市が算定を行うということになります。付をすることになりますので、制度実施後も市が保有する所得状況をされることになります。当該部分の相当額を公定価格で施設に給所得状況に応じまして、それぞれの階層に位置付けた利用料が算定無償化になるとはいいましても、従来どおり子どもたちの世帯の

以上です。

○一二番(生田直弘君) 答弁ありがとうございます。

最後のとこがアのところで非常に重要になるんですけれども、市

が判定を行うという理解でよろしいですか。

○福祉事務所長(下川法男君) はい。そのとおりでございます。

市が算定を行うことになります。

○一二番(生田直弘君) わかりました。

では、イでお伺いします。

対象となる子育て世帯に係る個人情報の取扱いはどのように対応

するのか、お聞かせいただけますか。

後の利用料の算定に係る個人情報の取扱いについての御説明です。| ○福祉事務所長(下川法男君)| 幼児教育・保育の無償化制度実施

で同様の取扱いをさせていただくことになります。に変更がございませんので、個人情報の取扱いについても、これま先ほど述べましたとおり、利用料の算定については、事務の内容

以上です。

○一二番(生田直弘君) ありがとうございます。

ではないということでよろしいんですか。の個人情報等が広がっていくと、取扱いが広がっていくということ市のほうの情報管理が適用されていくということで、保育所等にそこのイの部分につきましても、引き続き、アと連動しますとおり、

○福祉事務所長(下川法男君) 保育所等への情報は、もう必要最

低限の情報ということになります。

○一二番(生田直弘君) はい、わかりました。ありがとうござい

ろしくお願いいたします。制度導入後の実際の運営につきましては、御留意いただきたく、よ個別に保護者の収入状況の確認や集金機能を持っておりませんので、ス機能を一部分離して委託管理とした流れもあり、現在、保育所はスともと福祉の観点から行政当局の直営で行っていた行政サービ

す。限ということでありますが、御留意のほどよろしくお願いいたしまうで確認するということですけれども、引き続きそのあたり、最低うの御答弁中で、最初の部分の保護者の収入状況の確認、市のほ

それでは、次の質問に移ります。

度設計に現在なっているかと思います。免除されず、また、徴収業務を各事業者が保護者から個別に行う制の、(二)当該制度変更において、一部の世帯については給食費等が

そこで、お尋ねします。

せください。 否の判断及び経済的負担を個別事業者に任せるのか、見解をお聞か否の判断及び経済的負担を個別事業者に任せるのか、見解をお聞かア、滞納等が発生した場合の収納管理や滞納に伴う給食提供の要

食費の滞納等の収納管理や給食の対応についての御説明をさせてい〇福祉事務所長(下川法男君) 幼児教育・保育の無償化に伴う給

ただきます。

現行制度について確認をさせていただきたいと思います。 初めに、用語の整理と現状の取扱いを整理させていただく意味で、

をしていただく場合があるようでございます。は、施設で提供をする場合と、施設では提供せず各御家庭から持参おかずやおやつなどの副食に分けられます。このうち主食について子どもたちに提供されている食事については、御飯などの主食と、

いて、 ます。 を徴収させていただく事務が発生をいたします。 対象とならなかったため、各施設事業所において保護者から副食費 形でお支払いをしていただいておりました。このたびの無償化にお かりしている子どもさんと保育所では、 収を行っております。一方、こども園のうち保育を理由としてお預 提供しているこども園のうち幼児教育を理由としてお預かりしてい ているのか、保育としてお預かりしているかによって異なっており 食費の徴収の取扱いは、子どもさんを幼児教育としてお預かりをし る子どもさんの副食費については、各施設事業所において算定、 次に、副食については、どの施設でも提供をしておりますが、 議員から御指摘があったとおり、副食費については無償化の 幼児教育の提供の場である幼稚園と幼児教育・ 副食費が保育料に含まれた 保育の両方を 徴 副

が制限されるということは避けなければならないというふうに思っであると思われますので、滞納等の経済的な理由により給食の提供子どもの心身にわたる健やかな成長の上で食育は欠かせない要素

ております。

皆様に対しても適切な支払いについて丁寧に御理解を求めていきた な事態にならないよう、各施設事業所と連携をしながら、 いというふうに考えております 最終的には各施設事業所の御判断になると思いますが、 そのよう 保護者の

以上です。

○一二番(生田直弘君) ありがとうございます。

じゃ、個別に判断を任せるということですか。

答弁お願いします。 生しないように、条例等の整備を行い、 行っていないということをさせるということを決めていかないとい をすることになりますけども、 政当局が収入の把握とあわせて行うことはできないんでしょうか。 ながりますけれども、制度導入後に金銭の授受について事故等が発 けないわけですから、そういったことにつきましては、次のイにつ いては一括して委託料をいただいてる形なので、個別の徴収業務を 〇一二番(生田直弘君) としても連携をして協議をしてまいりたいというふうに思います。 っていただいておりますので、 ○福祉事務所長(下川法男君) 今申し上げたとおりですね、 そのような事態になる前に、 最終的な判断は施設のほうにお任せ 給食の提供については各施設で行 徴収業務を現行どおり市行 保育園につ また市

食費の取扱いについて御説明をさせていただきます。 ○福祉事務所長(下川法男君) 幼児教育・保育の無償化に伴う副

> ふうに思っております。 です。本市としても、県からの事務説明を受けまして、 なるかと思います。食事に係る費用については各施設事業所におい りしている保育所にとっては、今まで経験のない事務を行うことに こととなります。特に全ての子どもさんが保育を理由としてお預か りしている子どもさんについては、今後新たに徴収業務が発生する 所と意見交換を行いながら、今後検討をさせていただきたいという て算定を行うため、他自治体においても対応を検討をしているよう 先ほど御説明させていただいたとおり、保育を理由としてお預 各施設事業

体がですね、機能として持ってないということをよく御理解いただ わかってしまうというようなことにもなりますし、また徴収業務自 個人情報等も関連してきますし、結果として、それが漏れていくと すので、このあたりにつきましてはですね、 〇一二番 (生田直弘君) いた上で、事務のほうを進めていただきたいと思います。 県から説明がこれからあるということで 先ほど申し上げました

ります。全体最適を意識した事務手続フローを改めて県が説明あっ が分散し、混乱が増えないようにしていただきたいということであ 昨今の状況下、 た後ですね、構築を図られますよう要望いたします。 元管理できている仕組みっていうのを、働き手が少なくなっている というのは、全体的な事務の効率から見てもですね、現時点で一 個別施設に新たなシステム投資や事務業務というの

食費)の基準が、おおむね月当たり四千五百円になるかと思われま(三)公定価格の基本単価が減額され、給食に係る食材料費(副

そこで、お尋ねします。

るのか、現状把握の内容をお聞かせいただけますか。児教育・保育施設において、当該基準で現行水準の給食運営ができて、当市は物価水準が割高となる離島にあることから、市内の幼

食費の水準についての御説明をさせていただきます。 ○福祉事務所長(下川法男君) 幼児教育・保育の無償化に伴う副

含まれる形で算定されております。かりしている保育所とこども園の子どもたちについては、保育料にかりしている幼稚園とこども園の子どもたちの副食費については、かりしている幼稚園とこども園の子どもたちの副食費については、これまで御説明させていただいたとおり、幼児教育においてお預

す。 収をしているようです。保育所においては、 回提供しまして、 に算定をしますと、六千円から七千円ということになるかと思いま から土曜日まで週六日お預かりをしているため、 や二百八十円で運営されているようでございます。 こども園においては、月曜日から金曜日までの週五日のうち 在、 施設事業所において算定、 おおむね月額四千円ほどの副食費を算定をし、 徴収が行われている市内の幼 一食当たり二百四十円 月二十五日で月額 保育所は月曜日 徴 兀 稚

てまいりたいというふうに考えております。
かつ事業者からも状況を伺い、状況把握を行いまして対応を検討し
扱いについて検討を既にいただいているようでございます。市とし
扱いに対いて検討を既にいただいているようでございます。市とし

○一二番(生田直弘君) ぜひ対応のほうお願いいたします。

イに移ります。

補填支援は検討できないんでしょうか。 基本単価が減額となる分を現行の給食水準程度に調整するような

のあたりについて御答弁お願いします。
み上げてるものと月割りで出すもので乖離が出てきてますので、そすね、出てきてるというところでございますので、今、日割りで積できるとこもあれば、六千円から七千円かかるところというのがでといいますのは、今御説明ありましたとおり、四千円のところで

ただきます。 食費を現行水準に保つための補填支援についての御説明をさせてい食費を現行水準に保つための補填支援についての御説明をさせてい()福祉事務所長(下川法男君) 幼児教育・保育の無償化に伴う副

参考としながら、事業所の皆様との話し合いの場を設定させていたて検討をいただいているようでございます。県の説明会の内容等を償化制度実施後の副食費の設定等については、各施設事業所において、低価で安心な食事の提供を行っていただいてるところです。無現在、子どもたちには各施設事業所の工夫と経営努力によりまし

おります。だきまして、今後も検討をさせていただきたいというふうに思って

○一二番(生田直弘君) ぜひ検討のほうよろしくお願いします。 ○一二番(生田直弘君) ぜひ検討のほうよろしくお願いします。 の質問の四に移りたいと思います。

年収の基準、二、対象世帯の数、三、子どもの数を二〇一九年十月ア、制度導入後、新たに給食費の支払いが必要となる、一、世帯ら外れる子どもたちに対する給食費の支援についてであります。(四)当該無償化支援制度の基準で免除あるいは新たな無償枠か

説明をさせていただきます。 食費が免除となる基準及び対象とならない子どもたちについての御○<mark>福祉事務所長(下川法男君)</mark> 幼児教育・保育の無償化に伴い副 見込みでお聞かせください。

保育を必要としない三歳以上の子ども、いわゆる一号認定の子ど

もさんについて、生活保護世帯に属する子どもが対象となっております。保育を必要とする三歳以上の子ども、いわゆる二号認定の子どもについては、生活保護世帯に属する子どもと年収二百六十万円たち、それと年収三百六十万円未満相当、これ第二階層と言われます、のうち、ひとり親世帯等でございますけども、のうち、ひとり親世帯等でございますけども、のうち、ひとり親世帯等でございますけども、のうち、ひとり親世帯等でございますけども、のうち、ひとり親世帯等に属する子どもが対象となっておりります。

ふうになります。よて、第一号、第二号認定の年収三百六十万円以上相当の第一子及び第二子というする子ども及び全ての階層の第三子以降の子どもが対象となりました。この結果、副食費の免除対象の範囲とならず副食費の支払いをた。この結果、副食費の免除対象の範囲とならず副食費の支払いをた。この結果、副食費の免除対象の範囲とならずる子どもが対象となりました。このたびの無償化に合わせまして、これまでの免除対象範囲に加いる方になります。

ていただきます。
副食費の支払いが必要となる子どもさんの数について御説明をさせ認定及び階層に属する前提で無償化後の制度に当てはめた場合に、現在お預かりしている子どもさん方が、十月時点において同様の

子が三十二人、計四十七人となります。年収六百八十万円以上相当百八十万円未満相当に当たる第四階層では、第一子が十五人、第二保育を必要としない第一号認定のうち、年収三百六十万円以上六

ります。第一号認定の合計で六十五人となります。に当たる第五階層では、第一子六人、第二子十二人、計十八人とな

以上です。

○一二番(生田直弘君) ありがとうございます。

もの数が九十五人という整理でよろしいんですか。ます。わからなければ構いませんが。合計は、三番のところ、子ど世帯の数、お聞きしませんでしたが、世帯の数はおわかりになり

控えさせていただいております。対象となる子ども様の合計が、合のまま該当する世帯の数と合わないということで、今回答弁は差しけてる施設がそれぞれ異なる場合もございましたので、世帯数がその福祉事務所長(下川法男君) 世帯については、一世帯のうち預

六十人ということになります。わせて百六十人ということになります。第一号、第二号合わせて百

ども、 しいんですか い世帯は、こうした負担を支払わなくていい。そういう理解でよろ しなくてはならない。一方、三百六十万円より一円でも年収が少な そして、対象年齢の子ども一人当たり月四千五百円程度の支払いを 世帯の年収基準で見て、今回の無償枠から外れることになります。 収百八十万円になります。夫婦お二人で、二名で、単純計算ですけ て、この世帯のお一人の年収は、月収十五万円掛ける十二カ月で年 入がある保護者が御夫婦で子育てをしていたとします。 から、仮に例として、ボーナス等の賞与がなく、月に十五万円の収 〇一二番(生田直弘君) つまり、 世帯では年収三百六十万円になります。そうした御家族は、 世帯の所得基準ではなくて世帯の年収が基準になります わかりました。 ありがとうございます。 単純に考え

す。 (「一句では、「一句では、「一句では、「一句では、「一句では、「一句では、」」 でいっしゃったとおりでございま

○一二番(生田直弘君)○一二本(日本日)○一二

ないかと思います。市長、そういうふうに思われませんか。働いている若い人を中心とした子育て世帯には負担が大きいのではい地域経済の中で、一生懸命なりわいを立たせようと地域に残って課のほうから説明がありました都市部ほど収入水準が高くなりにく

○市長(八板俊輔君) お答えをいたします。

その部分と少し切り離して考えていただいたほうがいいのではない 償化ではどなたも経済負担が小さくなるということであります。そ が事業所に納めている保育料とか給食費合わせた額から、 すけれども、この無償化に伴いまして、現在、 かなというふうに思います。 負担が軽くなる、そういう制度に向かっていくわけでありますので、 うな印象のことをおっしゃっておられますけれども、 るわけでありますけれども、 の中での副食費の徴収というところで、今所長がるる答弁をしてお 保育無償化に伴うその給食費のうちの副食費の徴収の件でありま 今議員がその負担が重くなるというよ 親御さんが、 全体としては 今 回 保護者 . の 無

○一二番(生田直弘君) ありがとうございます。

ここで詳しい数字は時間の都合上ちょっと申し上げませんけれども、当市において児童虐待の件数が急激に増えているからであります。いて細かいところまで申し上げている理由と背景につきましては、いては、世帯の収入や所得ではなくて、子どもの数が基準にされるいてはですね、子どもたちの食について行政が支援できることにつ

で起きるわけではありません。ます。児童虐待は、今回の年収基準を下回るような低所得者層だけれるネグレクトという項目と件数が著しく増加しているものであり特に虐待の分類の中で、子どもに食事を与えないということが含ま

す。

・
が痛むエピソードも聞きましたので、ここで紹介したいと思いま所得のある世帯において虐待が起きてるそうです。そして、とてもことをここで共有したいと思います。実際当市においても、比較的つい先日、市内に住む児童虐待にかかわる方にお話をお聞きした

べたってことにしようかな」と答えたそうです。と尋ねると、親に食べていないことを口どめされていて、「何を食の先生が児童の虐待の兆候を察知し、「昨日はおうちで何食べたの」十分な食事を与えられない児童は、その児童が通っているところ

うな環境が当市であってはならないと強く考えております。たちの中に、副食含めて一日食事がとれないようなことが起きるよ私は、子どもが生まれた世帯の事情で、西之表市に暮らす子ども

そこで、お尋ねします。

○福祉事務所長(下川法男君) 幼児教育・保育の無償化に伴い副試算ベースでどの程度必要か、御答弁お願いできますでしょうか。 拡充から外れる部分にいる子どもたちに、副食含めた給食費の支援 払っの子ども・子育て支援法の改正によって給食費の無償化枠の 今回の子ども・子育て支援法の改正によって給食費の無償化枠の

食費が免除とならない子どもたちの所要額について御説明をいたし

以上です。

以上です。

以上です。

以上です。

以上です。

以上です。

以上です。

以上です。

以上です。

○一二番(生田直弘君) ありがとうございます。

みに活用していただきたいと思います。 思います。ぜひですね、今回の制度導入を通じた支援を行うことで 明されていたかと認識しております。私は英断だと思います。さら 明も受けながら、どのあたりが適当なのかっていうのもですね、 西之表市が貧困や虐待に係る負の連鎖を断ち切っていくような取組 もらいたいとも常々発言されているかと思います。そのとおりだと に、この町に若い人たちに残ってもらいたい、あるいは戻ってきて ている若い世代の経済負担を軽くしたいからという判断の理由を説 校給食費の一部無償化を実現されました。 わせて御検討いただけると思うんですけれども、 八百六十万円が高いか安いか、そのあたり県のですね、 その理由に、子育てをし 市長はですね、 学 あ 説

に支援したい子どもに食べ物が行き渡らないという実態もあります。しっかり食べに来てきてほしい子どもたちには来てもらえず、本当堂については、プライバシーの問題等さまざまなハードルがあり、ちなみに、貧困問題の一つの解決として取り上げられる子ども食

それは主食であろうと副食であろうと、それは同じだと思います。それは主食であろうと副食であろうと、それは同じだと思います。ないった点についてのですね、支援を強く要望したいと思いますけれいった点についてのですね、支援を強く要望したいと思いまだけまいった点についてのですね、支援を強く要望したいと思います。その中で、こういった点についてのですね、支援を強く要望したいと思います。それは主食であろうと副食であろうと、それは同じだと思います。

○市長(八板俊輔君) 人口減少の著しいこの本市におきまして、○市長(八板俊輔君) 人口減少の著しいこの本市におきまして、

いと思います。

ただ、今回の保育無償化に伴って、保護者の方々の負担は減るこただ、今回の保育無償化に伴って、保護者の方々の負担は減るこ

例えば、三百六十万円の基準がありました。その中で、年収、所〇**一二番(生田直弘君)** ぜひ検討のほうよろしくお願いします。

とをよく数字も合わせですね、照らし合わせながら、 思うかというのは、それぞれの判断だと思いますけれども、そのこ ける十二、どれだけの負担がかかるんでしょう。軽いと思うかどう 得でありません。ですので、計算してみてください。四千五百円掛 検討していただいて、ぜひともよろしくお願いします。 他市の状況を

だきます。ありがとうございました。 をぜひともお願い申し上げまして、私からの質問を終了させていた こに住んでよかった、これからも住み続けたいと思えるような答え 二〇一九年十月からの導入に向けて、子どもたち、若い世代、こ

た。 ○議長(永田 章 君) 以上で生田直弘君の質問は終了いたしまし

いたします。 ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時ごろより再開

午前十一時四十七分休憩

午後 一時開議

○議長 (永田 章 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

般質問を続行いたします。

次は、 橋口好文君の発言を許可いたします。

一三番 橋口好文君登壇

(橋口好文君) こんにちは。 橋口好文でございます。一

般質問をいたします。

いただくようお願いしたいと思います。 のだと感謝しております。これからもすばらしい景観づくりをして くり公社のスタッフの皆さんを初め、 としてうれしくなる」と言って帰られました。このことは、まちづ 来庁される方々の目を楽しませております。 「こういうきれいな花がいっぱい咲いていたら、 平成の時代も終わり、令和という新しい時代が幕をあけました。 市役所庁舎正面玄関手前周辺は、 色とりどりの花々が咲き乱れ 関係者の方々の努力のたまも 先日もある御婦 気持ちも晴れ晴れ 人が、

それでは、質問に入ります。

まず、農業振興についてであります。

と思います。 対策はどうとられているのでしょうか。まず、そこをお伺いしたい ざいます。このことに対しまして、 で、これが単収の減少につながってる一つの要因だという指摘がご というより株を引き起こして株がないという状態があるということ 業による株の損傷が、さとうきび生産農家から、著しく、もう損傷 ことは、 の基幹作物であるさとうきびの単収引上げについてであります。 行政におかれましても、いろいろな施策を打って助成もされておる 近年、 私は、 低単収の原因の一つに、刈り取り作業のハーベスター刈り取り作 ありがたいことだと感謝申し上げておきたいと思います。 気象条件の影響で単収も厳しい結果に終わっておりますが 毎回、農業振興を議題として取り上げておりますが、 行政としてこういう事態に対し

以下は質問者席よりいたします。

[農林水産課長 中野賢二君]

○農林水産課長(中野賢二君) 御質問にお答えします。

適期作業による収量確保対策に努めてまいります。があります。市の農業振興公社への委託料の助成を継続的に実施し、の主催によるオペレーターの研修会を実施しております。また、ハウベスターによる収穫後に行う重要な作業として、株出し管理作業技術向上が必要と考え、毎年、製糖期に入る前に、市農業振興公社技術向上が必要と考え、毎年、製糖期に入る前に、市農業振興公社

以上です。

○一三番(橋口好文君) 私も住吉校区の能野地区のさとうきびの○一三番(橋口好文君) 私も住吉校区の能野地区のさとうきびの

しょうか。 っかりと指導していただきたいと、そのように思いますが、どうでっかりと指導していただきたいと、そのように思いますが、どうでですから、やっぱりこの問題をですね、やっぱり行政としてはし

○農林水産課長(中野賢二君) 御指摘のとおりでございます。

以上です。

○一三番(橋口好文君) どうぞよろしくお願いいたします。

次の質問です。

格は幾らだったでしょうか。 原料価格の推移について、平成三十年、平成三十一年期の原料価

○農林水産課長(中野賢二君) お答えします。

したいと思います。付金と原料代が改定されておりますので、その以前と以後でお答えます。平成三十年、三十一年期につきましては、十二月三十日に交ます。平成三十年、三十一年期につきましては、糖度によって価格が異なり

度の場合、四千九百五十二円となっております。五千百六十円です。平成三十年十二月三十日以降が、糖度十三・七平成三十年十二月二十九日以前が、基準糖度十三・七度の場合、

なっております。が一万六千四百二十円、十二月三十日以降が一万六千六百三十円とが一万六千四百二十円、十二月三十日以降が一万六千六百三十円と三・一度以上十四・三度以下につきましては、十二月二十九日以前なお、関連する甘味資源作物交付金単価につきましては、糖度十

以上です。

思うわけです。 〇一三番(橋口好文君) この原料価格についてはですね、国際的

それで、今課長さんがウの質問について、甘味資源の交付金のこ

すよ。こんな二円ぐらい上がったって。 世帯度でですね。そういうことです。これではですね、一トン二とは、農家手取りは一トン当たり二円しか手取りは増えてないと。とは、農家手取りは一トン当たり二円しか手取りは増えてないと。とは、農家手取りは一トン当たり二円しか手取りは増えてないと。とは、農家手取りは一トン当たり二円しか手取りは増えてないと。とは、農家手取りは一トン当たり二円しか手取りは増えてないと。とは、農家手取りは一トン当たり二円しかってると、ちゅうことは、農家が関係を表している。

の生産農家も、やっぱ一緒なんですよ、考えることが。の生産農家も、やっぱー緒なんですよ。西之表市の農家も中種子町の産産農家です。百頭子牛を飼っているそうです。られた中種子町の畜産農家です。百頭子牛を飼っているそうです。古が最低でも、最低でも三万円はないと農家はやっていけないと。これ私、三月の第一回の定例議会でも申しましたが、西之表市の農家さんもやっぱ同じこと言うんですよ。さとうきびは一トン当たり、やらきびを二・何町歩かつくってるということでした。その農家さんさとが、地域でも、最低でも三万円はないと農家はやっていけないと。これ私、三月の第一回の定例議会でも申しましたが、西之表市の農家さんもやっぱ同じこと言うんですよ、考えることが。

がございましたが、この引上げの要求の内容ですね、どういうふうら地元選出の県会議員も東京に行たて要請をしたと。そういう答弁この陳情に中種子町・南種子町長、それから生産者の代表、それかウですね。このウの質問に入ってまいりますが、八板市長さんは、ですから、このもう三番目の質問に入ってまいりますが、いや、

教えてもらえますか。 な形で農林水産省、あるいは財務省に要求してるのか、そこら辺を

[市長 八板俊輔君]

○市長 に、 昨年、 に伴う労働力不足への対応というような全部で七項目の要望書をお 手の育成、そして共済制度の見直し、そしてまた高齢化と人口減少 割も重要でありますので、それについての支援拡充、それから担い それから、さとうきび生産振興対策について、さらに製糖企業の役 保に向けた予算措置、それから、さとうきび増産基金の財源確保 前紹介したことですが、かいつまんで紹介いたしますと、 あと県会議員の方も含めて、国に、国会議員と農林水産省、 に、一市二町の首長と、それから生産農家、そしてJAも含めて、 内容としましては、そのほかにも多項目にわたっております。 この引上げを含めた要請に行ったところであります。 議員御指摘のように、おっしゃったように、昨年、 (八板俊輔君) 甘味資源作物の交付金の引上げについて、 交付金確 国のほう 財務省 以

っております。
その結果といいますか、その後、交付金については二百十円、確その結果といいますか、その後、交付金については二百十円、確

渡ししたところです。

り添った形で、今後とも要望活動を続けていきたいと考えておりまり添った形で、今後とも要望活動を続けていきたいと考えておりまこうした努力につきましては、行政といたしまして、生産者に寄

ですか。そこを私は聞いてるんです。 金の引上要求については、具体的にどういうふうな要求をされたん○**一三番(橋口好文君)** 今いろいろ説明がございましたが、交付

○市長(八板俊輔君) 具体的に額ということではですね、具体的に額ということではではですねりますので、その額を明示しての要望のあり方というのもれども、これまでも交付金の引上げの要望につきましては毎年やった、三万円にしてくれということを言いたいところではありますけな額の提示はしておりませんけども、本来なら議員おっしゃるような額の提示はしておりませんけども、本来なら議員おっしゃるような額の提示はしておりませんけども、本来なら議員おっしゃるような額の提示はしておりませんけども、本来なら議員おっしゃるような額の表示を表示しています。

○一三番(橋口好文君)
 先ほども私は申し上げましたが、やっぱり二ので付金と原料代の価格では農家はやっていけないんですから、なわけでしょう、県会議員以下。ですから、ですから、せっかく東る若い若者はほとんどいないわけですから。ですから、せっかく東る若い若者はほとんどいないわけですから。ですから、せっかく東る若い方でしょう、県会議員以下。現在でも、もうさとうきびをつくも提示して要求すべきじゃないですから、やっぱり立めた。

んと、もうさとうきびはつくれんと。そう言ってるんですから。 を省、財務省、要求すべきじゃないですか。そうしないと、種子島 の農家は、さとうきびをつくる農家はもういなくなってしまうと。 ている人もおられますが、法人とかそういうあれもありますが、生 を組織もありますが、その方たちも、やっぱり大規模経営すればす るのは、収穫したさとうきびを工場へ運ぶ運賃、この運賃で賄われ るのは、収穫したさとうきびを工場へ運ぶ運賃、この運賃で賄われ るのは、収穫したさとうきびを工場へ運ぶ運賃、この運賃で賄われ るのは、収穫したさとうきびを工場へ運ぶ運賃、この運賃で賄われ るのは、収穫したさとうきびを工場へ運ぶ運賃、この運賃で賄われ るのは、収穫したさとうきびを工場へ運ぶ運賃、この運賃で賄われ なのは、収穫したさとうきびはつくれんと。そう言ってるんですから、農

か、それできますか。 東京でそういう交渉をするべきじゃないでしょうか。今後どうです れになって金額を提示しようじゃないかということぐらい言って、 はになって金額を提示しようじゃないかということぐらい言って、 はになって金額を提示しようじゃないかということでらい言って、 はないが、それできますか。

○市長(八板俊輔君) 種子島西之表の農業におけるさとうきびの一長(八板俊輔君) 種子島西之表の農業におけるさとうきびの事長(八板俊輔君) である しっかりと しての地位は、今後とも変わらないと思います。議員お

予定されておりますが、私はたまたま総代ではございませんので、〇一三番(橋口好文君) 今月二十八日はJA種子屋久の総代会も

す。市長、どうかよろしくお願いいたします。
がら私は今総代外れておりますので、それ言えないところでありまが、発言権はございませんので、何とも言えません。しかし、私総が、発言権がありませんので、総代会には行くつもりにはしております。

次の質問に入ります。

さとうきびの新品種についてでございます。

新品種、私、皆さんお手元に写真があると思いますが、これは本 がと、承認がなされてないという説明でございました。 な地区の熊毛農業試験場のさとうきび圃場の写真でございます。こ のKY一〇の一三八〇という品種でございます。それで、下が新品種 現在も栽培されている農林八号でございます。それで、下が新品種 という名称で登録を申請しているそうですが、まだ許可がおりてな という名称で登録を申請しているそうですが、まだ許可がおりてな という名称で登録を申請しているそうですが、まだ許可がおりてな という名称で登録を申請しているそうですが、まだ許可がおりてな という名称で登録を申請しているそうですが、まだ許可がおりてな という名称で登録を申請しているそうですが、まだ許可がおりてな

三八○は、五十本茎数が確保されております。農林水産課課長、こってす。それで、この下も、やっぱり右側にちょっと隠れていますが、黄色い支柱からメーター尺までが一メーター。この間のですな、茎数を数えたんですよ、私。そしたらですね、農林八号は三十二本萌芽が認められました。ほいで、この下の新品種KY一○の一二本萌芽が認められました。ほいで、この下の新品種KY一○の一二本萌芽が認められました。ほいで、この下の新品種KY一○の一二本萌芽が認められました。ほいで、この下の新品種KY一○の一二本萌芽が認められました。ほれ八号ですけど、右側の黄色この写真を見てですね、上の段、農林八号ですけど、右側の黄色

の品種の特性について説明を求めます。

○農林水産課長(中野賢二君) お答えします。

載し、 ター収穫機での収穫適性にすぐれていることが期待されております。 待されております。さらに株の引き抜きに強いことから、 れに伴う植替頻度の低減による省力化と、それに伴い面積拡大も期 すぐれているため、萌芽性を生かした株出し継続年数の増加や、こ 多収であり、糖度は同程度となります。また、 な特徴としましては、 は、 して、十年がかりで開発した種子島向けの品種であります。 なお、この品種の特性につきましては、「市政の窓」五月号に掲 新品種であります「はるのおうぎ」、系統名KY一〇―一三八〇 安納にあります九州沖縄農業研究センター種子島拠点を中心と 市民に広く周知したところでございます。 主要品種である農林八号に比べて茎数が多く 株出しでの萌芽性が ハーベス

以上です。

○一三番(橋口好文君)
 今説明がございましたが、この品種は、
 ○一三番(橋口好文君)
 今説明がございました。
 それで、根が深く入る傾向にあるから、ハーベスターによる引き抜きもかなり軽減される傾向にあるから、ハーベスターによる引き抜きもかなり軽減される傾向にあるから、ハーベスターによる引き抜きもかなり軽減される傾向にあるから、
 会説明がございましたが、この品種は、

苗が配布される段階に入ってまいるそうです。この品種をやっぱりこれを単当収量の増収に。この品種栽培もあと二年したら農家にも径が小さいですから、これはもう機械刈り専用種だということです。

次の質問に入ります。

期待したいと思います。

土壌検査についてでございます。

が依頼があったか、お願いします。

査の依頼があったか、何戸また農家が依頼があったか、何戸の農家その事業を取り入れたわけでございますが、その後、何点の土壌検業が取り入れられました。それで、西之表市もその土壌検査をして、

○農林水産課長(中野賢二君) お答えします。

以上です。

○一三番(橋口好文君) 百三十九戸の農家で依頼件数が百五十二

百点検査をしているそうです。見たとき。南種子町は四百点。四百点土壌検査の依頼を受けて、四点ということですね。極めて少ないんじゃないですか。この数字を

れば上がってないと思いますが、どうでしょうか。す。啓発がされたと今課長言われますが、なかなか実績が数字を見重要性を農家に啓発してまいるということも答弁で申されておりま重の農林水産課長、園田課長は、やっぱり土づくり、土壌検査の

分は一○○%一応回収はしております。と秋植えの分が対象となっておりますので、この分で上がってきたと機様の分が対象となっておりますので、この分で上がってきたの農林水産課長(中野賢二君) 今回の分につきましては、夏植え

以上です。

○一三番(橋口好文君) わかりました。それはさとうきびについ ○一三番(橋口好文君) わかりました。それはさとうきびについ であるということで理解してよろしいですね。それでは、一般の なそうです。西之表市と南種子町では、やっぱり西之表市のほうが るそうです。西之表市と南種子町はスナップエンドウとか安納いもとか れも入れたそうですが、ほとんどが園芸作物に対象作物はなってお るそうです。西之表市と南種子町はスナップエンドウとか安納いもとか です、何点されたんですか。一般のさとうきび以外の作物の土壌検 では何点だったですか。

○農林水産課長(中野賢二君) お答えします。

つきましては、種子島茶生産組合が依頼した分であります。お茶が二百四十件、トマトが一件となっております。ただ、お茶にいもですけれども、これが五十九件、でん粉用さつまいもが三件、さとうきび以外の件数につきましては、青果用さつまいも、安納

ります。 〇一三番(橋口好文君) やっぱりですね、この啓発が十分されて

以上です

家に啓発をしてるのか、答えてください。 というふうな農をれで、土壌検査のその啓発の方法ですけど、どういうふうな農

○農林水産課長(中野賢二君) まず、土づくりが大事ということ ○農林水産課長(中野賢二君) まず、土づくりが大事ということが必要であります。で、そのために土壌 お断があるというところなんですけれども、土壌診断の重要性の周 かまだ足りていないんじゃないかと私としてはちょっと思うところでありますので、今後とも土壌診断の重要性の周 きた別でビラ、広報等をつくって周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○一三番(橋口好文君)あのですね、課長さん、私が言ってるのの一三番(橋口好文君)あのですね、課長さん、私が言ってるのの一三番(橋口好文君)

● 高売しております。○ 農林水産課長(中野賢二君)○ 書材、土のとり方なんですけれど○ 書材、上のとり方なんですけれど○ 書材、上のとり方なんですけれど

○一三番(橋口好文君) 課長、だから、私の聞いてるのは、どういようにですね、しっかり表示していきたいと思います。で、今後、その他ビラ等で出すときも、詳しくとり方を間違えな

おります。 おります。 おります。 おります。 がうふうにして土壌をとるのかと。とり方を聞いてるんですよ。そいうふうにして土壌をとるのかと。とり方を示して一応出してはおるんですけれども、ちょっと字が細かいのかあれなんですが、その辺もですけれども、ちょっと字が細かいのかあれなんですが、その辺もですけれども、ちょっと字が細かいのかあれなんですが、その辺もですけれども、ちょっと字が細かいのかあれなんですが、その辺もですけれども、ちょっと字が細かいのかあれなんですが、その辺も気をつけて、採取方法につきましては、一応「市政の窓」、先ほど気をつけて、採取方法につきましては、一応「市政の窓」、先ほど気をつけて、採取方法につきましては、一応「市政の窓」、先ほど気をつけて、採取方法につきましては、一応「市政の窓」、先ほど気をつけて、採取方法につきましては、一応「市政の窓」、先ほど気をつけて、採取方法につきましては、一応「市政の窓」、先ほど気をつけて、採取方法につきましては、一応「市政の窓」、先ほど気をつけて、採取方法につきましては、一応「市政の窓」、先ほど気をつけれども、土壌診断のやり方に土のとり方等を示しては、一応「市政の窓」、先ほどれをやっぱり農家に周知徹底させるべきだと。私なぜこういうことにないます。

と待ってください。 ○**議長(永田 章君)** 橋口議員、ちょっと休憩とります。ちょっ

午後一時二十九分休憩

午後一時三十六分開議

先ほどの橋口好文君の質問に対して、中野農林水産課長、答弁を○議長(永田 章君) それでは、一般質問を続行いたします。

○農林水産課長(中野賢二君) 先ほどの回答と繰り返しになりまお願いいたします。

すけれども、一応ビラで、採取の方法につきましては、写真もつけ

啓発して、今後の土づくりに対処したいと思います。会とか、あとJAとも協議をしまして、土壌診断の重要性についてて示してるところでございます。ただ、これから園芸の振興会の総

以上です。

ておきたいと思います。 費の削減になるわけですから、ぜひ啓発のほうをよろしくお願いし○一三番(橋口好文君) この土壌診断検査というのは、農家の経

次の質問に入ります。

現在この三百六十万円を達成してる農家は何戸おられるでしょうか。年間で、五年目には農家所得三百六十万円というあれがありますが、すわけですが、その計画書、五年間の計画書になります。向こう五の戸数は何戸でしょうか。また、認定農家は認定委員会に書類を出次は、これは一応確認になりますが、現在、西之表市の認定農家

○農林水産課長(中野賢二君) 御質問にお答えします。

してる農家は、ほぼ一割ほどでございます。六、個人が百三十二であります。五年後の計画での所得目標を達成現在の認定農業者数は百四十八であります。この中で、法人が十

以上です。

やっぱり認定委員会ですから、そういう意見も言ってですね、やっ達成されてる農家というのは少なかったんです。それで、私は時々、いただいたことがございますが、私が委員をしてるときも、やはり○一三番(橋口好文君) 私も前の認定委員会の委員を務めさせて

現在、 ぱりその達成できてない原因とか理由も私は聞いたことがあります。 ってるんでしょうか。 成されなかった、できなかった原因とか、そういうのもやっぱり伺 認定委員会でそういう達成されてない農家に対して、その達

る形になりますので、その分で結果的にちょっと三百六十万円を超 設を導入しまして、その分が減価償却という形で経費として出てく 実際その農業所得が上がりましても、 えてないというところは多いということです。 ○農林水産課長(中野賢二君) 農業所得で見ていくものですから 節税ということで機械とか施

業が、 ○一三番(橋口好文君) けられてることだと私は感じております。 かなりやっぱりいかに厳しいかということが、やっぱり裏づ わかりました。やはりこの農業という産

次の質問に入ります。

談がございましたので、この辺を説明お願いします。 いまして、これをどうにかもうちょっとできないものかという御相 保護者の負担がですね、やっぱり結構重いという保護者の声もござ 県大会なんかに行くわけですけど、そのときの遠征費ですけど、 中学生の部活動の遠征費についてでございます。

[学校教育課長 内 健史君

○学校教育課長 (内 健史君) お答えします。

る大会数が異なるため、 中学校部活動の遠征費については、それぞれの部によって参加す 保護者の負担額も異なってまいりますが、

> しております。 少ない部で年間四万円程度、 中には十万円を超える部もあると認識

補助しております。 は一人当たり二万五千円を、全国大会の場合は一人当たり四万円を から一人当たり千七百円を補助しており、 盟主催の大会のみとしておりますが、市から一人当たり五千円、 これらの経費に対する補助としましては、 九州大会に出場した場合 対象を県中学校体育連 県

ら行っております。 さらに、種子島中学校では、 全国大会出場者に一人当たり約二万円の助成をPTAのほうか 九州大会出場者に一人当たり約六千

これ以外にも、九州大会、全国大会の出場者には、 市のほうでも

激励金をその都度送っているところでございます。

と考えております。 いることから、少しでも軽減できないか、 部活遠征費につきましては、 保護者の負担がかなりの額に上って 今後検討してまいりたい

以上です。

○一三番(橋口好文君) この県大会に行った子どもさんの人数が

わかりますか。

ようか。 ざいます。 ○学校教育課長(内 百四十四人に対して補助をしております。よろしいでし 健史君) 昨年度、 平成三十年度の実績でご

○ **一 三 番** (橋口好文君) はい。

その辺をどうかよろしくお願いしたいんですけど、どうでしょうか。 られる御家庭におきましてはですね、 ○市長(八板俊輔君) うたら、投資ですよ、将来に対する。そういうことも考えたら、 流しておるわけですから、そういうことを考えて、また将来の、 て県下の精鋭と一戦を交えてくるわけですから、日ごろ錬磨に汗を 表市立種子島中学校の学校の代表として、また西之表市の代表とし う少しこういう出場する子どもたち、 が重いという実態もございますので、 っぱり予算ももう少し拡充するべきじゃないかと私は思いますが、 ただくようお願いしたいと思いますが、やっぱり子どもたちは西之 やっぱりですね、ちょうど子育て世代の中学、 お答えいたします。 八板市長、 やっぱりこういう経済的負担 保護者の財政の軽減をしてい 予算をですね、も 高校生を持ってお Þ V

すね、応援する方向で頑張っていきたいと思います。あるのかもしれませんので、その辺はまた他の自治体等も調べてでよっと聞き及んでおります。多少そこら辺でまだ上乗せする余地がつきましては、他の市町との額との比較もあろうかと思います。ちツ振興は重要だと思います。自治体からの、その行政からの補助に本市並びに種子島の将来を担う若者の育成に、やはりこのスポー

願いいたします。 ○**一三番(橋口好文君)** ただいま市長さんのほうからとても前向

次の質問に入ります。

次の質問は市有財産管理についてでございます。

況について説明をお願いします。 天神町の労働金庫跡地の市民駐車場でございますが、この利用状

[経済観光課長 岩下栄一君]

跡地の市民駐車場の利用状況についてお答えいたします。○経済観光課長(岩下栄一君) 天神町の九州労働金庫種子島支店

ための市民駐車場として整備したところでございます。移転に伴いまして、跡地を商店街に訪れた方々に利用していただく御質問の市民駐車場につきましては、平成二十八年に支店の新築

ます。て平均で十八台となっておりまして、利用率は約九割となっておりて平均で十八台となっておりまして、利用率は約九割となっておりで日中に調査を行いましたけれども、二十台のスペースに対しましず日中の利用状況につきましては、月に一回から二回、職員のほう

ております。

でおります。

でおります。

でおります。

でおります。

で後も利用状況の把握に努めながら、商店街利用以外の車両につ

をは防災無線を通じて適正な利用について周知を行っております。

一方で、一部周辺住民の継続的な駐車が見られることから、昨年

以上です。

いるんじゃないかと、そういう声が届きました。私、朝も早いもん周辺の住民から、夜間も自分の駐車場として使っている車が何台も〇一三番(橋口好文君) このことはですね、天神町のこの駐車場

そうっすです。 自分の駐車場として市民駐車場を利用してるんじゃないかと、そうに同じ車がもうほとんど最低十台はとまってるんですよ。ですから、たらですね、いつもですね、私もう何回も見るんですが、同じ場所ですから、私は、もう朝の六時前には向こうよく通るんです。そし

てるわけです。ですから、 調査が効果を生んでないと。効果があらわれない調査はもう何もな かかって調査に行って、とめるのはそれ以降なんですよ。ですから、 員が調査に行って、勤務時間中に調査に行って、 わけです。 車場料金を市は取るべきじゃないかと。そういう意見も上がってる 性ですよ。これもやっぱり問題があると思うんですよ。みんなこの ういう苦情が出てる、声が出てるということは、やっぱりこの公平 らんでしょう。私が言うのは、やっぱりこういう近隣の住民からそ 行ったと言われますが、このとめるのは夜とめるわけですから、 人たちは自分で駐車場お金出して確保して、駐車場確保して車とめ やっぱり市はですね、その調査もですね、一、二回、一回か二回 市民駐車場にとめてる車も、 五時過ぎごろまで やっぱり駐 職

とですから、これやってもらえないですか。一週間でもいいですよ、行って、車のナンバーを控えればわかるこら、やっぱりこういうのはちゃんと夜行って、何日か、二、三日、市としても自主財源の確保には努めなければならないわけですか

○経済観光課長(岩下栄一君) 昼間の調査につきましては、昼

は昼間なりの利用状況の把握というのが必要かと思います。また一は昼間なりの利用状況の把握というのが必要かと思いますので、そのとこも含めて調査のほう検討しができるかなと思いますので、そこについては、今天神町の店舗のができるかなと思いますので、そこについては、今天神町の店舗のたいというふうに思っております。

○一三番(橋口好文君) ぜひ効果のある調査をお願いしておきた

最後の質問になります。

在もそれは変わらないということを答弁されました。 をしたわけですが、市長選のとき、八板市長はFCLPは反対だということを報道機関にも言っておられます。防衛省に行って、このいうことを報道機関にも言っておられます。防衛省に行って、このに、それで、防衛省の意図するFCLPよりも馬毛島は有効な利に、それで、防衛省の意図するFCLPよりも馬毛島は有効な利に、それで、防衛省の意図するFCLPよりも馬毛島は有効な利に、馬毛島問題でございます。私、前回も八板市長さんには質問

○市長(八板俊輔君) 馬毛島問題についてであります。対だということを明確に言ったんですか。ではですね、まず、反対をあれから防衛省に言ったんですか。反

てきたところです。
てきたところです。
であるということも、そういう意思を明確に、就任直後にまず伝えかっておりません。防衛省に対してFCLP以外の活用を図るべき立場を表明して当選をいたしました。その考えは今もいささかも変います。私は選挙のときに、おっしゃるように、FCLPに反対の議員の御質問は、国に対する私の態度表明のことであろうかと思

きない状況になっているのが現状ではなかろうかと思います。もの地元でのどういう活用が望ましいのかという議論がなかなかで上の活用を国が掲げて、国との約束事という名目を盾にして、私ど上の活用を国が掲げて、国との約束事という名目を盾にして、私どこの件に関しまして、そもそも馬毛島が無人島になったのはですこの件に関しまして、そもそも馬毛島が無人島になったのはです

機感を感じているところであります。

、その後、国に言ってるかということでありますが、国に対し今、その後、国に言ってるかということでありますが、国に対しく、その後、国に言ってるかということでありますが、国に対し

値も含めて、そこに暮らす西之表市民が自らしっかり考える必要が私としては、これまでの歴史とか馬毛島の自然ですとか文化の価

であります。 向性をつけて、それを具体化する作業を就任以来続けているところうことで、平成二十九年度に利活用案を庁内でまとめて、それを方て考えなくちゃいけない。そういうふうに思っております。そういあると思っております。そのために、市民自らがその活用法につい

よろしいでしょうか。

○一三番(橋口好文君) 八板市長、市民はですね、選挙のとき、「一三番(橋口好文君) 八板市長、市民はですね、 あなたがFCLPは反対だとそう言ったから、 ね、あなたを支持しあなたがFCLPは反対だとそう言ったから、 ね、あなたを支持しあすが、 は、 しょ です。

すか。

すか。

なたにどういう利活用があるんですかという問いはなかったんであなたにどういう利活用があるんですかという問いはなかったんで省の面会した副大臣か誰かわかりませんが、その方たちは、市長、防衛省に行って、この利活用があるということを申されて、防衛

○市長(八板俊輔君)○市長(八板俊輔君)○本長(八板俊輔君)○本とについての細かな問いかけというのでも上げておりますし、その点についての細かな問いかけというのでも上げておりますし、その案につきましては、もうホームページののである。

以上です。

馬毛島は西之表市に属しています。 ています。二〇一九年四月、八板俊輔となっております。 意見に耳を傾け、 いみたいです。ここに馬毛島の歩みというあれがあり 市民の幸福に資する利用を図るべき市長としては、市民の皆様の御 「市政の窓」と一緒に入ってきたあれでございます。 (橋口好文君) 市の意見、 どうも市民の思いがあなたには伝わらな 要望を明らかにしてまいりたいと考え 地元住民の生命・ この裏面に、 /ますが、 財 産を守り、 兀 月

のか具体的に構想をお示しください。

すから、二年前も、ずっと現在に至るまで、どういう利活用がある

体的に、防衛省に行って利活用があるということを言ってるわけで

そしたら利活用はどういうことをやるのかと。あなたの頭の中に具

でいくということの文章に私は理解しますが、八板市長、あなたは、

れから、 はありませんけれども、 ないしは馬毛島における体験活動、 ますけれども、平成二十九年度に利活用案というものは出しており ○市長 (八板俊輔君) ですけれども、馬毛島トラストという、これは利活用案そのもので た入れて検討するということ、方向性は出したわけであります。 その骨子を申し上げると、一つ目が宇宙関連事業の展開、 昨年、 馬毛島自然保護区及び自然・文化総合学術調査施設の設置 小学生を中心、五、 利活用を実現するためのそういう方法も視 先ほどから繰り返し申し上げることになり そして、 六年生でしたけれども、十人連 そのための、これ仮称 、そ

げてやるわけです。してもらったと。その体験活動についても、今年また少し対象を広れていって、その資源、自然とか文化・歴史について現地で見聞を

体験活動の充実であろうと思います。

体験活動の充実であろうと思います。

無人島になってからほぼ四十年近くたっている中で、西之表市民が無人島になってからほぼ四十年近くたっている中で、西之表市民が無人島になってからほぼ四十年近くたっているわけです。四十年間、いずれにしても、今、西之表市民が長くこの馬毛島に行ったこと

いうのはずっと続けていかなくちゃいけないわけです。とまっております。そういう状況の中で、やはり地権者との対話とれども、昨年度末で成立するというふうに喧伝されてたものが一切れは不可欠であります。で、今防衛省は買収交渉をしておりますけそうしたことを続けるには、今の地権者との対話というのは、こ

くてはいけないと、そういうふうに考えているところです。馬毛島の活用について、私自身もそうですが、市民が全体が考えなそのレッテル、色分けだけで終わってはいけないと。その先にある私はそういうふうに考えておるわけであります。賛成、反対というけない。その価値についてもっと気づいてもらわないといけないと、その前に、利活用のためには西之表市民がもっと知らなくちゃい

利活用案につきましては、今ようやく始まりました体験活動とい

う方法を強く太く育てていくことが当面の課題であるというふうに

○一三番(橋口好文君) 考えております。

たら、 挙公約で述べたとおり、防衛省に反対だということを、言葉として 基地の誘致にもう向いてるわけですよ。それで、市民はそこを心配 がありましたが、 たのおっしゃっていることは絵そらごとと受けとめるんじゃないで いてしまうんじゃないですか。それこそ絵そらごとになると。あな ももうわかってるわけでしょう。もしそれが国がどんどんやってき 隊基地をつくるという方向に向いてるわけですから、それはあなた 対だということが明確にわかるわけですから、色分けはそれからで 反対ですということを言ってくれたら、 宙ぶらりんだと。八板市長がちゃんと言ってくれないから宙ぶらり してるわけですから。だから、あなた、八板市長は何で反対と言わ んだと。そう言う御婦人もおられます。ちゃんと明確にあなたが選 んのだろうと。市民はそれに疑念を感じてるわけですよ。私たちは あなたの言われるそういう体験学習とかそういうのも宙に浮 防衛省は色分けをもうしてるわけですから、FCLP、 市民は 国は、 防衛省は、 先日もNHKで二夜連続で馬毛島の放送 やっぱりもうFCLP、 市民は、 あ、 八板市長は反 自衛隊 自衛

以上でもう質問終わります。

くださいよ。その、申しわけない、橋口議員、 ○議長(永田 章 君) いやちょっと、 橋口議員、 先ほどの言葉の絵そ ちょっと待って

らごと、絵そらごと。

○一三番(橋口好文君)

○議長(永田 章 君) え。

○一三番(橋口好文君) 絵そらごと。

ょっとひっかかることがありましたので確認しただけです。はい。 ○議長(永田 章 君) 絵そら。絵そらごと。 うん。 いろいろとち

じゃ、市長答弁、最後に。

おります。はい。 くという責務がありますし、その権限もございます。そういう意味 場にある首長としては、国に対してしっかり地元の意見を伝えてい その資料にも書いてありますけれども、 れについては、私はそうは思っておりません。 だからやってくるのではないかというような発言がありました。こ ○市長(八板俊輔君) 私は首長としての役目をしっかり果たしてまいりたいと考えて 今の議員の御発言の中で、 市民の生命・財産を守る立 議員がお示しされた 国が決めたこと

ます。 ○一三番(橋口好文君) はい。 ありがとうございました。終わり

た。 ○議長(永田 章君) 以上で橋口好文君の質問は終了いたしまし

、再開いたします。 ここで、 しばらく休憩いたします。 おおむね十四時二十分ごろよ

午後二時三分休憩

午後二時二十分開議

○議長(永田 章君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

以は、河本幸男君の発言を許可いたします。

[八番 河本幸男君登壇]

○八番(河本幸男君) 皆さん、こんにちは。

ども、よろしくお願いしたいと思います。 初めて課長になった方に質問が集中して申しわけございませんけ

いかなと、昔職員であった私はそう思っております。

せいかっぱり市の職員としてですね、イメージアップをつなます。ぜひやっぱり市の職員としてですね、イメージアップをつながるといがつけてないのかなと前から見て感じているところでありか、市長、副市長、教育長はつけてますが、管理職の皆さんでは半か、市長、副市長、教育長はつけてますが、管理職の皆さんでは半いかなと、もう一つ言わせてください。皆さんはイメージアップを

思います。 それでは、一般質問通告書に沿って質問をさせていただきたいと

ります。一部は補助事業でですね、間伐等をやっているものの、多ですけども、余り活用されていないのではないかなと私は感じてお本市には、ほとんどが山と言っていいほどですね、山があるわけ最初に、本市における森林資源の活用についての質問であります。

んけども、ありました。
んけども、ありました。
んけども、ありました。
んけども、ありました。
んけども、ありました。
んけども、ありました。

荷を支援しますなどと書かれております。 一でですね、林業振興を図り、林業者、それと山林所得者の所得を中でですね、林業振興を図り、林業者、それと山林所得者の所得を中でですね、林業振興を図り、林業者、それと山林所得者の所得を中でですね、林業振興を図り、林業者、それと山林所得者の所得を中でですね。

ように考えているかお伺いしたいと思います。と思いますけども、その利活用について本市の考えをですね、どのそこで、最初に質問をしますけども、雑木林、主に広葉樹になる

以下の質問は質問者席で行いたいと思います。

[農林水産課長 中野賢二君]

○農林水産課長(中野賢二君)がお答えします。

る森林においては天然更新を図りまして、伐採木につきましては、気候、地形、土壌等の自然的条件を踏まえ、的確な更新が図られ

製紙用、木炭用などの用途に有効活用できればと考えております。

以上です。

ると思っていらっしゃいますでしょうか。 うな御発言でございましたけども、この雑木林は十分活用がされて○**八番(河本幸男君)** 製紙用、パルプとかですね、木炭というよ

○農林水産課長(中野賢二君) 私の知る限りでは、はい、利用さ

八番 ことにもなって、非常に電気の節減にもなったりしますし、また、 炭をたきますと、ほとんど暖房施設は使わないというようなですね 用されてもいいのかなという私は思いがしているところであります。 りますので、そういった部分は別としてですね、もう少しこう利活 ならないわけです。確かに水源の涵養林とかですね、保安林とかあ 拡大にもつながっていくのかなと思っているところであります。 るので、もう少しこうこれがうまく活用がされればですね、 いうか、木の伐採されたところがですね、多かったような気がして いうようなことですけども、昔はですね、もう少しこう、はげ山 てると思いますか 言でしたが、市長はどう思われますかね。この活用、十分活用され ルプのほうもですね、まだまだ森林組合に聞きますと黒字ではあ そういった部分でですね、 私も年に一、二回炭を焼いてまして、やっぱりそこに家でですね (河本幸男君) 課長の感覚でしょうから、活用されてると 課長は今十分されてるというような発 雇用の

[市長 八板俊輔君]

○市長(八板俊輔君)実は、私もこの職につく前に炭焼きの修行

人工林につきましても、皆伐の適期に至っているというふうな認

は言えると思います。そんなところでよろしいでしょうか。いう認識も、昨今の森林組合等の取組みからですね、そういうことそういうところを考えていかなければいけないと思います。それから人工林につきましても、地材地建のところで生かしていく、識をしておりますので、その天然林の更新、それから利用について、

こう、利用はある程度ですね、されてきてるのかなという思いも私 ないわけですけども、この杉のことについては、 が行き届かない、また、利用されないというような思いがしてなら てる部分もあるんではないかなと思いますけども、 はですね、うまく活用されてるんでしょうけども、民間の杉の林が 公社造林という昔公社で造林したところ、そういった広大なところ もしております。しかしながら、まだ民間のですね、林、 ましたけども、次のその人工林についてどう考えてるか。市長は今 ○八番(河本幸男君) は言えると思います。そんなところでよろしいでしょうか いう認識も、昨今の森林組合等の取組みからですね、そういうこと ですね、なかなかこう手入れが行き届かない。持ち主が高齢になっ 今市長が人工林のことも少しお話をされて 課長、どんな答弁 なかなか手入れ 何ですか

をつくったんでしょうか。

○農林水産課長(中野賢二君) 御質問にお答えします。

は用材として、低質材についてはチップ原料として活用されていま間伐、主伐により搬出される材につきましては、優良材について

ます。
天然林への転換を図るのかを検討していく必要があると考えておりえ、再造林を行い人工林として継続していくのか、天然萌芽による主伐後につきましては、気候、地形、土壌等の自然的条件を踏ま

以上です。

○八番(河本幸男君) そうですね、やっぱりこの杉についてはでおいてはおいかなと思いますけども、さっき言いましたようにですね、やっぱりこう補助事業で間伐等をされているところはですね、すね、やっぱりこう補助事業で間伐等をされているところはですね、すね、民間のその小さな山というのはですね、非常に有効利用されておるんではないかなと思いますけども、さっき言いましたようにですね、

か地元材が利用できないということのようでございます。ぜひこの骨材については、そちらのほうが非常に有効ということで、なかなはもうプレカットで、本土材が使用されているということですね。一今、新築住宅、非木造の住宅を除いてですね、大体八割から九割

なと思っております。 挙げられておりますので、ぜひそこのところも考えていただきたいの中にもですね、そのようなことの支援をしていこうということも割合もですね、高めていってほしいなということで、長期振興計画

次に、公有林、市有林についてですね、質問をしたいと思います。次に、公有林、市有林についてですね、質問をしたいと思います。

○農林水産課長(中野賢二君)がお答えします。

ればと考えております。図る必要性が生じれば、製紙用、木炭用などの用途に有効活用でき適環境形成等の公益的機能を果たすことを前提として、天然更新を市有林の雑木と天然林につきましては、水源涵養、災害防止、快

らへの利用も推進できればと考えております。として活用し、今後、公共施設等での木材利用がある場合は、そち搬出材のうち優良材については用材、低質材についてはチップ原料板を主体とした人工林につきましては、間伐を計画的に実施し、

以上です。

○八番(河本幸男君) 今、杉の部分もですね、今課長はお答えを

うかね。計画的なものを持ってるのかどうか。 監理課かなと思うんですけども、そこの点についてはいかがでしょかがあるのか、この部分については、農林水産課というよりも財産市の雑木林をパルプ材とかそういうのに利用する計画、計画的な部は、今いろんな部分で補助事業で林地に植えようとか牧場とかです

[財産監理課長 奥村裕昭君]

○財産監理課長(奥村裕昭君) お答えをします。

現在、杉、それから雑木について、樹木の部分については農林水理を、杉、それから雑木について、樹木の部分については農林水理をいます。で、私どものほうでは床地のとまして、が、とれから雑木について、樹木の部分については農林水

ほうが比較的多くて、で、広葉樹になりますと非常に少ないですのいということで、また、市有林については杉の植栽をしたところのの改正があったんですけども、そこら辺の改正で一回とまりました。の改正があったんですけども、そこら辺の改正で一回とまりました。しかしながら、実際実践しようとした場合にですね、一回目は法しかしながら、実際実践しようとした場合にですね、一回目は法

ういうふうな感じでございました。をした形で出していかなければならないだろうと。その時点ではそざいまして、用地の選定にもうちょっと考慮を加えていって、工夫くないということで、余り喜ばれませんでした。というところがごで、そうなりますと箇所数が幾らにも分かれてしまって効率的によ

以上です。

○八番(河本幸男君) 以前は市の職員もですね、同じ管財係に二 ○八番(河本幸男君) 以前は市の職員もですね、同じ管財係に二 をの山がどれだけの木になってるとかいう職員がおりましたので、 ないうのもですね、把握もできない状況ではないかなと。地籍上るというのもですね、把握もできない状況ではないかなりましたので、 ないるというのもですね、把握もできない状況ではないかなと。地籍上 などこどこに行けば自分た は残ってはいると思いますけども。

活用をですね、考えてほしいなと思っているところであります。ちもですね、やはりしっかりこう計画を練ってですね、森林組合あるのかというようなこと、また、市内の業者もですね、森林組合いと思いますけども、やはりしっかりこう計画を練ってですね、森林組合いと思いますけども、やはりたまさいと、財政上のですね、森林組合に、市民所得を上げるというようなことでございますので、そこの人た本、市民所得を上げるというような温点からもですね、考えてほしいなと思っているところであります。

ででおりました。それは何年も続きました。 それでは、次に杉ですけども、さっき課長も杉の部分もですね、 ですね、私はちょっと思いがあるわけです。といいますのは、我々が ですながためにですね、市から市有林のですね、下払いを受けてや ですながためにですね、市から市有林のですね、下払いを受けてや ですながためにですね、市から市有林のですね、下払いを受けてや ですながためにですね、市から市有林のですね、下払いを受けてや ですながました。 でおりますけども、この杉についてもで でおりますけども、この杉についてもで

を図ってほしいんですが、いかがでしょうか。 そういった部分でですね、当時からすると、やっぱり四十数年たってるわけです。ということは、もうこれが立派に育ってればです。ということは、もうこれが立派に育ってればです。 とういった時期にも乗すとシロアリも入りますし、それが小さな木でしたから、恐らますとシロアリも入りますし、それが小さな木でしたから、恐ら来てるんではないかなと思うんですよ。やっぱり杉も長くしておき来てるんではないかなと思うんですよ。やっぱり杉も長くしておきますとシロアリも入りますし、それまでの育ててきた苦労、また、ますとシロアリも入りますし、それまでの育ててきた苦労、また、ますとシロアリも入りますし、それまでの育ててきた苦労、また、ますとシロアリも入りますし、それまでの育ててきた苦労、また、おっぱり四十数年たがですね、無になるということもありますのでですね、ぜひ利活用がですね、無になるということもありますのでですね、ぜひ利活用を図ってほしいんですが、いかがでしょうか。

○農林水産課長(中野賢二君) お答えします。

その利活用についても、今後また有効利用できるようにしていきたそこで主伐もちょっと計画していかないとというところなんですが、ろそろ本体のが五十年生とかそういう木も増えてきておりますので、今までは計画的な間伐ということでしてきたんですけれども、そ

いと考えております。

以上です。

と思います。 それでは、次に、クヌギの活用についてちょっと入っていきたい

しました。 今回質問がありまして調べたところ、あったということを確認いた ○**農林水産課長(中野賢二君)** 個人的には知りませんでした。で、

んので、わざわざおりてまで見ませんので。しかし、このですね、もう大きくなってるんではないかなと。私も道路からしか見えませ木の性質上、法面に立ったところと下のほうはですね、下のほうはに植えた木ではないかなと思って。農地の傾斜地に植えてますので、○八番(河本幸男君) このクヌギの木、もう恐らく二十年以上前

でしょうか。やはり活用をしないでおくのもどうかなと考えるんですが、いかが

の活用を含め、検討したいと考えております。 ころ利用されておりませんけれども、今後はシイタケ用の原木等へ
○**農林水産課長(中野賢二君)** クヌギにつきましては、現在のと

○八番(河本幸男君)○八番(河本幸男君)○八番(河本幸男君)○八番(河本幸男君)○八番(河本幸男君)○八番(河本幸男君)○八番(河本幸男君)○八番(河本幸男君)○八番(河本幸男君)○八番(河本幸男君)○八番(河本幸男君)○八番(河本幸男君)○八番(河本幸男君)○八番(河本幸男君)○八番(河本幸男君)○八番(河本幸男君)○八番(河本幸男君)○八番(河本幸男子)○八番(河本幸男子)○八番(河本寺里)○八番(河本寺里)○八本(河本寺里)○八本(河本寺里)○八本(河本)○八本(

ます。

さいですね、このクヌギをですね、活用してもらいたいと思いないだけすれば、七年から十年でですね、また元の大きさに返りまえて育てなければなりませんけども、このクヌギだけはですね、草えて育てなければなりませんけども、このクヌギだけはですね、草えてから十年ぐらいでですね、まます。

えてありましたし、またこのちょっと平らな、恐らく昔畑だったとすね、まだ五十センチか六十センチでしたけども、そういうのも植杉林を切ったところもありました。そこにはしっかり新しい苗をで最近、私、霧島方面のほうにですね、行ってきたんですけども、

なことも聞いております。今は杉の木よりもですね、本土のほうは何かお金になるというようました。そういった部分でですね、このクヌギというのは非常に、ころでしょうけども、そこにはクヌギの木をですね、植えてござい

たらいった部分でですね、ぜひお願いしたいと思います。 たさいった部分でですね、活用するとかですね、いろんな活用のたことがあるんですけども、市役所にもOBもいるので、Oと言ったことがあるんですけども、市役所にもOBもいるので、Oと言ったことがあるんですけども、市役所にもOBもいるので、Oと言ったこともありました。それとか、グリーンツーリズムでですね、したこともありました。それとか、グリーンツーリズムでですね、したこともありました。それとか、グリーンツーリズムでですね、したこともありました。それとかですね、いろんな活用の流行者が来たときにですね、活用するとかですね、いろんな活用のたがあると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

ども、そういった部分ではですね、OBの方も協力できる方はするだした。そういった部分でですね、市民の方も好む人もいらっしゃるした。そういった部分でですね、市民の方も好む人もいらっしゃるいったことも取り組んでほしいなと思います。手間がかかりますけいったことも取り組んでほしいなと思います。手間がかかりますけいったことも取り組んでほしいなと思います。手間がかかりますけいったことも取り組んでほしいなと思います。手間がかかりますけいったことも取り組んでほしいなと思います。手間がかかりますが、まれていると思います。

5.†。 んではないかと思いますので、ぜひ御検討をお願いをしたいと思い

農作業の受託組織の育成について伺いをしたいと思います。 次に、またまた農林水産課長に答弁をしていただきますけども、

った一人であります。 してもらって大変助かっているところでありますけども、私もその してもらって大変助かっているところでありますけども、私もその ができてですね、農家の皆さんは本当に喜んで、農作業をですね、 ができてですね、農家の皆さんは本当に喜んで、農作業をですね、 のた一人でありませんので、余り詳しく説明は必要ありませんけども、公社

ていた。 という声も若干聞かれます。その部分でですね、ちょっとこの間公社いう声も若干聞かれます。その部分でですね、ちょっとこの間公社に来てほしいと。今週末には来てほしいとか、そういう期日を指定されたら困ると。そのほかにもですね、いとか、そういう期日を指定されたら困ると。そのほかにもですね、作業委託を受けた、最初から文書でですね、お願いした方もおりますので、そういった方を優先して断ることはあるけども、基本的には全て断らないというようなことでしたけども、ただ、農家の人には全て断らないというようなことでしたけども、ただ、農家の人には全て断らないというようなことでしたけども、ただ、農家の人には全て断らないというようなことでしたけども、ただ、農家の人には全て断らないというようなことでしたけども、ただ、農家の人には全て断らないというような話を聞きますと、適期に作業がくところであります。

そこで、お聞きしたいんですけど、この農業振興公社、ここ数年

ざいます。の受託の状況はどうなってるのか、ちょっと調べた範囲で結構でご

○農林水産課長(中野賢二君)がお答えします。

いて御説明します。一応件数と面積だけを報告します。市の農業公社の主な品目及び作業の平成三十年度の受託状況につ

大ス十六件のマイナス五へクタールとなっております。 □ 大会の一次、前年比マイナス三十二件のマイナス十一へクタールです。で、 「ル、前年比マイナス三十二件のマイナス十一へクタールです。で、 「ル、前年比マイナス三十二件のマイナス十一へクタールです。で、 「カスー・四へクタールです。甘しょ畝立ては七十八件、十七へクタール、前年比マイナス三十二件のマイナス十一へクタールです。プラールです。プラールとなっております。

ります。前年比マイナス四件の一ヘクタールのマイナスとなっております。前年比マイナス四件の一ヘクタールのマイナスとなってお水田では、収穫・乾燥が七十七件の二十一ヘクタールとなってお

以上です。

○八番(河本幸男君) 本当に公社でですね、少ない人数でこれだ○八番(河本幸男君) 本当に公社でですね、少ない人数でこれだの面積をですね、やってるのかなと思うわけですけども、この公けの面積をですね、やってるのかなと思うわけですけども、この公けの面積をですね、やってるのかなと思うわけですけども、この公けの面積をですね、少ない人数でこれだの

料金でですね、こうしてる、個人で受けてる方もおりますけども、 体を立ち上げたということをお聞きしたわけですけども、そういっ を委託をする人が増えてですね、足らないんではないかなと思って だ、この公社だけではですね、やっぱりこの高齢になってきて作業 ね、 ○八番(河本幸男君) 況であります。 うで足りない場合は、そちらからお手伝いをいただいてるという状 すが、一応今現在五人というふうになっております。で、公社のほ うところです。で、援農隊自体も、今現在六人で予算組んでおりま それ以外で組織として、この伊関でできたような組織としてやって た部分を含めて、農業公社以外で、個人でその農業委員会が定めた 感じでですね、作業を受ける「百笑一揆」ですかね、そう言った団 いるところでありますが、昨年ですかね、 ○農林水産課長(中野賢二君) 人数的には少し足らないかなとい 農家の方はですね、大変助かってると私は思っております。た 私はですね、本当にこの公社ができてです 伊関のほうで同じような

るところがほかにあるんでしょうか。

いて、二、三人話をするんですけども、なかなか鼻引きをする人が

○農林水産課長(中野賢二君) 市の農業公社で受託して直営で作の作業班が十三名、畝立て作業班が五名、深耕・耕うん作業班が十ま。受託者の組織は、さとうきび収穫管理作業班が二十六名、水稲業ができない場合は、市の農作業受託者組織に再委託をしておりままの農業公社で受託して直営で作

以上です。

○八番(河本幸男君) ありがとうございます。

すね、 ろには支援が必要ではないかなと考えているところでありますけど ので、自分の畑の作業というのもあるので、やっぱりそういうとこ ろうと思ってます。ただ、やっぱり自分の作業というのもあります こうそろった組織でして、その方にお願いすれば行ってくれるんだ 何台とかですね、刈り取りが何台とかですね、もうあらゆる機械が て、 う話は私も聞いてるわけですけども、この伊関でですね、このでき こともお聞きをして、公社からの仕事を受けて今日やったよとか 刈り取りを初めですね、耕うんとかそういった分をされてるという た組織はですね、十名ぐらいですかね、組織のメンバーがおりまし 実を言うと、私の集落もですね、つくろうかつくろうかと言って そういった部分でですね、公社からできない分をですね、きび また、こういう組織がですね、近くにあれば、近くにあればで ユンボを持ってるとか、ダンプを持ってるとか、トラクターが 作業が組み立てやすいとかいう私は思いがしてるんです。

すので、これから実績を積んで、見本として、模範としてやってい 託の組織をつくってやっておられるという、まだ始まったばかりで のは非常に各地域深刻な問題でありまして、 こうあっちこっち、校区に一つぐらい、あるいは、大きな集落には 組織化を、今で足りてると思えばそれまでなんですけども、やはり きびでいえば、株ぞろえをする機械を持たないとかですね。そうい 機械そのものが、機械設備がですね、そろってないんです。 いません。 ○市長(八板俊輔君) 分で作業をしながらそう思ってるんですが、 いわけですけども、そういったところをですね、行政のほうでこう ただきたいと思います。 った部分があってですね、なかなかこううまく立ち上がっていかな つぐらいこうつくる必要もあるんではないかなと私はつくづく自 鼻引きを、作業を組み立ててくれる人がですね。 この農業におけるその担い手の不足という 市長、いかがですかね。 その中で伊関地区で受 例えば それと、

ております。ますけれども、そういう関係機関と支援する方向で考えたいと思っますけれども、そういう関係機関と支援する方向で考えたいと思っいらっしゃれば、市といたしましても、伊関と同様に、そういう方々がそのほかの地域におきましても、伊関と同様に、そういう方々が

の気候とかですね、それに非常に左右されまして、本当適期の作業したいんですけど、やっぱり農業というのはですね、天候とか、そことでありますので、方がおればということですので、ぜひお願い○八番(河本幸男君) 市長がこう、そういう組織があればという

をしてもらうということがですね、必要かと思います。

畑によっても違うわけですね。やわらかいボッコウの畑と、それと粘土質のですね、畑と、雨が降ってから何日後に乾くとかですね、たろいった部分があって、なかなか公社とかに頼みますと、私のところものすごく粘土質でですね、きびを植えてもらいましたけども、よかったなという思いもありますけども、やはりお願いしてですね、よがったなという思いもありますけども、やはりお願いしてですね、よがったなという思いもありますけども、やはりお願いしてですね、不さだですね、非常に近くにあればそれができるのかなと思っているところであります。そういった部分でありますので。ただ、やっぱりそしたわけですので、気候とかですね、その土地のあれも考慮してもらういった部分で、気候とかですね、その土地のあれも考慮してもらういった部分で、気候とかですね、その土地のあれも考慮してもなったわけですね、非常に近くにあればそれができるのかなと思っているところであります。そういった部分で、ぜひそういったですね、ことでですね、支援をお願いしたいと思います。

と思っているところであります。そこのところも考慮してですね、行政の手助けをお願いできたらなと思いますし、自分の農作業というのもありますので、ぜひですね、また、そういった組織にはしっかりしたリーダーが必要であろう

問を終わりたいと思います。ぜひそういうところでですね、御健闘をお願いをして、私の一般質かなという方もですね、増えてくるんではないかなと思いますので、種のですね、「はるのおうぎ」を、あれが出てくるまで農業しようそれで、そうしますと、先ほどからありますように、きびの新品

○議長(永田 章君) 以上で河本幸男君の質問は終了いたしまし

た。

再開いたします。ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十五時十分ごろより

午後二時五十六分休憩

午後三時十分開議

○議長(永田 章君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、渡辺道大君の発言を許可いたします。

[一五番 渡辺道大君登壇]

○一五番(渡辺道大君) 本日最後の質問者となりました。最後ま

でよろしくお願いいたします。

通告に従いまして一般質問を行います。

> とし、 な漁業経営の確保等に総合的に取り組むとしております。 事業活動に必要な物資の費用の負担軽減、 の施策の方向性を踏まえて、航路・航空路運賃の低廉化、 というきっかけをつくること、三番目に島の魅力の再発見と島での 離島地域に観光で訪れたい、移住して起業したい、または働きたい ためのきっかけづくりとして、 の移動に関する条件の不利性を緩和すること、二番目に交流促進の て、 が対流し、 定有人国境離島地域において人が交流をし、 域社会の維持に関する計画の中では、 高めるとともに、島における人づくりを進めることとし、この三つ 人づくりの推進として、地域外の交流を通じて島の魅力を再発見し また、 特に外海遠隔離島であることによって生じている人の往来、物 一つ目に人の往来、物の移動に係る条件、不利性の緩和とし 鹿児島県が策定をしております特定有人国境離島地域の 島内経済が拡大する地域社会の実現を目指すこととする 地域外の人々に対して特定有人国境 基本目標を実現するため、 雇用機会の拡充、 それによって物やお金 生活又は 安定的 特 地

以下は質問者席より行います。

ます。

れまでの経過を踏まえて十分に活用ができているか、

質問をいたし

まず初めに、

航路・航空路運賃の軽減や雇用機会の拡充など、こ

[企画課長 森 真樹君]

○企画課長(森 真樹君) お答えします。

まず、企画課が所管しております航路・航空路運賃低廉化事業に

つきまして説明させていただきます。

九千三百九十一人で、二十ポイントの増となっております。百九十人で、対前年比二十七・五ポイントの増、利用者合計十四万一人で、対前年比十九・四ポイントの増、航空路利用者は一万二千と、種子島全体で離島カードを利用した航路利用は十三万七千二百県の協議会が取りまとめました平成三十年度実績報告によります。

ものと考えております。イントの増でございまして、制度につきましても浸透してきている一万二千五百五十五枚で、保有率八三・三%となり、対前年比十ポまた、平成三十一年四月一日時点の本市離島カードの有効枚数は

[経済観光課長 岩下栄一君]

状況をお答えいたしたいと思います。 充、それから観光振興の二点の事業について、その活用についての○**経済観光課長(岩下栄一君)** 経済観光課の分野で、雇用機会拡

たに創出される見込みでございます。が事業拡大に取り組むこととなっておりまして、十七名の雇用が新度が五事業者で九名の雇用がなされております。本年度は七事業者ましては、平成二十九年度が八事業者で十八名の雇用、平成三十年一点目の雇用機会拡充事業でございますけれども、実績といたし

んでおります。さらに、本年度も一社が、島外からの企業が一社こ事業に取り組みまして、うち昨年度一社が企業誘致の立地協定を結また、本事業を活用いたしまして、これまで島外からの企業が二

ます。会拡充事業面におきましても、活用がなされていると認識しており係での協定を今検討してるとこでございます。このように、雇用機の事業を活用することとなっておりまして、あわせて企業誘致の関

でいるとこでございます。一方、観光振興面での需要でいいますと、滞在型観光促進事業に一方、観光振興面での需要でいいますと、滞在型観光収別目があるような観光地づくりにつきまして、この事業を活用して取り組んでおり、平成二十九年度から一市二町が連携し、種子島観光協会をあるような観光地づくりにつきまして、この事業を活用して取り組んでいるとこでございます。具体的でいるとこでございます。

以上です。

)**一五番(渡辺道大君)** ありがとうございます。

速船の利用者も増加をしているというのも報告もされております。よりもこう島外に行きやすくなったということもあって、やはり高用する方には負担が軽減をされたと。また、安くなったことで以前当時はですね、この料金が安くなったということで、病院通いで利、やはりまずですね、島民の生活航路としてあるこの高速船ですね、

の制度が適用された平成二十九年の利用者の全体数が十一万一千四カ月ほどで西之表市の人口の七割以上に発行をしたと。さらに、こ今課長からもありましたように、離島割引カードの発行が開始三

ては、非常にこう住民の要求が高いことがうかがえます。いう報告もされております。やはりこの高速船の運賃引下げについことなので、二万八千二百二十三人、四八・七%利用者が増えたと十六人ということで、平成二十八年が五万八千二百二十三人という百九十九人と。で、うち、西之表鹿児島間の利用者が八万六千六百

院通いの方にも負担が多くなるというふうになっております。 賃が上がってしまうということでは、利用者が減少したりとか、病 円から現在では五千五百円というふうにして値上がりをしている状 円から現在では五千五百円というふうにして値上がりをしている状 円から現在では五千五百円というよりにして値上がりをしている状 円から現在では五千五百円というよりにして値上がりをしている状 円から現在では五千五百円というよりにして値上がりをしている状 円かし、一時的にですね、種子島鹿児島間の料金というのも八千

いても新幹線並みまで低廉化を図るとしております。 やはりこの利用者としては、少しでもやはり安くしてほしいと、 やはりこの利用者としては、少しでもやはり安くしてほしいと、 いても新幹線並みまで低廉化を図るとともに、定期の航空路の運賃について、フェリーはJRの在来線並み、高速船はJRの特別担を軽くしてほしいと思うところでありますけれども、この航り担を軽くしてほしいと思うところであります。

キロということで、高速船はJR特急自由席並みということで、鹿この基準に照らしていけば、鹿児島種子島間の距離が大体百十五

いうふうにして感じております。 しっかりと会社側に守ってもらうということが大切ではないかなとついてはですね、やはり国や県が示しているもので、やはりこれをうことで前回も議論をされたということですけれども、この基準にすので、この往復料金が六千九百円、大体七千円ほどでもあるとい児島中央駅から宮崎駅まで大体百二十四キロというふうになってま

歳以下児童生徒にも適用が拡大をされております。て、平成二十九年の十月から、扶養者が地元にいて島外居住の十八また、現在ですね、本市においては、島民のほかにも準住民とし

おります。 ・ 大円、航路が六千六百五十円となって、二千四百円安くなるとして がるということで、空路が大体片道普通運賃のほぼ半額の一万二 上のが、群島出身者で本土進学への高校生、大学生ら約二千人にも ものが、群島出身者で本土進学への高校生、大学生ら約二千人にも 上のでですね、最近の新聞報道で、奄美振興法ではですね、来月

り同じではないかなというふうにして考えます。
いうのはあるんですけれども、制度自体の違いというものはあるんですけれども、制度自体の違いというものはあるんいうのはあるんですね。奄美振興法と有人国境離島法の違いとよれども、大学生まで対象が拡大しているところでは、やはり奄美群れども、大学生まで対象が拡大しているところでは、やはり奄美群れども、大学生まで対象が拡大しているところでは、やはり奄美群れども、大学生まで対象が拡大しているところでは、やはり奄美群れども、大学生まで対象が拡大しているというからにして考えます。

現在、学校に通うですね、十八歳以下というのが国が定めている

もされています。

一○年六月に予定していると。二十五年ぶりに造船をするとの報道している新しいジェットフォイルの起工式が行われて、竣工を二○すね、川崎重工業の神戸工場で、東海汽船が二○二○年導入を予定ではないかなというふうにして思いますし、また、五月三十日にでやすい、帰省しやすい、負担を軽減する策として要望していくべきようですけれども、本市でも大学生や専門学生がですね、帰ってきようですけれども、本市でも大学生や専門学生がですね、帰ってき

この計画の中には書かれています。
上げの抑制措置を講じて住民負担の軽減を図るというふうにして、って建造資金を確保するということとなるため、必要に応じては値新等も考えていると。これについては、一般的に運賃の値上げによトフォイルは一定年数が経過をしていて、将来的にこの船舶には更この船舶の更新等についても、県の計画では、フェリー、ジェッ

ください。

ください。

の動きに対しての実際の市長の対応というものをちょっとお聞かせ生の運賃の負担軽減、高速船の新造船の動きなどですね、現時点できの運賃の負担軽減、高速船の新造船の動きなどですね、現時点でと思われますけれども、やはり高速船料金の基準をこう守ってもらとの計画のですね、解釈とかさまざまな動向というものはあるか

[市長 八板俊輔君]

○市長(八板俊輔君) お答えをいたします。

高速船の件でありますけれども、この更新につきましては、今議

す。

「は紹介のあった東海汽船で五十億円ぐらいのところで、これはた具御紹介のあった東海汽船で五十億円ぐらいのところでも更新に向けた準備というものをしている会社が幾つかございますのになっておりますので、東海汽船の動向を受けて、そのほか国内にはトッピー、ロケット以外の運行業者が数社ございこのほか国内にはトッピー、ロケット以外の運行業者が数社ございこのほか国内にはトッピー、ロケット以外の運行業者が数社ございこのほか可能である。

できないかという要望を今続けているところでございます。できないかという要望を今続けているところでございます。これは県の市長会ですとか、あるいは離島関係の続けております。これは県の市長会ですとか、あるいは離島関係の続けております。これは県の市長会ですとか、あるいは離島関係のに、その支援を県と助を通じてですね、運行業者、そしてまた地元の自治体だけではその更新の費用というものはかなり高額ですが、その支援を県と国を巻き込んで何とかできないかと、支援をできないかという要望を今続けているところでございます。できないかという要望を今続けているところでございます。できないかという要望を今続けているところでございます。できないかという要望を今続けているところでございます。できないかという要望を今続けているところでございます。できないかという要望を今続けているところでございます。

して、一泊して何らかのその体験的なプログラムを利用するというありましたが、滞在型観光という形で、外から島に来られた方に対いないというところがありますので、それは今のところ、先ほども島民は安くなってるわけですけれども、外から来る方が安くなってるのは、それから、料金の低廉化につきましては、今問題となってるのは、

をしているところであります。らの利用客についても低廉化のメリットが得られるように、今準備化というのを今研究してやっているところです。そういう形で外かような、その料金を補助するような形で、そういうクーポンの商品

うふうにして思います。全国の離島地域と協力をしながら進めていっていただきたいなといはですね、やはりぜひ国に要望をして、全国離島振興協議会の中で、いろんなことに何か該当するのかなというふうに思いますし、今後いろ本のでは、○一五番(渡辺道大君) 県の計画あっていろいろ読んでいっても、

っているとしております。 ト、限られた輸送手段や出荷設備による販売先の制約等が課題となト、限られた輸送手段や出荷設備による販売先の制約等が課題とな農林水産品を初め、地元産品の出荷に当たっては、割高な輸送コスで、次の農産物の海上輸送費補助についてですけれども、県ではで、次の農産物の海上輸送費補助についてですけれども、県では

育成をする必要があると全体的な課題を挙げております。題となっていて、農林水産業の持続的な発展のため、担い手を確保、あると。そして、過疎、高齢化の進行に伴う担い手不足が深刻な問や消費者への積極的な情報発信による販路の拡大の取組みも必要でまた、ブランド化等による高付加価値に加えて、マーケティング

トの低廉化を支援するとともに、当該産品の原材料等の輸入に係る類、木材チップ等の農林水産品及び戦略産品の輸出に係る輸送コス化交付金を活用して、芋類や米、野菜類、果物類、工芸作物、魚介そこで、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金及び離島活性

は現在どのようになっているか、お答えをいただきたいと思います。れども、本市においてのこの農水産物の海上輸送費補助というものしておりますけれども、県はこういうふうにして示しておりますけ輸送コストの低廉化を支援すると講じるこの措置を基本的な内容と

「農林水産課長の中野賢二君」

○農林水産課長(中野賢二君) お答えいたします。

有人国境離島法による輸送費支援につきましては、本市の農水産おり上です。

〇一五番(渡辺道大君) ありがとうございます。

輸送コストの軽減を図ることにより、生産物に対する適正な所得のをされる農水産物の輸出及び当該農水産物の原材料等の輸入に係る産、出荷する個人又は団体、法人というふうにしてなっております。産、出荷する個人又は団体、法人というふうにしてなっております。また、この要綱の神では、市内に住所を所有する農水産物を生対象者も、この要綱の神では、市内に住所を所有する農水産物を生される農水産物の輸出及び当該農水産物の原材料等の輸入に係るをされる農水産物の輸出及び当該農水産物の原材料等の輸入に係るをされる農水産物の輸出及び当該農水産物の原材料等の輸入に係るをされる農水産物の動場という。

れております。よる取扱いの拡大等を図ることを目的とするというふうにして書かよる取扱いの拡大等を図ることを目的とするというふうにして書か確保、生産者の生産意欲、販路拡大意欲の喚起、本土側の事業者に

て計画があればお答えをいただきたいと思います。で計画があればお答えをいただきたいと思いうのをですね、あわせの方への海上輸送補助というものがどういうふうになっているかと農家からですね、集荷をしてまとめて送る仲介する業者ですね、その方への海上輸送補助というふうにしてなっておりますけれども、各農家からですね、集荷をしてまとめて送る仲介する業者ですね、その方への海上輸送補助対象者についてですけれども、要綱中にはですね、

対象外としております。 応その農産物をかき集めて、それを輸送を業にしてる方に対してはで本市では生産者への補助がある場合だけとしておりますので、一で農林水産課長(中野賢二君) 仲介業者につきましては、あくま

ヤですけども、この二品目を追加しております。が、一応本年度から輸出の農産品目でブロッコリーとレイシ、ゴーで、補助対象品目の広げる計画があるかということでございます

してまいりたいと考えております。 今後も生産者、出荷団体等の出荷者より要望がありましたら検討

以上です。

でのとか法人になったりとかという手段というものはあるのかなとうふうにしてなっているということで、確かに認定農家とかになっつ一五番(渡辺道大君) 仲介業者の方は、今現在では対象外とい

のやり方というふうなのもあるかと思います。いうふうにして思いますけれども、やはりただですね、個人事業者

私は思っております。

おは思っております。

のいてはですね、やはり結局農家の手取りというものをやはり少しついてはですね、やはり結局農家の手取りというものをやはり少しついてはですね、やはり結局農家の手取りというものをやはり少し要綱のこの趣旨にもあるようにですね、生産者に対する適正な所要綱のこの趣旨にもあるようにですね、生産者に対する適正な所

軽減になるよう求めて、次の質問に入りたいと思います。綱等の変更等も検討しながら、幅広くいろんな形でですね、負担のル、財源の中でも、やはり努力をされています。ぜひですね、そのよのみではありますけれども、一般財源から独自の補助をして、厳まのみではありますけれども、一般財源から独自の補助をして、厳まのみではありますけれども、一般財源から独自の補助をして、厳まのみではありますけれども、一般財源から独自の補助をして、厳まのみではありますが、

ます。 次に、建設課道路維持係の嘱託職員の雇用について質問をいたし

ども、特にこの大字地域におかれましては、やはり高齢化や、午前なるというものが基本になるのかなというふうにして思いますけれたのがます。基本的にはですね、やはり個人とか地域での清掃にろであります。基本的にはですね、やはり個人とか地域での清掃といるという予算も計上もされておりますけれども、この道路の草払く年度から道路清掃の作業班というのが二班体制から三班体制に

思われます ない場所というのが今後多くなるのではないかなというふうにして ない箇所というところもあって、これから市にお願いしないといけ 中、 ん管理が行き届かないところとか、経験豊富な作業員でないとでき 先輩議員からもありましたように、 高齢化とか人手不足でふだ

というところと、午前中ありましたように、 問ありますけれども、応募や雇用の状況はどのようになっているか 現状ではやはり五名というふうにしてなっていて、現在の、その質 ただきたいと思います。 い原因とか理由というものをつかんでいらっしゃれば、お答えをい いうのはですね、大変喜ばれるというふうにして思いますけれども、 そのような大字地域においてはですね、今回のこの作業班増員と なかなか人が集まらな

[建設課長 古田一男君

○建設課長(古田一男君)

お答えいたします。

思います 募がない状態が続いて雇用ができないと聞いております。 ですけど、他業種においても、 ますけれども、まだ応募がありません。その応募がないという原因 回も六月十日のお知らせ版にも急募という感じで募集をかけており っていますけれども、なかなか集まらない状況であります。で、今 口減少による市内の働き手の人材不足が影響してるのではないかと 午前、 小倉議員のほうにも回答しましたけれども、 ハローワーク等に募集を出しても応 現在募集を行 恐らく人

以上です。

ます。 ね、 いますし、実際、嘱託職員の方も今頑張っているような状況であり 採用をして作業に当たるという取組みについては評価ができると思 いようでした。そういったことではですね、やはり本市でしっかり にですね、こうやって直営で作業を行っているというところは少な などに委託をしているということがほとんどのようで、 や正月前などの時期的に入札をして業者に委託をしていたり、公社 機会とかあったんですけれども、 ○一五番 (渡辺道大君) この道路清掃等の管理についての取組みというのを私自身聞く ちょっと鹿児島県内の各自治体でもです やはりほとんどがですね、 本市のよう お盆前

のではないかなというふうにして思われます。 いう慢性的な人手不足というふうになっているのかなというふうに なかなか人が集まらず苦慮をしていると。これは島内全体を見ても いるようなこととか、要求に応えることというのがなかなか厳しい して思いますけれども、これではですね、やはりこの市民が思って 人口減少で雇用の状況が募集をかけてもなかなか人が集まらないと ただ、やはりですね、今課長の答弁にもありましたように、 現状

というような感じになるのかなというふうにして思うんですけれど するっていうんですけれども、六名で三班なので二人、二人、二人 するに当たってですね、午前中あったんですけども、 そこで、道路維持作業をするに当たり、あるいはこの三班体制を 六名を最低と

っとお答えをいただきたいと思います。ふうにして、その三班のその体制が十分であるかということをちょも、現在の雇用者の数とか体制というものが、今現在で十分という

○建設課長(古田一男君) お答えいたします。

のかなと思っております。

たほどから言っております。実際三班体制で運用できるようにな班だけ七名で動いております。実際三班体制で運用できるようにないば、地域からの要望等に対して、まだきめ細やかな対応ができる として今動いております。で、今現在、臨時職員五名ですので、一として今動いております。で、今現在、臨時職員五名ですので、一次にといいます。

今後検討してまいりたいと思っております。場における安全対策も十分とれるのかなとは思っておりますので、て、二人でなくて三人体制とか、そこら辺まで確保していくと、現るれと、あとまた、できれば地域臨時職員をもうちょっと増やし

以上です。

のことを考えてしまうということで、せめて三年間くらい雇用をさいうことでは、作業の効率化を図る上で、やはり一定の人員の確保いうことでは、作業の効率化を図る上で、やはり一定の人員の確保いうことでは、作業の効率化を図る上で、やはり一定の人員の確保の一五番(渡辺道大君) 作業班を三班体制にして運営していくと

聞かれたりしております。れると心に余裕ができるんではないかというふうな意見もですね

○建設課長(古田一男君) お答えいたします。○建設課長(古田一男君) お答えいたします。○連設課長(古田一男君) お答えないただきたいと思います。今現在どのように考えているか、お答えをいただきたいと思いますれ、ち、人員をしっかりと確保して適正な運営体制というものをですね、 ち、人員をしっかりと確保して適正な運営体制というものをですね、 ち、人員をしっかりと確保して適正な運営体制というものをですね、 ら現在どのように表えているか、お答えをいただきたいと思います。○建設課長(古田一男君) お答えいたします。

れが一番だと思っております。
う人材が不足している、この西之表市において働き手が少ない、そすけど、それよりもやっぱり先ほど申したように、やっぱりそういというのは、やっぱりその条件とかそういう面もあろうかと思いまやっぱり今現在、採用をかけてなかなか来ない、人が集まらない

以上です。

して考えておりますけれども、市長にですね、最後、どういった運そういった改善というのが、やはり必要ではないかなというふうにていくために、特に若い人というのが一定働けるようにしていく。にしていくということで、市民のしっかりした要求にですね、応え○一五番(渡辺道大君) 最後にですね、やはりせっかく三班体制

営をしていくかというのをお聞きしたいと思います。

○市長(八板俊輔君) お答えをいたします。

正班体制に本年度から計画して始めたわけですけれども、これは 三班体制に本年度から計画して始めたわけですけれども、これは 三班体制に本年度から計画して始めたわけですけれども、これは 三班体制に本年度から計画して始めたわけですけれども、神ですね、人手が足りないということがありました。そういう要望 がですね、人手が足りないということがありました。そういう要望 がましたけども、待遇の面ですね、そういうことも検討しなけれ にならないかと思います。

それより前に、やはり人材不足ということは、要するに、人口減少に伴うその働き手の不足ということでありますのが昔ほど、か、あるいは、社会増、人口には自然増減、それから社会増減というのがありますけれども、近年、その社会増減というのが昔ほど、以前ほどマイナス部分が小さくなっているように見受けております。この社会増について増えるような施策をしなければも、要するに、人口減ます。

ける雇用拡充の施策でありますとか、それから、公共事業の予算を総論的になりますけれども、先ほど来のこの有人国境離島法にお

けないと、そういうふうに考えております。展開して、とにかく人が増えるようなことを考えていかなくちゃいそういうことからも視野において、広範な角度から見た形で施策を獲得して市内のインフラ基盤整備の公共事業等を増やしていくとか、

す。 ○一五番(渡辺道大君) ぜひですね、市民がやはり期待をされて〇一五番(渡辺道大君) ぜひですね、市民がやはり期待をされて

日の日程は全て終了いたしました。 ○**議長(永田 章君)** ただいまの渡辺道大君の質問をもって、本

△日程報告

以上で本日の日程は全て終了いたします。

す。日程は市政に対する一般質問であります。 ○**議長(永田 章君)** あす十九日は午前十時から本会議を開きま

△散会

○議長(永田 章君) 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後三時四十六分散会

本会議第三号 (六 月 十 九 日

本会議第三号(六月十九日) (水)

◎出席議員 (十六名)

一番

下

Ш

博

君 君

四番 三番

永 竹 小

田 下 倉

章 樹

秀 初 和

原

幸

◎欠席議員(○名)

◎地方自治法第百二十一条による出席者

副 市 長 長 中 野 板 俊 哲 男 輔 君 君

育 長

毛 大

平 和 文 子 男

さん 君

財産監理課長 選管書記長 市民生活課長 課 長

企

画

一番

郎

直 辰

弘

君 君 君 君 君

○番

周

九番

市 幸

憲

八番 七番 六番 五番

男

香穂里

さん

則 兀

君 君 君 君

六番

橋

口

美 道 広 好

幸 大 美 文

さん

農林水産課長 経済観光課長 高齢者支援課長

五番 四番

> 長 橋 生 田 中 鮫 河 和 Ш 木

野 口 田 添 野 島 本 田

さん

君

Ш 森

村 畑 利 裕 真 大 瀬 浩一 郎

会 計

課長

会計管理者兼

総務課長兼

昭 昭 君 君 君

長 長 松 奥 野 吉 元 輝 明 君

地域支援課長

務

課長

健康保険課長

下

Ш

さん

栄 昭

賢

樹

君

◎議会事務局職員出席者

書 次 局

記 長 長

中 古 松

善 成

哉

悟

君

市下

小

亰

啓

太 恵

島

さん 君

学校教育課長 学校給食センター所長

社会教育課長

中 内

里

君

教委総務課長兼 監査事務局長

吉 河 遠 田

農委事務局長 福祉事務所長

下 上 古 田川 妻 田 法

水 建

道 設

課 課 長 長

千 健 孝 時 史 秋

君

久 男 男 君 君 君 君 君 君

○議長(永田 章君) おはようございます。

△開

あります。 本日の日程は、配付いたしております議事日程第三号のとおりで本日の日程は、配付いたしております議事日程第三号のとおりで定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

議事日程(第三号)

日程第 一 一般質問

六番 橋口 美幸 議員

七番 和田香穂里 議員

四番 長野 広美 議員

一番 田添 辰郎 議員

△一般質問

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。
○議長(永田 章君) それでは、日程第一、一般質問を行います。

協力をあらかじめお願いを申し上げておきます。きましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につ

順次、質問を許可いたします。

初めに、橋口美幸さんの発言を許可いたします。

一六番 橋口美幸さん登壇]

○一六番(橋口美幸さん) おはようございます。

通告に従いまして、これから一般質問をさせていただきたいと思

います。

者の任用は厳格に決められておりました。
ました会計年度任用職員制度についてお伺いをしたいと思います。
は期の定めのない常勤職員が中心となって担うという無期限任用の
に、行政は、住民サービスの安定性と質を確保するために、
をとしては特別職非常勤と臨時的任用の二つの雇用しかなく、労働
にとしては特別職非常勤と臨時的任用の二つの雇用しかなく、労働
をとしては特別職非常勤と臨時的任用の二つの雇用しかなく、労働
をとしては特別職非常勤と臨時的任用の二つの雇用しかなく、労働
をとしては特別職非常勤と臨時的任用の二つの雇用しかなく、労働
をとしては特別職非常勤と臨時的任用の二つの雇用しかなく、労働
をとしては特別職非常勤と臨時的任用の二つの雇用しかなく、労働

長通知を出しました。な任用が増加し続けてきたことから、総務省は二〇一四年公務員部間を挟んで任用するなど、継続した任用と見られないように脱法的

たのがこの会計年度任用職員制度です。
の在り方に関する研究会が設置され、新たな受け皿として創設されが進まず、地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等しかし、これもまた財政的な裏づけのない通知のみであり、改善

の目的と根拠となる背景などについてお示しください。用に向けて本市でも準備を進めておると聞いております。制度導入第百九十三回通常国会の法令改正によって、二〇二〇年からの運

以下は質問者席から伺います。

[総務課長 大瀬浩一郎君]

○総務課長(大瀬浩一郎君) 御説明いたします。

制度導入の目的と根拠は何かという御質問をいただいてございま

す。

用、勤務条件の確保が目的となってございます。 制度導入の目的といたしましては、臨時・非常勤職員の適正な任

計年度任用職員が創設されたということであります。び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されるとともに、一般職の会及び地方自治法の一部を改正する法律により、特別職非常勤職員及不の根拠でございますけども、平成二十九年五月に地方公務員法

法令的な根拠は地方公務員法の第二十二条ということになります

ような背景でございます。背景に関しましては、議員が今おっしゃったようなことがほぼ同じけども、御質問の中で、今御発言の中で背景もございましたけども、

たのかなと思います。が六十四万人と、増加傾向にあったというのが時代的な背景であっが六十四万人と、増加傾向にあったというのが時代的な背景であっちなみに、平成二十八年の四月現在で、臨時・非常勤職員の総数

以上でございます。

いう日本の現状となっております。 ○一六番(橋口美幸さん) 全国でもですね、非正規職員、五人に

やいます。が九十四人、パートとして働いてくれている方が四十七人いらっしが九十四人、水ートとして働いてくれている方が四十七人いらっしそして、本市では、資料をいただきましたけれども、フルタイム

計画をお伺いしたいと思います。本市の非正規の皆さんがどのような形で働くことになるのかというかをもっと詳しくお伺いしながら、二〇二〇年度から導入される、今回のこの会計年度任用職員制度というものがどういうものなの

どういうふうに、特徴的な違いが何なのか。
てムの違いがどのようなことに、この制度を導入することによって度ですので一年任期ということになります。フルタイムとパートタの皆さんが例えばフルタイムになるとしたら、任期は、当然会計年の言いました九十四人のフルタイムの皆さん、四十七人のパート

省にどのような報告がされているのかをお伺いしたいと思います。その調査の結果、どのような任用が決定づけられているのか、総務そしてまた、現状、総務省からの調査も続いておると思いますが、

○総務課長(大瀬浩一郎君) 御説明いたします。

イムの会計年度任用職員というふうな法令上の解釈というふうになけ、一場間に三十八時間四十五分働くなる場合には、定義上はパートター、大時間四十五分働く一般の職員と同じ時間働く者をフルタイムのも二のは一週間に三十八時間四十五分働きますけども、一週間につき三フルタイムの場合は、一般のいわゆる任期の定めのない職員という会計年度任用職員のフルタイムとパートタイムの違いですけども、

っております。そういう運用でございます。

ておるところでございます。 支払いがされてございますので、 たりの標準的な勤務時間とか報酬あるいは賃金、 間当たりの勤務時間ですね、あと一週間当たりの勤務日数、一日当 の実態把握をして、しっかり運用、 というものを発出しておりまして、その中では、やはり非常勤職員 問をいただいてございますけども、 二番目の項目の中で、総務省からの調査の目的と報告という御質 そういった部分での調査をするということになってございまし 調査につきましては、任用の根拠、 そういったものの実態の把握をし 格付等を行いなさいということ 総務省のほうからはマニュアル 主な職務内容、任期、 そういったもので 一週

検討中の段階でございます。 中身の格付とかですね、どういうふうに決めるかというのはまだ

以上です。

ます。 ○一六番(橋口美幸さん) 今説明がありましたけれども、一週間 ○一六番(橋口美幸さん) 今説明がありましたけれども、一週間 のうちに週三十八時間四十五分という業務を保障すればフルタイム

に関しましてはいろんな形態がございます。○総務課長(大瀬浩一郎君) 現在の非常勤職員の職業といいます違うのか違わないのか、お伺いしたいと思います。 このフルタイムとパートタイムの業務の中身が勤務時間によって

以上です。

案されていると思います。 トタイムとフルタイムに分かれるということが二○二○年度から提○**一六番(橋口美幸さん)** 今、さまざまな雇用形態だから、パー

本来ならば、正規で雇用しなければいけない部署の業務が、継続して続く、プールの監視人というところでは特別ですけれども、たいうことが原則だと思いますが、今の人数として出されているフルタイムの人たちの人数は、フルタイム九十四人ですけれどいるフルタイムの人たちの人数は、フルタイム九十四人ですけれども、九十四人を含めパートの四十七人の人たちがフルタイムの雇用でしたいうことは、調査結果の中で、また議論の中でどのようになされているんでしょうか。

○総務課長(大瀬浩一郎君) 調査につきましては、ヒアリング等○総務課長(大瀬浩一郎君) 調査につきましては、ヒアリング等

以上でございます。

○一六番(橋口美幸さん) ぜひですね、個人的にそれぞれの家庭

ルタイム、そういう形での雇用をお願いしたいと思います。できるだけフルタイム、フルタイムのほうが給料、報酬でですね、できるだけフルタイム、フルタイムのほうが給料、報酬の事情だとか時間の都合だとか、パートを選ぶということは別としの事情だとか時間の都合だとか、パートを選ぶということは別とし

ておりますでしょうか。ますけれども、その財源的な確保についてはどのような議論がされ障があります。そういう意味で、財源的な確保が必要になると思いうことは、今言いましたように、賃金の保障とかそれぞれ手当の保次に進みますが、今後、フルタイムをたくさん雇用していくとい

○総務課長(大瀬浩一郎君) 御説明いたします。

す。
に処遇のほうは改善しないといけないということになろうと思いまも、現場での議論、やっている話をしようと思いますけども、確かも、現場での議論、やっている話をしようと思いますけども、確か

ということになります。
ということになります。
さいうことになりますので、これにつきましては、一定条件を満たせば、パートなりますので、これにつきましては、一定条件を満たせば、パートは単の改正によりまして、期末手当の支給ができるということに

にやってみたときに、一億円前後の一般財源が必要になってくるのそれは、できるという規定なんですけども、それによって財源的

源を確保することになります。 充当されますけども、一般財源は本当の一般財源、丸々一億円の財して、普通建設事業とかそういった事業の場合は起債とか交付税でます。一億円の一般財源といいますと、非常に大変な額でございまではないかなというふうなことを現場のほうでは議論をしてござい

そういった議論がされてございます。がなお一層厳しくなるというふうなことは現状では予想されます。基金からの繰入れでどうにか予算編成をしておりますけども、それ現在、予算調整をやっていく中で、毎年毎年の予算編成の中では

以上です。

○一六番(橋口美幸さん) 一億円の人件費に、負担が出てくるという答弁でありましたが、総務省のほうもですね、ぜひ地方自治体いう答弁でありましたが、総務省のほうもですね、ぜひ地方自治体でまた地域の経済の上でも、働く人たちの賃金保障をしていくということは、私たち離島の地域の経済にとって非常に大きなことだとの方ことは、私たち離島の地域の経済にとって非常に大きなことだとの方ことは、私たち離島の地域の経済にとって非常に大きなことだとうことは、私たち離島の地域の経済にとって非常に大きなことだとうことは、私たち離島の地域の経済にとって非常に大きなことだとうことは、私たち離島の地域の経済にとって非常に大きなことだとうことは、私たち離島の地域の経済にとって非常に大きなことだという答弁でありましたが、総務省のほうもですね、ぜひ地方自治体のようにより、

ですので、そこは、行政の担当としてはですね、国にそういう財

非正規の方々の待遇改善、

人たちの力でつくっているという、この重要な役割を果たしている

これは本当に急がれると思いますので、

いというふうに思います。源保障を求めていく、このことは強い姿勢として出していただきた

それと、やはり公的な業務はずっと続くわけですが、特に子供の 育つ環境に影響する学校用務員や給食センター、子育て支援センターで働く非正規職員の改善について、私は特に訴えたいと思います。 学校、理科の授業のときには土をつくり、とりに行ったりとか、担学校、理科の授業のときには土をつくり、とりに行ったりとか、担たりとかですね。それと、学校の中の机とか廃棄するごみの問題、そこも女性であろうが男性であろうが、分解をしてごみを出さなきやいけない。本当、業務が多種多様にわたっているという中で、非常に劣悪な雇用形態となっております。

んが非正規の方たちです。子供たちが毎日口にする給食を非正規のす。これが本当に、今雇用されている用務員の方たちの格付がです。これが本当に、今雇用されている用務員の方たちの格付がですさんが実態を本当に見てほしいという教育の現場、そして行政の皆されから、給食センターで働いている人たちも、ほとんどの皆さそれから、給食センターで働いている人たちも、ほとんどの皆さんが非正規の方たちです。子供たちが毎日口にする給食を非正規のんが非正規の方たちです。子供たちが毎日口にする給食を非正規のんが非正規の方たちです。子供たちが毎日口にする給食を非正規のんが非正規の方たちです。子供たちが毎日口にする給食を非正規のんが非正規の方に分類を引き、

ざまな手当を保障していくということをぜひ答弁いただきます。ぜひ正規職員で任用するか、最低でもフルタイムで任用して、さま

思いますが、答弁をお願いいたします。援にかかわるこの現場で働く人たちの任用改善を求めていきたいとター、市で唯一のセンターでございますので、私は、特に子育て支金は数年前に少しは上がりましたけれども、やはり子育て支援センターで働いている非正規の皆さんの賃

○総務課長(大瀬浩一郎君) 御説明いたします。

をしてございます。非常勤の職員の皆さんが一生懸命頑張られているというのはお聞き子育て支援センターですとか子供関係に従事している皆さんの、

しっかり適正に運用をしていきたいと思います。非常勤職員の皆さんの中で区分するということはできませんので、しかし、今回の場合には、完全に制度の運用でございますので、

ういったことも含めて改善には取り組んでいきたいと思います。までより新しい休暇を考えることもできるようになりますので、そことができるというふうな運用ができます。休暇についても、これるということがございますし、通勤手当についてもですね、支払う実際上、会計年度任用職員が入りますと、期末手当の支給ができ

ものをしっかり考慮したいという気持ちはございますので、それはたけども、作業は確かに非常に大変だと思いますので、そういった私も、学校用務の方々とか、いろいろ話を聞く機会がございまし

すので、そういったところは御理解をいただければと思います。料表、行(一)あるいは行(二)という表を使って運用していきまやりたいんですけども、法律上の運用は運用ですので、行政職の給

以上です。

○一六番(橋口美幸さん) 支払うことがですか。 ○一六番(橋口美幸さん) 支払うというぶがですか。 さちんということになりますので、やはり財源的な根拠をですね、きちんとでございました。これは、支払うことができるということは、すごではいました。 これは、支払うことができるということは、すご

○総務課長(大瀬浩一郎君) ただいまの御質問ですけども、法令

ら全体を運用していくということになります。もありますけども、地方公務員法の第二十四条に均衡の原則とかいらのがございます。やはり会計年度任用職員になりましても、そのの方のがございます。やはり会計年度任用職員になりましても、そのの方のがございます。やはり会計年度任用職員になりましても、そのの方のがございます。やはり会計年度任用職員になりましてものにの方の方にあります。

以上です。

○一六番(橋口美幸さん) さまざまな守秘義務だとかそういうこ

す。が、個人の意思を尊重した形での雇用をぜひお願いしたいと思いまが、個人の意思を尊重した形での雇用をぜひお願いしたいと思いま

次の質問に移りたいと思います。

いるというふうな状況になっております。
れども、その後さまざまな変化がありまして、今、情報が途絶えてする側にとっては、大きな情報が飛び込んで今年明けたわけですけそして私たち、FCLPに、絶対基地をつくらせないという運動をはですね、今現状で馬毛島問題、今年に入って大きな変化があり、馬毛島問題についてでありますが、市長にまずお聞きしたいこと

ておりません。 してタストン・エアポート社との交渉をやめたというふうには思っしかし、私たちは政府が決してこの馬毛島へのFCLP問題、そ

市長がどのような認識なのかを教えていただきたいと思います。

[市長 八板俊輔君]

○一六番(橋口美幸さん) はい、まあ、はい、大丈夫です。

○市長(八板俊輔君) そもそも日米安全保障協議委員会と申しますと、日本と米国の安全保障に関する政策を協議する場であります。内ております。一九六○年に設置され、開催は不定期であります。内でおります。一九六○年に設置され、開催は不定期であります。内でおります。一九六○年に設置され、開催は不定期であります。内ではさまざまであり、ツー・プラス・ツーと呼ばれるようになっております。

今、大きな変化と言われましたけれども、私といたしましては、ちれたものと認識しております。そうした協議内容や結果が発表取り組む旨が確認されております。そうした協議内容や結果が発表の取組状況の確認がなされ、早期の施設整備完了について緊密に今回の協議において、馬毛島のFCLPに関しましては、日本政

以上です。

そう大きな変化であるとは思っておりません。

ら防衛省は施設の設置に向けて買収交渉を続けているわけで、

八年前にこのFCLPに馬毛島が検討されるという事態に至ってか

○一六番(橋口美幸さん) ありがとうございます。

で購入することはできないということが、防衛大臣が国会ではっき認めている、そしてまた抵当権が設定されている個人の土地を税金の国会質問の中で、馬毛島の開発は違法な森林伐採だと鹿児島県も私が大きな変化と、一つは、あるのはですね、今回の二月、三月基本的に、防衛省の姿勢は変わっていないと思います。

きな変化ではないかというふうに私は思っております。では、百六十億円で馬毛島を買うという報道が一時はなされました。の中で議論をしていく中で、鹿児島県が認めていない違法な伐採であること、そしてまた抵当権が設定されている土地を私たちの税金あること、そしてまた抵当権が設定されている土地を私たちの税金で買うことはおよそ倫理に反するということが、私たちの目にする報道上長は報道は信頼できないとは言いますが、私たちの目にする報道上り答弁をしております。そういうことは本当に私たちの税金で、市り答弁をしております。

思います。姿勢についてはどのような認識なのか、このことをお伺いしたいと姿勢についてはどのような認識なのか、このことをお伺いしたいとっその後ですね、もう一つ市長にお伺いしたいのは、その防衛省の

○市長(八板俊輔君) 防衛省の姿勢ということでありますが、その青人のである。○市長(八板俊輔君) 防衛省の姿勢と申しますと、私どもの受いか言われたと思います。防衛省の姿勢と申しますと、私どもの受い言われたと思います。防衛省の姿勢と申しますと、私どもの受い方長(八板俊輔君) 防衛省の姿勢ということでありますが、その市長(八板俊輔君) 防衛省の姿勢ということでありますが、その市長(八板俊輔君) 防衛省の姿勢ということでありますが、その方法のである。

そこ、大丈夫ですか。いいですか。答弁もしやすいと思うし、皆さん方も、傍聴の方もおられますので。構なんですけど、もうちょっと詳細について市長に質問したほうが【**議長(永田 章君)** 橋口議員、その今の防衛省の姿勢は質問結

○一六番(橋口美幸さん) はい、大丈夫です。

たけど、それでよろしいでしょうか。ういう方向は変わっていないという認識だというふうに理解しまし防衛省は今後も馬毛島にFCLP基地建設をずっと狙っている、そ防衛省の姿勢が、今申し上げましたように、市長の認識としては、

○市長(八板俊輔君) そのとおりであります。

○一六番(橋口美幸さん) ありがとうございます。

思います。

とういう認識は私も一緒です。防衛省が本当にさまざまな形で、どのような形で来るかというのは私たちも本当に想像つかない。普通に常識的に考えればですね、先ほど言ったような様な森林伐採そして多額な抵当権が設定されているということをないための国民常識で考えると、とてもできないことだと思いますが、私たちの国民常識で考えると、とてもできないことだと思いますが、当に予断を許さない状況だという認識は市長と一緒だというふうに思います。

をお伺いしたいと思います。出ていると思います。このことについて、市長がどのような認識かのFCLP問題と自衛隊の施設を建設する問題がセットで資料にもそういうことを鑑みてですね、今、私たちに示されている馬毛島

ついてのお尋ねだと思いますが、この共同発表、ツー・プラス・ツ○市長(八板俊輔君) - 自衛隊の施設とFCLPの施設との関係に

いは部隊の配備をすると、そういうことだと認識しております。うことではなくて自衛隊であるということで、自衛隊の施設をある管理するところはどこになるかと。その管理するところは米軍とい行場、滑走路が必要なわけですけれども、その施設をつくる場合に、飛の施設が必要であると。その施設をつくるのに、簡単に言えば、飛ーの共同発表でありましたように、米軍の艦載機のFCLPの訓練

○一六番(橋口美幸さん) そうだと思います。私もそういう認識

いでしょうか。ことについては、市長は反対の姿勢だということで確認してよろしことについては、市長は反対の姿勢だということで確認してよろし同時に、自衛隊が種子島にも馬毛島にも自衛隊施設をつくるというとするならば、やはりFCLPの訓練基地建設に反対することと

○市長(八板俊輔君) お答えをいたします。

設設置に反対の立場を表明して当選をいたしました。 私は、さきの選挙で、二年前になりますけれども、FCLPの施

行きましたけれども、その前にですね、 プラス・ツーの問題が出ていましたけれども、 ○一六番(橋口美幸さん) して国に理解してもらうために努力をしているところでございます。 実現のために、具体的な利活用案を策定し、 年のツー 現在も、 私の立場はいささかも変わっておりません。むしろ公約 プラス・ツーで突然明記された、 それでは、 質問項目の公約のところに 日米安全、 市民それから地権者そ 私は、やはり二〇一 前市長が本当に、そ 先ほどもツー・

戻すようにということを訴えてきております。
記されたということがあります。そのときからずっと明記を白紙に反対の意思を地元として表明してきましたが、二○一一年に突然明設はつくらない、FCLPは、そういう情報が出たたんびにですね、の前もですね、二○○七年から防衛省には種子島、馬毛島に軍事施

いう、このことについてはどのような認識でしょうか。おっしゃいましたが、ツー・プラス・ツーからの明記を外させるとに馬毛島を活用するということを行動をしているんだということをるということの運動のほうが、私は、先ほど市長が公約実現のためそういう意味で、そのツー・プラス・ツーからの明記を削除させ

○市長(八板俊輔君) 今の御質問につきましては、これまでも再

するのも一つの方法だと思います。は白紙撤回という言葉もあったと思いますが、そういうことを要求議員がおっしゃるように、その表現の文言を削除すると、あるい

してもらうと。

してもらうと。

ただ、私といたしましては、二年前にこの立場に立って、まず地ただ、私といたしましては、二年前にこの立場に立って、まず地ただ、私といたしましては、二年前にこの立場に立って、まず地

言うなれば、単なる無人島であるということで賛成、反対という

どうか御理解いただきたいと思います。 にも知ってもらいたいと、そういう思いでこの二年間皆様の質問 せんでしたけれども、それを知って、それをまた市民にも広く国民 論議だけで終始するのではなく、馬毛島の価値を私も以前は知りま 報道の皆さんにも答えてきたところであります。その辺を

衛省は諦めないはずなんですよね。 う活用をしたいというふうに出しても、 明記された土地の上に、市長が幾らこういう活用をしよう、こうい たけれども、 だというふうにお伺いしましたが、やはり市民の認識とずれている いくことがこの米軍施設建設反対に結びつくんだという市長の認識 自衛隊は、先ほど市長も認識されているとおっしゃいましたが、防 のはですね、昨日も、絵そらごとではないかという議論もありまし 島の活用を打ち出し、そして最大の地権者である社長と交流をして 〇一六番 (橋口美幸さん) やはりそこだと思うんですね。 市長が公約の実現のために、 やはりそこは、最終的には ツー・プラス・ツーに 今、 馬毛

いうのはあり得ないんじゃないかというのが大方の市民、 除をさせるということなしには市長のそういう馬毛島活用の方法と あるということではなく、 方法論じゃないかと思うんですけれども、 ことが私は市長の公約実現のためにストレートに住民が理解できる ツーからの削除を私たち地元の声として防衛省に伝えていく、この だから、どこを諦めさせるかというと、やっぱりツー・プラス・ やはり一つ、ツー・プラス・ツーから削 そこは一つの方法として 多分市長

ども、

例えば、基地問題では沖縄がございます。

そういう状況にこ

の西之表市ないしは種子島を巻き込みたくないと、そういう思い

じゃないかと思うんですけれども、そこはいかがでしょうか。 を支援した方たちもですね、そこが一番今不安になっているところ

○市長(八板俊輔君) お答えをいたします。

いう方法はとらないということであります。 つの手段であると思いますけれども、 思います。先ほどからのその削除とかそういうことを求めるのも一 動というのは、やはり議員の皆さんの立場と異なるのではないかと Ŕ 派、 議員の皆さんそれぞれのお立場があると思います。 この首長の市民の生命と財産を守る立場になったときにとる行 それぞれの信条でお立場があると思います。それと同様に、 私の今のこの立場では、そう それぞれの党 私

いますか、そういう無用な衝突とかいうものが起きております。 単に白か黒かということだけに議論が集中しますと、そこで議論が が生じるようなことがあってはならないと私は思うわけであります。 議論が終始しているように思われます。その結果、市民の中に分断 の賛成か反対かということをですね、どっちかに色分けすることに ストップするだけでなく、住民の間の分裂といいますか、 上げますけれども、これまでも申し上げたところでありますが、そ 私は、 それともう一つ、その賛成、反対の論議のことについて少し申 沖縄ですとか、沖縄でなくても、 いろんなところでその現状、 その地域の重要な問題について 現場を見てまいりましたけれ 対立とい

あります。

私のとるべき最善の道だと考えております。 ということを考えて成案を整えて、実現に努力していくと、それが 馬毛島の価値はどういうものがあり、どうあるべきか

についても答弁を述べたと思いますので、そこも含めて一般質問を ませんけど、今、 お願いしたいと思います。 ○議長(永田 章君) えっとですね、 市長のほうがですね、 橋口議員、申しわけござい 市長の選挙公約実現の姿勢

5 ○一六番(橋口美幸さん) 私は、今の市長のその答弁は逆だと思 います。市長がそういう分断を持ち込むというような姿勢でいるか ますます分断は広がっていくんだと思いますよ。

ういうときに馬毛島軍事施設絶対反対をなぜ入れたのか、こういう ません。そのときは法定の数に達せず、二回選挙になりました。そ と書いてあります。一回目は三項目ですけど、これには入っており これが二項目足されまして、二回目の選挙は明らかに軍事施設反対 ことをお示しくださいますか。 だって、市長は、先ほど、選挙公約の中で、これは一回目は三項 二回目は五項目、 馬毛島軍事施設絶対反対と医療福祉の充実、

すけれども、 ○市長 (八板俊輔君) かという答弁はいただかなかったんですけれども、やはりそこは ○一六番 (橋口美幸さん) 私の考え方は選挙時も今も一 同じことの答弁の繰り返しになると思いま 回目と二回目がどうして変わったの 切変わっておりません。

具体的に守るようにするかということについてですね、

わけですけれども、この馬毛島を、

本当に豊かな歴史文化の大事な

議論がある

馬毛島軍事施設に絶対反対なんだという信頼は市長には私はしてお

ります。

もこっちもではいけないと思うんですよ。だから選挙公約というも どういう方向に導いていくかということを決めるときには、 しかし、本当に一つ首長としてですね、 首長として私たちの市

本になっております。知らないから賛成を言うんだ、反対を言うん ちも含めてですね、今、私たちのふるさと馬毛島をどういうふうに 分で、皆さん、私たち、周りの女性も含めて、子育てしている人た 私たち反対する人たちは、本当にこの種子島、馬毛島知っている部 馬毛島を知らないからだというようなことも言いましたけれども、 とが分断を持ち込み、なぜそれが決まらないかというと、皆さんが むわけにはいかないというのは全くの逃げの理論だと私は思います。 ものをどう実現していくかということの方法論で違いがあると思う くても私たちもわかっていることなんですけれども、公に約束した のがあって、公約というものは公に約束をするもの、これは言わな だという議論はちょっと誤解を生むような市長の考えだと思います。 んですけど、その中で賛成も反対もいるので、それは分断を持ち込 しようか、どういう形で子供や孫たちに残したいかということが基 そういうことでですね、やはり市長がこの選挙公約をどのように 昨日も議論がありましたけれども、 賛成する、反対するというこ

はり本当に考えていただきたいんですけれども。 馬毛島を後世に残していくためには何をするべきかということをや

1。 地元の声を国が聞いていないという、沖縄はそういう現状がありま沖縄の分断とか言いましたけれども、本当にそういう意味では、

いんですが。 くすという方向性だと私は思いますが、もう一回御答弁いただきためて反対をしているというこの姿勢こそが住民を励まし、分断をなめて反対をしているというこの姿勢こそが住民を励まし、分断をなだから、私たちも、地元はFCLP基地建設にですね、市長も含

○議長(永田 章君) 何に。繰り返しですか。

を持ち込むんじゃないですかということに対する問いです。するということを言いましたので、市長のそういう考えこそが分断○一**六番(橋口美幸さん)** そうです。改めまして、市長が分断を

○議長(永田 章君) わかりました。

○市長(八板俊輔君) 私はそうは思っておりません。

ただきたいと思います。なくてはいけないということであります。その辺をどうか御理解います。賛否の論議を突き抜けて、その先の利用案を我々自身が考えうに利用していくか、それを達成するというのが最終の目的でありは、馬毛島をいかに市民の、種子島周辺地域住民の幸福に資するよは、馬毛のし申し上げますけれども、私が最終的に目的とするところ

○一六番(橋口美幸さん) そういう馬毛島に対する深い愛着とい

していきたいというふうに思います。

ま立と、ちと本当に市長と心は一つだというふうに思っておりますが、またより深めていってですいう思いから今議論をしておりますが、またより深めていってでまずとをと本当に市長と心は一つだというふうに思っておりますので、うものは、本当に市長と、今、反対運動をですね、日々している人

では、次の質問に移りたいと思います。

るのかをお伺いしたいと思います。に対する住宅計画も含めてですね、市がどのような計画を持ってい質問いたしましたが、今後の全体的な、市営住宅だけではなく大字へ営住宅建設についてでありますが、前回、鴨女町住宅のことも

[建設課長 古田一男君]

○建設課長(古田一男君) 公営住宅についてお答えいたします。

計 体、 工事の実施設計を行い、令和六年度より順次住宅の建設、 それと、第六次西之表市長期振興計画に基づき、 れが二〇一八年から二〇二七年の十年間の計画になっております。 えを令和四年度に基本構想、 画にしております。 今後の建設計画としては、 実施設計等を繰り返し、 基本計画を策定し、 西之表市公営住宅等長寿命化計画、こ 最終四期工事を令和十年度に完成する 鴨女町団地の建替 令和五年度に一期 移転、 解

以上です。

○一六番(橋口美幸さん)もう一点、鴨女町住宅の建設問題でちていると、一年でも早く建て替えてほしいということでこの鴨女ので前倒しもあり得るというような課長答弁があったと思いますが、ので前倒しもあり得るというような課長答弁があったと思いますが、ので前倒しもあり得るというような課長答弁があったと思いますが、のでが、その前倒しの計画についてはどのような議論となっているというようはぜひ、この報告をいたしますと、やはり住民の皆さすが、その前倒しの計画についてはどのような議論となっているんですが、その前倒しの計画についてはどのような議論となっているんで、一六番(橋口美幸さん)

○建設課長(古田一男君) お答えいたします。

てまいりたいと思っております。着工できるように計画しております。これからもそのように努力しりますので、一応、県、国とにその計画を出して、できるだけ早く、その件については、やっぱり国の交付金事業を活用することにな

以上です。

ます。 頑張っていただきたいと、住民の要望に応えていただきたいと思いを駆使してですね、ぜひそういう補助金獲得にも向けていただいて○**一六番(橋口美幸さん)** ありがとうございます。皆様方の知恵

たいと思います。 それと、二番目になりますが、市営住宅の改修についてお伺いよ

今出ておりましたように、市営住宅鴨女町団地そして市営住宅若

出ております。 宮団地などの安心・安全な生活のために必要な改修要望がたくさん

く、命にかかわるような場所を改修していただきたい。急処置としてですね、今、トイレが共同で二軒で一つの浄化槽を使きたい。そして、点検して、応急処置でもいいので、それはぜひ早きたい。そして、点検して、応急処置でもいいので、それはぜひ早きたい。そして、点検して、応急処置でもいいので、それはぜひ早きたい。そして、点検して、応急処置でもいいので、それはぜひ早きたい。そして、点検して、応急処置でもいいので、それはぜひ早きたい。そして、点検して、応急処置でもいいので、それはぜひ早きたい。そして、点検して、応急処置でもいいので、それはぜひ早きたい。それはでいただきたい。

のさび、三十一世帯です。だろうなと、あけ閉めするのにきっと大変なんだろうなというドア目視で大体見てまいりましたら、ドアのさびが、大体もうあかないそれから、市営住宅若宮団地についてですが、ドアのさび。私、

早急に危険な箇所ですので対応していただきたい。
てなっているところが四カ所もあります。ここは本当に子供たちがになっているところが四カ所もあります。ここは本当に子供たちがで、ポストが壊れているのが七世帯、そしてまた踊り場にガスの

ちてきたら、車だったり子供たちの上だったり人の上に落ちたら本のひさしの部分といいますか、そこがひびが入っていて、上から落それから、若宮団地についても、外壁の崩落の危険がある、外側

ぜひチェックをしていただきたいというふうに思います。当大変なことになるなという箇所が数カ所ありましたので、そこは

修要望についてはどのような見解か、お伺いしたいと思います。そういうことも含めて財政措置が急がれると思いますが、この改

○建設課長(古田一男君) お答えいたします。

ます。今後も、衛生安全に重点を置き対応していきたいと思っており、老朽化が進行し、修繕料がかかるようになってきており、老朽化が進行し、修繕料がかかるようになってきております。本市の管理する市営住宅の多くが耐用年数の二分の一を経過して本市の管理する市営住宅の多くが耐用年数の二分の一を経過して

よう対応してまいりたいと思っております。率的かつ計画的に進め、今後も、入居者が安全で快適に生活できるづき、外壁改修、屋根防水、給湯設備等の改善を図る改修工事を効宅等長寿命化計画に基づき、定期的な点検を実施し、点検結果に基大型改修については、平成三十年三月に策定した西之表市公営住

以上です。

ありますが、物損事故じゃなく人身に大きな影響を与える場所となして、それは幸い車の上でしたので市から補償してもらった経緯が崩落、七、八年前になりますが、若宮で一件そういうことがありまの一**六番(橋口美幸さん)** ぜひ、命にかかわるような危険な壁の

す。っておりますので、ぜひ点検、改修を早急にお願いしたいと思いっておりますので、ぜひ点検、改修を早急にお願いしたいと思い

ま

次にですね、市営住宅の減免措置についてお伺いしたいと思いま

す。

た者は適用できるということが要綱としてあります。りますが、その第二条の四、その他特別の事情があると市長が認め現条例では、西之表市公営住宅家賃の減免に関する取扱要綱があ

問したいと思います。いかがでしょうか。

はぜこういう質問を出すかといいますと、大字の市営住宅に住んでいらっしゃる方が、家賃が高くなってですね、高額家賃、三年以でいらっしゃる方が、家賃が高くなってですね、高額家賃、三年以のお売れて収入が高くなったら明け渡しなさいという条例があるためでが、その条例に基づくと、その地域に、大字に定住したくても家賃の問題で生活できない、こういう状況が、行政の担当の皆さらな状況がないか、減免制度を適用できないかということを私は質さな状況がないか、減免制度を適用できないかということを私は質さな状況がないか、減免制度を適用できないかということを私は質さな状況がないか、減免制度を適用できないかということを私は質さない。

○建設課長(古田一男君) お答えいたします。

運用しております。
行規則及び西之表市公営住宅家賃の減免に関する取扱要綱において市営住宅の減免については、西之表市営住宅管理条例、同条例施

き、第三号、入居者又は同居者が災害により著しく損害を受けたとく低額であるとき、第二号、入居者又は同居者が病気にかかったと条例の中では、第十七条第一号、入居者又は同居者の収入が著し

りょト。 さ、第四号、その他前号に準ずる特別の事情があるときとなってお

いて算出した額が五万円以下の者となっております。を給与収入とみなし、公営住宅法施行令第一条第三項の規定に基づかに非課税所得となっている年金給付等全ての収入を加算し、これども、入居者及び同居親族の収入月額、これは課税となる収入のほまた、要綱の中では、第一号として、詳しく書いておりますけれ

五万円以下の者となっております。害により著しい損害を受け、そのための支出を控除した収入月額が者及び同居親族が六月以上の療養を要する疾病にかかり、または災また、病気にかかった場合、この場合ですけど、第二号で、入居

住宅扶助額を超える者となっております。 また、第三号で、生活保護法による住宅扶助の受給者で、家賃が

ております。害とかそういうところで負担が出た場合の減免ということで認識しは、公営住宅に関しては、やっぱり収入とか所得が低くなった、災特別の事情がある者ということが出ておりますので、建設課としてのがその要綱にありますけれども、この条例でその他前号に準ずるのがその要綱にありますけれども、この条例でその他前号に準ずるで、第四号で、その他特別の事情があると市長が認めた者というで、第四号で、その他特別の事情があると市長が認めた者という

以上です。

者という範囲があるということなんですが、じゃあ、大字の住宅問〇一六番(橋口美幸さん) その前三号までの部分で市長が認めた

してはどのような考察があったのかなかったのかをお伺いしたいと題をですね、この要綱の中で検討できないかということは、市長と

思いますが。

○市長(八板俊輔君) お答えをいたします。

要になってくるかと思います。人口減少が進む中で、やはり大字の住宅政策というのは非常に重

住促進住宅を提供しているところであります。 若者世代の定住促進に向けた住宅支援としては地域活性化住宅がご 宅がまずあります。そして、過疎化が、高齢化が進む大字地域への 宅がまずあります。そして、過疎化が、高齢化が進む大字地域への は、公営住宅法に基づく市営住 本市の住宅政策につきましては、入居対象者の実情に合わせて各

であります。これに対応すべく、横断的に協議を進めているところございます。これに対応すべく、横断的に協議を進めているところ事例もあるわけであります。庁内でも同様の相談を受けている例もられるように、もっと柔軟な対応はないかと、議員御指摘のような一方で、市民の方々からは、安価な家賃で少しでも長く住み続け

たいと考えております。をしながら、よりよい解決策を出せるように、柔軟に対応していきに、政策目的の方向性とそれから市民の要望の方向性のすり合わせ御例示のケースを初め、それぞれの方に満足していただけるよう

以上です。

が、 いと思いますが、殊、住宅問題に関しては、本当に地域に住みたい して地域に、各大字がですね、活性化できるような対策をしてほし います。そういう機能を、 しているからこそ地域支援課ができているんだろうというふうに思 営住宅についても、待っている人が多いという状況があるんですが、 ○一六番 きたいというふうに提案したいと思います。 域性があり、実態がそれぞれ違うと思いますので、ぜひ今後はです えば上西校区、古田校区、安城校区、住吉校区、それぞれ地域の地 活性化することにつながるための住宅政策、これは特に各地域、 の活性化というのは、担当者の皆さんも理事者の皆さんも十分承知 いうふうに基本的にスタンスをつくらないといけないぐらい、地域 大字対策はやっぱり別の重大な問題でして、 庁内でその地域の住宅問題を柱としてぜひ協議を進めていただ 家がないと住めないわけですよね、当然のことながら。 本当に私たちは地域の活性化が本市の活性化につながると (橋口美幸さん) 地域支援課の機能をもっと充実させ、そ 今のような本当に大字住宅問題は、 地域支援課を創設する 大字が 例 公

されているんですね。

されているんですね。

ちれているんですね。

なれているんですね。

を弁は後でいただきますが、ちなみに、古田校区の計画書、本当

ですので、やはりこういうことを、各地域交流をしながら、参考

性で議論できるのかをお伺いしたいと思います。 として提供していただき、地域に、大字に住宅建設を進めて、大字として提供していただき、地域に、大字に住宅建設を進めて、大字に在み続けて、子育てが終わっても高齢者になってもそこで住み続けて、子育てが終わっても高齢者になってもそこで住み続してあるんじゃないかなというふうに思いますが、この地域の住宅してあるんじゃないかなというふうに思いますが、この地域の住宅は高い、大字は大学のでは、大字にはながら、ぜひ理事者の皆さんも古田校区のこういうことを資料にしながら、ぜひ理事者の皆さんも古田校区のこういうことを資料にしながら、

○市長(八板俊輔君) お答えをいたします。

をしながらいい方法を見つけていきたいと思います。関係の業者、そういう方々、そしてまた庁内の関係する各課と協議がございますので、空き家をお持ちの家主の方そして民間の不動産ばいけないと思います。校区の方々、それから空き家対策というのまさに地域の知恵をかりながらこの住宅問題は進めていかなけれ

大手の業者との連携も検討しているところです。と連携協定を締結したところであります。今後は、またさらに少しを図るという目的で、四月の二十二日には、市内の不動産業者六者ちなみに、定住促進を図るためにですね、その空き家の有効活用

て四月から配置をしております。そして、地域おこし協力隊のメンバーをその移住・定住担当とし

ていきたいと考えております。 この問題には、そういう各方面の知恵を合わせていい方策を探っ

見玉三十し旰、そして鳴己気鄅こaiしま、こり主召汝策バありま〇一**六番(橋口美幸さん)** 地域支援課が持っている空き家バンク、

はり庁内での議論をぜひ進めていただきたい。すが、やはりここでは不足だというのが現状だと思いますので、や現在三十八軒、そして島元気郷たねがしま、この住宅政策がありま

こを求めていきたいと思います。
おい、そして活性化につながるというふうに思いますので、ぜひそきり出さない、地域の要望に沿った議論こそがやはり地域の実情にとかをきちんと聞きながら議論を進める、決して行政独自でですね、その際には、校区長の皆さんの校区の要望とか理想とするところ

窓口、市民総合相談係のことでお伺いしたいと思います。 最後になりまして時間が余りなくなりましたけれども、市民総合

かったかなというふうに思います。で相談ができ、解決に向けてもらえるということが私は発端じゃなね、我が事・丸ごと、全てのものを市民がそこに行けばいろんな形合、総合窓口ができましたけれども、ここは、できた当初はです

のます。 そして福祉事務所、市民生活課、そして社会福祉協議会が入っておそして福祉事務所、市民生活課、そして社会福祉協議会が入っておそういう中で、正規の職員、非正規の職員、そして高齢者支援課、

伺いしたいと思います。その解決に向けてはどのような方向で進んでいるか、このことをお規の方問わず、さまざまな困り事の情報がきちんと情報共有できて、そういう中で、市民が相談に来たことが、本当に非正規の方、正

[福祉事務所長 下川法男君]

だきたいと思います。 ○**福祉事務所長(下川法男君)** それでは、市民総合相談係の目的

設置されたものです。 市民総合相談係は、機構改革に合わせて平成三十年四月一日から

現在、保健師一名、高齢者支援を担当する生活支援コーディネー現在、保健師一名、高齢者支援を担当する生活支援コーディネー現在、保健師一名、高齢者支援を担当する生活支援コーディネーのおります。

えています。
るという点においては、係ができる前と変わらないというふうに考のスタッフの間または関係課、機関と連携をしながら解決を模索すのスタッフの間または関係課、機関と連携をしながら解決を模索す

談への接続をする、また子供に係ることについては、家庭児童相談なって市内の弁護士事務所や司法書士事務所の御紹介や無料法律相接相談員が中心となってハローワークや障害者就業・生活支援セン援相談員が中心となってハローワークや障害者就業・生活支援センスの流れによってさまざまな流れがあると思います具体的なケースの流れによってさまざまな流れがあると思います。

思ゝまた。 員が中心となって児童相談所に協力を求めるなどが想定がされると

かと思います。 員が寄り添って一緒に解決の道筋を探っていくということになろう相談者が専門的、具体的な支援を受けることができるまで、相談

ケースに複数の相談員がかかわっております。
ースでも、その多くが複数の相談種別にわたるものが多く、一つの相談や支援の内容は複雑かつ多様化しており、本市で扱っているケ現在、社会問題として高齢化や核家族化などが進行していく中で、

に考えております。 より充実した相談支援体制の構築につながっているものというふう的支援を総合的に行うことができ、他機関との連携も含めまして、を一つの窓口で包括的に対応できる体制の整備に加えて、その具体をことで、これまで以上に連携や情報共有がしやすくなり、相談者このことからも、先ほど申し上げたスタッフが係内に同席してい

以上です。

○一六番(橋口美幸さん) ありがとうございます。

か、そして医療介護の問題、高齢者支援課のスタッフの問題、その困り事が困り感を解決できる体制がすこやかでできているのかどう例えば、子育て支援の面ではすこやかの乳児健診で、やはり子育てれがいっていないんじゃないかという指摘ではなく、もっと各課、ぜひ、私がこの問題を取り上げましたのは、本当に今、円滑にそ

ことをやっぱり一つ一つ問題を解決する体制づくりをきちんと再確 ことをやっぱり一つ一つ問題を解決する体制づくりをきちんと再確 ことをやっぱり一つ一つ問題を解決する体制づくりをきちんと再確 ことをやっぱり一つ一つ問題を解決する体制づくりをきちんと再確 ことをやっぱり一つ一つ問題を解決する体制づくりをきちんと再確

以上で私の質問を終わります。

○議長(永田 章君) 以上で橋口美幸さんの質問は終了いたしま

り再開いたします。ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時二十分ごろよ

午前十一時十分休憩

午前十一時二十分開議

○議長(永田 章君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、和田香穂里さんの発言を許可いたします。

[七番 和田香穂里さん登壇]

○七番(和田香穂里さん) 一般質問通告書に従って質問をしてま

いります。

まず、前回の一般質問で割愛させていただきました項目から通告和田香穂里でございます。よろしくお願いいたします。

書に従って質問してまいります。

いて伺います。でも述べられた東京オリンピックに向けてのホストタウン登録につでも述べられた東京オリンピックに向けてのホストタウン登録につ第一回定例会本会議冒頭で市長から報告があり、今回の所信表明

るのか。ア、イ、あわせてお答えいただきたいと思います。ところがあるのか。また、イ、受入れの時期はいつごろを考えていところがあるのか。また、イ、受入れの時期はいつごろを考えていたがルということで、所信表明ではサーフィンの元世界チャンピオーガルということで、所信表明ではサーフィンの元世界チャンピオージャンに対していると述べられるのか。ア、相手国はポル

以下の質問は質問者席より行います。

[経済観光課長 岩下栄一君]

きます。 ○**経済観光課長(岩下栄一君)** 受入れを想定している種目や選手、

ことで、ポルトガル共和国を相手国としたホストタウン登録自治体フィンのメッカである種子島の利点を生かした交流を促進していくフィン競技が正式種目になったことから、これを契機として、サー本市としましては、二○二○年東京オリンピックから新たにサー

となった経緯がございます。

流というのを想定しております。
したがいまして、サーフィン競技を中心とした選手の受入れや交

次に、受入れの時期でございます。当初、オリンピック開催前の次に、受入れの時期でございます。当初、オリンピック開催前の次に、受入れの時期でございます。当初、オリンピック開催前の次に、受入れの時期でございます。当初、オリンピック開催前の次に、受入れの時期でございます。当初、オリンピック開催前の次に、受入れの時期でございます。当初、オリンピック開催前の次に、受入れの時期でございます。当初、オリンピック開催前の次に、受入れの時期でございます。当初、オリンピック開催前の次に、受入れの時期でございます。当初、オリンピック開催前の次に、受入れの時期でございます。当初、オリンピック開催前の次に、受入れの時期でございます。当初、オリンピック開催前の次に、受入れの時期でございます。当初、オリンピック開催前の次に、受入れの時期でございます。

以上です。

○七番(和田香穂里さん) わかりました。

持って取り組むのかをお聞かせください。それではですね、ホストタウンとして、当市がどういった理念を

○経済観光課長(岩下栄一君) 本市のホストタウンとしての理念

を推進するとなっております。との人的・経済的・文化的交流を図るとともに、地域の活性化など国が進めるホストタウンの目的としましては、大会参加国・地域

本市とポルトガル共和国とは、一五四三年の鉄砲伝来が取り持つ

ども含めまして、これまで相互交流を続けてまいりました。ております。それ以降、ポルトガル大使館や日本ポルトガル協会な縁で、平成五年にはヴィラ・ド・ビスポ市と姉妹都市盟約を締結し

いりたいと考えております。種子島の魅力を広く国内外にPRすることで地域活性化を図ってま未来に向けて継承、発展させるとともに、サーフィンを初めとする未来に向けて継承、発展させるとともに、サーフィンを初めとするのを実させ、種子島の歴史文化を守りつつ、歴史的なつながりを今回のホストタウン登録を契機として、さらにポルトガルとの交

以上です。

○七番(和田香穂里さん) エですね、具体的な計画がどの程度で

いて御説明させていただきます。 ○**経済観光課長(岩下栄一君)** ホストタウンの具体的な計画につ

ころでございます。ころでございます。まなり、大会参加国・地域の関係者、日本人オリンピアン・パラリンピアン、つの対象者、具体的には、大会等に参加するために来島する選手、ホストタウンの登録要件といたしましては、大会前後を通じて三

や子供たちとの交流を行っていただく予定としております。出身のジョアナ・シェンカーさんを八月に招聘し、地元サーファー○一七年世界チャンピオンで、ポルトガルのヴィラ・ド・ビスポ市〜年度は、スポーツ交流事業といたしまして、ボディーボードニ

を開催し、交流を行うことも予定しております。このほか、日本人オリンピアンを招き、スポーツ教室や講演会等

ルの伝統民謡ファドの演奏会などを予定しております。ルトガル大使館関係者などを招聘するとともに、前夜祭でポルトガる第五十回種子島鉄砲まつりにヴィラ・ド・ビスポ市長や議長、ポまた、そのほかの交流といたしまして、八月二十五日に開催され

交流事業を実施する予定です。
オリンピック終了後には同国のサーフィン競技者を招聘することで来年度は、オリンピック開催時にポルトガル共和国の応援を行い

以上です。

○経済観光課長(岩下栄一君) ホストタウンの登録のメリットに何でしょうか。特別交付税措置等も含めてお答えください。 それでは、西之表市にとって、ホストタウン登録のメリットとは○七番(和田香穂里さん) ホストタウンの概要はわかりました。

ついてお答えをいたします。
○経済観光課長(岩下栄一君) ホストタウンの登録のメリットに

興につなげていくことが重要であるとしております。とで、交流人口の拡大を初め地域の活性化やグローバル化、観光振で波及させることを期待しており、さまざまな交流を行っていくこ国は、オリンピックの開催効果を東京のみならず全国津々浦々ま

流により、歴史的な関係や新たな魅力を市民の方々とも共有し、さラ・ド・ビスポ市との姉妹都市交流、大使館などを通じた文化的交本市におきましても、今後、サーフィンを通じた交流事業やヴィ

どいます。 らに未来へ向けて発展させていくことが期待されているところでご

り、にぎわいづくりにつながるものと考えております。てさまざまな活動を行っていただくことで、広い意味でのまちづくさらに、関係団体や事業所、市民の方々がホストタウンに関連し

特別交付税措置の対象となっているところでございます。トタウン登録自治体が行う事業につきましては、経費の二分の一がなお、特別交付税措置のこと、質問にありましたけれども、ホス

以上です。

れる点を伺ってまいります。 ○七番(和田香穂里さん) それでは、これからもますますさまざ

形で行ってきたのか、行っていくのか、お答えください。 まず、アですが、当該国や関係団体等への働きかけはどのような

○経済観光課長(岩下栄一君) 当該国や関係団体への働きかけと

得ながら取り組み、実現できたところでございます。ル大使、在ポルトガル日本大使、日本ポルトガル協会などの協力をこれまでのホストタウン登録認可に関しましては、駐日ポルトガ

とポルトガルサーフィン連盟とも協力連携し、選手の派遣依頼を行説明及び協力要請を行いましたポルトガルオリンピック組織委員会へ後は、今年一月に訪問した際に本市のホストタウン交流事業の

ってまいりたいと考えております。

す。関係自治体による連携もあわせて図ってまいりたいと思っておりま関係自治体による連携もあわせて図ってまいりたいと思っておりまほかのホストタウン、さらに県内外のホストタウン同士の交流など、また、内閣府にある事務局を通じ、ポルトガルと交流する国内のまた、内閣府にある事務局を通じ、ポルトガルと交流する国内の

○七番(和田香穂里さん) わかりました。

ついて御説明ください。との連携をどのようにつくっていくのか、この地元への対応二点にのような形で行う予定か、また、ウ、観光協会や商工会等関連組織のに、市内の宿泊施設や飲食店ほか事業者への説明はいつごろど

○経済観光課長(岩下栄一君)地元への説明と関係団体との連携

いてお知らせをしているところでございます。ウンの登録及びポルトガル関係者の来島が予定されていることにつ現在、旅館業組合を初め各種団体の総会におきまして、ホストタ

ク開催に向けての連携を図ってまいります。いりたいと考えております。その後も引き続き来年度のオリンピッことにつきまして、関係団体との説明や協議を通じて検討をしてま聘する八月の鉄砲まつりの時期に合わせまして具体的に取り組めるの機運を高めるために、まずはポルトガル関係者を招

しては、来年度に入りまして詳細が確定次第、速やかに説明を実施なお、ポルトガル共和国のオリンピック選手等への対応につきま

したいと考えております。

島PR協議会が組織されておりますので、その中で、日本プロサ な人流や商流による観光交流、 ことから、こうした中での連携というのも強化いたしまして、 フィン連盟によるプロサーフィンツアーも種子島で実施されている を通じた種子島魅力発信等に取り組んでいるところでございます。 やアンテナショップ的な拠点の設置、 ンピック開催を契機とした人の流れや特産品等の販路拡大を図るた 二町など、市内の広域的な取組みとしましてサーフアイランド種子 オリンピックに関しましては、 観光協会や商工会との連携のもと、 関連組織との連携でございますけれども、 商工振興につなげてまいりたいと考 観光協会や商工会のほか県、 また地元が舞台になった映画 首都圏でのイベント参加 現在、 東京オリ 一市

以上です。

えております。

してきております。 観光案内板や看板につきましては、徐々に多言語化を図り、整備

また、平成二十八年度には指差しシートを作成し、市内の宿泊施

す。 ま要な観光課内に配置し、受入体制の強化を図ってまいりま をらに、八月よりCIR(国際交流員)として中国語専攻のアメ 主要な観光地におけるインターネット環境の充実も図っております。 さらに、八月よりCIR(国際交流員)として中国語専攻のアメ さらに、八月よりCIR(国際交流員)として中国語専攻のアメ さらに、八月よりCIR(国際交流員)として中国語専攻のアメ さらに、八月よりCIR(国際交流員)として中国語専攻のアメ さらに、八月よりCIR(国際交流員)として中国語専攻のアメ さらに、八月よりCIR(国際交流員)として中国語専攻のアメ さらに、八月よりCIR(国際交流員)として中国語専攻のアメ さらに、八月よりCIR(国際交流員)として中国語専攻のアメ さらに、八月よりCIR(国際交流員)として中国語専攻のアメ

りたいと考えております。

今後も、引き続き多言語化の必要性を考慮しながら対応してまいスタッフを配置するなど、動きが見られるところでございます。また、民間の取組みとしましても、ホテルを中心に外国人対応の

以上です。

の件です。

○七番(和田香穂里さん) それではですね、今度はバリアフリー

進につながる例は少なくありません。ハードを問わず、障害者スポーツ選手の受入れがバリアフリーの推いろな面でのバリアフリー対応が必要になると考えます。ソフト、パラリンピックの選手をもし受入れを想定した場合は、当然いろ

ください。
も含めて、バリアフリー化について計画があるかどうか、お聞かせも含めて、バリアフリー化について計画があるかどうか、お聞かせ置や地方債等の財源支援もあると聞いていますので、それらの利用また、ホストタウンのバリアフリー化に対しては、特別交付税措また、ホストタウンのバリアフリー化に対しては、特別交付税措

画についてお答えをいたします。 〇**経済観光課長(岩下栄一君)** バリアフリー化に関する事業の計

るものでございます。
させるために自治体が行う必要不可欠な改修事業に対して対象とな事前合宿に活用する既存のスポーツ施設を国際競技連盟基準に適応補助等が特別交付税措置の対象となるほか、地方債につきましては、補助等が特別交付税措置の対象となるほか、地方債につきましては、ホストタウンに伴うバリアフリー化につきましては、競技大会が

は事業の計画は予定していないところでございます。いずれも本市におきましては該当しないことから、現在のところ

以上です

ていらっしゃるでしょうか、

お聞かせください。

具体的な計画という御質問についてお答えいたします。〇経済観光課長(岩下栄一君) 市民の方々が主体的に取り組める

の意識を形成していくことは大変大切であると考えております。ホストタウン事業に関連いたしまして、市民の方々のおもてなし

ような研修会等の積極的な活用を図ってまいりたいと考えておりま子島一市二町それぞれの会場で毎年開催されておりますので、この現在、種子島観光協会が主催する接遇研修、おもてなし研修が種

す。

います。と題し、国際交流に向けた取組みを毎月紹介しているところでござと題し、国際交流に向けた取組みを毎月紹介しているところでござまた、市の広報誌では、今年の五月号から「国際交流に向けて」

ウンとしての機運を高めてまいりたいと考えております。選手等の情報を事前に広く周知していくことで、市全体でホストターこのほかにもホームページやSNSなども活用し、ポルトガルや

以上です。

ごん進めていただきたいと思います。
○七番(和田香穂里さん) 今聞いた内容だと、余り市民が主体的

いただきたいと思います。 今後の課題解決も含めて、市長の意気込みというか抱負をお聞かせ実的な効果が望めるものなのか、一番大事なところだと思います。(四)ですが、ホストタウンの事業によって観光交流の促進に現

[市長 八板俊輔君]

○市長(八板俊輔君) お答えをいたします。

が出るように取り組んでいきたいと思います。な効果があると考えております。観光交流のためには話題性も大変な効果があると考えております。観光交流のためには話題性も大変ありますけれども、この登録によりまして観光交流の促進に現実的ホストタウンによってどういう成果が見込めるかというところで

また、ポルトガルはヨーロッパの南西の端にございますけれども、また、ポルトガルはヨーロッパの南南の端にございますけれども、ころであります。

に、私も会場で、ある自治体の首長さんと観光のあり方、例を挙げの全国各地の自治体との交流というものもこれから生まれて、実際治体がございます。そういう自治体、またそれ以外のホストタウンの自るホストタウン、それから県内にもそのほかにもホストタウンの自く月、首相官邸で全国のホストタウンの首長会議がございまして、

す。
りましたけれども、そういう話もそういうところでできてまいりまりましたけれども、そういう話もそういうところでできてまいりまますと、マウンテンバイクを観光に生かすとか、そういうことがあ

そうしたさまざまな波及効果をこのホストタウンには期待してい

るところであります

○七番(和田香穂里さん) 市長の意気込み、聞かせていただきま

した。

は進んでいないことです。
こと、それは、さまざまな場所での禁煙、分煙の対応が西之表市で
海外からの来訪客を迎えるに当たり、私がとても気になっている

ようにしていきたいなというふうに考えます。の自然や風景それ以外にも島のきれいな空気を堪能していただけるめりまして、ホストタウンとして受入れをするということは当然公実際に、島外からいらした方にその点を指摘されたことが何度も

で、なかなか難しいと思います。理解と協力を得る必要があって、それぞれ個別の状況もありますの飲食店等における禁煙・分煙対応については、もちろん事業者の

ことです。 路上での歩行喫煙禁止とたばこの吸い殼のポイ捨て禁止を徹底する路上での歩行喫煙禁止とたばこの吸い殼のポイ捨て禁止を徹底する、ただ、行政ができることを一つ提案させていただきたい。それは、

西之表市空き缶等散乱防止条例では、たばこの吸い殻も散乱防止

れています。
努めるとともに、市の実施する施策に協力しなければならないとさの対象として空き缶等のごみに含まれ、市民も事業者も散乱防止に

認識とこれまでの取組みを聞かせてください。をつくれないでしょうか。ということで、アについては、まず現状を1を一歩進めて、路上喫煙と吸い殻のポイ捨てを禁止する条例

[健康保険課長 長野 望君]

○健康保険課長(長野 望君) お答えいたします。

市内の十七店舗が登録をされているようでございます。 市内の十七店舗が登録をされているようでございます。 特煙に関しての取組みにつきましては、健康増進という観点から 禁煙に関しての取組みにつきましては、健康増進という観点から 禁煙に関しての取組みにつきましては、健康増進という観点から

令和二年四月一日から施行されます。健康増進法が改正されており、一部前倒しで施行される部分を除き、一方、望まない受動喫煙の防止という目的で、平成三十年七月に

でいくのではないかというふうに思っております。以外における喫煙が禁止となるため、分煙については一定程度進んこれにより、多数の者が利用する施設等においては、一定の場所

ばならない」とされたところでございます。い受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなけれいお、法律では、「屋外や家庭等において喫煙をする際、望まな

以上でございます。

○七番(和田香穂里さん) 受動喫煙という面から今お答えいただ

きました。

民の皆さんが自分の町をきれいにしていこうというところがあって、 ○市長(八板俊輔君) 町の浄化について、このたばこの吸い殻ポ 市長、どのようにお考えでしょうか。 市長、どのようにお考えでしょうか。 実際にですね、たばこの吸い殻、町なかでそれほど落ちているわ 実際にですね、たばこの吸い殻、町なかでそれほど落ちているわ

と考えています。

と考えています。

と考えています。

と考えています。

と考えています。

と考えています。

とのところにつきましても、現行のもので対

非常にいいあんばいではないかと思います。

○七番(和田香穂里さん) ホストタウン登録を機に何か形あるも

ん。のお祭りに時間や税金が無駄に使われることを市民は望んでいませのお祭りに時間や税金が無駄に使われることを市民は望んでいませだきたいというふうに考えています。未来につながらない、一過性終わってしまうようでしたら、私は今のうちに取り下げも検討いたトタウンの取組みが、その場限り、そのとき限りのイベントでもし

と言われています。です。さらに、この開催費用には関連経費として八千億円の上乗せです。さらに、この用五百億円は私たち西之表市民も含む国民の税金千五百億円、この千五百億円は私たち西之表市民も含む国民の税金東京オリンピックには、開催経費が一兆三千五百億円と言われて

の支援は非情にも打ち切られています。終息されず、原子力緊急事態宣言は解除されないまま、避難生活へこの巨大なプロジェクトのおかげで、福島の原発事故はいまだに

や台風、豪雨等による災害復興にもまだまだ支援が必要です。そのほかの、昨夜も大きな地震がありましたが、そのほかの地震

援はますます届きにくくなっています。 負担は大きくなる一方で、支援を受ける、その必要な人への公的支有効な対策を見出せない状況の中、健康保険や介護保険、保険税のまた、全国的な高齢化、少子化、過疎化には歯どめがかからず、

国で、二兆円を超える巨額な費用をつぎ込んでオリンピックを開催まるで国民に対する責任を投げ出すような政治が行われているこのまた、このたびは、年金に頼らず自分で二千万円ためなさいと、

れば、

て進めている政策でありますので、それを取り下げるというのであ

根拠を示して、そのように提案をしていただきたいと思い

ま

することに私は個人的には非常に疑問を感じています。

すね。 市長、 トでもハードでも結構です。実りある、 後には何も残らなかったという結果にしないでいただきたい。ソフ 別に使うべきものがあるはずだという思いが強まるばかりなんです。 じています。全て終わったとき、オリンピックに便乗しただけで、 た後に何か意味のあるものが残るのか、 実は、 途方もないお金をつぎ込んで、 あるいは先送りにして、おもてなしムードとお祭り騒ぎが過ぎ お約束していただきたいと思います。 はい、結構です。 ホストタウンのこの事業に関しても、 都合の悪いことは隠蔽し、 先々に残る事業にすると、 お金も時間も労力ももっと お約束していただけま 私は同様な危惧を感 改ざん

○市長(八板俊輔君) お答えをいたします。答えになるかどうか

する賛否のことはわかりますけれども、我々はもう現に予算化をしうな御発言もありましたけれども、今、昨年以来、このホストタウうな御発言もありましたけれども、今、昨年以来、このホストタウス・ホストタウンを取り下げたほうがいいのではないかというよ

すが、そういう御意思があるんでしょうか。

りましたので。 ○**議長(永田 章君)** えっとですね、ただいま市長の反問権があ

〇七番(和田香穂里さん) 私の趣旨は、そういういろいろな問題 〇七番(和田香穂里さん) 私の趣旨は、そういういろいろな問題 のは、先々に残る実りある事業にするとお約束いただきたいと言ったのであって、取り下げでくださいとお願いしているわけではありません。私がお願いしているがある中でのオリンピック及びホストタウン登録、本当にきちんということです。おわかりいただけますでしょうか。

○市長(八板俊輔君) もとよりそのように考えて取り組んでいる

○七番(和田香穂里さん) ありがとうございます。

次は、前回残しましたがん検診について質問してまいります。

つまり、メリットが確実にデメリットを上回る検診ということで、

この五種類は西之表市でも当然実施されています。

PSA検査も行われています。ところが、当市では、厚生労働省が推奨していない前立腺がんの

PSA検査が前立腺がんの早期発見に有効である科学的根拠はありますが、それが死亡率の低下につながるかどうかの検証は不十分ながる後遺症を発症する危険性もあって、メリットよりもデメリットのほうが大きいとされて、厚生労働省は二〇〇八年に自治体が行トのほうが大きいとされて、厚生労働省は二〇〇八年に自治体が行トのほうが大きいとされて、厚生労働省は二〇〇八年に自治体が行りますが、それが死亡率の低下につながるかどうかの検証は不十分の改定を行う方針を決定しています。

われる予定なのか、三点あわせてお答えください。の説明はどのように行っているのか、そしてウ、今後も継続して行か、そしてイ、厚生労働省が推奨していない検診に関して、市民へかは別がんのPSA検査が行われているのか、その理由、根拠は何

○健康保険課長(長野 望君) お答えいたします。

方で、人間ドックなどの任意型検診については、個人の判断に基づゆる対策型検診としては推奨していないところでございますが、一については、公共政策として行い公費も投入されるがん検診、いわ議員の御質問のとおり、厚生労働省は、前立腺がんのPSA検査

く受診は妨げないとされているところでございます。

っているものでございます。の採血と同時に実施できるという受診者の利便性などの観点から行いますが、これは、希望者への受診機会の付与や、また特定健診等本市は、集団検診事業の中で前立腺がんのPSA検査を実施して

ところでございます。して、任意型検診に近い検診と言えるかというふうに理解しているして、任意型検診に近い検診と言えるかというふうに理解していりままた、受診費用については、ほぼ受診者の自己負担としておりま

続きましてイ、ウまでお答えいたします。

る機会をとって改めて周知を図っていきたいと思っております。決定するために必要な情報ですので、これからも検診現場やあらゆ先ほど申し上げました任意型検診に近い検診については、受診を

以上でございます。

○七番(和田香穂里さん) 任意型に近いということではあるんで

方が多いと思います。そこの説明は今後きちんと行っていただきた説明はなされていないんですね。ですから、知らないで受けているかれているんですけれども、なぜ推奨していないのか、そういったすが、実は、この検診についても、推奨していないということは書

また、1思ゝます。 また、厚生労働省の新しい指針が出た場合は、改めて御検討いた \ <u>`</u>

だきたいと思います。

次に、節目検診について伺います。

きました。とで、私も毎年受け、先日、今年もですね、先月受けさせていただとで、私も毎年受け、先日、今年もですね、先月受けさせていただのレントゲン検査は四十歳以上の市民が無料で受けられるというこ厚生労働省が推奨している五種類のがん検診のうち、肺がん検診

○健康保険課長(長野 望君) お答えいたします。○健康保険課長(長野 望君) お答えいたします。で胃がん、大腸がんがそれぞれ無料となっていますが、この無料で受けられる節目検診の受診率と節目以外の有料の検診の受診率、どのような形になっているか、比較した結果もあわせて教えてください。○健康保険課長(長野 望君) お答えいたします。

まず、対象者についてですが、検診自体は対象者の年齢に上限はろもございますので、まずそちらから御説明させていただきます。業報告の数字でお示したいと思いますが、算出の方法が特殊なとこがん検診の受診率について、県に報告する地域保健・健康増進事

を対象として算出しているところでございます。設けてございませんが、受診率の算定に当たっては、六十九歳まで

算した受診率より数値は大きくなるというふうになります。で除するというような計算になります。この計算では、単年度で計すが、平成三十年度の受診率で説明いたしますと、平成二十九年度の受診者数と平成三十年度の受診者数から平成二十九・三十年度二の受診者数と平成三十年度の受診者数から平成二十九・三十年度二次に、受診率についてですが、子宮がん、乳がん、胃がんについ次に、受診率についてですが、子宮がん、乳がん、胃がんについ次に、受診率についてですが、

たします。

それでは、平成三十年度の各がん検診の受診率についてお答えい間ドックの利用者数は反映されていないところでございます。の行う集団検診の受診者であることから、事業所健診の受診者や人の行う集団検診の受診者は規定年齢を満たす全ての住民で、受診者は市もう一点、対象者は規定年齢を満たす全ての住民で、受診者は市

有料一九・三八%となっております。料九・六八%、有料七・九二%、乳がん検診が無料五八・六七%、胃がん検診が無料八・三九%、有料八・八一%、大腸がん検診が無子宮がん検診が無料の方が九・○九%、有料の方が一七・一三%、

以上でございます。

だなということがわかったんですが、せっかくの無料検診の機会をはほとんど無料であっても余り受診をされていないという状況なん○七番(和田香穂里さん) そうしますとですね、乳がん検診以外

逃している市民が多いことがとても残念だと思います。

の建長R食果長(最好 Upp でならいとします。 ないかと思いますが、この券の利用について教えていただけますか。ポン券、これ、使える期間や医療施設にもある程度幅があるのではン券が送付されているというふうに聞いています。この無料のクーポースして、特に、子宮がん・乳がん検診に関しては、無料のクーポースして、特に、子宮がん・乳がん検診に関しては、無料のクーポース

クーポン券につきましては、子宮がん検診についてはその年度に○健康保険課長(長野 望君) お答えいたします。

るところでございます。二十一歳、乳がん検診については四十一歳になる女性に送付してい

利用期間は、保健センターで受診する場合は、四月に行われる女性がん検診の実施期間中、医療機関で受診する場合は、五月から十上がら女性クリニック、女性がん検診については、種子島産婦人科医院、さがらパース通りクリニック、さがら女性クリニック、女性がん検診については、種子島産婦人科医院、さがらパース通りクリニック、さがら女性がの実施期間中、医療機関で受診する場合は、四月に行われる女となっております。

以上でございます

○七番(和田香穂里さん) 島外でも受けられるんですね、子宮が口本番(和田香穂里さん) 島外でも受けられるんですね、子宮がいます。

やはり少ない対象者に確実に受診していただくために、これから

というところをお答えをいただけますでしょうか。そして、節目検診はもちろんですが、がん検診の受診率のアップののためには何が必要か、そしてエなんですけれども、そのアップののためには何が必要か、そしてエなんですが、がん検診の受診率のアップをしていただきたいと思います。も、例えばそうですね、帰省時期に検診が受けやすい体制ですとか、も、例えばそうですね、帰省時期に検診が受けやすい体制ですとか、

○健康保険課長(長野 望君) お答えいたします。

に向上対策が必要だと考えております。受診率につきましては、国民健康保険の特定健診、がん検診とも

ても同様の理由の方がいると予想されるところでございます。の必要がないという回答の方が一定数おられます。がん検診についいを健診のほうで行いましたアンケート調査で、健康だから受診

する正しい知識の普及を図る必要があると思います。そのことが浸透していない可能性があると思っています。検診に関とが目的で、健康なうちから定期的に受診する必要があるのですが、がん検診は、がんを早期に発見し治療を行うことで死亡を防ぐこ

も必要かというふうに思います。 議員がおっしゃられました検診の環境を整えるというようなところ(そのほか、未受診者への効果的な受診の方法を考えるだとか、今

たりと、できるところからの対策を講じてきたところでございます。施日数を増やしたり、検査の機器、車でございますけど、を増やし検診時間の短縮についてですが、検査実施機関に依頼しまして実

ち時間が長い日が生じていることも事実でございます。て、検診日によっては、受診者数や受診する検査項目数等により待診受診者の数を平準化するのはなかなか難しいところがございましまた、地域ごとに受診日を割り振ることも試みておりますが、検

ろでございます。ところでございますが、現状ではなかなか対応ができていないとこでございまして、そういうものがあれば、ぜひ取り入れていきたいなかなか効果的で現実的なところの対策が見つけられないところ

以上でございます。

だければと願い、ここまでの質問を終了いたします。 率も日本一を目指す意気込みで、今後とも積極的に取り組んでいた

○七番(和田香穂里さん) 特定健診受診率とともにがん検診受診

○議長(永田 章君) ここで、しばらく休憩いたします。おおむ

午後零時休憩

午後一時開議

○議長(永田 章君) 休憩前に引き続き一般質問を続行いたしま

す。

のニュースが後を絶ちません。被害者だけでなく加害者にとっても三番になります。高齢ドライバーの運転操作ミスによる重大事故の**七番(和田香穂里さん)** それでは、続けさせていただきます。

運転免許証自主返納を進めていく重要性には誰もが首肯すると思い悲惨な痛ましい事故を少しでも減らすために、高齢者ドライバーの

なっていると思います。 益の解消やメリット制度の充実に取り組む必要性はますます大きく 常生活に大きな影響を及ぼします。返納した際に生ずる不便、不利 しかし、交通手段の限られる地域においては、免許証返納が即日

すが、今回はごみ収集について伺います。 運用の拡大について、市街地からの便の検討をお願いしたところでその不便、不利益の解消の一つとして、さきにどんがタクシーの

グラムを超える分は十キログラムごとに五十円。 物など特定の物を除く粗大ごみ、例えば家具や寝具ですね、袋に入物など特定の物を除く粗大ごみ、例えば家具や寝具ですね、袋に入物など特定の物を除く粗大ごみ、例えば家具や寝具ですね、袋に入物は収集ステーションで回収されるもの以外で、リサイクルが義ので、明在、西之表市では、可燃ごみや資源ごみなどごみステーション

理由は何でしょうか、御説明ください。収する仕組みのところもあるんですが、当市でそれを行っていないそれでは、自治体によってはですね、粗大ごみ等を自宅などで回

[市民生活課長 川畑利昭君]

○市民生活課長(川畑利昭君) 粗大ごみ等のですね、自主回収を

行っていない理由についてお答えいたします。

センターへの持ち込みとなっております。 現在ですね、指定袋に入らない粗大ごみについては、種子島清掃

頻度としては低いものだというふうに認識しております。ては、引っ越しとかですね、大型家具のですね、買替え等、非常にで、粗大ごみのですね、各家庭の搬出頻度と言われるものについ

おります。 おります。 これまでどおり、家庭であったり親族であったり地域衛生により、これまでどおり、家庭であったり親族であったり地域衛生により、これまでどおり、家庭であったり親族であったり地域衛生が者支援協議会等における地域福祉、いわゆる地域づくりの考え方齢者支援協議会等における地域福祉、いわゆる地域づくりの考え方。 で、現状、種子島清掃センターへの持ち込みが困難な場合についで、現状、種子島清掃センターへの持ち込みが困難な場合につい

る今のところ自宅での回収は行っておりません。
で、この現行体制をさらに進めていきたいという観点で、いわゆ

今後、ますます増えていくんではないかと予想されます。 ○七番(和田香穂里さん) 車の運転ができなくなったことでごみ

話、困っているんだという話も伺います。に物が散乱する中で暮らしていることを余儀なくされている方のおに頼めないということもあるんですね、実際には。そして、結果的また、地域も地域力の低下ということも言われていて、また気軽

もちろん免許証返納だけがその要因ではないでしょうが、一つの

大きな原因であることは確かだと思います。

だきましたので。いうことを伺いたかったんですが、既に先ほど方向性をお示しいたいうことを伺いたかったんですが、既に先ほど方向性をお示しいたういったごみ等を高齢者の自宅で回収する仕組みをつくれないかとあったり、もしくは手数料あるいは手数料に若干の上乗せ程度でそあったり、免許証返納のメリット制度ということを視野に、無料でそこで、免許証返納のメリット制度ということを視野に、無料で

考えになりますでしょうか。

ただですね、回収日や回数の制限など収集の条件を工夫すれば、ただですね、回収日や回数の制限など収集の条件を工夫すれば、ただですね、回収日や回数の制限など収集の条件を工夫すれば、

○市長(八板俊輔君) お答えをいたします。

いうふうには考えております。まして、そういう問題についての対応も場合によっては必要かなとまして、そういう問題についての対応も場合によっては必要かなと免許証の返納、自主返納制度というのが今社会問題になっており

いうか、やるべきことではないかなと思っておりますので、先ほど利用して改善していくということのほうが現段階ではふさわしいとびつけてというよりも、ごみの現行制度あるいは現行の地域の力をただ、このごみの自宅回収ということについてですね、両方を結

課長からも御答弁いたしましたように、現状の方向で進めていきた

いと考えております。

考えていただければとお願いしておきます。 ○七番(和田香穂里さん) 実際に現行制度では困っているということを念頭に置いた上で、その方々の御意見方が確実にいるということを念頭に置いた上で、その方々の御意見

最後に、馬毛島問題についてです。

課から説明を受けました。 とのとても看過できない内容について、当局の質問に対してですね、このとても看過できない内容について、当局の質問に対してですね、このとても看過できない内容について、当局の質問に対してですね、すが、既に検討段階は過ぎて具体化に進んでいるとしか読めない、この(一)番はですね、先ほどの同僚議員の質問と同趣旨なんで

絞っての見解をお示しいただきたいと思います。 はど示された市長の見解では確認できませんでしたので、その点に理由、これはどういったものかは確認したでしょうか。あるいは、理由、これはどういったものかは確認したでしょうか。あるいは、これまで反対の意思を示し続けている当市の頭越しにさらに踏み

○市長(八板俊輔君) お答えします。

いうことでしょうか。 地元への説明はあったかということですが、何についての説明と

○七番(和田香穂里さん)違います。地元への説明があったかどの力ではなく、地元への説明を十分に受けているからいいと思っていない、そのことの理由を防衛省にただしたのか、あるいはただうかではなく、地元への説明という言葉が今回の合意内容には入っうかではなく、地元への説明という言葉が今回の合意内容には入ったかどの

告していますかね。 ○**議長(永田 章君)** ちょっと待って。そこは、どこの部分で通

○議長(永田 章君) 中身をちゃんと伝えてください。ツー・プ

市長、答えますか。

○市長(八板俊輔君) お答えします。

と英文とございますけれども、どの分についてのお尋ねなのか、よッー・プラス・ツーの二〇一一年の分と本年の分と両方、日本文

んですが。くわからないので、もう少し絞って言っていただけるとありがたい

かというところを伺いたいと。 なり、それではなく、独自の見解を持っているなり、あるのかどう 今回なかったところについてです。それについて、防衛省に尋ねる ○七番(和田香穂里さん) ですから、地元への説明という文言が

そういうふうな問合わせはしておりません。 その文の中身について、一字一句といいますか、ここはどうだとか<○市長(八板俊輔君) 両方の文の比較はしておりますけれども、

えですか。 ○七番(和田香穂里さん) それでは、市長御自身は、この地元へ

○市長(八板俊輔君) お答えします。

ょうか。
る旨地元に説明することとしている」という、この部分のことでしる旨地元に説明することとしている」という、この部分のことでし「日本政府は、新たな自衛隊の施設のため、馬毛島が検討対象とな議員御指摘の趣旨は、二○一一年の六月の文書の中で、冒頭に

○七番(和田香穂里さん) そうです。

化であるというふうには認識してはおりません。少し認識のずれがね、この部分を、八年前の文章がなくなったということが大きな変旨地元に説明することとしている」ですから、現時点においてですると (八板俊輔君) であるとするとですね、「検討対象となる

たというふうには考えておりません。 を出したときの防衛省の態度として、私は変わっているというおりません。当初から馬毛島を対象として、それ以降買収交渉をスを出したときの防衛省の態度として、私は変わっているとは思ってを出したときの防衛省の態度として、私は変わっているとは思ってあるように思いますけれども、この八年前の段階と、検討対象とな

ないと受けとめていらっしゃる。 んだ内容になったと受けとめているんですね。市長は、変わっていは、市民のかなり多くの方々が、今回は大きく変わったと、踏み込い、市民のかなり多くの方々が、今回は大きく変わったと、踏み込の**七番(和田香穂里さん)**

ことは全く無視されています。

は、この二〇一一年から今年までの間に私たちが示し続けてきた、おたち議会が提出した反対の意見書も全く無視されているわけです、ツー合意には、地元の意向としての市長のおっしゃる利活用案も、が、でも、今回の内容はですね、非常に前のめりであるというふうに

のように認識されていますか。りと危機感を持って受けとめている市民がいるという点を市長はど続けていることが変わっていないと言えるのかもしれませんが、怒それでも、まあ、変わっていないといえば、そういった無視され

○市長(八板俊輔君) 危機感につきましては、私は以前から申し

います。考えておりますので、危機感という点では私も同様の思いかなと思考えておりますので、危機感という点では私も同様の思いかなと思上げているように、馬毛島はFCLP以外の利用法がふさわしいと

○七番(和田香穂里さん) それではですね、ちょっと変わるんで ○七番(和田香穂里さん) それではですね、ちょっと変わるんで の質問の中で私が述べさせていただいたんですが、専守防衛の形 素平洋に進出させないという米国の軍事戦略の一環であることは以 太平洋に進出させないという米国の軍事戦略の一環であることは以 太平洋に進出させないという米国の軍事戦略の一環であることは以 大平洋に進出させないという米国の軍事戦略の一環であることは以 大平洋に進出させないという米国の軍事戦略の一環であることは以 大平洋に進出させないという米国の軍事戦略の一環であることは以 大平洋に進出させないという米国の軍事戦略の一環であることは以 大平洋に進出させないという米国の軍事戦略の一環であることは以 大平洋に進出させないというのものであること、また中国を 大平洋に進出させないというのものであること、また中国を 大平洋に進出させないという米国の軍事戦略の一環であることは以 大平道にあると思います。

べさせていただきました。
いう事態に至った場合の住民避難は自衛隊配備上では想定されていいう事態に至った場合の住民避難は自衛隊配備上では想定されていまた、決してあってはならないことですが、万が一、武力衝突と

いたものではないと理解しています。
文化の交流の結び目という意味ですよね。軍事的な役割を念頭に置縄、東南アジアを結ぶ結節点と表現されました。これは、人や物や先日の所信表明では、市長は、西之表港を東京から南西諸島、沖

.. ざいへ。 きについてどのように考察されているか、簡単で結構です、お聞かきについてどのように考察されているか、簡単で結構です、お聞かでは、市長御自身は、この南西諸島における自衛隊配備強化の動

ヽ : エエン ミニー。 ○**市長(八板俊輔君)** この三番の質問ということでお答えをした

国民の中でも深く懸念をしている案件であります。 尖閣諸島の問題は、報道でも大きな問題として取り上げております。 海洋進出を進める中国の動きもあります。議員も御承知のように、 南西諸島の防衛ということでありますけれども、軍備を増強して

光や農業への悪影響が懸念されるといった意見があります。での迅速な対応、有事の際は逆に攻撃対象となる、主産業である観どの意見がございます。賛成派は、中国に対する抑止力や災害などとの意見がございます。賛成派は、中国に対する抑止力や災害などとの意見がございます。

ます。このことは馬毛島のFCLPをめぐる問題に似ているというふうことを確認しております。私としては、国に対しましても、別談、そういうふうなことを国のほうからも、そういう趣旨であると下でLPもセット、あるいはFCLPが前提であるというふうに認識、そのことは馬毛島のFCLPをめぐる問題に似ているというふうこのことは馬毛島のFCLPをめぐる問題に似ているというふう

○七番(和田香穂里さん) そうですね、いろいろ解釈はあると思

化がこの国において急速に進んでいることは確かだと思います。ずもの空母化、F3やイージス・アショアの導入など、軍事力強うんですが、南西諸島の自衛隊配備や敵基地攻撃能力につながるい

わらないということだと思いますが。 四番はですね、先ほどの同僚議員の答弁と重なると思います。変

す。

「思彩書館の悪さを感じているのは私ばかりではないと思いますが、ツー・プラス・ツー合意内容の撤回を求めることはしない、ですね、ツー・プラス・ツー合意内容の撤回を求めることはしない、馬毛島軍事施設絶対反対も、そしてFCLP反対も、昨日そして

ことが両立しないと考える根拠をお答えください。 島への自衛隊配備及びFCLP施設整備の計画の撤回を求めていく 理解協力を得るために働きかけることと政府、防衛省に対して馬毛 を明らかにしていただいた上で、なお、地権者に対して利活用への を開いたにしていただいた上で、なお、地権者に対して利活用への を開いたにしていただいた上で、なお、地権者に対して利活用への は、市民の生命、財産を守る責務

○市長(八板俊輔君) お答えいたします。

ではあると思います。 撤回を求めるということも、それぞれの立場で、確かに一つの手段 国に対してそのツー・プラス・ツーの共同発表の文の内容を白紙

国と行政や一部の組織が賛成、反対のやりとりを行うよりも、現

み出すというふうに考えております。 あかもしれませんけれども、このことが動かしがたい大きな力を生まれ、大きな力が生み出されると考えております。遠回しに聞こえんでいくといいますか、そういう中で、市民それぞれの考え方が生実際に馬毛島に触れて、それぞれの価値観の中に馬毛島を落とし込まで推進しております体験学習ですとか企画展のように、市民が

そのためには、地権者の理解と協力が必要であることは言うまでそのためには、地権者の理解と協力が必要であることは言うまで

1。 意見を述べるということが必要であると感じているところでありまだと考えております。西之表市民の生命と財産を守る立場から国に「馬毛島に係る問題につきましては、地元の意向が最も大切なこと

います。あるべき姿を追求するということで、同じ方向性にあるのかなと思あるべき姿を追求するということで、同じ方向性にあるのかなと思れども、そういう方法を私はとりませんが、方向としては馬毛島のそれと、ツー・プラス・ツーの撤回というふうに言われましたけ

それぞれの立場でやるべきことを果たしていくということが務め

であると、責務であると、そういうふうに考えております。

○七番(和田香穂里さん)○七番(和田香穂里さん)その市民の思い、どこまで御理解いただいているあると思います。その市民の思い、どこまで御理解いただいているあるとですが、市長の立場は、市民の思いをしっかりと背負う立場にる。

ですけれども、そこはいかがですか。権限のほうです。今、責務と権限の権限のほうには触れられなかったように思うん

に活動をしてまいります。与えられた権限というものがございますので、そういうものを背景与えられた権限というものがございますので、そういうものを背景の市長(八板俊輔君)

す。 ○七番(和田香穂里さん) それでは、六番はですね、先日、新聞

に関して何らかの連絡が入っているか、お聞かせください。少の調査がたしか予定されていたと思うんですが、防衛省から調査況で防衛省の現地調査がどうなっているのか、今年度も環境及び希えして、売買交渉が中断しているということなんですが、その状

[企画課長 森 真樹君]

○企画課長(森 真樹君) お答えします。

ですけれども、現在は調査結果の取りまとめを行っている旨、確認ども、防衛省による馬毛島の現地調査は三月まで行われていたよう防衛省による馬毛島の現地調査の現況と予定ということですけれ

をいたしております。

立てられない、そういう旨、確認をしたところでございます。よって、今後につきましても、結果がわからないことには予定も

○七番(和田香穂里さん) わかりました。

それではですね、今度は県に対してなんですけれども、三反園知の、市長。

連携しまして、馬毛島に関する情報共有をしております。 ○市長(八板俊輔君) 県知事におかれましても、県の企画部と 防衛副大臣との面会の際に、馬毛島に係る問題は地元の意向が最も の市長(八板俊輔君) 県知事におかれましては、一月二十一日の

今後も、さらに連携の強化は図っていく必要があると考えており

○七番(和田香穂里さん) ぜひ県との連携は特に強めていただき

そして、九番と十番、一緒に伺いたいと思います。

お聞かせください。 般市民、大人が馬毛島を体験できる企画を考えていないかどうかを特筆すべきものが体験活動以外にあれば教えていただいた上で、一特番のほうは利活用事業の展開、十二月に伺いましたが、その後、

○企画課長(森 真樹君) お答えします。

でございます。本年度は、八月の末に馬毛島の学習会を今のところ開催する計画

ります。
の意見交換ができないか、そういったところで今検討を進めておての意見交換ができないか、そういったところで今検討を進めてお体験学習参加者による体験活動の発表、あるいは馬毛島活用について、有識者による馬毛島の自然や歴史文化に係る説明会、あるいは内容としましては、体験活動の参加者や市民を対象にいたしまし

で、一般の市民の方が参加できる企画ということですけれども、で、一般の市民の方が参加できる企画ということですけれども、ころでございます。

○七番(和田香穂里さん) ありがとうございます。

馬毛島を取り巻く状況は二転三転していますが、政府、防衛省が

ただきたいと思います。値を知っていればこそだと思います。それをしっかりと背負っていたが、多くの市民、その反対の思いは、馬毛島の価値や種子島の価市長は、市民が馬毛島の価値に気づく必要があるとおっしゃいましこれを進めようとしていることだけは間違いありません。そして、

も思います。 図を公的に確認して、それを市民にきちんと伝えていただきたいとすので、防衛省や地権者の動きに対しては、その都度、相手方の意行方を注視するとか状況を見守るという時期はとうに過ぎていま

たします。

「反対を表明する首長には丁寧な説明も情報提供も行わないという
反対を表明する首長には丁寧な説明も情報提供も行わないという
反対を表明する首長には丁寧な説明も情報提供も行わないという
たします。

₹ > 1.1。 ○**議長(永田 章君)** 以上で和田香穂里さんの質問は終了いたし

り再開いたします。 ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時四十分ごろよ

午後一時二十九分休憩

十後 一時四十分開議

○議長(永田 章君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、長野広美さんの発言を許可いたします。

[一四番 長野広美さん登壇]

○一四番(長野広美さん)○十四番(長野広美さん)それでは、私の一般質問を始めます。○十四番(長野広美さん)それでは、私の一般質問を始めます。

表におしては、このような状況に対してほとんど実感をます。 をます。 を表生する土砂を搬入し、埋め立てる具体的な経過についたので、どの範囲までこの放射能汚染が広がったのでしょうか。専門家でなくとも、空気中に散布してしまった放射能の恐ろしさは理解ででなくとも、空気中に散布してしまった放射能の恐ろしさは理解ででなくとも、空気中に散布してしまった放射能の恐ろしさは理解でなくとも、空気中に散布してしまった放射能の恐ろしさは理解でなくとも、空気中に散布してしまった放射能の恐ろしさは理解でなくとも、空気中に散布してしまった放射能の恐ろしさは理解である。 まます。

おおよそですね、事故当時の状況に比べますと、すみません、またれております。全体には、大変小さくて見づらいかもしれませんが、成三十年の放射線量の分布図というのが、インターネットで公表さーかさくて申しわけないんですが、ここに、平成二十四年六月と平

ただければと思います。ている状況が観測されております。すみません、また後ほど見ていして平成三十年も似たようにですね、実は、まだ放射線が放出されいるという状況が、今最初に見ていただいたのが平成二十四年、そ後ほど紹介いたしますけれども、実は、放射線がいまだに広がって

たします。

城県、 年市民団体が、これは福島ですけれども、 が公表されております。 土壌汚染は福島県内を最高値にして、栃木県、 新潟県など広域に及んでいることが明らかであるとしています。 城県や山形県、 国立環境研究所は、平成二十三年八月に、 岩手県、 岩手県、関東一都六県、 東京都など、広く青森県から福島県の土壌汚染結果 静岡県、 独自に測定した結果でも、 放射性物質の影響は宮 宮城県、千葉県、茨 山梨県、 長野県、 昨

ます。地域においては不明のままです。大変心が痛む状況が見えてまいり地域においては不明のままです。大変心が痛む状況が見えてまいりが公表されております。一度汚染された土壌の除染作業は、福島県には限定されて取組み一度汚染された土壌の除染作業は、福島県には限定されて取組み

いたいと思います。の危険性について、当局としてはどのように認識されているのか伺味するのでしょうか。まず、関東周辺の、この環境汚染、土壌汚染味するの、ここ種子島においては、関東方面からの土砂搬入は何を意

以下の質問は、質問者席より行います。

[市民生活課長 川畑利昭君]

からの土砂の搬入計画が浮上している件について、まず、お答えい〇市民生活課長(川畑利昭君) 中種子町屋久津地域で、関東方面

わせをいたしましたが、御指摘のような事実は確認できませんでし土砂搬入計画については、中種子町、南種子町の担当者にも問合

た。

の土壌汚染などの危険性についてお答えいたします。 次に、東京電力福島第一原子力発電所事故による関東周辺環境

以上です。 境に及ぼす危険性についても、各種報道等により認識しております。に放出され広範囲に拡散したこと、また、それらの物資が健康や環東京電力福島第一原子力発電所事故により、放射性物質が大気中

○一四番(長野広美さん) 今、課長のほうに答弁いただきました、事実が確認されていないという内容について、いま一度説明をいたがませんで、実際土砂計画、搬入計画があり、それについて、だきたいんですが、土砂が搬入されているとは、私も一言も申し上だきたいんですが、土砂が搬入されているとは、私も一言も申し上、

そもそも、いわゆる汚染された土砂の搬入があるのかどうかというお聞きしておりますが、私がお答えしたのは、いわゆる土砂の搬入、会があるというのは、担当者、中種子町、南種子町の担当者からは○市民生活課長(川畑利昭君) その土砂の搬入計画で、住民説明

ことについては、事実確認ができておりませんということです。

○一四番(長野広美さん) はい、ありがとうございます。

ではないかということで、今回伺いたいと思います。複数回説明会がなされていると、その事実はですね、大変重たいの一般質問しているのではなく、具体的にこのような計画が、地元で一般質問で行われるかどうかということを、今回お伺いする趣旨で今、課長が答弁していただいたとおり、私も、土砂の搬入計画は、

取り決めとかっていった部分が示されていないというふうに受けと この法律の中でも、この放射線汚染等についての具体的な責任とか 実上なかなか難しいという大変危険なものであります。さらにです 当ではありませんというふうに明確に回答されました。 をいたしましたけれども、 この放射能汚染の可能性がある土壌について、 に基づいて、私たちはごみ、産廃等の処分をしているわけですが、 私たち行政は一体何ができるのかといった部分なんですが、そもそ ね ません。 そもそもが、この放射線汚染と言われているものは、 問題が複雑なのが、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律と言われている国の法律 においません。被曝を避けることは、 また、さらに土壌は産廃ではありませんね。 汚染の疑いがあるといった場合の、 心配ではあるが、 県については、 一般的な個人では事 実は、 県にも問合せ したがって、 まず、 その担 では、 見え

めに何をするべきなのか。具体的に、もう既に説明会がなされたと行政は、じゃあ、どう市民の不安を払拭するのか。安全を守るた

えております。ことではなく、一定程度私たちも考えておく必要があるだろうと考いら、そのことがありますので、その対応については、遠い未来のいう、そのことがありますので、その対応については、遠い未来の

のか、対応策について回答、説明をお願いいたします。的に、今現在ある本市の条例等を鑑みて、どのようなことができる質の可能性があるといった部分に対応するための対策として、具体質の可能性があるといった部分に対応するための対策として、具体質のでは、その仮定ではありますけれども、この馬毛島に汚染物

○議長(永田 章君) 長野議員、馬毛島における。

○一四番(長野広美さん) いやいや、違います。馬毛島は一つも

○議長(永田 章君) 今何か、さっき馬毛島が、言葉が聞こえた

もんですから。

もう一度。

もなく勘違いです。申しわけございません。
○一四番(長野広美さん) 大変、ちょっと失礼しました。とんで

すみません。

すみません。

う、決して馬毛島の問題一つも今回関係ありませんで、この件に今、決して馬毛島の問題一つも今回関係ありませんで、この件に

す。 ()市民生活課長(川畑利昭君) 放射性廃棄物等の持ち込み拒否に

放射性物質に汚染された土砂には、範囲としては及びません。等を原子力発電所から発生する使用済み燃料や使用済み燃料を再処みを拒否するということになってます。本条例では、放射性廃棄物町、南種子町にも同様の条例があるため、まず、種子島への持ち込廃棄物等の持ち込みを拒否するということにされてますが、中種子放射性廃棄物等の持ち込み拒否に関する条例では、市内の放射性

られないということになっております。 するという形の基本方針がありますので、 物として国が管理を行っております。で、 なく持ち込まれるということは、 発生した県内で、いわゆる国が管理して、県内で、いわゆる処理を 千ベクレルとしており、基準値を超えるものについては、 放出された放射性物質により汚染された廃棄物について、環境省で 東京電力福島第一原子力発電所事故によって、まず、大気中に 廃棄物を安全に処理するための基準を、一キログラム当たり八 でありますが、 まあ、 しかし、今の質問の内容から考えます まず、 指定廃棄物については考え その指定廃棄物について、 それでおり、 本市に同意 指定廃棄

以上です。

説明いただきました。 の持ち込み拒否に関する条例について、また、国の扱いについても○**一四番(長野広美さん)** この西之表市の、この放射性廃棄物等

ところがですね、大変悩ましいのが、具体的に八千ベクレルとい

思うんですけど。 の点、 すね、 を撤去しなさいという権限を、どこが有しているんでしょうか。そ 場合にですね、こうやってはかったら、大変な線量だったと。それ その調査をするのか。しかも、持ち込まれて、 う危険性がですね、はっきりしない場合、これは一体誰が、 私も理解しますが、どこの土壌で、どのように汚染が及ぶのかとい うふうに、 もし検討されることがあれば、ちょっと回答いただければと 取り扱いについても、それ相当の対応をなされているものと、 明確なものについては、 実は、 ほぼほぼ確定していてで 万が一持ち込まれた じゃあ

○市民生活課長(川畑利昭君) 今の御質問であると、まず一点目

ので、 れの量っていうのを、このホームページ上では、平成三十一年の三 御説明の中にもありましたように、私どもの入ってる環境省のホー ○市民生活課長(川畑利昭君) ○一四番(長野広美さん) 月三十一日当たり、どれぐらいのトン数があるという表があります 上水発生道、いわゆる上水発生道、下水道というところで、それぞ ムページの中では、一都十県に対して、 キログラム当たり八千ベクレルというのは、 その中で管理を、 国が管理をするって、 それもわからないということです。 環境省の、 いわゆる焼却灰であったり いわゆる把握してる、 先ほども言ってまし 先ほど議員のほうの

ろ、ちょっとお答えができないという形になります。とこが調べるかっていうのは、今、想定できませんので、今のとこという形になります。ただ、それがほかの県ですね、先ほど、今述とので、国が管理してるものについては、やっぱり国が責任を問う

問題をどのように対処したらいいのかと。 今現在も続いておりますし、いわゆる子育て世代にとっての不安は も土壌は産廃ではありませんので、一般的な廃棄物の対象の対象外 可能性があると、特に関東周辺からわざわざこの種子島まで、 具体的な汚染土壌であれば対処しますよと。ところが、汚染土壌が けですね。今、お答えいただいた部分については、環境省も、 土壌が隠れているのかとか、そういったことも含めて不安があるわ ですね、どこに、例えば、ホットゾーンだとか、どこに汚染された 故当時ですね、もう既に放出されてしまいまして、その後、 ますように、関東周辺広範囲な範囲で、放射性物質が少なくとも事 ○一四番(長野広美さん) 今、冒頭で見ていただいた地図にあり と扱いになったときに、それでは、 私たち地元の住民として、この 実は、 国も、 しか

ばですね、実際に、もう汚染された土壌が見つかったとしたら、私ございますが、幾つかまだ課題があるというふうに考えます。例えませない、西之表市の持ち込み拒否条例については、確かに条例はす。今、課長が述べていただいたような、本市が持っている持ち込す。外課長が近べていたがと思います。今、課長が述べていただいたような、本市が持っている持ち込まです。

に。 中で、 日常の中で適しているのか、もう少し見直す必要があるのではない 状が、果たして東日本大震災の福島原発事故以降の、この私たちの す。そういう中では、私たち西之表市のこの条例がですね、今の また県知事に知らせなさいという責務まで明記された条例もありま のような汚染物質が見つかったとした場合は、 ら職員の立入調査をさせることが明記されています、その条例の中 求したりする権限を、 たち行政に、 ように考えておられますか。 かと、そういう状況になるかと思いますが、その点についてはどの あと、もう一点は、 また、東串良町の中にはですね、 例えばですね、事業者側に情報の提供を求めること、それか 事業者側に撤去しなさいということを指導したり、 例えば、屋久島町は同じ、この拒否の条例の 私たち自治体が有しているのかどうかが一点。 町長の責務として、 町民、 近隣市町 万が一こ 現

○市民生活課長(川畑利昭君) お答えいたします。

ですね、いわゆる国とか、県とかですね、いわゆる専門機関にですクレルという放射性廃棄物については、この、今、本条例ではありませんので、これを新たに条例化の中の定義の中に入れるかどうかと立入検査とかですね、いわゆる指定廃棄物ではない、いわゆる汚染の、国がしていない、いわゆる指定廃棄物ではない、いわゆる汚染の、国がしていない、いわゆる指定廃棄物ではない、いわゆる汚染の、国がしている、いわゆる情報量が、先ほどおっしゃいました立入検査とかですね、いわゆる一キログラム当たり八千べまずは、国が管理している、いわゆる一キログラム当たり八千べまずは、国が管理している、いわゆる一キログラム当たり八千べまずは、国が管理している、いわゆる一キログラム当たり八千べまがは、国が管理している、いわゆる専門機関にです

ては検討していきたいなというふうに思います。ね、まずは、調査相談をしてですね、検討を、今後ですね、に関し

以上です。

○ 一四番(長野広美さん)○ 世のでは、この条例の内容について、いまらしばらくたちますし、先ほど申し上げたとおり、原発事故といっらしばらくたちますし、先ほど申し上げたとおり、原発事故といっつ一四番(長野広美さん)

思います。 ういう意味で、このような放射性物質に関する、今後の管理のあり 例えば、マリンスポーツで、行政区関係なく、 ば、浸透水が海岸に流れ込むとか、それから、自然海浜ですので、 体的に検討していただきたいと思います。よろしくお願いしたいと 部分ですとか、 速やかな情報の共有が一点、それから、 方と対応の仕方については、まずですね、 されますし、観光客の皆さんも来られるわけですね。ですので、そ されるということになります。放射性物質ですし、ましてや、 入ってきたとしたら、それを、私たち島民がひとしく危険性にさら ところが、島内どこであっても、この放射性物質に汚染された物が 今後対応を検討していただきたいんですが、私たちは自治体ですの あわせてですね、もう一点、この放射性物質の問題点で、ぜひ、 私たちの行政区内のことを基本的には、 そういった連携強化のほうをですね、 島民への情報提供といった 三市町の担当者レベルの 直接管轄いたします。 島民の皆さんは利用 また、 ぜひ具 例え

続いて、二つ目の質問に移ります。

趣旨で質問をしていきたいと思います。だいて戦略的に、また最大限に今後も活用していただきたいという本推進交付金事業と、非常に長いんですが、こういったものをいた本ので立表市も、種子島もですね、特定有人国境離島地域社会資次の質問はですね、本市の観光振興に向けた取組みについてです。

をお願いいたします。型観光促進事業と言われているものですが、取組みについて、説明の中でも紹介されておりましたが、この交付金事業、いわゆる滞在の中でも紹介されておりましたが、この交付金事業、いわゆる滞在二〇一九年度の観光協会の通常総会が五月に開催されました。そ

[経済観光課長 岩下栄一君]

について、お答えいたします。
○経済観光課長(岩下栄一君) 本年度の三市町の役割と事業計画

つの事業を行う予定にしております。一市二町が実施主体となり、種子島観光協会を事業実施者として四度から滞在型観光促進事業に取り組んでおります。今年度も種子島観光振興では、本交付金事業を活用いたしまして、平成二十九年

イクリングコースや旅行商品の造成を行うものでございます。を塔載したレンタサイクルを試験的に導入し、実証実験を行い、サーつ目は、サイクルツーリズム事業でございます。主に、GPS

島空港への直行便を有する台湾や香港等での現地誘致セールスや、二つ目は、外国人観光客滞在促進プロモーション事業です。鹿児

旅行商品の企画開発を行うものです。

四つ目は、航空会社等と連携したプロモーション事業です。航空子島にもう一泊したいと思わせる滞在型観光の促進を図るものです。船券と体験クーポンをセットにした旅行商品を造成、販売すること品の目は、種子島滞在プラン旅行商品造成販売促進事業です。乗

につなげようとするものでございます。航空機利用者に対して効果的な魅力発信及び認知拡大を図り、誘客会社のホームページなどに、種子島の特設サイトを制作、掲載し、「「「一」「無名会社会」、「「一」「「一」

以上です。

ですね、の今回のパッケージになります。 五十万円、全部合わせると二○一九年度の事業費がおよそ二千万円あるんですが、それぞれですね、事業費としては五百万円から四百だいた内容が、ここにもちょっと、観光協会さんの総会資料の中にだいます。今、説明いた○一四番(長野広美さん) ありがとうございます。今、説明いた

た取り組みというふうに聞いております。ちました滞在プラン型の旅行商品づくりについてですが、これは、きました滞在プラン型の旅行商品づくりについてですが、これは、特にですね、西之表市が担当すると言われてまして、説明いただ

なネックになると言われている中で、大変期待したい取組みの一つ大変離島の、この種子島の観光促進の上で、運賃の割高感が大き

県、また当市の負担割というのが、わかれば教えてください。 なんですが、この事業を、実際交付金事業を使う場合の補助率、国

担の割合となっております。 分の五・五、県のほうが十分の一、残りの割合が地元の自治体の負分の五・五、県のほうが十分の一、残りの割合が地元の自治体の負の経済観光課長(岩下栄一君) この事業につきましては、国が十

ては十分の三・五、四割弱ですかね、はい。○一四番(長野広美さん) そうすると、地元の自治体の負担とし

値、 としている、この旅行プランの事業については、 体的に導入されれば、それなりの成果が期待されるのではないかと 光客の皆さんに対しても、このパッケージが少しでも早く、 運賃割引の、運賃軽減によってですね、かなりもう利用者数の増に らい成果を期待していくのかといった部分で、 に、これらを受けて、実際観光客の獲得、 業だというふうに思うんですが、また、この二番目にありますよう 者さんにとっては大変ありがたいパッケージの交付事業、交付金事 いうふうに考えるわけですが、具体的にこの、 つながっているという説明がありました。 ついて伺いたいんですが、 これで、 具体的な計画についての説明をお願いいたします。 国の事業、 県からの事業等を活用して行う、 昨日も同僚議員の質問に対して、 具体的にですね、 つまり同様にですね、 今後の計画や目標に 特に市が担当しよう 今後の計 地 |画や目 元の事 より具 島民の 観 業

向けた取組みについて御説明をいたします。 (岩下栄一君) 船舶による観光客の動向と獲得に

ずつではございますけれども、増加傾向にあります。ておりましたけれども、平成二十六年度の約二十三万人から、少し過去からの動向では、平成十九年度の約四十万人をピークに減少し千四百七十六人であり、対前年度比九九・七%となっております。船舶による種子島への入り込み数は、平成三十年度は二十五万一

にあると認識しております。 電光客の動向につきましては、船舶目的の把握というのができて 観光客の動向につきましては、船舶目的の把握というのができて

にしているところでございます。
していきたいと思っておりますので、そういった中でも、一つ目標方々に、一定の期間の中で利用していただくことを、まずは今年度の予算ということで想定をしておりますので、大体この四百人のの予算ということで想定をしておりますので、大体この四百人のが議員がおっしゃる今年度の目標ということですけれども、今回の議員がおっしゃる今年度の目標ということですけれども、今回の

以上です。

な離島にとってはありがたい取組みだと思うんですが、さきの観光今までになかった事業というところで、非常に今後、私たちのよう事業というのはですね、島外の観光客の皆さんの運賃を引き下げる、

○一四番(長野広美さん) そもそもが、有人離島国境の滞在型の

光、 ですね。 すね、さまざまな事業計画を五カ年計画、十カ年計画をつくるわけ 工会とか、いろんな補助事業をされる際はですね、三カ年計画を出 はですね、やはり私たち、通常民間がさまざまな市の、もしくは商 食店ですとか、全く内容がわからないんですね。もっと大事なこと 体的に旅行商品を造成、販売しますというだけでですね、では、 施は五月から三月にという日程が組まれているにもかかわらず、具 ことですが、この際に、総会の会員の皆さんに説明する内容がです いた状況だったので伺いたいんですが、見込み客数は四百人という り方について、もっと改善するべきではないかというふうに考えて 協会の総会ではですね、私、これも課長にも事前に、 してください、五カ年の目標を出してください、もしくは本市もで 泊される地元の皆さんの宿泊の業者さんですとか、もしくは体験観 事業費が四百五十万円で、実際には業務契約を五月に、事業実 体験型のサービスを提供している地元の業者さんですとか、 この報告の 飲 宿

私も理解できませんでしたし、実際に観光協会の役員をされているも含めて、この滞在型観光の、このパッケージを使うことで、一体とされだけのお客様を誘引、呼び込みたいとしているのか、それはとどれだけのお客様を誘引、呼び込みたいとしているのか、それはととれだけのお客様を誘引、呼び込みたいとしているのか、それはとら回、この特定有人国境離島のこの枠組みも、無限ではなく有限

ある方も、こういう補助事業、交付金事業があることすら知らなかある方も、こういう補助事業、交付金事業があることすら知らなかある方も、こういう補助事業、交付金事業があることすら知らなかある方も、こういう補助事業、交付金事業があることすら知らなかある方も、こういう補助事業、交付金事業があることすら知らなかある方も、こういう補助事業、交付金事業があることすら知らなかある方も、こういう補助事業、交付金事業があることすら知らなかある方も、こういう補助事業、交付金事業があることすら知らなかある方も、こういう補助事業、交付金事業があることすら知らなかある方も、こういう補助事業、交付金事業があることすら知らなかある方も、こういう補助事業、交付金事業があることすら知らなかある方も、こういう補助事業、交付金事業があることすら知らなかある方も、こういう補助事業、交付金事業があることすら知らなかある方も、こういう補助事業、交付金事業があることすら知らなかある方も、こういう補助事業、交付金事業があることすら知らなかある方も、こういうは、

まずは、課長にお願いします。

○経済観光課長(岩下栄一君) お答えいたします。

ます。

例えば、対馬の例で、すみません、長崎の例でいいますと、イン

ターネット上で申込みを行って、船については、窓口で券をお渡しターネット上で申込みを行って、船については、窓口で券をお渡しするような流れになってますけれども、種子島の場合は、なかなか、ます。そこは、まあ、委託する事業者によって変わってきますので、ある業者によっては、ひょっとしたらインターネット上でダウンロードしながら、そういった券を受理するとか、いろんなやり方があるかと思います。そこは、まあ、委託する事業者によって変わってきますので、ある業者におが決定した後、どういったやり方ができるかについては、地元の業者の方々といろいろ協力を得ながら、まずは、今年そういったの業者の方々といろいろ協力を得ながら、まずは、今年そういったの業者の方々といろいろ協力を得ながら、まずは、今年そういったの業者の方々といろいろ協力を得ながら、まずは、今年そういったの業者の方々といろいろ協力を得ながら、まずは、今年そういったの業者の方々といろ協力を得ながら、まずは、今年そういったの業者の方々といろいては、地元というが、はいる。

○一四番(長野広美さん) 次の質問があるので、まだ待っててく

ださいね。

ので。 向きに取り組みますよということでスタートしたはずなんですが 町の取組みになってますね。行政が主体、 ろがありまして、行政が何をするのか、観光協会さんが何をするの 内閣府が出している、この交付金事業はですね、 とか、民間もあったり、いろんな形なんですが、この、そもそもの たが、それにしても、事業実施がですね、 かという部分も、 ここで示されているんですよね、総会の資料の中で。それぐらい前 今、お答えいただきましたけれども、 少なくともですね、これ、 実は、ちょっとわかりづらいかなと受けとめまし 五月には業務契約をという予定が 確かに、 実施主体になっています 行政に、要するに一市二 わかりづらいとこ 観光協会さんです

私、受けとめるんですが、違いますか。低限の仕様書ですら、基本的な構想で、まだ示されてないんだと、いまだに、その民間側にしっかり内容を検討していただくための最

○経済観光課長(岩下栄一君)この仕様書につきましては、まず、実施主体であります自治体と、それから、実施者であります観光協会がで、この事業を請け負うところの観光の、すみません、まずので、現段階では今、そういった意味では、観光協会と具体的な旅行業者の決定のための、そういったは様についての協議を行ってきな旅行業者の決定のための、そういった仕様についての協議を行っているところでございます。

迅速に取り組んでいただきたいと思います。 ○一四番(長野広美さん) ぜひ、そこを速やかにしていただき、

が課せられていると、私は受けとめております。北部観光の充実に すが、今ですね、経済観光課の役割というのは、 そういったものがある、 さらにですね、 のイベントがあり、またグリーンツーリズム協議会等もあります。 向けた具体的な整備事業とかですね、広報関係もありますが、 制の充実についてです。ここはぜひ市長に答えていただきたいんで ックに関連するホストタウンですとか、 もう一つ、この観光振興の中で質問してありますが、この実施体 今回同僚議員の質問もありましたように、 いわゆる鉄砲まつりから、さまざまな島内の、 加わってくるわけですね。 国際交流の促進ですとか 本当に幅広い業務 これ、 今回のこ オリンピ それ 市内

> り、 けの、 ちょっと心配になるところがあります。 本当に、その企画案をつくり、実施できる環境があるんだろうかと いかなきゃいけない、コーディネートしていかなきゃいけない中に、 企画を立てていくためにですね、しかも、さまざまな観光協会しか 当に担当者がですね、新しい事業ですので、それを、やはり新たな いうふうに受けとめているところがあります。 を求めましたように、 の特定有人国境離島に絡む滞在型観光促進事業というのが、 事業者さんしかり、いろんな媒体を巻き込んで企画をつくって その成果が期待できる事業だと、ウイン・ウインの事業だと もっと迅速に、 もっと戦略的に、 にもかかわらず、本 実はやるだ

でしょうか。 区が相当観光業においては少ないという認識を持ってらっしゃるん区が相当観光業においては少ないという認識を持ってらっしゃるん中でですね、この種子島、屋久島も含めてでも結構ですが、熊毛地思ってるんですが、そもそもがですね、市長は、この県内の中の、そこで、今回、ぜひそこの部分の改善を、市長にお伺いしたいと

画が進めている、今だからこそですね、この滞在型の、しかも国がからいろな形で取り組んでいるつもりなんですが、今まさにタイミいろいろな形で取り組んでいるつもりなんですが、今まさにタイミががはしてですね、ホストタウンを含めた、この環境を楽しむためががとしてですね、ホストタウンを含めた、この環境を楽しむためががはい音をですが、本当にすばらしい環境にあると、常日ごろ思って、私はですね、本当にすばらしい環境にあると、常日ごろ思って、

長、回答をお願いいたします。 を件なわけですね。しかも、それは島内の観光業を押し上げるだけでもできませんし、観光協会単独でもできない、大変難しい重要なの、やはり中期的な取組みになるだろうと期待するところでありまながでもできませんし、観光協会単独でもできない、大変難しい重要なしっかりバックアップについたような事業をですね、これ、市単独

[市長 八板俊輔君]

○市長(八板俊輔君) お答えいたします。

思います。 書類づくりとかですね、そういった面では、 いったものも観光資源の開発という意味では必要だと思います。そ いかんわけですし、観光業界、それから、 お話をしたりして、積極的にやろうということを申し上げていると ということで、観光協会ですとか、 クーポンというのは、昨年度から力を入れていかなくてはいけない 誘致というものについては、まだまだ増やす、 ころです。その辺は、市だけでもできませんので、市と、交付金の 先ほど来の有人国境離島法の交付金を活用した事業につきまして 種子島の自然、文化等を題材にした観光の増加という、観光客の 島外からの観光客を呼び込むための運賃低廉化の方法として、 特に観光協会ですが、 そのほかの地域の協力と 市がちゃんとやらんと 高める余地があると 私も直接

ね、さらに努力をしたいと考えております。

○一四番(長野広美さん) はい、ありがとうございます。

市長にぜひ、重ねてお願いしたいんですが、もちろん認識してい市長にぜひ、重ねてお願いしたいんですが、もの課の体制づくりをですね、体制強化くっていくという部分で、今の課の体制づくりをですね、体制強化業自体が、もう導入されて三年目に入ります。一刻も早く実績をつ業自体が、もう導入されて三年目に入ります。一刻も早く実績をつ業自体的に検討していただきたいと、そういう趣旨で質問いたします。

次の質問に移りたいと思います。

いと思います。的にですね、何が原因だったのかという意味で、説明をお願いした的にですね、何が原因だったのかという意味で、説明をお願いしたそこで、この安納いもなんですが、生産面積や価格の面で、具体

[農林水産課長 中野賢二君]

○農林水産課長(中野賢二君)がお答えします。

平成三十年度の生産実績で一○%減少した要因についてというこ

ういうものは十分に認識しておりますので、

連携強化についてです

クタール増加したものによるものです。減少したことと、あと加工用の栽培面積の増加で、この分が五十へとなんですけれども、これ、青果用の栽培面積が六十七ヘクタール

以上です。
の差が出たことで減少しておるのではないかと考えております。安納黄金のMが百七十・五円、加工用が八十円ということで、ここら、その分で減少をしております。安納紅がMサイズで百七十円、ら、その分で減少をしております。安納紅がMサイズで百七十円、

○一四番(長野広美さん) 確かに面積、加工用の部分が広がって○一四番(長野広美さん) 確かに面積、加工用の部分が広がって

以こご↑。 七千七百トン、生産額が十三億八千六百万円と設定をしております。 性化プランのほうで、栽培面積が三百八十五ヘクタール、生産量が 性**他水産課長(中野賢二君)** 生産目標につきましては、園芸活

約二億円強、今のところ下回っている実績が出てきたわけですが. ○一四番(長野広美さん) 販売目標額だけでも、見てもですね.

について説明をお願いできますか。
この地理的表示、GIを取得するための条件、またそのメリット等を守る、生産地を守る制度設計だというふうに言われておりますが、動いてるというふうな説明を伺いました。その制度自体は、生産者動いてるというふうな説明を伺いましたのは、地理的表示の取得に具体的に、それでは、今後どのようなことを取り組もうとしている具体的に、それでは、今後どのようなことを取り組もうとしている

○農林水産課長(中野賢二君) お答えいたします。

メリットとしてあらわれているようです。の排除のほか、取引の拡大、取引価格の上昇、担い手の増加などが状況でございます。現在、国内のGIの登録済み品目では、模倣品地理的表示保護制度、通称GIですけれども、現在種子島安納い

てGI取得に向けて作業を進めているところでございます。おります。JA系列と、それ以外の生産者、関係機関が一体となっランド推進本部生産販売部会において、現在五十八会員が加入してJA系列とそれ以外の生産者の動向につきましては、安納いもブ

うんですが、それはその認識でよろしいですか。○一四番(長野広美さん)メリットの部分で、やはり取引、いわの一四番(長野広美さん)メリットの部分で、やはり取引、いわの一四番(長野広美さん)

○農林水産課長(中野賢二君) はい、そのとおりでございます。

○一四番(長野広美さん) はい、ありがとうございます!

でも販売網を持ってらっしゃる方たちもいらっしゃいます。とではなくて、むしろ、それはそれとして取り組んでいただきたいんですが、ただ、実際のところ種子島の安納いもの生産は、ブランとではなくて、むしろ、それはそれとして取り組んでいただきたいとでのでありですね、それ自体をですね、大きくだめだというここのブランド推進本部が中心になって、販路拡大を目指そうとい

いですい。 けるというようなことはないんでしょうか。どのような扱いになるけるというようなことはないんでしょうか。どのような扱いになるンド推進本部に入っていない皆さんが、何らかのペナルティーを受るこで、今回この地理的表示を取得した先にはですね、このブラ

○農林水産課長(中野賢二君) ペナルティー等は受けることはありません。ただ、安納いものどいうのが、条件になっているが、それに加入していただくというのが、条件になってくるんですが、それに加入していただくというのが、条件になってくるんですをれプラスブランド推進本部でブリックスを検査していますので、それでおいしさをプラスして、そこでおいしただければ、安全というところであります。そこでおいしさをプラスして、そこではいうのが規定でありますので、それでおいしさをプラスして、そこではいうのが規定でありますので、それでおいしさをプラスして、そこでは、条件になってくるんですというところであります。

ですね、繰り抜けて、ブランド推進本部に入ったんだけれども、 といった部分も大変重要だと、同時に必要ではないかと思うんです でですね、販売をしっかり拡大していく、 戦略に生かそうというものでありますが、 いう方向性が一つあって、確かにそれを到達することによって販売 かというと、実は、生産部門の品質向上だったり、管理だったりと だきたいんですが、その際に、今GIの取組みというのは、どちら いように、それだけはぜひ気をつけといていただきたいと思います。 ずしも、何というんですかね、排除してしまうような結果にならな うか、島の魅力といった部分をしっかり維持していただきたい。必 るという業者さんも、やっぱり中には、生産者さんもいらっしゃる って、 実際のところ、 質をしっかり維持しようということ自体はよろしいんですけれども ○一四番(長野広美さん) ってしまうわけですね。その販売強化策といった部分について、 際販売が確かに増えたというふうにならなければ、 ね。せっかくK―GAPですかと、GIのさまざまな規約、 上回るような勢いで安納いも、青果用甘しょを、今後も続けていた ので、そういった部分でですね、今思っている安納いもの魅力とい くはJGAP等の取組みと、それから、GIを合体させて、 あと、もう一点、今回この生産体制をしっかり強化し、 物流をしっかり持って、独自で安納いもを生産し、販売をす 独立系といいますか、しっかり自分の顧客関係を持 安全、安心のためのK いわゆる販売強化の対応 しかし、具体的なところ 全く逆効果にな G A P 目標額 規制を より品 もし 実 な

思います。っとわかりづらいところがありましたので、幾つかお尋ねしたいとかなか私、ホームページ等、もしくは戦略的な部分を見ても、ちょかなか私、ホームページ等、もしくは戦略的な部分を見ても、ちょ

応援すべき分野ではないかと、私は考えます。では余り大きく成果が上がらない。まさに行政がですね、率先してケティングですとか、なかなかお金がかかるんですけれども、個人特にですね、この販売戦略といった部分は、広報ですとか、マー

せてあれば助かります。なければ結構です。るものがあれば、簡単に説明いただきたい。予算的なものも、あわそこで今年度、この販売戦略の形の中で、具体的に計画されてい

○農林水産課長(中野賢二君) 本年度の計画であります。○農林水産課長(中野賢二君) 本年度の計画ですけれども、昨年

○一四番(長野広美さん) ありがとりございます。試食会等はでいった取組みも重要になってくるかと思うんですね。の目に触れるのが出いに有効なんですが、実は、広く浅くという部分での、この四番(長野広美さん) ありがとうございます。試食会等はで

どこが主体になってやっているかというと、まさにそこがブランドなんですが、ホームページ、情報発信、そういった部分は、では、そこで、例えばですね、いわゆる広報戦略です。本当の広報戦略

推進本部の重要な役割の一つだろうと思うんですね。

すね、 課のほうとも一緒に、はい、取り組んでいきたいと思います。 計 ○農林水産課長(中野賢二君) 課長の説明では、今年は予定されてらっしゃらないんですよね。 っと戦略的な取組みが必要であり、そのためには専門家がそこに入 セージが、種子島に来れば安納いもの島だというようなですね、も れからストラップですとか、島内において共通した安納いものメッ れから安納いものイメージという部分では、ポスターですとか、そ わってしまって、二回目以降、三回目がなかったりとか、 が、 って戦略をつくっていく必要があると思うんですが、そのようなで 画しておりませんが、議員の御意見をいただきまして、 ホームページも見ましても、なかなか、更新はされているんです 例えば、安納いもを加工するコンテスト、これも何年か前で終 広報の分野を強化するといった部分については、今現在は 広報の部分では、現在のところは あと、そ

○一四番(長野広美さん) ありがとうございます。

いと思うので、市長に答弁をお願いいたします。 にこの広報の分をいま一度立ち返って、戦略をつくっていただきた性をたくさん秘めております。そういった部分でもですね、積極的アップするような形のものとか、実は、いろんな形でつながる可能とめて市長にお伺いしたんですが、この安納いもですね、実は、改めて市長にお伺いしたんですが、この安納いもですね、実は、

○市長(八板俊輔君) 本市の特産品の安納いもの再ブランド構築

ります。ということについては、最大限の努力をしてまいりたいと考えてお

を集めて進めてまいりたいと考えております。なセールスとか、それから、PRの方法についても、各方面の知恵議員のおっしゃるように、マーケティングといいますか、対外的

○一四番(長野広美さん) よろしくお願いします。

ます、このナガラメ、トコブシについてです。あとですね、もう一点、とても大事な、この地元の産品だと思い

とに簡単に御説明をお願いいたします。区ごとのデータがあるというふうに説明を伺いましたので、地区ご口体このナガラメの現状、どうなっているのかといった部分で、地残念ながら、水揚げ、販売扱いの金額等も減少の一途であります。

○農林水産課長(中野賢二君) お答えいたします。

ますので、離島漁業交付金事業、漁業集落別で報告いたします。げ量ですけれども、小組合別で報告いたしますと、二十一地域あり平成三十年度のナガラメ漁の種子島漁協における地域ごとの水揚

キロの合計千九百五十八キロとなっております。住吉漁業集落五百五十一キロ、国上漁業集落三キロ、湊漁業集落西立表漁業集落八百四十九キロ、東海漁業集落五百五十三キロ、

十九年が二千九百五十四キロ、三十年が千九百五十八キロとなって二十七年度が三千五百六十六キロ、二十八年が四千五十四キロ、二過去五年の水揚げ量は、平成二十六年度が四千二百二十六キロ、

水揚げ量は減少傾向であります。おり、一時的に二十八年度の水揚げが増加しておりますけれども、

以上です。

○一四番(長野広美さん)○二四番(長野広美さん)このナガラメ、いわゆる過去最低の水の取組みもしているんだと同いました。薬場が少なくなってしまっている、いわゆる磯が、失礼しました。薬場が少なくなってしまっている、いわゆる磯が、失礼しました。薬場が少なくなってしまっている、いわゆる磯が、失礼しました。薬場が少なくなってしまっている、いわゆる磯は、漁場が、失礼しました。

はどのようにやっているかを説明お願いします。

ないにやないかと、ちょっと心配になります。稚貝放流が本当に有るんじゃないかと、ちょっと心配になります。稚貝放流が本当に有るんじゃないかと、ちょっと心配になります。稚貝放流が本当に有るが、統計的には稚貝放流の個数、金額ベースも、実は減少傾向にあるともう一点ではですね、稚貝放流を、ここ何年かずっとやってあともう一点ではですね、稚貝放流を、ここ何年かずっとやって

ます。 貝放流を行えば、水揚げ量は維持、増加する傾向にあると考えられ 水域環境の悪化により、水揚げ量は年々悪化してきております。稚 水域環境の悪化により、水揚げ量は年々悪化してきております。稚

まして、その後減少をたどり、三割程度生存する報告が出ておりまーの児島大学の研究報告によりますと、放流後一週間で五割に減り

す。

考慮した取組みを行いたいと思っております。 本市においても、 冬場の放流により、 餌の確保と食害への対応を

較をしていただきましたけれども、 ○一四番(長野広美さん) 強の水揚げ高です。昨年の水準を考えますと、五分の一。 何とナガラメは十トンありました。その当時の価格で五千五百万円 具体的な対策が、ちょっと見られません。今、 稚貝放流以外のところはですね、 平成十五年、 課長は五年ほどの比 十五年前ですね、 実は

減少してきており、 今の状況は大変厳しいと言わざるを得ないわけですね。何しろ例年 いただいたかと思います。 稚貝放流も課題では、およそ三割ぐらいかというふうな対応を説明 問題はですね、じゃあ、これが改善の見込みがあるかというと、 しかも具体的な対策としては稚貝放流と。 その

と考えております。

- 181 -

策をとるための具体的な予算措置も含めて検討すべき時期に来てい それとも、 に、 るんじゃないかと思いますが、 ほかの抜本的な改善策をですね、情報収集するなり、 い状況であり、果たして放流という事業をこのまま維持するのか、 ここで市長にお伺いしたいんですが、改めてですね、これは本当 今の状況で対策が十分かというと、 今すぐすぐでなくとも、いわゆる育てる養殖といった、 いかがでしょうか。 私、とてもそんなに言えな いろいろな対

○市長 (八板俊輔君) やはり、 観光客が来たときに、ナガラメが少ないというの ナガラメのみそ漬けは、 私も大好きであり

> のも必要であります。後継者を育てるということもあります。 が減少しておりますので、その漁業者がもうかるような施策という それには漁師、漁業者の協力が必要であります。漁業者は、また数 的なこともですね、あるいは考えないといけないのかなと思います。 的なものもありますけれども、 れも一つでありますけれども、 ために、 は非常に寂しいことでありますので、何とかこの特産品を取り戻す んな方面で漁業の、 現在やっております藻場の造成ですとか、それから稚貝放流、こ あらゆる方策を試していかなければならないと思います。 水産業の振興については努力をしてまいりたい 例えば、 例えば、まだこれは、 産卵期における操業の変更 私の思いつき

いま までの取組みの評価、見直し、もしくは改善策といった分を、ぜひ のある水産物の一つだという位置づけで、まず、そもそもが、これ 予算を確保しながら、本市の観光にもつながるような、非常に特色 この交付金事業ですね、あらゆる形のものを何とか駆使してですね 手として計画づくりにも参画する必要があるかと思いますし、また ○一四番(長野広美さん) トが不可欠ですし、それから、 方でですね、先ほどから言っているように、 るんだというところで、今回提案をいたします。 度検討していただきたいと、もうそういうタイミングに来て この分野は、とにかく専門的なサポ 現場の漁師さんたちが具体的に担 国などの有人特定、

変わっているんだろうと思うんですね。地である国全体の産業を取り巻く環境自体がですね、本当に大きくだけではなくて、担い手が不足しているというだけではなく、消費ってきている。それも早く変わっているんではないかと。人口減少境がですね、私、自分たちが考えている以上に、本当に大きく変わ

これに対して、では、私たち行政が何ができるかと。私たちは、 これに対して、では、私たち行政の役割が大きいですので、 と。今も皆さん一生懸命やっていらっしゃるのはわかるんですが、 と。今も皆さん一生懸命やっていらっしゃるのはわかるんですが、 と。今も皆さん一生懸命やっていらっしゃるのはわかるんですが、 と。今も皆さん一生懸命やっていらっしゃるのはわかるんですが、 と。今も皆さん一生懸命やっていらっしゃるのはわかるんですが、 と つから見直さなきゃいけないという時期が来ております。それは、民ですね、産業を支えるのに、私たち行政の役割が大きいですので、 そういう部分でも、いま一度皆さんに検討をしていただきたいと思ます。よろしくお願いします。

それでは、最後の質問になります。

ていただきたいと思います。小学校でも利用されておりますので、実際に、まず、現状を紹介しバスは、中学校の交通手段として、通学手段として始まりましたがスクールバスの運行について伺います。これはですね、スクール

[教委総務課長 吉田孝一君]

○教委総務課長(吉田孝一君) お答えいたします。

き、単独でのスクールバスの運行が始まっております。
成二十四年四月より、西之表市スクールバス運行規定の施行に基づとして、当時のコミュニティバス等を利用した運行か開始され、平学校として統合された際、通学が困難な遠隔地からの生徒の送迎用御存じのとおり、スクールバスは平成二十一年四月に、種子島中

ざいます。 線、 中学校行事としての運行利用を基本として運用しているところでご 路として朝各一便、 徒用が一便、 通学では、現在六路線、 住吉線の六路線で、登校時は各一便、 部活をする生徒用が一便の計二便、土日・祝日は、 復路として正午に各一便の運行利用と、その他 立山線、 現和線、 下校時は、部活のない 国上線、伊関線、 古田 往 生

以上でございます。

数とか、利用者数とかあれば教えてください。 ○一四番(長野広美さん) 実際に、年間小学生たちが利用する同

○教委総務課長(吉田孝一君) お答えをいたします。

ていただきたいと思います。おりますが、それ以外の利用条件と利用状況についても御説明させたほど申しましたように、中学生の登下校用などが基本となって

ざいますが、それに支障のない場合、前月の十五日までの申請によ基本は、種子島中学校の通学及び行事を優先としつつ運用してご

ることができることとなってございます。り、小学校においても学校教育活動としての利用であれば、利用す

昨年度で申しますと、約百三十回利用されてございます。や一日遠足、学校間交流学習、集合学習、陸上記録会、音楽祭など、利用につきましてですが、小学校の利用においては、社会科見学

以上でございます。

からという説明をいただいたとおり、運行規定というものがですね、 ただですね、私がちょっと気になったのが、これ、平成二十四年いうのは随分利用していただいているなというふうに思います。 小学校でも、本当によく利用されているのを見ますし、百三十回と 一四番(長野広美さん) 実際に中学生の登下校だけではなくて、

たいなと思いますが、その点いかがですか。利用していただきやすいような運行のあり方という部分をお願いし子供たちの状況も変わってきますので、きめ細かく相互の確認を、というのは、実は相当利用形態ですとか、目的ですとか、乗車する度の初めから最後まで利用する中学生と違って、小学生たちの状況時に、小学校の小学生が利用する場合というのは、毎年年間、年

り三年から五年のどこかで、その規定のあり方等も、

いま一度しっ

かり確認していただけたらなあと思うところです。

状況に即しているかといった部分で、いずれにしてもですね、やは

度セットされると、その運行規定がそのままで、しっかり現場の

○教委総務課長(吉田孝一君) お答えいたします。

ざいます。

で期的な安全と運用基準の確認についてですけど、基本的にはで定期的な安全と運用基準の確認についてですけど、基本的な部分として、安託をしてございますので、その中に、まず基本的な部分として、安託をしてございますので、その中に、まず基本的な部分として、安定期的な安全と運用基準の確認についてですけど、基本的にはで

ックなど、しっかりするようにしてございます。う一つ、運行前の運転手の健康状態等についても、アルコールチェますので、送迎業務の安全と確実性等々につきましては、また、もまた、細かい部分でいきますと、仕様書を一緒に交わしてござい

と思っております。た、そういった変動もですね、今後把握をしていかないといけないた、そういった変動もですね、今後把握をしていかないといけない用しておるわけですけども、どういった方が乗っていくのかといっ議員御質問の中にもありますけど、現在バス通学を基本として運

さております。
当然バス通学については、許可証を発行する上で、しっかり把握当然バス通学については、許可証を発行する上で、しっかり把握当然バス通学については、許可証を発行する上で、しっかり把握

設けて、特別な事情のある利用者の有無を把握した上で運行がなさっ後そういった事情を得るために、申請書の様式に特記事項欄を

以上です。

○一四番(長野広美さん) ありがとうございます。

も、それから学校側も細かく応援できるかと思います。スの運行についても、もう少し事前に、もしわかれば、運転手さんな、細かなニーズに対応して教育をしていただいているなと実感しやはりですね、今、教育の現場では、子供たちの本当にさまざま

分を重ねていただきたいので、ぜひよろしくお願いします。 ぜひ委託している業者さんへの細かな情報提供、協議といった部

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長(永田 章君) 以上で長野広美さんの質問は終了いたしま

いたします。 ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十五時ごろより再開

午後二時四十七分休憩

4 名二甲 ロー・2 作き

午後三時開議

○議長(永田 章君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

般質問を続行いたします。

次は、田添辰郎君の発言を許可いたします。

[一一番 田添辰郎君登壇]

○一一番(田添辰郎君)平成の御代が終わり、新しい令和の御代

ります。美しい調和ということであります。九年ということになります。元号が令和に決まりました。英語で言九年ということになります。元号が令和に決まりました。英語で言西暦で言えば、二○一九年、我が国の皇紀でいけば二千六百七十

あります。

ことを思い出します。その中で、まず最初に言われたことは、今回ことを思い出します。その中で、まず最初に言われたことは、今回ことを思い出します。その中で、まず最初に言われたことは、今回中学校の社会の授業を思い出しますと、聖徳太子のほうが憲法十

決すべし、このような言葉もあるわけであります。内を治める、国やはりその精神は変わっておりません。広く会議を興し万機公論にの後長く変節はございますが、明治という時代が始まったときも、国内においては、和を最も重視する考え方を持っておりました。そ我々の日本は、聖徳太子の時代から、和をもってたっとしとなす、

議論して、そして物事を決めていこう、そういう国柄であるかと思内を治めるに当たっては、和をもって、そしてみんなで話し合って、

います。

私は信じるものであります。が国日本は、今回の年号と同じく、麗しく、平和な国であったと、のはほとんど発見されていない時代であります。縄文の時代から我れた遺跡からは、戦やその他で争い合って傷ついた遺骨のようなももっと古く言えば、一億数千年続いたという縄文の時代、発掘さ

に今貢献している現状でもございます。 最近に近づければ、人種差別撤廃条約を世界に先駆けて訴えたの 最近に近づければ、人種差別撤廃条約を世界に先駆けて訴えたの 最近に近づければ、人種差別撤廃条約を世界に先駆けて訴えたの に今貢献している現状でもございます。

本のこれからの使命でもあるのではないか、そう思うわけでありまらない、そして、そのことは、和をもってたっとしとなす我が国日自立のために、平和のために貢献してきた事実を認識しなければなアフリカの国も独立したという事実があります。我が国をさげすむ不知の日ででは、さきの戦争を、その後にアジアの各国は独立し、

す。

では、質問のほうに移らしていただきます。

子供の安全確保と学校施設の整備についてであります。

そのことを考えている現況でもあります。人々も、どうやったら交通事故を防げるか、子供たちを守れるか、委員会のほうも、各小学校、中学校、高校のほうも、そして地域のまざまな対応策が検討されているわけであります。その中で、教育毎日のようにテレビ報道で悲しい事件が報道されております。さ

ばと思います。 策、当市ではどのような対策を打っているのか、教えていただけれ 今に始まった問題ではありませんが、子供の登下校時での安全対

以下の質問は質問者席より行います。よろしくお願いします。

[学校教育課長 内 健史君]

○学校教育課長(内 健史君) お答えします。

を巡回し、安全確認を行っております。ーを配置し、子供たちの登下校時刻に合わせて、各担当校の通学路登下校時の子供の安全対策としましては、スクールガードリーダ

と安全指導が行われております。朝の立哨指導、スクールガードや防犯ボランティアによる安全確認また、それぞれの学校においては、教職員による学校周辺での毎

一〇番の家等の取組みもなされているところです。さらに、各地域ではPTAや見守り隊によるパトロール、子ども

ます。

今、全国的に登下校時等における子供の事故が相次いでおります。

今、全国的に登下校時等における子供の事故が相次いでおります。

以上です。

全を日々守っていただいていること、感謝申し上げます。 うで精力的に、また民間ボランティアのほうでも精力的に子供の安○─**一番(田添辰郎君)** ありがとうございます。教育委員会のほ

であります。 一年以上、種子高ができてから聞いている話もあるわけおります。 十年以上、種子高ができてから聞いている話もあるわけまが、こちらが変則的な三差路、四差路になっております。そこにも横断歩道が欲しいとか、那永山の坂、上りあがったところ、樹断歩道なりをつけていただきたいとか、また種子高に向かう、松神が、こちらが変則的な三差路、四差路になっております。そこにとを申し上げますと、松畠の桜が丘、一番下におりるところなんでとあります。

やはり違う部署の対応も必要ではないか、その辺、市民生活課では交通標識なり、横断歩道をつくったり、そのような対策を打つには、けれども、きちっと対応していただいているんですが、やはりこのそのような状況の中で、教育委員会のほうではどうしようもない

合いはどうか、教えていただければと思います。と、認識していらっしゃるかどうか、また教育委員会との協力の度ないかと思うわけであります。そのような、今申し上げたようなこ

[市民生活課長 川畑利昭君]

ていきたいなというふうに考えております。 交通安全、市の交通安全対策と連携してですね、 ね、 校教育課のほうで、今答弁があったとおりですね、 ですね、認識しておりまして、現場の確認もしております。ただ学 ところなんですが、いわゆる過去からですね、その事案については ということで、御存じかと思うんですが、 ○市民生活課長 所の横断歩道の設置に関しては、 いわゆるPTA関連のですね、子ども見守り隊とか、そことも (川畑利昭君) 横断歩道の設置自体は公安委員会 先ほど議員がおっしゃった、二カ 所掌では、ちょっとない 安全対策には努め 各地域とかです

以上です。

一生懸命対応していただいていることはわかっております。○一一番(田添辰郎君) ありがとうございます。担当課のほうは

いるんですが、スピードを出しにくいような道路の工法に変更する、うの考え方をきちっとあって、なかなか難しいというのはわかってた上之原も、交通安全協会のほうにも確認いたしまして、警察のほピードが出しにくいようなものをしておりまして、今申し上げました上で原も、交通安全協会のほうにも確認いたしまして、警察のほか、断遇にというところがあります。あそこの前が、ちょっとスの地島鮮魚店というところがあります。

のほうで前向きに進めていただければと思います。 で考えていただいて、公安委員会、市民生活課、そして教育委員会い工法というのが、既にあるかと思うんです。ガードレールも重要なんですが、種子島は道の狭いところもあります。ガードレールを重要なが、そういう道の工法なりをですね、いろんなことを知恵を出して考えていただいて、公安委員会、市民生活課、そして教育委員会のほうで前向きに進めていただければと思います。

して、この件につきましては終わらせていただきます。以上に危険な場所が多いかと思いますんで、目配りのほうをお願い私が申し上げた二点だけではないかと思います。ほかにも、それ

次の子供たちの水泳の関係であります。

てはということでございます。 水泳の授業も始まっております。水泳時の安全確保・整備につい

ります。 を行きまして、どういう状況なのか確認させていただいたわけであを行きまして、どういう状況なのか確認させていただきました。昨日は市営プールのほう私のほうも、一昨日、榕城小学校のプールのほうにはお伺いし、

れを榕城小も市営プールも一緒ですが、大体が水色の塗装をしていわけですが、やはりプールの底の水色の塗装なんでありますが、こ命の問題なんですけど、事をややけて言う場合が、私の場合が多い一般質問の中で、命の問題云々というと、言葉が強くてですね、

会のほうでも、 年のように要望活動があるわけであります。 城小学校だけではありません。プールの問題、 小学校のプール、見ていただいていると思うんですが、この辺は榕 あるわけですね。そういった意味でも、 りすると、その子供たちを見守る先生の数も減ったりする可能性が ほうですと、子供たちがちょっとけがをしたりとか、云々があった うは、専門の方がいらっしゃいますので、あれなんですが、 生方で、子供たちの安全を見ていただいています。市営プールのほ 今市営プールですから、あれなんですが、 うことが起こり得るのではないか。小学校、 るかと思います。 おります。 あってはならない万が一のときに発見が遅れてしまう、そうい 委員長を中心にして学校訪問を行わせていただいて 数年置きに塗装をし直さなければ、それこそ万が もう担当課のほうは、 小学校のほう、学校の先 それがありまして、 まあ、中学校のほうは 体育館の問題は、 学校の 毎

うな配慮をしていただきたいと思っていますが、どうでしょうか。ってしまうということがあります。万が一のときのために、そのよいりますが、ペンキの塗装というのは、見ていただけばわかるようかりますが、ペンキの塗装というのは、見ていただけばわかるようかはりこのような不測の事態になりかねないもの、お金は多少か

教委総務課長 吉田孝一君]

ますので、その分については総務課のほうでお答えをさせていただ○**教委総務課長(吉田孝一君)** 榕城小学校のプールの件でござい

きます

び関係職員の方より現状説明を受け、把握をしてございます。ちょうど私も、先日学校の施設確認に出向いた際に、校長先生及

ついても伺っているところでございます。あるため、子供の発見がしにくい場所がある場合があるとの意見にまた、水泳授業の際、塗装が剝げ、肌色に近くなっている部分が

っていると伺っております。し十五分ごとに児童をプールから上げ、点呼を行い、安全確認を行い者校では、その対策として複数の先生方の監視のもと、十分ない

と考えております。 始まっており、残りの授業行程を考えましても、現段階では困難から後、御指摘の件における対処につきましては、既に水泳授業が

急な対応を行いたいと考えております。の状況を再度確認をいたしまして、応急的処置が可能なものは、早計画的な対応を行うこととなろうかと思いますが、各学校のプールで、取りまとめた上で、安全性重視で優先順位を見きわめながら、プールにつきましては、ほかの学校からも改善要望がありますの

以上でございます。

のほうをよろしくお願いしたいと思います。 ○一一番(田添辰郎君) ありがとうございます。今年、シーズン

では、市営プールのほうに移らせていただきたいと思います。こ

いております。担当の方もかわりました。その辺を認識していらっ口の橋が危ないというふうに、実際はまだ大丈夫だという意見も聞れまでも担当課のほうにはお伝えしているわけでありますが、入り

しゃるのかどうか。

また市営プール駐車場の整備の問題がございます。今申し上げまます。最善の対策をですね、考えていただければと思うわけであります。、最善の対策をですね、考えていただければと思うわけであります。、また市営プール駐車場の整備の問題がございました。昨日改めて確認したところ、そうなると、から上のほう、横のほうから入ってきても大丈夫じゃないのか、そから上のほう、横のほうから入ってきても大丈夫じゃないのか、そがら上のほう、横のほうから入ってきても大丈夫じゃないのか、そがら上のほう、横のほうから入ってきても大丈夫じゃないのか、そがら上のほう、横のほうから入ってきても大丈夫じゃないのか、そがら上のほう、横のほうから入ってきても大丈夫じゃないのか。そうなると、は、後に、後に、大きない。中しとげました。今年し上げままた市営プール駐車場の整備の問題がございます。今年し上げまます。

また市営プールのほう、屋外のプールでございます。以前から屋 はうを温水プールにできないかと、そういう話が昔からあるようで にするときにも、これは何十年前になるんでしょうか、四、五十 をつくるときにも、これは何十年前になるんでしょうか、四、五十 をつくるときにも、これは何十年前になるんでしょうか、四、五十 をつくるときにも、これは何十年前になるんでしょうか、四、五十 をつくるときにも、これは何十年前になるんでしょうか、四、五十 にするんでしょうか、その焼却した熱を使って、市営プールの はうを温水プールにできないかと、そういう話が昔からあるようで はうを温水プールにできないかと、そういう話が昔からあるようで

る状況があるわけであります。
リができるような、そういう歩行プールみたいなものも併設してい状況なんですが、町民の福祉向上ということもありまして、リハビ実際、南種子町の河内温泉のほうは、これは採算は全くとれない

対応していくのか、教えていただけばと思っております。場の整備の問題、また橋を認識しているか、その辺どういうふうにら十月までは使えるプールになるんではないかと、夢を描いたりすらかうことはわかっております。せめて、日陰の問題、そして駐車ということはわかっております。せめて、日陰の問題、そして駐車ということはわかっております。せめて、日陰の問題、そして駐車ということはわかっております。せめて、日陰の問題、そして駐車ということはおかっております。

[社会教育課長 中里千秋君]

○社会教育課長(中里千秋君) それでは、お答えいたします。

たところです。さらに、現在張ってあるロープを補強するなど、対場合など危ないため、橋の欄干部分に色づけをして目立つようにしませんが、橋の欄干部分が低いことから、万が一自転車が転倒したが、道幅については十分にあり、現在のところ事故等は起きており市営プールに至る入り口のところの橋の件についての御質問です

策を講じていきたいと考えております。

討してまいりたいと考えております。新たな出入り口を設けてはとの御意見等につきましては、今後検

市営プールにおける熱中対策につきましては、以前から日陰が欲

置しております。
りずつ、また、奥の小プールに一張り、全部で三張りのテントを設しいとの要望があったことから、大プールの入り口両サイドに一張

合わせて四名の管理人と監視員で安全確認をしているところでござ利用者に対しても、適切な水分補給を呼びかけるとともに、常時

以上です。

います。

○一一番(田添辰郎君) ありがとうございます。○一一番(田添辰郎君) ありがとうございます。なかなか、こうのすごくよくなるのかもしれませんが、その場合は駐車場の問題がができればですね、市民も使えるようになるかもしれないので、もができればですね、市民も使えるようになるかもしれないので、もかでかいという思いが強いものですから、種子島中学校のプールの一一番(田添辰郎君) ありがとうございます。なかなか、こう

す。
民の要望のほうも聞きながら対応していただければと思っておりまいの要望のほうも聞きながら対応していただければと思っておりまかもしれませんが、まだまだできることがあるかもしれません。市物は確認してまいりました。もう少しというと、わがままになるのでひとも、熱中症対策、これからもできますんで、テント張りのぜひとも、熱中症対策、これからもできますんで、テント張りの

では、施設整備のほう、三つ目であります。

耐震性強化をした上で、一般の市民のほうに使っていただいている耐震性がないということで、使えないというふうに以前は言われて、旧榕城中学校の武道館についてであります。この武道館のほう、

その部分で安心、安全ということになっているわけであります。一落ちたらどうするという怖さがいつもあった場所でありました。以体育館の二階のほうで、市民体育館の二階のほうでやっていたと現況がございます。本当に使っている市民の方、柔道などは、以前

願いします。

○教委総務課長(吉田孝一君) お答えいたします。

てない状況でございます。た経緯はなく、今のところ利用者からもシロアリに関する声も届いまず、シロアリ対策につきましては、これまで予防や駆除等を行っ旧榕城中学校の武道場の整備についての御質問でございますが、

武道場の雨漏りにつきましては、これについては確認をしてござ再度確認をさせていただきたいというふうに思ってございます。があるということでございますので、そちらにつきましては、またただ、今議員がおっしゃいましたグラウンド側のほうにシロアリ

ございます。いまして、特定できる範囲についての修繕依頼をしているところでいまして、特定できる範囲についての修繕依頼をしているところで

いりたいと考えております。
る市民の方の活動に支障のない範囲での施設の維持管理を行ってまる市民の方の活動に支障のない範囲での施設の維持管理を行ってま

以上でございます。

質問を移らせていただきます。

続きまして、

ラ、光通信ができるようになったわけであります。
ことで、種子島でも、ほかの地域と比べても、いち早く高速インフしなければいけない、通信のほうを高速化しなきゃいけないというは、前市長、また前副市長のときに一生懸命、やはり光通信をほうは、前市長、また前副市長のときに一生懸命、やはり光通信を

間のほうにやっていただくということで、 ね 億 ができたりする状況にあるようであります。 ちょっと遅くはなったんですが、今はそういう光でインターネット 先日、 一千万円、二年目が一億一千万円ですかね、 負担をしてやっていただいているということで、どれぐらいの 中種子町のほうにお伺いしましたら、 町のほうが、 中種子町の場合は、民 一億三千万円ですか 中種子町 一年目が二 0 いほうも、

がやっているんでわからないということでした。契約者数が、光を使っている人がいるのかと確認しましたら、民間

らも、 行う場合には、月々の契約料の中から払ってもらうということで、 います。そのような意味で、今我々の西之表市では、 ということもあるかもしれませんが、このネット環境の整備を行う 子町はその部分ができないということは、やはり民間に任せたから て、 えていただければと思います。 な状況をどのように考えているのか、でき得れば、もうそろそろ九 初期投資は少なく入れるような仕組みになっております。そのよう を行って、無料でやっていただけることもあるわけですが、民間が 工事費がかかるというような状況もあります。たまにキャンペーン ためには、ネット環境の整備というのは、本当に企業誘致の観点か の契約者数があるかというのは、すぐわかるわけであります。中種 方に使っていただこうということでやっていますので、どれくらい 高速インフラ普及のための次の手は何か考えているのかどうか、教 十年たつのではないかと思います。そのことを見通して、この 市民の皆さんにいち早く、そして広い範囲の方に、たくさんの 契約して光を使う場合に一万何千円か、二万円か、そこらの そして観光客誘致のためにも、どうしての必要なことかと思 この問題、質問いたしますと、西之表市は行政が責任を持っ 普通でありま

[企画課長 森 真樹君]

○企画課長(森 真樹君) お答えいたします。

きたいと思います。ております質問一と二、合わせてということで御回答させていただております質問一と二、合わせてということで御回答させていただい市民のインターネット環境の整備につきまして、事前にいただい

ビスを開始してございます。網の構築に取り組んでおりまして、平成二十三年六月一日からサーー年度から市内全域に光ファイバーによる高速ブロードバンド通信本市では、地域情報通信基盤整備事業といたしまして、平成二十

近年契約者数は横ばいの状態にございまして、毎年約百件の新規で、市内の全世帯の約三五%となってございます。本市の光回線の契約者数は、平成三十年度末で二千七百三十五件

にあるというのが現状でございます。はできているんですけども、契約は伸びていない、そういった状況加入がある状況でございます。高速インフラを活用するための基盤が年考系者数に構たりのお息にこさいまして、毎年系音件の業規

了し、南種子町につきましては平成二十九年度に整備が完了してごなお、ありましたとおり、中種子町では平成三十年度に整備が完バンドも充実させるため、公設民営方式をとってございます。また、本市の光ファイバー網につきましては、いち早くブロード

ます。 につきましては、民設民営一部負担方式という方式をとってございにつきましては、民設民営一部負担方式という方式をとってござい本市が公設民営方式であるのに対しまして、中種子町、南種子町 ざいます。

公設民営と民設民営一部負担方式の違いにつきまして、若干触れ

地域の主流となっていると認識してございます。 地域の主流となっていると認識してございます。 を対れども、どちらも前提としましては、民間が運営を行う、そういったとのは、地方公共団体が整備し、民間が運営を行ったというやり方、民設民営一部負担方式につきましては、地方公共のない地域において実施がされるものでございます。ただ、ますけれども、どちらも前提としましては、民間事業者による整備ますけれども、どちらも前提としましては、民間事業者による整備

判断をしてございます。 から、 ございました。本市では、光ファイバー加入促進のために、平成二 の申し込みをいただいている、 ブロードバンド設備分担金の免除を行った経緯というのがございま かかっておりますので、経費面でちょっと負担が大きいのかなとい ないということで、その点がメリットだと認識をしてございます。 十六年の十二月二十六日まで、 うところは、比較している段階では感じているところでございます。 そういった中で、加入者増のために無料キャンペーン等のお話も 方、本市におきましては公設民営ということで、維持費が当然 ただ、免除期間終了後は、 再度免除期間を設けることはちょっと難しいと、現段階では 後年度の負担が不要となるということで、 いいところにつきましては、 新規加入時の工事につきましては、 そういった状況です。 有料工事で毎年度約百件の新規加入 当初のみ整備費の一部を負担 維持費がかから 公平性の観点

之表市の現状だというところで認識をしております。た上で申し込みをされている、そういった状況にあるのが、今の西キャッシュバックの仕組みとか、そういったものを皆さん利用され、だだ一方で、民間のプロバイダーが実施してございますけれども、

契約破棄ができない状況にあります。とちらか片一方の都合ではまいるい限り、一方から契約を破棄することができない契約というですね、どういうことかといいますと、所有者と利用者の双方の合ですね、どういうことかといいますと、所有者と利用者の双方の合いわゆるIRU契約というのを、今現在結んでございます。これがいわゆるIRU契約というのを、今現在結んでございます。これがいかのサービス提供の契約が、一旦区切りを迎えることになります。ところで契約が結ばれている状況です。どちらか片一方の都合では、NTT西日本市の契約ですけれども、今和三年の三月三十一日に、NTT西日本市の契約できない状況にあります。

と、今考えているところでございます。

公から民への移管なども念頭に、検討をちょっと深めてまいりたいに来ていると考えておりますので、契約の増加対策も含めまして、りとか、そういったところも含めまして、ちょっと検討をする時期ただ、今の、先ほど申しましたとおり、民設民営の方法であった

以上です。

○一一番(田添辰郎君) 詳しく説明していただきましてありがと

でも、工事負担金のほう、払わなくてもいいということでございまキャッシュバックという、現状ではキャッシュバックという方法

ヽぃ゙゙。その辺のほう、広報活動のほうをお願いしていただければと思す。その辺のほう、広報活動のほうをお願いしていただければと思

また。 のことを目標にですね、頑張っていただければ幸いかと思っておりのことを目標にですね、頑張っていただければ幸いかと思っておりかにこの高速ブロードバンドの恩恵を市民全体に広げていくか、そおり公設民営でいいのか、難しい問題もあるようでありますが、いまた、先々はどういう方法がいいのかどうかですね、これまでど

では、次の質問に移らせていただきます。

話であります。
あうかということで、コーヒーを飲みに行きまして、そこで聞いたうことになります。私のほう、ちょっと町のほうに、一般質問何やうことについてであります。どのような対策を打っているのかとい手不足についてであります。どのような対策を打っているのかといちょっと抽象的だったかもしれませが、人口減少による深刻な人

けであります。今日質問したとしても、こうやればこうなりますか名前言っても、言わなくてもわかると思うんですが、以前から深夜名前言っても、言わなくてもわかると思うんですが、以前から深夜られまして、私自身なかなか、これ難しい問題だよなと思ったわたられまいで、一度のはあいます。なぜかというふうにお話を聞いたところ、深夜までやるような人手がいないんだということでありました。のかという、市のほうは対応を打ってくれないのかという思いを伝えられまして、私自身なかなか、これ難しい問題だよなと思ったわったが、そういろはあります。今日質問したとしても、こうやればこうなりますから、深夜まのはいう。中国によっているのかという飲食のはありますが、というないではいる。

[経済観光課長 岩下栄一君]

でお答えをいたします。 ○**経済観光課長(岩下栄一君)** 本市の労働者不足への対策につい

ております。率は一・三二倍と、統計を開始した一九六三年以降、最高を更新しでおります。鹿児島県内の昨年度の雇用情勢を示す平均有効求人倍人口減少に伴う労働者不足につきましては、全国でも課題となっ

求人が求職者を上回る、そういった状況の中で、労働者の確保とい九倍、平成三十年度は一・一五倍と、ここ三年ほど一倍を超えて、本市を含む熊毛地区の有効求人倍率も、平成二十九年度で一・一

うのは喫緊の課題となっております。

行っております。ういったことで、マッチングの機会を増やすというような取組みを行うインターンシップ促進事業というのを取り組んでおります。こり県内の大学生を対象といたしまして、市内の事業所で就業体験をこのような状況の中で、本市におきましては、平成二十八年度よ

いうのも実施しております。の方が、自ら会社の魅力を伝え、知っていただくようなセミナーとの方が、自ら会社の魅力を伝え、知っていただくようなセミナーとしまして、就職を希望する高校生に対しまして、市内にある事業所また、種子島高校、それから商工会、ハローワークと連携をいた

ショップや講演会、そういったものも実施しております。を知り、将来的に種子島のために働く意識を醸成するためのワークまた、あわせまして大学と連携し、種子島の魅力や潜在力の高さ

いうふうに思っております。働者確保のための対策、雇用対策のほうに取り組んでまいりたいとの後も関係機関や企業及び庁内関係課とも連携を図りながら、労

以上です。

おります。 ○**一一番(田添辰郎君)** ありがとうごとは、私自身も認識して○**一一番(田添辰郎君)** ありがとうございます。できる限りのこ

ません。東京一極集中ということで、若者が、いまだに東京に集中やはりこの問題、日本の国の政策にもかかわってくるのかもしれ

しております。大阪、名古屋のほうに集中しているわけではなく、

東京一極ということになっております。

予想されるような大規模災害があった場合、本当に大多数の、多数の若者が東京で被害に遭う可能性があるということもありまして、がこの人手対策として行えるのは、やはり難しい話でありますが、そのような対策が打たれる見通しはございません。我々りますが、そのような対策が打たれる見通しはございません。我々りますが、そのようでありますが、ここで仕事をつくっていくということではないかと思います。子育ての環境をよくする、当然でありますが、人手不足を解消するには、働く場所を確保しなければならない、そ人手不足を解消するには、働く場所を確保しなければならない、そ人手不足を解消するには、働く場所を確保しなければならない、そ人手不足を解消するには、働く場所を確保しなければならない、そのようにも関連してまいりますので、ちょっとお聞きをさせていたのようにも関連してまいりますので、ちょっとお聞きをさせていたがきました。

ただきます。 では、馬毛島の自衛隊施設とFCLP訓練について質問させてい

願いいたします。おりでありますということで結構でありますから、御答弁のほうおおりでありますということで結構でございます。また、先ほど答弁したとありましたら、簡略で結構でございます。また、先ほど答弁したと大分同僚議員の質問と重なる部分があります。同じようなもので

ます。一体どのようになっているかということでございます。新聞一今年に入ってから、馬毛島はマスコミ等に大きく報道されており

わけであります。
は変わらないということであります。新聞報道、テレビ報道であるここに自衛隊施設なり、FCLP訓練施設をつくりたいという意識それがだめになりました。そして、その後は、やはり国のほうは、報道、三月、年度末には売買契約が結ばれるという話がありまして、

報道でもございました。

報道でもございました。

ました二十五分番組、翌日には半分に分けて報道されたわけでありますが、厚木のほうで行われていた時期もあって、これはますが、このFCLPの問題、現在硫黄島のほうで行われているわますが、このFCLPの問題、現在硫黄島のほうで行われているわますが、この段階になって、NHKがテレビで取り上げまた我々市民は、この段階になって、NHKがテレビで取り上げまた我々市民は、この段階になって、NHKがテレビで取り上げまた我々市民は、この段階になって、NHKがテレビで取り上げまた。

たのか、初めて気づかさせていただいたわけであります。りましたが、三十年近く前からこの問題、日米間の問題となってい私なども、馬毛島推進の立場でありますが、一生懸命勉強してお

もっとするんではないかということが出ましたんで、それもこれかっと説明してきてまいりました。NHK報道によりますと、騒音はびも、やはりきっちりと確認していかなければならない。私は従来の上をジェット戦闘機が飛ぶのではなく、ここを飛ぶ、ちょっとかの上をジェット戦闘機が飛ぶのではなく、ここを飛ぶ、ちょっとかの上をがより騒音がするんだというテレビ報道もありました。そのれてもかなり騒音がするんだというテレビ報道もありました。そのれてもかなり騒音がするんだということが出ましたんで、それもこれかっと前の上が

確認していかなければなりません。

5

らい、 るのは十日間程度だろうということであります。 国のほうはそのようなことはお示しになりません。 十四日、そういうデータもインターネットから出てまいりましたが たときには、四日間から、短いときは四日間、 惑をかける日数、タッチ・アンド・ゴーの日数というのは十日間ぐ うことでございます。 の整備についてということであります。 \mathcal{O} 必要になりまして、実際にタッチ・アンド・ゴー、 そこでFCLP訓練を年に一回から二回行わせていただきたいとい 防衛省の資料、 しかしながら、このFCLP訓練、 以前、大分昔になりますが、 国を守るにございますように、 前後準備、 片づけのための期間が十日間ずつ 共産党が国会のほうで取り上げ 正式な名称は、 自衛隊施設の整備をして、 長いときは十三日 新たな自衛隊施設 今説明されてい 我々に騒音の迷 市 長も御存じ

そもそも、この自衛隊の施設というものは、皆様御存じのとおり、そもそも、この自衛隊の施設というものは、皆様御存じのとおり、となるということもあるわけであります。

であります。冒頭に令和の問題を、令和の元号の話をさせていただされることがあります。今の東アジアの環境であります。国際関係しかしながら、この国を守る、これを説明する前に、冒頭に説明

きました。和をもってたっとしとなすのは、日本は今も、今からもきました。和をもってたっとしとなすのは、日本は今も、今からもれが終わったかと思えば、今度は調査船が入ってきたという現状もれが終わったかと思えば、今度は調査船が入ってきたという現状もれが終わったかと思えば、今度は調査船が入ってきたという現状もれが終わったかと思えば、今度は調査船が入ってきたという現状もれが終わったかと思えば、今度は調査船が入ってきたという現状もあります。

うな代物があるという現状も御存じかと思います。
ございます。これはヘリが離陸もできる、軍事用にも転用できるよができていたわけでありますが、これも一方的に、中国のほうはそができていたわけでありますが、これも一方的に、中国のほうはそして、東シナ海の日中中間線上には、油田とか、ガス油田とか、

をつくっていった、そのような現実もあります。主張をして、美しいサンゴ礁の島々を埋め立てて、自分たちの基地ります。それがなくなった途端に、南シナ海は自分の海だと言ってのほうは、フィリピンのほう、米軍の軍隊の基地があったわけであまた、下に下がれば、尖閣を、今説明いたしましたが、東シナ海

そのほかにも、戦後すぐでありますが、内政勧奨と言われるかも

に入れられている、そのような現実もあります。す。百万人以上の方が、教育のためだと言われ、強制収容所のほうしれませんが、今やっと取り上げられたウイグルの問題もございま

も、今までずっとあったわけであります。ト人であります。自らの体を燃やして抗議をする、そのような状況をして、チベットの問題もございます。争い事を好まないチベッ

デモがあったわけです。 そして、香港の中でも、百万人のデモがあり、今度は二百万人の

そのような中で、我々の日本は情けないことでございますが、我をのを計画し、今の自由民主党が受け継いでいるという現実があります。本当にこれから地震が起こる、そして、争い事が多な計画であります。そして、東北の大震災が行われる前にできたもな計画であります。そして、東北の大震災が行われる前にできたもなるかもしれない、自分のことは自分で守ろう、民主党が先見的くなるかもしれない、自分のことは自分で守ろう、民主党が先見的なものを計画し、今の自由民主党が受け継いでいるという現実があるかと思います。

は、市長が分断という言葉を使われました。本当に日本は北と南、中で、北朝鮮の動き、そして中国の動きがございます。沖縄のほうとして、戦後動いたことはただの一回もございません。そのような我々日本が、どなたがどう言われようとも、他の国を侵害しよう

認識は市長と同じであります。沖縄と北海道から分断の危機にさらされようとしている、私もその

の国の国民の命を守るために、果たせない地理的な役割を持った島 設、 海はああいう状態になったというふうに、 させていただいたところでございます。そして、馬毛島の自衛隊施 ならないという地勢学的な意味合いがあります。 には本当に御迷惑をかけるわけでありますが、 先ほど言ったフィリピンが、米軍がいなくなった途端に、 FCLP訓練につきましても、 私は信じるわけであります。 沖縄と同様に、 沖縄の米軍、 あの場所になければ これは以前に説明 馬毛島しか日本 沖縄の皆様 南シナ

であります。 故で死んでしまうような、そのような厳しい訓練を行っているわけ がありましたが、日々訓練を行っております。戦いがなくとも、事 自衛隊員、誰よりも強くなる、誰とも戦わないためにという言葉

した。

した。

のおいたに戻らせていただきますが、このような前提条件を、市民は関問に戻らせていただきますが、このような前提条件を、市民は関問に戻らせていただきますが、このような前提条件を、市民は

たとえ自衛隊であろうと、FCLP関連施設の警備は反対である。ございます。「この話が浮上してから、我々の主張は一貫しており、冒頭の挨拶の中で、協議会会長、前市長でございますが、言葉が

ことは、 ある。 私は思っております。 議して、誰もきちっとした情報は持たないまま判断をしていったと から始まったわけであります。この発言があって、 を、 富 戦闘機の爆音は似つかわしくない。 資料はこのまま持ち帰ってほしい気持ちである。 恒久的な負担を押しつけることが明白となった。 ツー・プラス・ツーで明記されたことで、 む、 事前に表明しておく。」この協議会は、 話は聞くが、 優しい住民の住む地域を、未来の子供たちに引き継ぐ責任が 話し合いのテーブルについたということにはならないこと 我々の意思は変わりはない。 我々はこの自然豊かで感受性に 種子島、 市長のこのような発言 今日説明を聞いた 非常に残念であり、 種子島、 議会も反対を決 屋久島 屋久島に の住民に

Ŕ りません。 スコミ報道で大きく流れて、それすら、 さんからも情報が欲しいという話があるわけでありますが、 ければならないかと思うわけであります。 やはり我々は、どういう場合でも市民の声を、 えないわけでありますが、しかしながら、 ません、申しわけありません。一応法学部なんで、 は、 わけですが、今回も報道されておりますが、そのような中で、 説明を聞かなくても初めから反対という方は、当然いらっしゃる スーパーマンではありません。 私は市民の生命、財産を守る責任者だという認識は法的に持て 市民に、とりあえず一票という票をいただきましたけど、 市民より優秀ということではあ それだけしか市民にはわ そのためにも、 市民は、 市民の考えを聞かな 我々市長も議員 そのようには言 市民の皆 今回 市 長

が、その辺はどうでしょうか。いることがなければならない、そういうふうに思うわけでありますりません。当然市長でございます。マスコミの報道以外にも知って

[副市長 中野哲男君]

○副市長(中野哲男君) 馬毛島に関する報道等についての御質問

にお答えをいたします。

たことを確認をしております。いて説明がなされ、その後三月まで国による現地調査が実施をされ月の二十一日に防衛副大臣が来訪し、馬毛島の調査に係ることにつ今年に入ってからの状況を申しますと、議員御承知のとおり、一

確認をされております。ついては、引き続きFCLP施設として検討がなされていくことがっいては、引き続きFCLP施設として検討がなされていくことがまた四月には、日米安全保障協議委員会が開催をされ、馬毛島に

社側から防衛省へ交渉打ち切りの通告がなされたとの報道がなされ、さらに馬毛島に係る土地売買交渉は、社長交代に伴い、タストン

たところであります。

け交渉中であり、その旨の回答を得たところでございます。 この件について、国に確認をいたしましたが、売買契約締結に向

以上でございます。

[市長 八板俊輔君]

○市長(八板俊輔君) すみません、私からちょっと補足をさせて

いただきます

その件について、簡単に御報告をしたいと思います。に防衛省を訪問いたしまして、地方協力局長と面会をいたしました。とで、今の副市長の答弁にあわせて、この四月に、私が職員とともしれませんが、このタイミングで、現情勢についての認識というこ午前中からの議員の御質問の中でお答えすべき内容であったかも

返答をいたしました。 に、別の活用策があると考えて、その検討を進めている、その旨を 作ことを繰り返し述べたところであります。すなわちFCLP以外 前に申し上げた、二年前に就任したときに、当時の局長に申し上げ たことを繰り返し述べたところであります。すなわちFCLP以外 がことから、私も、二年 はしていく旨の発言がございました。ということから、私も、二年 はしていく旨の発言がございました。ということから、私も、二年 は、別の活用策があると考えて、その検討を進めている、その旨を はしていく旨の発言がございました。ということから、私も、二年 は、別の活用策があると考えて、その検討を進めている、その旨を は、別の活用策があると考えて、その検討を進めている、その旨を は、別の活用策があると考えて、その検討を進めている、その旨を は、別の活用策があると考えて、その検討を進めている、その旨を は、別の活用策があると考えて、その検討を進めている、その旨を

ざいます。
渉が難航している旨の印象を受けるような発言があったところでご渉が難航している旨の印象を受けるような発言があったところでごまた、会談の中で、地権者側の代表者が変更したことにより、交

弁をしたとおりでございます。この後の経過につきましては、状況につきましては、小児につきましては、副市長が答

○一一番(田添辰郎君)

市長の御答弁、

副市長の御答弁ありがと

それは二〇一一年、七年前から変わらないんだろうなという、そうの平和を守るために、馬毛島のほう、進めていかなければならない私、一部の議員の中では、市民の中でも、国のほうは当然に日本うございます。

かれて確認されたということであります。いう考え方はしておりました。そのことも、市長のほうも四月に行

ております。同じの中であって、検討段階から実施段階に、私は進んだと思われ同じの中であって、検討段階から実施段階に、私は進んだと思われ市長の答弁いただいております。本当に流れは同じでございます。「今回、私の考えでありますが、二番目の質問であります、これは

受けないという拒否にも思われるわけであります。ていただきました。このことは、一般的には門前払いとも、説明をたわけでありますが、先ほど前市長の協議会会長の挨拶を説明させしかしながら、説明をする云々というのは、以前から言われてい

一さんが委員長のころにやっと実現できたことでございます。いう状況がずっと続いておりました。これは前の期ですか、小倉伸いうよとも、説明を受けませんというふうに受け取っても普通だったとまた議会が全会一致で、この問題について反対の決議案を出したまた議会が全会一致で、この問題について反対の決議案を出した

らないかと思っております。明して御理解をいただくという対応は、言葉は消えましたが、変わ明して御理解をいただくという対応は、言葉は消えましたが、変わそのようなこともありまして、国のほうは、当初からきちっと説

すが、やはり防衛省からそういう話を受けたが、やっぱり変わらな前と同じ考え方を、防衛省のほうにもお伝えしたということなんでまた、この点に関して、先ほどこれまでの市長の考え方を、二年

いですか。お願いします。

○市長(八板俊輔君)二番目の。○市長(八板俊輔君)ごく短時間の会見というか、面談でありました。

題にすぎないと思います。同じ考えだと思います。〇一一番(田添辰郎君) ああ、別にわかっているんで、表現の問

○市長(八板俊輔君) はい、はい、じゃあ。

〇一一番(田添辰郎君) 市長、ありがとうございます。

んです。
本当に、取っかかりが悪いというか、令和の和は、和をもってと本当に、取っかかりが悪いというか、令和の和は、和をもってと

でであります。 我々市会議員もですが、市長も含め、行政の方もそうかもしれま 我々市会議員もですが、市長も含め、行政の方もそうかもしれま のことになります。責任をとれと言われたら、申しわけな のたということになります。責任をとれと言われたら、中しわけな のたということになります。責任をとれと言われたら、中しわけで のたということになります。責任をとれと言われたら、中しわけで のたということになります。責任をとれと言われたら、中しわけで のたということになります。責任をとれと言われたら、中しわけな のたということになります。責任をとれと言われたら、申しわけな のたということになります。責任をとれと言われたら、中しわけで のたということになります。責任をとれと言われたら、申しわけな のたということになります。責任をとれと言われたら、中しわけな のたということになります。責任をとれと言われたら、申しわけな のたということになります。責任をとれと言われたら、中しわけな のたということになります。責任をとれと言われたら、申しわけな のたということになります。責任をとれと言われたら、中しわけな のたということになります。責任をとれと言われたら、中しわけな のたということになります。責任をとれと言われたら、中しわけな のたということになります。方になります。 のたということになります。 のたというになります。 のたというになります。 のたというになります。 のたというになります。 のたというになります。 のたというになります。

そのようなことを考えるならば、我々が献金するのは、法的に違

Ŕ その大きなプラスがあります。そのほかにも、 ということは言えないわけであります。一つの選択をしていかなけ 我々の判断が正しいかどうかは、 ば、 にある。全くあり得ないということはうそであるかと思うんです。 いう部分で、金銭的なプラスもあります。でもマイナス部分も確実 なくて、きちっとプラス、マイナス、メリット、デメリット、この ればならない。だからこそ、情報を市民の皆様に提供して、きっち とがあります。でも、できた場合には、できなかったときはどうか 反でもあります。 言葉は嫌いでありますが、僕自身は国民のために貢献するという、 我々は、市長は市長で考えはお持ちで結構なんですが、やはり四 なかなか本当に責任をとれるかというと、難しいんですよ。 反対、市長がおっしゃるようにレッテルをつけるのでは 市長さんも、推進の立場の僕も、 妙な法律なんですよね。このようなことを考えれ 後を見なきゃわからないというこ 反対の立場の議員さん その分犠牲があると

りが届いているかと思います。これは多分ですが、既に市長のほうにそのような要望書、要請書な聞くための地元住民に対する説明会の開催を要望する声が大きい、一人の知る権利を保障すべく、国、防衛省の正確かつ丁寧な説明を

番目の質問に、今から移らせてもらうんですが、西之表市民、

表市の主人公たる多くの市民から、

国の説明責任及び西之表市一人

西之

ふうになって、余計人口減少が進んで、子供たち自然と言って、子よく、若い経営者の人たちと話します。代替案は何だ、こういう

らうことは必要なのではないでしょうか。 ない、責任はどがんとっとやって言われるです。でも、市長も、僕もと、責任はどがんとっとやって言われるです。であるならば、防とのまであり、それも民主党政権がつくり、自由民主党の政権にかい必要であり、それも民主党政権がつくり、自由民主党の政権にから、責任はどがんとっとやって言われるです。でも、市長も、僕も供たちは、大事な子供たちがおらんようになったらどがんすっとや

うに、 この馬毛島の問題を一般質問させていただいております。 民の皆様に情報提供するとおっしゃっていました。私も、二十数回 やはり市長は最初からおっしゃっていました、 う結果になりますということは一つも言えません。その段階の中で 対をする。でも、どうやるんだといっても、 けであります。市長も多分、別の考えでやる。 なるんだって、神様でもありませんから、よくなるように頑張るだ をしていただきたい 私は、 最後のように質問ではございません。市民に対して情報公開 馬毛島の問題推進の立場でありますが、 頑張りますが、 反対派の皆さんも反 調査研究をして、 推進したからどう 毎回のほ 市

ちっと情報を提供し、判断をしていただく必要があるのではないか今解決しなければならないという時期になったら、市民の皆様にき、報道ではありませんが、二十数年以上の、三十年近くの懸案を、効力は変わらず、また安全保障体制を強化しようという中で、NH効力に変わらず、契約はおじゃんになりましたが、日米の合意の

と思うわけでありますが、どうでしょう。

○市長(八板俊輔君) 市民の皆さんへの説明といいますか、市民

ら 会とも連携をとりながら、検討努力してまいりたいと考えておりまったの知る権利の保障は、大変重要であると考えております。議

囲の話であります

市のために。

中のために。

中のために。

中のために。

中級市民が言うのは当たり前だと思うんですよね。当ただったら、一般市民が言うのは当たり前だと思うんですよね。当ただったら、一般市民が言うのは当たり前だと思うんですよね。当たですが、これ、言ってみれば、市民が言うのも当たり前だと思うとですが、これ、言ってみれば、市民が言うのも当たり前だと思うとの十一番(田添辰郎君) 検討努力していただくのはありがたいん

次の質問に移らせていただきますね

五番目、六番目、七番目になります。

とであります。くなる状況が出てくるかと思うんです。それをどうするかというこくなる状況が出てくるかと思うんです。それをどうするかというこい場合、ペナルティーというか、受けられるメリットを受けられな言葉は悪いです。馬毛島の問題が実際に行われる場合、協力しな

しておりません。馬毛島の自衛隊宿舎に勤める方は二百名だと、私家族の住む宿舎がどこにできるかであります。これは、人数が確定一六、七が、その具体的な事例になるわけでありますが、自衛隊の

しかしながら、国は公式には言っておりません。私が聞いている範模は六百名から七百名の規模のものになると聞いております。でも、これが二百名に変わっております。そして、家族を含めた宿舎の規は思っております。しかしながら、以前は百五十名でありました。

ことをおっしゃる、心配する方もいらっしゃいます。ことで、馬毛島から米軍人の方が出ることはないんですが、自衛隊にとで、馬毛島から米軍人の方が出ることはないんですが、自衛隊とあれるがは家族もいらっしゃいますんで、種子島に宿舎をつくる。西人表市、中種子町、南種子町、どっちにつくってもいいわけでありたます。このままでは、中種子町に取られるんじゃないか、そういうたりに変が、大学のでは、下CLPで訓練に来る米軍人の方たちの宿舎のほう、そういうは、下CLPで訓練に来る米軍人の方たちの宿舎のほう、そういうは、下CLPで訓練に来る米軍人の方たちの宿舎のほう、そういうは、下CLPで訓練に乗る大学の方にあります。訓練との宿舎が、種子島につくるとなっているわけであります。訓練との宿舎が、種子島につくるとなっているわけであります。訓練

話もあります。

港湾整備をして、向こうできちっとやるんではないかと、そういうとでありますから、このような状況であれば、浜津脇港を利用して、とでありますが、馬毛島の一番端から考えますと、浜津脇港が一また港湾のほうも、葉山港から行きますと、西之表市が一番近いまた港湾のほうも、葉山港から行きますと、西之表市が一番近い

仮定の話はできないというふうなお話で進んでおりましたが、今、が、今、状況は変わってきたかに思えるわけであります。以前には、このような問題、市民の方、本当に心配していらっしゃるんです

答えていただけるでしょうか 真剣にお答えできる時期でもないかと、 であるかと思います。 市長、

○市長(八板俊輔君) お答えをいたします。

思

が

員の宿舎の話ですとか、私どものところには一切そういう話は来て については何も決まっていないというふうに認識しております。 おりません。現状は買収交渉が、の途中であるということで、 議員の今言われた、例えばペナルティーですとか、それから、 施設 隊

いというふうにお答えするしかないのかなと思います。 る情報とは思えないわけでありますので、少し答えに、答えられな 議員の言われるような、そういう情報が、私にとっては根拠のあ

○議長(永田 章 君) ここで議長からお願いをいたします。

本日の会議時間は、 議事の都合によって、あらかじめこれを延長

割ってお話しできないのではないかと、そういうふうに想像します 利活用をやるというふうにおっしゃっている方とは、なかなか腹を 初めから反対であったり、 腹を割って話す段階になって初めて出てくる話であるかと思います。 ありましょう。このような話はですね、 ね も残念であります。市長からそれだけ信用されてないということで ○一一番(田添辰郎君) 市長は反対ではないんでしょうが、違う 根拠があるかないか、言われますと、 やはり市長と国、きちっと 私

どこにできるかわかりませんが、数十名の小学生、 中学生の子供

> 顔も笑い声も、 っております。 いるかと思います。このままいけば、 隣の町で聞こえるようになる可能性が大いに高いと その子供たちの かわいい 笑

の場合もらうんですか、もらわないんですか。 は再編交付金を一番もらわなきゃいけない西之表市なんですが、そ になって、馬毛島に自衛隊施設、 地元の意向ということで、二町が賛成で、 おりました。市長のほう、この再編交付金、 前市長のほうは、この再編交付金はいただかないような旨を申して 長も御存じのとおり、自治体の協力を前提とした制度であります。 ますが、さらに、米軍再編交付金の問題でございます。これは、市 この理由、長々と述べれば、また十分かかりますんで、 はっきり言われた記憶がございます。 FCLP訓練施設ができて、本当 地元が賛成だということ 自分と考えが違うけど、 前市長はもらわない やめとき

けれども、 答えのしようがないかなと思います。 そういうものが、私のほうには情報として来ておりませんので、お ○市長(八板俊輔君) 議員の言われる、その再編交付金の根拠といいますか、 先ほどからの質問と同様のことであります

置についての具体的なものが何も決まっておりません。 聞いておりますので、それまでは、 ることはないと。状況が変われば、 えばですね、どういう任務の部隊が来るのか、それすらまだ決まっ これまでの防衛省との面談等の中で、 説明をしたいというふうな話を 私のほうからも施設の、 今は買収交渉中で申し上げ 例えば、 施設設 例

にやりにくいかなと思います。 わからないようなものについて、ここで答弁するというのは、 ていないわけですね。そういう、 議員のおっしゃるような、 根拠の 非常

移らせていただきます。 せん。残念でありますね。 ○一一番(田添辰郎君) 非常に残念でありますが、続きまして 根拠のない話ばかりして申しわけありま

長も一緒に、僕ら議員も一緒に、 いるようであります。昨日の南日本新聞にも報道がありました。市 したらいいんじゃないですかね。 市長、今市長の手元にも要請書が来てるはずです。議会にも来て どうでしょうか。 賛成、 市民も一緒に、もうちょっと勉強 反対ではなく、分断ではな

してます。

さい。 意味がわかりにくかったですね。主語がなかったので、ごめんな

市長も、 半かかるんです。賛成、 ちりと、この説明、 今まで説明は要らないという立場に立ってましたんで、受けられな けですよ。その席を使って、 いんですよね、なかなかね。五、六人で受けたことはあるんですが。 市のほうは、市民のほうは、 市民の皆様に理解してもらおうと思えば、 僕ら議会のほうも、 国が本当に伝えたいことを、 聞くことになると一時間半、 反対抜きで、 市長が言っても、 市民と一緒に国、 国 防衛省の説明会を求めているわ 市長も、 馬毛島が何で必要なの 僕も、 僕ら議会のほうはね 防衛省の説明をきつ 一時間半、二時間 二時間半ぐらいか ほ かの議員さ

> んも、 市民と一緒に聞いて、 判断はその後でいいじゃないですか

勉強しません

○市長 (八板俊輔君) 勉強は日々続けております。

長、どう思います。僕だって、市長に負けぬぐらい、この問題勉強 正したことがあるんですけど、 ○一一番 (田添辰郎君) 一生懸命勉強しているのに、 市長、 勉強はされているんでしょう。でも、 根拠がないと言われるんですよ、市 昔勉強不足だって言って、 訂

僕

拠がないと言われるかもしれませんが。 めんなさい、負けてるかもしれない、勉強してるんです。それを根 し上げたりするかもしれません。日々、 命勉強しているつもりであります。市長の知らない数字を、僕は申 はそういうふうにつながっていくと思うんです。そのために一生懸 ば、 らなきや、これは国の専権事項でもあります。 市民を守るために、僕は市民を守る力はないけど、国が国民を守 国民の命を守れないとなると、我々西之表市民も守れない、僕 市長に負けないぐらい、ご 国の協力をしなけれ

をお願いしたいと思います。 て勉強しましょうよ。してると思うんです。これ以上やりましょう よ、ともに。市長が推進派にならなくもいい、 分断を避けるために、もう一回同じことを聞きます。一緒になっ 別にいい、 そのこと

そして、最後の質問になります。

胸にバッジもつけさせてもらっております。そして、年に

その結果には責任を持てないと申し上げました。に申しわけない、この島がどうなったとしても一生懸命やりますが、四百万円、六千万円近くの報酬をもらってきましたが、市民の皆様

うな責任を考えているのか、教えていただきたいと思います。いながら、国、防衛省の考えるほうになったときに、市長はどのよをとっていくのか。市長がほかの施設を、ほかのものを考えると言をしていくのか。市長がほかの

○市長(八板俊輔君) お答えをいたします。

たほど来、自衛隊といいます。 生いう状況であると思います。 たほど来、自衛隊といいますか、このFCLPの問題で、自衛隊 という状況が変われば説明するというふうに言っております。 いる中で、状況が変われば説明するというふうに言っております。 いる中で、状況が変われば説明するというふうに言っております。 という状況であると思いますか、このFCLPの問題で、自衛隊 という状況であると思います。

議員におかれましては、本問題の。

○議長(永田 章君) 市長、時間です。

○一一番(田添辰郎君) ありがとうございます。

○議長(永田 章君) 以上で田添辰郎君の質問は終了いたしまし

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたします

た。

△日程報告

○議長(永田 章君) あす二十日から七月一日まで本会議は休会 ○議長(永田 章君) あす二十日から七月一日は産業厚生委員会、 二十七日は各常任委員会、二十八日は各特別委員会及び議会運営委 二十七日は経務文教委員会、二十五日、二十六日は予算特別委員会、 こ十一日は産業厚生委員会、 本会議は休会

△散会

○議長(永田 章君) 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後四時十一分散会

本会議第四号 (七 月 二 日

本会議第四号(七月二日)(火)

◎出席議員 (十六名)

五番 一番 永 竹 小 木 Ш 田 下 倉 原 秀 和 兀 章 樹 博

> 君 君

◎欠席議員 (○名)

◎地方自治法第百二十一条による出席者

副 市 長 大 中 平 野 板 和 俊 哲 男 男 輔 君 君 君

会計管理者兼

毛

育 長

総務課長兼 課長

会 計

選管書記長

企

画

課長

森

真

樹

君

大 瀬 浩一

郎

子 さん 君

健康保険課長

一番 ○番

郎

財産監理課長

奥 Ш

村 畑

裕

昭

利

元

明

君

市民生活課長

地域支援課長

務

課長

吉

直 辰

弘

君 君 君 君

九番

鮫 河 和 Ш

市 幸

憲

周

七番 六番

香穂里

さん

則

君 君 君

男

五番 四番

> 長 橋 生 田 中

野 口 田 添 野 島 本 田

広 好

美 文

さん

橋

口

美

高齢者支援課長

経済観光課長

農林水産課長

下

Ш 野 栄 昭

輝 さん 君

長 長 松

◎議会事務局職員出席者

書 次 局

記 長 長

中 古 松

善 成

市下

小

亰

啓

島

水 建 社会教育課長 学校教育課長 学校給食センター所長 教委総務課長兼 監査事務局長 農委事務局長 福祉事務所長 道 設 課 長 長

君

君

吉 河 中 内 遠 下 上 古 里 田 田川 妻 田 千 健 孝 時 法 史 男 男 秋

君

君 君

君 君 君

哉 太 恵 悟 さん 君

△開 議

○議長(永田 章 君) おはようございます。

定刻、 定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、 配付いたしております議事日程第四号のとおりで

あります。

議事日程 (第四号)

日程第 議案第 三号 西之表市報酬及び費用弁償等に関する

条例の一部を改正する条例の制定について

伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

部を改正する条例の制定について

日程第

三

議案第

五号

災害弔慰金の支給等に関する条例の

日程第

議案第

四号

消費税及び地方消費税の税率引上げに

日程第 兀 議案第 六号 西之表市森林環境譲与税基金条例の制

定について

日程第 Ŧī. 議案第 七号 令和元年度西之表市 般会計補正予算

(第一号)

日程第 六 議案第 八号 令和元年度西之表市国民健康保険特別

会計補正予算 (第一号)

> 日程第 七 議案第 九号 令和元年度西之表市介護保険特別会計

補正予算 (第 号)

日程第 八 議案第一〇号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保

険特別会計補正予算 (第一号)

日程第 九 議案第一一号 令和元年度西之表市水道事業会計補正

予算 (第一号)

日 程第 \bigcirc 請願第一三号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担

制度二分の一復元、 複式学級解消をはかるための、

二〇二〇年度政府予算に係る意見書採択の要請につ

日程第 陳情第一四号 「馬毛島 への米軍空母艦載機離発着訓

FCLP 及び自衛隊施設設置に関する防衛省

日程第一二 議案第一二号 による住民説明会の早期開催を求める」 教職員定数の改善及び義務教育費国庫 陳情書

負担制度拡充に係る意見書の提出について

日 程第 三 議員派遣の件

日程第 兀 閉会中の継続審査

△議案審議

○議長 (永田 章君) それでは これより議案審議を行います。

△議案第三号 西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の

部を改正する条例の制定について

いてを議題といたします。 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ ○議長 (永田 章 君) 初めに、日程第一、議案第三号、 西之表市

総務文教委員長の報告を求めます。

[総務文教委員長 河本幸男君登壇

○総務文教委員長(河本幸男君) おはようございます。

弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の 本委員会が付託を受けました議案第三号、 西之表市報酬及び費用

結果を御報告いたします。

改正に伴い、 本案は、 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一 条例の一部を改正しようとするものです。 部

その内容について説明します。

西之表市報酬及び費用弁償に関する条例の別表中、 選挙長等八職

種の報酬を増額する内容となっています。

す参議院選挙から適用され、 附則は、この条例は公布の日から施行するもので、 その影響額は一万五千四百円との説明 今月行われま

本委員会は審査の結果、 全会一致で原案のとおり可決すべきもの を受けました。

として決しました。

以上で報告を終わります。

(永田 章 君) 質疑に入ります。 ありませんか

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (永田 章 君) 以上で質疑を終結し、 討論に入ります。

反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか。

○議長(永田 [「なし」と呼ぶ者あり]

章君)

以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。 本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

起立を求めます。

○議長(永田 [賛成者起立] 章 君) 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第四号 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係

条例の整理等に関する条例の制定につい

地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理等に関する条例の制 ○議長(永田 章 君) 次は、 日程第二、 議案第四号、 消費税及び

総務文教委員長の報告を求めます。

定についてを議題といたします。

総務文教委員長 河本幸男君登壇

○総務文教委員長(河本幸男君) 本委員会が付託を受けました議

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革理等に関する条例の制定について、審査の結果を御報告いたします。案第四号、消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及で財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うためので、本年十月に予定されている消費税率の、現行八%のをです。

採取料、 拠 料、 カュ] 0) 係る各使用料、 料、 の使用料、 用・占用・土砂採取料、 等採取料、 変更されるものは、 点施設の使用料です。 入館料を含む使用料、 市営キャンプ場のテント使用料、 汚泥再生処理センター 安納地区活性化センターの各使用料、 あっぽ~らんどの各使用料、 特産品開発センターきらり・種子島家住宅月窓亭の各使用 都市公園における占用・ 般廃棄物処理手数料、 老人福祉センター使用料、 市が徴収する普通河川の流水占用料及び土砂 道路占用料、 市営球場・市民体育館・フラワーセンタ の使用料・手数料、 水道料金、 一般廃棄物処理業等の許可手数 行為・: 卸売に係る税率、 市民会館の使用料、 港湾の使用・占用・土砂 種子島開発総合センター 施設使用料、 保健センターすこや 中割地区活性化交流 卸売市場に 漁港の使 行政財産

審査の過程において、消費税改正の背景及び経緯と、地方公共団

ました。体が課する消費税についての説明があり、料金の算定根拠が示され

示だけではわからない違いについても説明を受けました。が変わらないもの、内税表示を外税表示に変えたものなど、金額表上げられた際には改正されなかったもの、端数処理によっては料金また、変更が多岐にわたる中で、消費税率が五%から八%に引き

のとおり可決すべきものとして決しました。ことが確実に予測されるに当たり、水道料金を含む各種公共的料金の実質値上げは市民にますますの負担を強いることになり、市民かの実質を選びるに当たり、水道料金を含む各種公共的料金本委員会は審査の結果、消費税増税による市民への負担が増える

以上で報告を終わります。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

[一五番 渡辺道大君登壇]

員長報告に反対の立場から討論を行います。○一五番(渡辺道大君) 議案第四号、消費税及び地方消費税の税

引き上げに伴い、本市の公共的料金を値上げするものであります。本条例は、十月に予定されております消費税率を八%から一○%

ないかと言われております。
法人税減税分で二百九十一兆円、約八割が穴埋めに使われたのでは十二兆円に上り、その一方で、大企業や大資産家への減税、そしてけれども、導入時から二○一八年度までの消費税収は累計で三百七消費税については、三%、五%、八%と改正をしてきております

る節約を強いられるところであります。約一カ月分が消費税に充てられると言われ、一〇%になればさらなでおり、現在、年収二百四十万円の人でも年間二十万円以上の収入また、増税前に比べ家計の消費支出が年間二十五万円も落ち込ん

また、

一時期であります。

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) ほかに反対討論はありませんか。

[七番 和田香穂里さん登壇]

委員長報告に反対の立場から討論いたします。 税率引上げに伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、○七番(和田香穂里さん) 議案第四号、消費税及び地方消費税の

今ほど同僚議員からも消費税の問題点について挙げられました。

ますし、命にかかわる水道料金等のインフラにもです。にかかるこの消費税、食品や教育、医療などにも当然かかわってきさ。赤ちゃんからお年寄りまで暮らしの隅々に至る、あらゆる消費消費税の不公平や不平等さ。そして、消費税の財源の使途の不透明

また、負担軽減措置が言われていますが、これは一部対象であり、成長率は少ないながらもプラスになっているということです。去二十年間の各国成長率ランキングで日本は堂々のマイナス二〇%去二十年間の各国成長率ランキングで日本は堂々のマイナス二〇%の長端の生活を直撃し、圧迫するこの消費税、一九九七年に五%に

だきたい問題だと思います。ではありません。国会できちんと国会議員の方々に取り組んでいた対しておりますが、ただ、これはこの市議会でどうこうできることへの引き上げ、私も消費税引き上げ、消費税のあり方そのものに反

てくるということです。まな分野にわたる、市が徴収するいろいろな料金に消費税がかかっさて、今回の条例改正では先ほどの委員長報告のとおり、さまざ

ど、老人福祉センター、その他さまざまな利用料も含まれており、たように、市民会館や市営グラウンド、市民体育館、あっぽ~らん市民の健康で文化的な生活に資する施設、例えば報告にありまし

その引き上げは小中学校生の利用料にもかかってきます。

値上げにほかなりません。を営む権利を有する、この健康で文化的な生活から市民を遠ざけるを営む権利を有する、この健康で文化的な生活から市民を遠ざける憲法第二十五条に保障されている健康で文化的な最低限度の生活

方々の利用にかかる部分はしっかりと見直し、 響が大きい消費税率引き上げ、 ではないかと思います。特に、子供や高齢者など実際に所得のない の義務はないんです。このあたりも市民の理解、 控除されるんですね。 とおり、水道会計以外は消費税法第六十条第六項の規定により全額 税率アップの影響は受けると思いますが、 も影響の小さい部分から市の使用料等に関しては見直してもよいの したが、果たして市は市民の方々にきちんと説明するのでしょうか。 分になってくるかと思います。そういった説明を委員会では受けま 消費税率アップその当日から負担が増大する、この市民生活の影 市の財政も当然、さまざまな経費に消費税がかかってくるので、 反対の討論といたします。 市が払う消費税というのはないんです。 市民の生活への影響を見てから、最 委員会でも説明のあった 今回は見送るべきと 納得のいかない部 納付

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか

[一番 下川和博君登壇]

長報告に賛成の立場で討論をいたします。 引上げに伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、委員の一番(下川和博君) 議案第四号、消費税及び地方消費税の税率

うとするものであります。税等の税率が八%から一○%に変わることから関係条例を整理しよ本案は、消費税関連法案改正に伴い、令和元年十月一日から消費

理しようとするものであります。うですけれども、今回の条例改正は単に法令を遵守をして条例を整消費税そのものや消費税の法令の仕組みに反対との意見もあるよ

税の移動がないような仕組みが法制化されております。十条の六により支払いと受け取りを同額とみなすことにより、消費そこで、消費税の仕組みでは、一般会計においては消費税法第六

たします。例の改正案は適切であると判断をし、委員長報告に賛成の討論とい例の改正案は適切であると判断をし、委員長報告に賛成の討論とい以上のことから、法令に従い適正な課税を行おうとする今回の条

以上です。

○議長(永田 章君) ほかに討論はありませんか

[一一番 田添辰郎君登壇]

員長報告に賛成の立場から討論をさせていただきます。 率引上げに伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、委○**──番(田添辰郎君)** 議案第四号、消費税及び地方消費税の税

るものであります。
和自身、今回の消費税増税のほうは反対の思いを持っております。
ないのであります。

いうふうに私自身は考えております。
いうふうに私自身は考えております。
しかしながら、今回の委員長提案でございますが、手続上の問題しかしながら、今回の委員長提案でございますが、手続上の問題

賛成の討論といたします。 市民生活に混乱をもたらすその一点のみにおいて、委員長報告に

○議長(永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(永田 章君) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第五号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正

○議長(永田 章君) 次は、日程第三、議案第五号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題

産業厚生委員長の報告を求めます。

[産業厚生委員長 生田直弘君登壇]

案第五号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例○**産業厚生委員長(生田直弘君)** 本委員会が付託を受けました議

の制定について、審査の結果を報告いたします。

行うものです。 に伴い、災害援護資金の取り扱いに改正があったため条例の改正を本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律が一部改正されたこと

たこと。二つ目は、償還方法で、年賦、半年賦に加え、月賦償還がで条例で定めることができ、かつ規則への委任ができるようになって行われました。一点目は、貸付利率について、利率を年三%以内主な法律の改正内容は、災害援護資金について大きく三点につい

- 。 町村の判断で条例で定めることができるようになったことでありま可能になったこと。三点目は、保証人を附すかどうかについて、市

な条例改正を行うとの説明がありました。整理及び参照条項の移動に伴う整理に加えて、具体的に以下のようを正れを受けて、当該条例では、法律や施行令の変更に伴う語句の

ことを規定します。

立てない場合は、据え置き期間後三%以内で規則で定める率とする項では、利率について保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を受けようとする方は保証人を立てることができる旨を規定し、第二受けようとする方は保証人を立てることができる旨を規定し、第二、改正領に、政定後は保証人を追加改正前は利率のみ定めていた第十四条に、改正後は保証人を追加

がありました。

、県内の各市の動向もおおむね同様の取り扱いであるとの説明みで、県内の各市の動向もおおむね同様の取り扱いであるとの説明を採用し、以降、同資金の利率に連動して規則を改正していく見込制度における貸付金である母子福祉資金等の利率を参考とし、一%はお、施行時において、規則の中の利率については、ほかの福祉

より計算した額となります。
る年五%の割合で、支払い期日の翌日から支払い当日までの日数になお、違約金の内容は、延滞元利金額につき国が法令で別途定めすること、及びその保証債務が違約金を包含することを規定します。第三項では、保証人が貸し付けを受けた方と連帯し、債務を負担

還を追加して規定するとの説明がありました。改正する前は年賦・半年賦のみ定めていたものに、改正後、月賦償が正する前は年賦・半年賦のみ定めていたものに、改正後、月賦償がえて、償還等を規定する第十五条第一項中の償還方法について、

合の貸し付けに適用することを規定するものです。の規定は、条例の施行の日以降に生じた災害により被害を受けた場第二項で、経過措置として、改正後の第十四条及び第十五条第三項所則については、第一項で、条例の施行の日を公布の日からとし、

とのことです。 なお、本市において当該制度が適用された対象者は過去にいない

きものとして決しました。以上、本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべ

以上で報告を終わります。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(永田 章君) 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第六号 西之表市森林環境譲与税基金条例の制定につい

7

林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。○議長(永田 章君) 次は、日程第四、議案第六号、西之表市森

産業厚生委員長の報告を求めます。

[産業厚生委員長 生田直弘君登壇]

の結果を報告いたします。 | ○産業厚生委員長(生田直弘君) | 本委員会が付託を受けました議|

ついて記載し、 は運用益の処理について、第六条は処分について、 適正な管理や運用等を定めるため条例を制定しようとするものです。 たことに伴い、当該譲与税を市町村が基金として積み立て、 年四月一日に施行されたことにより、 本案は、 条例では、 第三条は管理について、 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成三十 第一条で基金の設置について、 規定するものであります。 第四条は繰替運用について、 森林環境譲与税が創設され 第二条は積み立てにつ 第七条は委任に 基金の 第五条

> 基金を設置する主な理由としては、基金を設立することで事業の した。

こうこです。

とのことです。

附則として、この条例の施行日を公布日からとします。

果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。の森林政策の観点から賛成との意見が出され、本委員会は審査の結論する必要がある等の意見が出されたものの、基金のあり方についる、本意の森林政策の観点からであり、温室効果ガス削減の取り組み等の森林政策の観点からであり、温室効果ガス削減の取り組み等の森林政策の観点からの説明を受けて慎重に審査を進めたところ、審査

以上で報告を終わります。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

[一六番 橋口美幸さん登壇]

○一六番(橋口美幸さん) おはようございます。

基金として積み立てる条例を制定しようとするものです。一年四月一日に施行されたことにより、森林環境譲与税を市町村が本案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成三十日本共産党議員団を代表いたしまして反対の立場で討論を行います。議案第六号、西之表市森林環境譲与税基金条例の制定について、

解を求める必要があるのではないでしょうか。ということです。国民にはもっとそのような丁寧な説明をして、理を森林環境税へと看板だけかえて、住民からは取り続ける税である震災を名目に上乗せされている復興特別住民税個人均等割年間千円震災を名目に上乗せされている復興特別住民税個人均等割年間千円

ないでしょうか。

さいでしょうか。

ないでしょうか。

のような必要不可欠な事業は別枠で予算措置こそ必要なのではに関する費用に充てられることになってはおりますが、国民の求めに関する費用に充てられることになってはおりますが、国民の求めに関がの開始時期となり、使い道としては間伐や森林整備及びその促進一方、課税は五年後となっているにもかかわらず、本年度から譲

するというものです。計からの借入れで対応し、後年度の森林環境税の税収の一部で償還計からの借入れで対応し、後年度の森林環境税の税収の一部で償還事業費は、二〇二三年度までの五年間は交付税及び譲与税特別会

以上、簡潔にこの税の問題点を述べましたが、総じて、森林環境

理権を設定することができ、 林経営管理法との関連で、一定の手続をすれば市町村が私有林の管 と同じような企業負担も求められなければなりません。第三に、 効果ガス排出企業に負担を求めることを議論するべきであり、国 ること。 税の問題点は、 ることも大きな問題点となっておりますことを指摘いたします。 第二に、 第一に、 温暖化対策に必要な費用負担と言うならば、 所得の低い人にも 財産権の侵害となる仕組みとなってい 一律の均等割の負担とな 温室 森 民

指摘をいたします。 税の増額を増やして、財源保障を国が行うべきだということを強くまた、需要のある自治体への財産配分という観点からは地方交付

以上、反対討論といたします。

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか

[一〇番 中野 周君登壇]

地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲掛出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な本案は、パリ協定の枠組みのもとにおける我が国の温室効果ガス本案は、パリ協定の枠組みのもとにおける我が国の温室効果ガスの事で対論にでいて、委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

し、運用するためこの条例を制定しようとするものであります。与税の創設に伴い、当該譲与税を基金として積み立て、適正に管理与税に関する法律平成三十一年法律第三号の施行による森林環境譲

課税されることになっているようです。 森林環境税の創設は令和六年一月一日施行され、令和六年度から

の大部の大学は、森林の有する公益的機能の維持管理の重要性に鑑み、この法律は、森林の有する公益的機能の維持管理の重要性に鑑み、この法律は、森林の有する公益的機能の維持管理の重要性に鑑み、この法律は、森林の有する公益的機能の維持管理の重要性に鑑み、

せて実施することになっているようです。率は年額一律千円で、賦課徴収は市町村で行い、個人住民税とあわ納税義務者は国内に住所を有する個人に対して課する国税で、税

けいいて。として政令で定める扶助を受けている者等を非課税とする措置も設として政令で定める扶助を受けている者等を非課税とする措置も設同時に、生活保護法の規定による生活扶助その他これに準ずる者

木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用及び都道府県であり、その使途は間伐や人材育成、担い手の確保、十一年度から譲与されることになっており、その譲与団体は市町村森林環境譲与税の創設は平成三十一年四月一日施行され、平成三

に充てるように義務づけられております。

制定しようとするものであります。適正に管理し、運用するため、西之表市森林環境譲与税基金条例を冒頭でも申し上げましたが、この譲与金を基金として積み立て、

ことをうたっております。
に定めるもののほか基金の管理に関し必要な事項を市長に委任する
六条では第一条の目的を達成するための処分を、七条ではこの条例
方法を、四条では繰替運用を認め、五条で運用益金の処理方法を、
で設置の目的を、二条で積み立ての額の選定方法を、三条で管理の

を明確に運用するための条例制定であります。税を基金として積み立て、適正に管理すると同時に、その事業使途林環境譲与税の創設に伴い、その趣旨に沿った規定で森林環境譲与繰り返しになりますが、平成三十一年法律第三号の施行による森

まさに時宜を得た条例制定の議案であると評価をいたします。加えて、本年度より交付される森林環境譲与税でありますので、

に賛成の討論といたします。 よって、当然のこととして、可決すべきものと訴え、委員長報告

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長

(永田

章 君)

ほかに反対討論はありませんか

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

起立を求めます。本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

[賛成者起立]

○議長(永田 章君) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第七号 令和元年度西之表市一般会計補正予算(第一号)

西之表市一般会計補正予算(第一号)を議題といたします。○議長(永田 章君) 次は、日程第五、議案第七号、令和元年度

予算特別委員長の報告を求めます。

[予算特別委員長 小倉初男君登壇]

案第七号、令和元年度西之表市一般会計補正予算(第一号)につい○**予算特別委員長(小倉初男君)** 本委員会が付託を受けました議

審査の結果を御報告いたします。

十八万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一億八千八百五

地方債の変更は辺地対策事業ほか三件、合計四件で、限度額を八

五億三千四百五十八万四千円とするものです。

億四千二百五十万七千円と定めるものです。

次に、歳入から説明いたします。

もので、令和元年より交付される新しい譲与税となります。地方譲与税の森林環境譲与税は四百九十九万円を新規に追加する

るものです。
率変更によるもので、事務費と商品券のプレミアム分を追加計上す金、同事業補助金の増額は、本年度十月に予定されている消費税税 国庫支出金の民生費国庫補助金、プレミアム付商品券事務費補助

るものです。 化交付金事業に種子島のさかな魅力発見事業が採択されたことによ旧じく、農林水産業費国庫補助金の増額は、過疎地域等自立活性

原線、安城平松線、城上之原線の交付決定によるものです。市債の辺地債の増額は、社会資本整備総合交付金事業の西町上之

次に、歳出について説明します。

を補正予算財源調整により増額するものです。に伴う西之表市森林環境譲与税基金への積み立てと、財政調整基金総務費、総務管理費、財産管理費の増額は、森林環境譲与税創設

校区の備品購入等に係るものです。同じく、地域振興費の増額は、コミュニティ助成事業により国上

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の増額は、プレミアム付商

品券給付金等によるものです。

のとの説明を受けました。同じく、介護保険事業費の増額は、低所得者保険料軽減によるも

るためのものです。 農林水産業費、水産業費、水産振興費の増額は、過疎地域自立活 農林水産業費、水産業費、水産振興費の増額は、過疎地域自立活

貸与希望者増に伴う増額補正が計上されています。数が減ったことによる減額補正と、大学・専門学校の奨学資金新規教育費、教育総務費、事務局費には種子島しおさい留学の留学生

審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決し

以上で報告を終わります。

り討論に入ります。反対討論はありませんか。 〇議長(永田 章君) 質疑については省略をいたします。これに

[一五番 渡辺道大君登壇]

措置としております。国の補助事業であれば、消費税を上げなけれ今回、消費税率引き上げによる低所得者・子育て世帯への影響緩和て、提案をされておりますプレミアム付商品券事業ですけれども、補正予算について、第四号議案と同趣旨で反対といたします。加え一五番(渡辺道大君) 議案第七号、令和元年西之表市一般会計

帯があっては事業としての問題、疑問を持つところであります。としておりますけれども、元手となる金額を捻出するのに大変な世ばよいのではないかと考えます。また、低所得者・子育て世帯向け

論といたします。 第四号議案に関連した補正予算となっているとの立場で反対の討

○議長(永田 章君)

賛成討論はありませんか。

ほかに討論はあ

りませんか。

[一番 下川和博君登壇]

せていただきます。 ○一番(下川和博君) 議案第七号、令和元年度西之表市一般会計

いうことではないのではないかと思います。今回は、消費税そのものとか消費税の法令の仕組みについてどうとでありましたけれども、先ほども賛成討論をいたしましたけれども、ただいま反対者の方が議案第四号と同様のことで反対ということ

介護保険事業等でも軽減の措置を捉えております。計については、低所得者向けにプレミアム商品券の給付とか、また、制定をしておるということでありましたので、ただ、今回、一般会にだ、先ほどの条例は、消費税そのものではなくて、関係条例の

○議長(永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決でありますので、委員長報告に賛成の討論といたします。 国としても低所得者向けには幾らかの措置をしておるということ

いたします。

起立を求めます。本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

[賛成者起立]

よって、本案は原案のとおり可決されました。 ○**議長(永田 章君)** 起立多数であります。

△議案第八号 令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正

ます。 ○議長(永田 章君) 次は、日程第六、議案第八号、令和元年度

予算特別委員長の報告を求めます。

[予算特別委員長 小倉初男君登壇]

案第八号、令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第○**予算特別委員長(小倉初男君)** 本委員会が付託を受けました議

一号)について、審査の結果を御報告いたします。

四百三十一万六千円とするものです。
円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億一千本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ六十八万四千

補正の内容につきまして歳入から説明します。

繰入金の一般会計繰入金の減額は歳出の人件費補正に伴うもので輸出の対名に、高いして高力力を記りします。

す。

次に、歳出について説明します。

総務費の一般管理費の減額は職員の人事異動に伴う人件費の補正

です。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきもの

として決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(永田 章君) 質疑については省略をいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

り討論に入ります。反対討論はありませんか

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

起立を求めます。 本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

[賛成者起立]

○議長(永田 章君) 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第九号 令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算

(第一号)

西之表市介護保険特別会計補正予算(第一号)を議題といたします。〇議長(永田 章君) 次は、日程第七、議案第九号、令和元年度

予算特別委員長の報告を求めます。

[予算特別委員長 小倉初男君登壇]

○予算特別委員長(小倉初男君) 本委員会が付託を受けました議

百六十三万二千円とするものです。を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十一億九千二本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六十三万二千円

補正の主なものにつきまして歳入から説明します。

険料軽減強化の完全実施により百八十一万一千円を減額しておりま介護保険料は、消費税率改定に伴う低所得者の第一号被保険者保

域支援事業交付金等の再算定を行っています。 国庫支出金及び県支出金については、歳出予算の補正に伴い、地

す。

ます。 一般会計繰入金は、歳出予算の補正に伴い、再算定を行っており

一の補塡分を含めた繰入額となっています。者保険料軽減強化の完全実施による補正で、国二分の一、県四分の先ほど申し上げました消費税率改定に伴う低所得者の第一号被保険また、低所得者保険料軽減繰入金の一千八百五十万円の追加は、

次に、歳出について説明します。

制度改正に伴うシステム改修に係る負担金によるものです。総務費、一般管理費の増額は、職員の人事異動に伴う人件費及び

保険給付費の介護サービス等諸費では、財源組み替えを行ってお

ります。

員の人事異動によるものです。 地域支援事業費の地域包括支援センター運営事業費の増額は、職

同じく、任意事業費の増額は介護報酬改定に対応するためのシス

テム改修に係る委託料です。

のとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(永田 章君) 質疑については省略をいたします。これゎ

[「なし」と呼ぶ者あり]

り討論に入ります。反対討論はありませんか

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

起立を求めます。本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

[賛成者起立]

○議長 (永田 章 君) 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一〇号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別 会計補正予算(第一号)

○議長 (永田 章君) 次は、 日程第八、 議案第一〇号、 令和元年

といたします。 度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第一号)を議題

予算特別委員長の報告を求めます。

[予算特別委員長 小倉初男君登壇」

○予算特別委員長(小倉初男君) 本委員会が付託を受けました議

案第一○号、令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正 (第一号) について、審査の結果を御報告いたします。

予算 本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ九十四万五千

五万五千円とするものです。

円を減額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千三百

補正の内容につきまして歳入から説明します。

繰入金の一般会計繰入金の減額は、 歳出の人件費補正に伴うもの

歳出について説明します。

総務費の一般管理費の減額は、 職員の人事異動に伴うものです。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきも

本委員会は、

のとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(永田 章 君) 質疑については省略をいたします。

り討論に入ります。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (永田 章 君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

起立を求めます。 本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

[賛成者起立]

○議長 (永田 章 君) 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一一号 令和元年度西之表市水道事業会計補正予算

(第一号)

度西之表市水道事業会計補正予算 ○議長(永田 章君) 次は、日程第九、 (第一号) を議題といたします。 議案第一一号、 令和元年

予算特別委員長の報告を求めます。

[予算特別委員長 小倉初男君登壇

○予算特別委員長 (小倉初男君) 本委員会が付託を受けました議

について、審査の結果を御報告いたします。

第1。五十一万四千円増額し、四億八千二百六十五万二千円とするもの九万六千円増額し、四億八千七百二十九万五千円、支出の事業費を九万六千円増額し、四億八千七百二十九万五千円、支出の事業収益を百四十第二条の収益的収入及び支出の補正は、収入の事業収益を百四十

完成検査の手数料を計上しています。給水開始となった地域における給水装置設置の申請に設計審査及び収入について、事業収益では、その他の営業収益として、新しく

経費及び人事異動に伴う経費を考慮しております。 営業外収益は、一般会計からの補助金の減で、統合簡水に要する

たものです。 入れを増額し、特別利益は不納欠損処理済みの水道料金を受け入れ入れを増額し、特別利益は不納欠損処理済みの水道料金を受け入れ長期前受金戻入では、固定資産取得額の確定により補助金の戻し

及び給水費の修繕費をそれぞれ減額しています。定したことによる増、及び財源調整のため、原水及び浄水費と配水事異動に伴う人件費等と減価償却費の前年度取得の固定資産額が確支出について、営業費用の増は、原水及び浄水費から総務費の人

九万三千円増額し、三億六千六百三十八万三千円とするもので、不九千円増額して、六千四百十八万四千円に、資本的支出を九百八十第三条の資本的収入及び支出の補正は、資本的収入を百四十七万営業外費用、支払利息の減は、企業債利息の確定によるものです。

地方消費税資本的収支調整額で補塡するとしています。足額については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び

経費で、前年度借り入れの企業債の額の確定によるものです。内容については、一般会計出資金の減は、統合簡易水道に要する

子線石堂工区の配水管移設に伴う補償費です。 工事負担金の増は、特定交通安全施設整備事業の県道西之表南種

伴う配水管布設替えと大川田橋梁補修工事に伴う配水管布設替えの支出の施設改良費の増は、県道西之表南種子線石堂工区の整備に

工事費を計上しています。

とするものです。 職員給与費を百八十一万四千円増額して、七千二百五十四万九千円 第四条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、

のとして決しました。本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきも

以上で報告を終わります。

り討論に入ります。反対討論はありませんか。 (議長(永田 章君) 質疑については省略をいたします。これよ

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

本案は、 予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

起立を求めます。

[賛成者起立]

(永田 章君) 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会並びに全員協議会開催のため、 しばらく

休憩をいたします。

再開につきましては庁内放送等で連絡をいたします。

休憩に入ります。

午前十時五十六分休憩

午前十一時四十五分開議

○議長(永田 章 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

すが、議事の進行上、全ての議案を終了次第、 ここで、議長よりお願いを申し上げます。間もなく正午となりま 閉会とさせていただ

議長、榎園智香子氏より提出されたものです。

きます。御理解をいただきたいと思います。

それでは、 議案審議を続行いたします。

次は請願・陳情の審議を行います。

△請願第一三号 二〇二〇年度政府予算に係る意見書採択の 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二 分の一復元、複式学級解消をはかるための

要請について

○議長 善と義務教育費国庫負担制度二分の一 議題といたします ための、二○二○年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを (永田 章君) 日程第一〇、 復元、 請願第一三号、 複式学級解消をはかる 教職員定数改

総務文教委員長の報告を求めます。

_総務文教委員長 河本幸男君登壇

七十六番地、 見書採択の要請について、審査の結果を御報告いたします。 元 願第一三号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復 ○総務文教委員長(河本幸男君) 本請願書は、 複式学級解消をはかるための、二〇二〇年度政府予算に係る意 鹿児島県教職員組合熊毛地区支部西之表市地区協議会 川村孝則議員を紹介議員として、 本委員会が付託を受けました請 西之表市安納九百

国の学級編制基準を改めて、学校統廃合によらない複式学級の解消 島 務教育費国庫負担制度の負担割合を二分の一に復元すること。離 て加えること。教育の機会均等と水準の維持向上を図るために、義 化しているため、 童生徒が増加し、交流学習では四十人を超える学級活動などが常態 めに計画的な職員定数改善を推進すること。特別支援学級在籍の児 趣旨は、子供たちの教育環境改善、 ・山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保障するため 特別支援学級の児童生徒を交流学級の在籍数とし 教職員の長時間労働改善のた

に向けて適切な措置を講ずること。

以上の趣旨に基づき、政府関係機関への意見書の提出を求めるも

した。

のであります。

本委員会は審査の結果、全会一致で採択すべきものとして決しま

以上で報告を終わります。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本件を採決

いたします。

めます。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求

[賛成者起立]

○議長(永田 章君) 全会一致であります。

よって、請願第一三号は採択と決しました。

△陳情第一四号 「馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練(F

省による住民説明会の早期開催を求める」CLP)及び自衛隊施設設置に関する防衛

陳情書

への米軍空母艦載機離発着訓練(FCLP)及び自衛隊施設設置に○議長(永田 章君) 次は、日程第一一、陳情第一四号「馬毛島

関する防衛省による住民説明会の早期開催を求める」陳情書を議題

といたします。

事件につき、西之表市議会会議規則第百十一条の規定に基づき、閉馬毛島対策特別委員会長野委員長から、委員会において審査中の

馬毛島対策特別委員会は議長を除く十五名で構成をされておりま会中の継続審査の申し出がありました。

討論に入ります。

すので、質疑は省略をいたします。

反対討論はありませんか。

[一一番 田添辰郎君登壇]

○一**一番(田添辰郎君)** 陳情第一四号「馬毛島への米軍空母艦載かいないかでございます。形式的な判断でいうと紹介議員がいるでざいましたが、継続に反対の立場から討論をさせていただきます。一般に請願書、紹介議員がいた場合を請願書、ない場合を陳情書、そのように扱っております。形式的な判断でいうと紹介議員がいるかいないかでございます。

ります。 した。 り扱いがなかなか難しい部分の問題もございます。そのときには、 この市民の思い、そういうものをやはり議会がどんどん取り入れて この市民には国籍云々、年齢とか全く関係ないわけでありますが、 きにも、 島対策特別委員会のほうに付託するということが決まったわけであ 議長の判断で陳情のほうは扱っていくというふうになっております。 から陳情のほうも請願と同様に大事に取り扱っていこう、また、 いって考えていかなければならない、そういった民主主義的な観点 扱うというのが一般的なものであります。というのも、 今回の陳情書のほうでございますが、議長のほうが受理いたしま 今回の場合、 そして、議会運営委員会を開きまして付託先を協議し、馬毛 議会運営委員会のほうでも、本会議のほうの付託決定のと 何ら異議のほうは申し出されておりません。 陳情書でございますので、一般的に、 請願と同 市民の皆様 様に 取

そもそも、陳情書におきましては付託された委員会が審査するの に審議を引き延ばす、そのことが本当に市民の負託に応えることに がさいというふうに、そのように議会のほうも動いてくださいとい うことになっているわけであります。大変単純明快な陳情書でもご ざいます。この単純明快な陳情書、内容のものに関して、いたずら に審議を引き延ばす、そのことが本当に市民の負託に応えること、こ に審議を引き延ばす、そのことが本当に市民の負託に応えること、こ なるのかどうか私は疑問を持っております。

けであります。

粛々とこの陳情案件のほう審査すべきであった、そのように思うわ財化先を決めて、本会議でも決まったわけでありますから、本来は特託を決めて、本会議でも決まったわけでありますから、本来は陳情者の場合、議長が受理をし、そして議会運営委員会のほうで

以上をもちまして、反対の討論とさせていただきます。

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか。

[九番 鮫島市憲君登壇]

○九番 対し要望する旨の陳情となっております。 市きび甘しょ生産振興会会長及び鹿児島県自動車振興組合支部長の 島 馬毛島対策特別委員会の決定に賛成の立場で討論いたします。 離発着訓練(FCLP)及び自衛隊施設設置に関する防衛省による 六名から提出され、 住民説明会の早期開催を求める」陳情書について、 本陳情書は、 屋久島農業協同組合長、 (鮫島市憲君) 種子島漁業協同組合長、 地元住民に対する説明会の開催を国、 陳情第一四号 種子島建設業協同組合組合長、 「馬毛島への米軍空母艦載機 西之表市商工会会長、 継続審査とする 防衛省に 西之表 種子

意見から継続審査とする決定に賛成の討論といたします。らしても、陳情内容を十分に、また、慎重に審査すべきであるとの本委員会は市民にとって重要なことであるとの陳情者の趣旨に照

○議長(永田 章君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本件を採決

いたします。

求めます。本件は、委員長申し出のとおり決することに賛成の諸君の起立を

[賛成者起立]

○議長(永田 章君) 起立多数であります。

よって、陳情第一四号は継続審査と決しました。

△議案追加上程・議案審議

○議長(永田 章君) 次は、議案の追加についてお諮りいたしま

制度拡充に係る意見書の提出についてが提出されました。会から、議案第一二号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担ただいま、会議規則第十四条第二項の規定により、総務文教委員

たいと思いますが、これに御異議ありませんか。 この際、議案第一二号の議案一件を追加上程し、直ちに議題とし

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

それでは、直ちに議案審議を行います。

△議案第一二号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制

○議長(永田 章君) 日程第一二、議案第一二号、教職員定数の

提案理由の説明を求めます。

を議題といたします。

[総務文教委員長 河本幸男君登壇]

〇**総務文教委員長(河本幸男君)** 西之表市市議会会議規則第十四

条第二項の規定により提出します。

提出者、総務文教委員会委員長、河本幸男

読み上げて説明にかえさせていただきます。

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

(案)

学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆのである。

革」の中で国庫負担率が二分の一から三分の一に引き下げられた。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改

不可欠である。 のどこに住んでいても、 国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国 の要請である。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は 一定水準の教育を受けられることが憲法上

認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよ よって、国会及び政府においては、 地方教育行政の実情を十分に

うに、下記の措置を講じられるよう、 強く要請する。

児童生徒数が増加し、交流学級では四十人を超える学級活動などが として加えること。 常態化しているため、 計画的な教職員数改善を推進すること。特別支援学級在籍の 特別支援学級の児童生徒を交流学級の在籍数

二、教育機会均等と水準維持向上をはかるため、 義務教育費国庫

負担制度の負担割合を二分の一に復元すること。

するために、国の学級編制基準を改めて、学校統廃合によらない複 離島・山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保障

式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。

令和元年七月二日、 鹿児島県西之表市議会

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

総務大臣、 提出先は衆議院議長、 文部科学大臣であります。 参議院議長、 内閣総理大臣

議員各位の御賛同方よろしくお願いいたします。

(永田 章君) 質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (永田 章 君) 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思いますが、 御異議ありませ

んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章 君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (永田 章 君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章 君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

[賛成者起立]

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

いたします。

○議長(永田 章君) 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

財務大

お諮りいたします。

を要するものにつきましては、その整理を議長に一任されたいと思 ただいま本案が議決されましたが、その字句、 数字その他の整理

います。 御異議ありませんか

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長

永田

章 君)

御異議なしと認めます。

した。 よって、 字句、数字その他の整理は議長に一任することに決しま

△議員派遣の件

○議長(永田 章君) 次は、 日程第一三、議員派遣の件を議題と

いたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しております議員派遣一覧表のとおり、 議員を派遣

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

したいと思いますが、御異議ありませんか。

○議長(永田 章 君) 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

△閉会中の継続審査

○議長(永田 章 君) 次は、 日程第一四、 閉会中の継続審査を議

題といたします。

許可することに御異議ありませんか。 事務調査等に出向、 閉会中、 各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会が所管 または委員会開催の申し出があります。これを

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章 君) 御異議なしと認めます。

会が所管事務調査等に出向、 これを許可することに決しました よって、閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員 または委員会開催の申し出については

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

△市長挨拶

られていますので、これを許可いたします ○議長(永田 章君) 閉会に当たって、 八板市長から発言を求め

市長 八板俊輔君登壇]

○市長(八板俊輔君) 御挨拶を申し上げます。 令和元年第二回定例市議会の閉会に当たり

まして、

にありがとうございました。 は、 本定例会に提案いたしました予算や条例などの議案につきまして 慎重審議を賜り、全議案可決、 同意をいただきました。まこと

が、 よう職員を指導してまいりたいと考えております。 会運営に御迷惑をおかけいたしました。今後このようなことがない 本議会の冒頭、平成三十年度の各専決処分の報告をいたしました 内容について質疑をいただく中で、 休憩時間が長くなるなど議

0 かり反映させてまいります。 議案審議の中で御指摘いただいた課題などは今後の行政運営にし

全安心の確保に努めてまいります。
害が発生しやすくなりますので、引き続き警戒をしながら住民の安ころ本市には警報は出されておりませんが、梅雨の末期には土砂災されるなど、災害を警戒すべき気象状況が続いております。今のといりでは、災害を警戒すべき気象状況が続いております。今のとのは、災害を警戒が発令され、避難勧告が出

より、市民の福祉向上のため一層努力をしてまいります。たに入庁した職員を含め、若い力とベテラン職員の経験との融合に本議会では、理事者側には新たに五人の課長が加わりました。新

の交流の動きが活発になる時期となります。さて、もうすぐ種子島も本格的な夏を迎えます。海が輝き、人々

る予定であります。ほかがディーボードの元世界チャンピオンなど多くのお客様を迎えほかボディーボードの元世界チャンピオンなど多くのお客様を迎える年の鉄砲祭りではポルトガルのヴィラ・ド・ビスポ市長、議長

うにお話をいたしました。毛島はどうなるのかと問われました。私は現状説明に加えて次のよるさとへの思いを語り合ってまいりました。そこで幾人かの方に馬先週末、名古屋市で東海西之表会が開かれ、出郷者の皆さんとふ

と言ってくださいました。ない、皆無である、そうお話をしましたところ、どなたも安心したで、地元の意向に反する形で新施設がつくられたところはどこにも日本国内において、米軍施設でも自衛隊の施設でもない無垢の地

私は今後も、対話を積み上げて理解を広げ、知恵を出し合いなが

所存であります。ら、市民の皆様とともに地域づくり・まちづくりに尽力してまいる

いります。課題につきましては、真摯に向き合い、改善の努力を積み重ねてま課題につきましては、真摯に向き合い、改善の努力を積み重ねてま最後に、本議会を通じて議員各位から御指摘をいただきました諸

した。
っての御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございまかての御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございま発展のため、活動をされますよう期待申し上げまして、閉会に当た議員各位におかれましては、くれぐれも健康に御留意の上、市政

△議長閉会挨拶

○議長(永田 章君) 閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げ

終えることができましたことを厚くお礼を申し上げます。令和元年第二回定例議会が、皆様方の御協力のもと全ての日程を

まず、ビッグな情報をお知らせをいたします。

を拠点に活躍しているが、種子島の人もチャンピオンをぜひ応援をが国上の桜園の出身であることを話されておりました。今は名古屋チャンピオンは種子島に縁のある人ですよ。じいちゃんばあちゃん自慢しながら話しかけてくる姿にしばらく時を費やすことでした。世界フライ級チャンピオン田中恒成を知っとるかいと写真を両手に世界、出郷者の会東海西之表会において、ある御婦人が、WBC

していただきたいとのことであります。

られたところであります。
活躍を応援することを約束し、情報交換の重要性を改めて感じさせ私自身、情報不足を痛感、反省しながら、今後のチャンピオンの

く願うものであります。かれましては、さらなる市民の生活向上に努めていただくことを強いれましては、さらなる市民の生活向上に努めていただくことを強慎重審議をいただいたことは御案内のとおりであります。当局におさて、今定例会において一般会計補正予算百五億三千四百万円、

を講じていかなければならないと思います。引き続き新たな対策部の格差はまだまだ目に余るものがあります。引き続き新たな対策基づき、さまざまな事業導入を図ってまいりましたが、地方と都市は、私ども西之表市、これまでも国の示した地方創生の基本方針にまた、市長におかれましては所信表明の中で、中心市街地の活性また、市長におかれましては所信表明の中で、中心市街地の活性

らなる議論を深めていただきたいものと思います。方に御理解を求めながら、二元代表制の役割を御理解いただき、さ性化対策となれば、早急な取り組みが必要となります。市民の皆様港町再生、これもまた喫緊の課題であります。地方創生の中の活

とを御祈念申し上げ、私の挨拶といたします。体調にくれぐれも御自愛をいただき、さらなる御活躍をされますこ最後に、七月に入りいよいよ夏本番、皆様方におかれましては、

△閉会

○議長(永田 章君) 以上をもちまして、令和元年第二回西之表

市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

午後零時八分閉会

地方自治法第百二十三条第二項の規定によってここに署名する。

_	_	議
四	三	
番	三番	
議	議	長
員	員	